官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令（六一）　七
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（六二）　八
○海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令（六三）　九
○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（六四）　二
○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（六五）　二
○医療法施行令等の一部を改正する政令（六六）　二
○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（六七）　二
○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（六八）　二
○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（六九）　二三
○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（七〇）　二四
○予防接種法施行令の一部を改正する政令（七一）　二五
○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（七二）　二五
○児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（七三）　二六
○児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（七四）　二六
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（七五）　二六
○恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（七六）　二五
○平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令及び令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（七七）　二五
○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（七八）　二六
○戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（七九）　二七

〔内閣官房令〕
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房二）　二六

〔府　令〕
○母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一二）　二九
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（同一三）　三〇

〔府令・省令〕
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）　三

〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一一）　一二
○特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令（デジタル庁・総務・法務一）　一三
○特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項を定める命令（同二）　一三

〔省　令〕
○特定在留カードの交付の申請に関する規則（総務・法務一）　一三九
○特定特別永住者証明書の交付の申請に関する規則（同二）　一三三
○経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令（総務・経済産業一）　一三六
○出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令（法務二〇）　一四七
○不動産登記規則の一部を改正する省令（同二一）　一六六
○資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）　一七一
○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働三七）　一七五
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（同三八）　一八一
○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（同三九）　一八五

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令（同四〇）　一八
○社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（同四一）　一九
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（同四二）　一九
○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四三）　一九
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四四）　一九
○独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同四五）　一九
○医療法施行規則等の一部を改正する省令（同四六）　一九
○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（同四七）　二一
○国民年金基金規則等の一部を改正する省令（同四八）　二一
○船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通一九）　二三
○独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令（同二〇）　二三
○水道法施行規則の一部を改正する省令（環境七）　二三
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同八）　二四

〔規　則〕

○個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（個人情報保護委一）　二五

〔法規的告示〕

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（個人情報保護委二）　二五
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）の一部を改正する告示（同四）　二八
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（同五）　二九
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁一〇）　三〇一
○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第四条の二第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（こども家庭庁・厚生労働二）　三〇二
○訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第三条第一項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（同三）　三〇三
○住民記録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件（総務一〇八）　三〇五
○住民記録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件（同一〇九）　三〇七
○戸籍附票システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件（同一一〇）　三〇八
○戸籍附票システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件（同一一一）　三一六
○印鑑登録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件（同一一二）　三一七
○印鑑登録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件（同一一三）　三一七
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の選挙人名簿管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体を定める告示（同一一四）　三一八
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五条各号に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示（同一一五）　三二五
○刑事施設等の中に設けられた病院等を検査する場合に立ち会わせる者を指定する告示の一部を改正する件（法務二四）　三二六
○社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示（文部科学・厚生労働二）　三二六
○厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示（厚生労働一一六）　三二七
○保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件（同一一七）　三二七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同一一八）　三二七
○要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件（同一一九）　三二七
○厚生労働大臣が定める指定訪問看護の一部を改正する件（同一二〇）　三二七
○労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製造時等検査の方法（同一二一）　三二八
○労働安全衛生法第五十四条において準用する同法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める個別検定の方法（同一二二）　三二八
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五条第二項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を定める件の一部を改正する件（農林水産四三七）　三四四

○かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件の一部を改正する件（同四三八）　三五五
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める算定方法の一部を改正する件（経済産業・環境二）　三五七
○上信越高原国立公園の公園計画を変更する件（環境一一）　三五七
○国立公園の公園事業を決定する件（同一三）　三五七
○国立公園の公園事業を変更する件（同一四）　三五七

〔その他告示〕

○都道府県への補助金事務の委任範囲を定める告示（デジタル庁四）　三五八
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和六年度の財政再生計画の実施状況報告の概要を公表する件（同一一七）　三六一
○令和六年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件（同一一八）　三六四
○令和七年総務省告示第三百四十九号の一部を訂正する件（同一一九）　三七四
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和六年度の公営企業の経営健全化が完了した団体の報告の概要を公表する件（総務一一六）　三七四
○かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件の一部を改正する件（同四三八）　三七五
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める算定方法の一部を改正する件（経済産業・環境二）　三七七
○上信越高原国立公園の公園計画を変更する件（環境一二）　三七七
○国立公園の公園事業を決定する件（同一三）　三七七
○国立公園の公園事業を変更する件（同一四）　三七八
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一二〇）　三七八
○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（同一二一）　三七八
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一二二）　四一六
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（同一二三）　四一九
○結核に関する特定感染症予防指針等の一部を改正する告示（厚生労働一二三）　四二〇
○労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務を自ら行うものとする件（同一二四）　四二一
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産四三九～四四七）　四二三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通四二一）　四二四
○秋田空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四二二）　四二五
○船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定が失効した件（同四二三）　四二五
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同四二四）　四二六
○公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（環境一五）　四二六
○公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（同一六）　四二六
○環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（同一七）　四二七
○国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（同一八）　五七〇
○道路に関する件（東北地方整備局五三～五九）　五七五
○道路に関する件（関東地方整備局一三七、一三八）　五七六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一三九）　五七六
○道路に関する件（中部地方整備局二六～三〇）　五七七
○都市計画に関する件（同三一～三四）　五七八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（近畿地方整備局三四）　五七八
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件（同三五～四一）　五七九
○道路に関する件（中国地方整備局三一～三四）　五八〇
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を作成した件（同三五）　五八〇
○都市計画に関する件（四国地方整備局一九～二三）　五八一
○都市計画に関する件（九州地方整備局三九）　五八一
○道路に関する件（同四〇～四二）　五八一
○都市計画に関する件（北海道開発局二四、二五）　五八一

〔官庁報告〕

官庁事項

令和八年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）　五八二
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　五九一
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　五九二
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　五九二
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　五九三

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第六十一号）（法務省）

1　東日本大震災の被災者等が被災建物に係る登記事項証明書等を取得する場合の手数料の特例の適用期間を令和十一年三月三十一日まで延長する。（第一条関係）

2　東日本大震災の被災者等が被災船舶に係る登記事項証明書を取得する場合の手数料の特例の適用期間を令和九年三月三十一日まで延長する。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（政令第六十二号）（農林水産省）

第1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正

　東日本大震災に係る中小漁業融資保証法等の特例の適用期間を令和九年三月三十一日まで延長する。（第一号関係）

第2　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正

　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令等の特例の適用期間を令和九年三月三十一日まで延長する。（第二号関係）

第3　施行期日

　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令（政令第六十三号）（農林水産省）

1　海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）で定める沿岸水産資源開発区域又は指定海域における行為で届出を要しないものへの海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「海洋再生可能エネルギー法」という。）に基づく行為の追加

⑴　沿岸水産資源開発区域における海底の形質の変更で届出を要しないものに、

イ　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う土砂の採取、

ロ　同項の許可を受けて行う海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為、

ハ　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号。以下「海洋再生可能エネルギー法施行令」という。）第三条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為

（イ及びハは、海底の形質の変更を伴うものに限る。）を加える。（第三条関係）

⑵　沿岸水産資源開発区域における施設等の新設等で届出を要しないものに、

イ　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う施設等の新設等、

ロ　海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為のうち施設等の新設等を伴うもの

を加える。（第四条関係）

⑶　指定海域における行為で届出を要しないものに、

イ　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う土砂の採取、

ロ　海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為のうち土石の採取又は除去を伴うもの、

ハ　海洋再生可能エネルギー法第四十条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理又は撤去のうち施設等の新設等を伴うもの、

ニ　⑵の行為

を加える。（第六条関係）

2　その他所要の規定の整備を行う。

3　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六十四号）（環境省）

1　療養手当等の額に関する規定の整備

　公害健康被害の補償等に関する法律に係る療養手当等の額の改定を行う。（本則関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六十五号）（環境省）

1　療養手当等の額に関する規定の整備

　石綿による健康被害の救済に関する法律に係る療養手当等の額の改定を行う。（本則関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇医療法施行令等の一部を改正する政令（政令第六十六号）（厚生労働省）

第1　医療法施行令の一部改正

1　刑事施設等の中に設けられたオンライン診療受診施設について、医療法第十四条の五の公表義務に係る規定の適用対象外とし、刑事施設等の中に設けられた診療所及び皇室用財産である診療所について、同法第三十条の十八の六第三項の外来医師過多区域に係る無床診療所における事前届出に係る規定の適用対象外とする。（第三条第二項、第三項関係）

2　オンライン診療受診施設の設置者は、都道府県知事等に届け出た事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該都道府県知事等に届け出なければならないものとする。（第四条第四項関係）

3　オンライン診療受診施設に関して立入検査等を実施した保健所設置市長等は、措置命令等が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならないものとする。（第四条の四関係）

4　その他所要の改正を行う。

第2　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部改正

　支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に係る費用負担額の算出方法について規定する。（第六条第一項関係）

第3　健康増進法施行令の一部改正

　第一種施設に、オンライン診療受診施設を加える。（第三条第十号関係）

第4　地方自治法施行令の一部改正

1　指定都市が処理することができる都道府県が処理することとされている事務から、医療法に基づくオンライン診療受診施設に関する報告の徴収等に関する事務を除く。（第百七十四条の三十五第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第5　土地区画整理法施行令の一部改正

　換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払って換地を定めることができるとされている施設に、国等が設置するオンライン診療受診施設を加える。（第五十八条第二項関係）

第6　都市計画法施行令の一部改正

　都市計画区域又は準都市計画区域内におけるオンライン診療受診施設の開発行為は、都市計画法に基づく事前許可の対象とする。（第二十一条第二十六号ハ関係）

第7　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正

1　オンライン診療受診施設において生じた感染性廃棄物は、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物とする。（別表第一関係）

2　その他所要の改正を行う。

第8　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正

　市町村が、集団移転促進事業を実施しようとするときに定めなければならない集団移転促進事業計画の記載事項に、オンライン診療受診施設の用に供する土地の整備に関する事項を加える。（第二条第三号関係）

第９　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正

航空機騒音障害防止特別地区を除く航空機騒音障害防止地区内において、防音上有効な構造としなければならないとされている建築物に、オンライン診療受診施設を加える。（第六条第二号関係）

第10　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正

オンライン診療受診施設は、公営住宅建替事業における公共公益施設とする。（第二条第九号関係）

第11　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正

１　労働者派遣事業を行ってはならない業務に、オンライン診療受診施設において行われるオンライン診療に係る医療関係業務を加える。（第二条第一項第一号、第二号、第四号～第七号関係）

２　日雇労働者の労働者派遣が禁止される業務に、オンライン診療受診施設において行われるオンライン診療に係る看護師の業務を加える。（第四条第一項第十九号関係）

第12　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正

関係市町村長が、内閣総理大臣の南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定があったときに計画を作成することができる事業の対象に、オンライン診療受診施設の整備に関する事業を加える。（第七条第三号関係）

第13　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正

関係市町村長が、内閣総理大臣の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定があったときに計画を作成することができる事業の対象に、オンライン診療受診施設の整備に関する事業を加える。（第七条第三号関係）

第14　厚生労働省組織令の一部改正

１　支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に関することを医政局参事官の職務に追加する。（第三十九条の二第二号、第三号関係）

２　その他所要の改正を行う。

第15　その他

その他関係政令について所要の改正を行う。

第16　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

◇全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第六十七号）（厚生労働省）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）附則第一条第五号及び第六号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とする。

◇全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第六十八号）（厚生労働省）

第１　医療法施行令の一部改正

１　医療法第六十九条の八第一項の規定により納付すべき手数料の額に関する事項

⑴　厚生労働大臣に統計の作成等の委託をする者が納付すべき手数料の額は、次に掲げる額の合計額とする。（第五条の十四の二第一項関係）

イ　統計の作成等に要する時間一時間までごとに六千三百円

ロ　統計成果物の提供に関し、交付する光ディスクの規格に応じ、一枚につき百円又は百二十円

ハ　統計成果物の送付に要する費用

⑵　医療法人情報の提供を受ける者が納付すべき手数料の額は、次に掲げる額の合計額とする。（第五条の十四の二第二項関係）

イ　十六万二千百円を超えない範囲内において、医療法人情報の提供に当たり行う社会保障審議会の意見の聴取等に要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額

ロ　医療法人情報の提供に要する時間一時間までごとに六千三百円

ハ　医療法人情報の提供に関し、交付する光ディスクの規格に応じ、一枚につき百円又は百二十円

ニ　医療法人情報を記録したハの光ディスクの送付に要する費用

２　１の手数料の減免に関する事項

⑴　１の手数料の減免対象者は、次のとおりとする。（第五条の十四の三第一項関係）

イ　国の他の行政機関及び地方公共団体

ロ　大学その他の研究機関のうち、良質かつ適切な医療の効率的な提供に密接な関連がある業務として厚生労働省令で定める業務を行う公共法人又は公益法人等であって厚生労働省令で定めるもの

ハ　大学その他の研究機関又は民間事業者その他の厚生労働省令で定める者のうち、調査、学術研究又は分析（ニ㈡において単に「調査等」という。）であって次に掲げる補助金その他の資金を充てて行うもの（ニ㈡及び⑵ロにおいて「補助調査等」という。）を行うもの

㈠　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等（⑵ロにおいて「補助金等」という。）

㈡　地方公共団体が支出する補助金

㈢　独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金又は資金

㈣　国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金

ニ　大学その他の研究機関又はハの厚生労働省令で定める者のうち、次に掲げる者からそれぞれ次に定める業務の委託を受けたもの

㈠　独立行政法人日本学術振興会　独立行政法人日本学術振興会法第十五条第三号又は第四号に掲げる業務に該当する業務

㈡　イに掲げる者　調査等に係る業務

㈢　ロに掲げる者　ロの厚生労働省令で定める業務

㈣　ハに掲げる者　補助調査等

ホ　イからニまでに掲げる者のみにより構成されている団体

⑵　厚生労働大臣は、厚生労働大臣に統計の作成等の委託をする者が次に掲げる者のいずれかに該当するものである場合には、１⑴の手数料の額から当該額の二分の一相当額を減額するものとする。（第五条の十四の三第二項関係）

イ　⑴ロに掲げる者

ロ　⑴ハに掲げる者のうち、厚生労働大臣が交付する補助金等又は当該補助金等を財源とした間接補助金等を充てて行う補助調査等以外の補助調査等を行うもの

ハ　⑴ニ㈠、㈢又は㈣に掲げる者（ロに掲げる者から委託を受けた者に限る。）

ニ　⑴ホに掲げる者のうち、イからハまでに掲げる者のいずれかに該当するものを構成員とする団体

⑶　⑵の減額後の手数料の額について更なる減額をしないこととすれば、その業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると厚生労働大臣が認める場合にあっては、当該減額後の手数料の額から、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額の範囲内の額を減額することができるものとする。（第五条の十四の三第三項関係）

イ　二分の一相当額

ロ　五十万円と、１⑴の規定により算定した手数料の額（その額が百万円に満たないときは、百万円）から百万円を控除した額に百分の五を乗じて得た額との合算額

⑷　厚生労働大臣は、厚生労働大臣に統計の作成等の委託をする者が⑴に掲げる者のうち⑵に掲げる者のいずれにも該当しないものである場合には、手数料を免除するものとする。（第五条の十四の三第五項関係）

⑸　⑵から⑷までは、医療法人情報の提供を受ける者について準用するものとする。（第五条の十四の三第七項関係）

３　その他所要の改正を行う。

第２　介護保険法施行令の一部改正
　１　地域支援事業の額に関する事項
　　平成三十年度以後の各年度の介護保険法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額に、当該年度の各市町村における同条第二項第七号に掲げる事業に要する費用の額として厚生労働大臣が認める額を追加する。（第三十七条の十三第七項、第八項関係）
　２　その他所要の改正を行う。
第３　厚生労働省組織令の一部改正
　１　医療経営支援課の所掌事務に関する事項
　　医療経営支援課の所掌事務に、独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号に規定する業務に関することを追加する。（第三十四条第十四号関係）
　２　老人保健課の所掌事務に関する事項
　　老人保健課の所掌事務に、社会保険診療報酬支払基金の行う介護保険法第百六十条第二項各号に掲げる業務に関することを追加する。（第百十七条第八号関係）
　３　その他所要の改正を行う。
第４　施行期日
　この政令は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第五号及び第六号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六十九号）（厚生労働省）
１　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額の改定を行う。（本則関係）
２　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項～第四項関係）

◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第七十号）（厚生労働省）
１　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行う。（本則関係）
２　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項～第四項関係）

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第七十一号）（厚生労働省）
１　定期の予防接種を行うＡ類疾病としてＲＳウイルス感染症を定めるとともに、その対象者を妊娠二十八週から妊娠三十七週に至るまでの間にある者とする。（第一条、第三条関係）
２　予防接種法による医療手当等の額の改定を行う。（第十一条～第十三条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十四条、第二十六条関係）
３　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項～第四項関係）

◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第七十二号）（厚生労働省）
１　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行う。（第三条～第五条、第八条、第十二条関係）
２　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項～第四項関係）

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第七十三号）（こども家庭庁）
　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十月一日とする。

◇児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第七十四号）（こども家庭庁）
第１　児童福祉法施行令の一部改正
　児童福祉法第三十四条の二十二第四項第二号において、一時保護を適正に行うことができる者としての登録を受けることができない事由として、一定の法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当することが規定されているところ、当該一定の法律のうち政令で定めることとされている法律について、次のとおり定める。（第三十五条の六関係）
　１　生活保護法
　２　社会福祉法
　３　社会福祉士及び介護福祉士法
　４　介護保険法
　５　児童虐待の防止等に関する法律
　６　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
　７　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
　８　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
　９　子ども・子育て支援法
　10　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
第２　地方自治法施行令の一部改正
　１　都道府県が処理することとされている登録一時保護委託者の登録に関する事務等について、中核市に移譲せず都道府県に留保するよう所要の整備を行う。（第百七十四条の四十九の二第一項関係）
　２　その他所要の改正を行う。
第３　施行期日
　この政令は、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第七十五号）（厚生労働省）
第１　国民年金法施行令の一部改正
　１　二十歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金と他の公的年金との併給限度額を改定する。（第五条の二関係）
　２　令和八年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率等を改定する。（第十条第一項関係）
第２　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正
　令和八年度における国民年金法による老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定する。（第五十二条第二項、第九十四条、第百十七条、第百三十六条第一項関係）
第３　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正
　令和八年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率、国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率等を改定する。（第一条、第二条、第四条～第六条、別表第一～別表第三関係）
第４　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正
　令和八年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定する。（附則別表、別表関係）
第５　関係政令の一部改正
　その他関係政令について所要の規定の整備を行う。
第６　施行期日等
　１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）
　２　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第七条関係）

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（政令第七十六号）（総務省）
第１　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正
　１　令和八年度における恩給改定率を一・〇六七と定めること。（第一条関係）
　２　扶助料等の年額に係る加算額に加算する額を定めること。（第二条関係）

第２　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正

寡婦加算の調整に関する基準額を八十五万円に引き上げること。（第二条関係）

第３　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行すること。（附則関係）

◇平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令及び令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第七十七号）（財務省）

第１　平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部改正

恩給における扶助料の寡婦加算の調整に関する基準額の引上げ措置を参酌して、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金のうち旧国家公務員共済組合法の規定による遺族年金に相当する年金等につき同様の措置を講ずる。（第一条関係）

第２　令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正

令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行う。（第二条関係）

第３　附則

１　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　第２について、所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第七十八号）（総務省）

第１　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）について、令和八年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定すること。（第一条関係）

第２　令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正

令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）について、令和八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこと。（第二条関係）

第３　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行すること。（附則関係）

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第七十九号）（厚生労働省）

１　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る令和八年度における改定率は、一・〇六七とする。（第一条関係）

２　令和八年四月から令和九年三月までの月分の障害年金及び障害一時金の額を定める。（第二条関係）

３　令和八年四月から令和九年三月までの月分の遺族年金の額及び令和八年度分の遺族給与金の年額等を定める。（第三条、第四条関係）

４　その他所要の改正を行う。

５　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

政　令

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十一号

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第三項（同法第百二十条第三項及び第百二十一条第五項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令（平成二十三年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第二条中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十二号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条まで、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第九十三号）第八条第二項、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十二年法律第九十五号）第二項、

第五十一号）第五条第五項、特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第六条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十六条第二項

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）第四条から第九条まで

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十三号

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第九条第一項各号及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第八号」を「第十号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「海洋再生可能エネルギー法」という。）第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。）

六　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号。以下「海洋再生可能エネルギー法施行令」という。）第四条第一号に掲げる行為

七　海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（海底の形質の変更を伴うものに限る。）

第四条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第八号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「すでに」を「既に」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う同項第三号に掲げる行為（同項の許可を受けて行う同項第一号の占用を伴うものを含む。）

六　海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）

第六条中「すでに」を「既に」に改め、同条第二号ロ中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　海洋再生可能エネルギー法第十三条第一項の許可を受けて行う同項第二号に掲げる行為

ハ　海洋再生可能エネルギー法施行令第三条に規定する行為（土石の採取又は除去を伴うものに限る。）

第六条第三号ロ中「第五号」を「第七号」に、「第八号」を「第十号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　海洋再生可能エネルギー法第四十条に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理又は撤去（施設等の新設、改修又は増設を伴うものに限る。）

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十四号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万七千九百円」を「四万九千六百円」に改める。

第二十三条の表一の項中「三万九千六百円」を「四万八百円」に改め、同表二の項中「三万七千六百円」を「三万八千八百円」に改め、同表三の項及び四の項中「二万七千五百円」を「二万八千三百円」に改め、同表五の項中「二万五千五百円」を「二万六千三百円」に改める。

第二十四条中「七十二万三千円」を「七十七万九千円」に改める。

第三十四条第一号中「三十九円七十一銭」を「三十九円六十四銭」に改める。

別表第五の一の項中「千九百八十三円三銭」を「千九百八十一円八十一銭」に改め、同表の二の項中「千三百四十一円四十六銭」を「千三百四十円六十四銭」に改め、同表の三の項中「千二百二十四円八十一銭」を「千二百二十四円六銭」に改め、同表の四の項中「千百六十六円四十九銭」を「千百六十五円七十七銭」に改め、同表の五の項中「八百七十四円八十七銭」を「八百七十四円三十三銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和七年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十五号

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十六条第一項及び第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「十万三千八百七十円」を「十一万四千九百五十円」に改める。

第六条中「十九万九千円」を「二十二万二千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の療養手当の額及び同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料（石綿による健康被害の救済に関する法律第二十条第一項に規定する特別葬祭料を含む。）の額については、なお従前の例による。

環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

医療法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十六号

医療法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の五の表以外の部分中「又は助産所」を「若しくは助産所又は国の設置するオンライン診療受診施設」に改め、同条の表第二十四条の二第一項の項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同表第二十四条の二第二項の項中「開設者」の下に「又は設置者」を加え、同表第二十五条第一項から第三項までの項上欄中「から第三項まで」を削り、同項中欄中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ」を加え、同項下欄中「管理者」の下に「に対し必要な報告を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し必要な報告をすべきことを申し出」を加え、同項の次に次のように加える。

第二十五条第二項	開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ	管理者に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を提出すべきことを申し出
第二十五条第三項	開設者若しくは管理者	管理者

第二条第一項中「又は診療所」を「、診療所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第三条第一項中「又は助産所」を「若しくは助産所又は国の設置するオンライン診療受診施設」に改め、同条第二項中「又は診療所」を「、診療所又はオンライン診療受診施設」に改め、「第二号」の下に「、第十四条の五」を加え、「並びに第三十条の十八の五第二項」を「、第三十条の十八の五第二項」に改め、「第六項」の下に「並びに第三十条の十八の六第三項」を加え、同条第三項中「並びに第三十条の十八の六第三項」を「、第三十条の十八の五第二項」に改め、「第六項」の下に「並びに第三十条の十八の六第三項」を加える。

第四条の見出し中「開設者」を「開設者等」に改め、同条第三項中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　オンライン診療受診施設の設置者は、法第八条第二項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該オンライン診療受診施設所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に届け出なければならない。

第四条の四第一号中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設に」を「、助産所若しくはオンライン診療受診施設に」に改め、同条第二号中「管理者」及び「当該病院、診療所若しくは助産所の開設者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「若しくは助産所の運営」を「、助産所若しくはオンライン診療受診施設の運営」に改める。

第四条の五の表以外の部分中「又は助産所」を「若しくは助産所又は国の設置するオンライン診療受診施設」に改め、同条の表前条第一号の項中欄中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ」を加え、同項下欄中「管理者」の下に「に対し必要な報告を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し必要な報告をすべきことを申し出」を加え、同表前条第二号の項中欄中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ」を加え、同項下欄中「管理者」の下に「に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を提出すべきことを申し出」を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務」を「支払基金電子診療録等情報管理業務並びに法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）

第三条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中「第八十条第七号、第八十一条第四号」を「第八十条第八号、第八十一条第五号」に改め、同条第二項中「第八十条第九号、第八十一条第六号」を「第八十条第十号、第八十一条第七号」に改める。

（健康増進法施行令の一部改正）

第四条　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「及び同法」を「、同法」に改め、「助産所」の下に「及び同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十五第一項中「診療所及び助産所」を「同法第一条の五第二項に規定する診療所、同法第二条第一項に規定する助産所及び同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第六条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「及び助産所」を「、助産所及び同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第七条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十六号ハ中「又は」を「若しくは」に改め、「施設」の下に「又は同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設」を加える。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第八条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同項中ヘをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は助産所」を「、助産所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「又は同法」を「、同法」に改め、「助産所」の下に「又は同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設」を加える。

一　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第六条第二号

二　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）第二条第九号

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「助産所」という。）の下に「、同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設（以下この条及び同号において「オンライン診療受診施設」という。）を、「行われるもの」の下に「（オンライン診療受診施設においては、医療法第二条の二第一項に規定するオンライン診療（以下この条及び同号において「オンライン診療」という。）に係るものに限る。）」を加え、同項第二号中「病院等」の下に「、オンライン診療受診施設」を、「もの」の下に「（オンライン診療受診施設においては、オンライン診療に係るものに限る。）」を加え、同項第四号中「助産所」の下に「、オンライン診療受診施設」を加え、「除く」を「除き、オンライン診療受診施設においては、オンライン診療に係るものに限る」に改め、同項第五号から第七号までの規定中「病院等」の下に「、オンライン診療受診施設」を、「行われるもの」の下に「（オンライン診療受診施設においては、オンライン診療に係るものに限る。）」を加える。

第四条第一項第十九号中「助産所」の下に「、オンライン診療受診施設」を加え、「ものを除く」を「ものを除き、オンライン診療受診施設においては、オンライン診療に係るものに限る」に改める。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「又は助産所」を「、助産所又は医療法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設」に改める。

一　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第七条第三号

二　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第七条第三号

（健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十三条　健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第八十条第七号及び第八号、第八十一条第四号及び第五号」を「第八十条第八号及び第九号、第八十一条第五号及び第六号」に改め、同条第二項中「第八十条第九号、第八十一条第六号」を「第八十条第十号、第八十一条第七号」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十四条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第二号を次のように改める。

二　社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務（第百二十条第五号において「支払基金電子診療録等情報管理業務」という。）及び医療機関等情報化補助業務（診療録に関することに限る。）に関することに限る。）。

第三十九条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会電子診療録等情報管理業務（第百二十一条第二号において「連合会電子診療録等情報管理業務」という。）に関することに限る。）。

第百二十条第五号中「こと（」の下に「連結情報提供、」を、「流行初期医療確保措置関係業務」の下に「、支払基金電子診療録等情報管理業務」を、「支払基金電子処方箋管理業務、」の下に「介護保険法第百六十条第二項に規定する」を加え、「、医療機関等情報化補助業務及び連結情報提供」を「及び医療機関等情報化補助業務」に改める。

第百二十一条第二号中「高齢者医療関係業務」を「連結情報提供、連合会電子診療録等情報管理業務」に、「、介護保険事業関係業務及び連結情報提供」を「及び介護保険事業関係業務」に改め、「並びに」の下に「高齢者医療課及び」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第二十条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第二十条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に後段として次のように加える。

この場合において、同条の表前条第一号の項及び前条第二号の項中「主務大臣」とあるのは、「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」と読み替えるものとする。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第三条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項の表医療法施行令第一条の五の表第二十四条第一項の項、第二十四条の二第一項の項、第二十四条の二第二項の項及び第二十八条の項の項中「、第二十四条の二第一項の項、第二十四条の二第二項の項」を削り、同表医療法施行令第一条の五の表第二十四条第二項の項の項の次に次のように加える。

医療法施行令第一条の五の表第二十四条の二第一項の項及び第二十四条の二第二項の項	主務大臣	当該病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者である国立大学法人
医療法施行令第一条の五の表第二十五条第一項の項及び第二十五条第二項の項	主務大臣	国立大学法人
医療法施行令第四条の五の表前条第一号の項及び前条第二号の項	主務大臣	国立大学法人

（独立行政法人国立病院機構法施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「第一条の五」の下に「及び第四条の五」を加える。

一　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第二項の表医療法施行令第一条の五の項

二　独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第十八条第二項の表医療法施行令第一条の五の項

三　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第十六条第二項の表医療法施行令第一条の五の項

四　国立健康危機管理研究機構法施行令（令和六年政令第二百六十六号）第二十一条第二項の表医療法施行令第一条の五の項

（独立行政法人労働者健康安全機構法施行令の一部改正）

第五条　独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「及び」の下に「第四条の五並びに」を加える。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十七号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）附則第一条第五号及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第五号及び第六号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十八号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九条の八第一項及び第二項、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第四項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の十四の次に次の二条を加える。

（手数料）

第五条の十四の二　法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者が法第六十九条の八第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　法第六十九条の三の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに六千三百円

二　統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　光ディスク（日本産業規格Ｘ六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付　一枚につき百円

ロ　光ディスク（日本産業規格Ｘ六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付　一枚につき百二十円

三　統計成果物の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）

2　法第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報（法第六十九条の二第三項に規定する医療法人情報をいう。以下同じ。）の提供を受ける者が法第六十九条の八第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　十六万二千百円を超えない範囲内において、医療法人情報の提供に当たり行う法第六十九条の四第二項に規定する意見の聴取等に要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額

二　法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供に要する時間一時間までごとに六千三百円

三　医療法人情報の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　前項第二号イの光ディスクに複写したものの交付　一枚につき百円

ロ　前項第二号ロの光ディスクに複写したものの交付　一枚につき百二十円

四　医療法人情報を記録した前号イ又はロに規定する光ディスクの送付に要する費用（当該送付を求める場合に限る。）

3　前二項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第六十九条の八第一項の規定により独立行政法人福祉医療機構（次条第六項において「機構」という。）に対しこれらの手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の減免）

第五条の十四の三　法第六十九条の八第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　国の他の行政機関及び地方公共団体

二　大学その他の研究機関のうち、良質かつ適切な医療の効率的な提供に密接な関連がある業務として厚生労働省令で定める業務を行う公共法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号に規定する公共法人をいう。）又は公益法人等（同条第六号に規定する公益法人等をいう。）であつて厚生労働省令で定めるもの

三　大学その他の研究機関又は民間事業者その他の厚生労働省令で定める者のうち、法第六十九条の三の規定により作成した統計若しくは行つた統計的研究の成果を活用して行う調査、学術研究若しくは分析又は法第六十九条の四第一項に規定する医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する調査、学術研究若しくは分析（次号ロにおいて単に「調査等」という。）であつて次に掲げる補助金その他の資金を充てて行うもの（同号ニ及び次項第二号において「補助調査等」という。）を行うもの

イ　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。次項第二号及び附則第十一条第二項において「補助金等適正化法」という。）第二条第一項に規定する補助金等（次項第二号において「補助金等」という。）

ロ　地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金

ハ　独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十五条第一号に掲げる業務として独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金又は資金

ニ　国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金

四　大学その他の研究機関又は前号の厚生労働省令で定める者のうち、次のイからニまでに掲げる者からそれぞれイからニまでに定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。次項第三号において同じ。）を受けたもの

イ　独立行政法人日本学術振興会　独立行政法人日本学術振興会法第十五条第三号又は第四号に掲げる業務に該当する業務

ロ　第一号に掲げる者　調査等に係る業務

ハ　第二号に掲げる者　同号に規定する厚生労働省令で定める業務

ニ　前号に掲げる者　補助調査等

五　前各号に掲げる者のみにより構成されている団体

2　厚生労働大臣は、法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものである場合には、前条第一項の手数料の額から当該額の二分の一に相当する額（次項第一号において「二分の一相当額」という。）を減額する。

一　前項第二号に掲げる者

二　前項第三号に掲げる者のうち、厚生労働大臣が交付する補助金等又は当該補助金等を財源とした補助金等適正化法第二条第四項に規定する間接補助金等を充てて行う補助調査等以外の補助調査等を行うもの

三　前項第四号イ、ハ又はニに掲げる者（前号に掲げる者から委託を受けた者に限る。）

四　前項第五号に掲げる者のうち、前三号に掲げる者のいずれかに該当するものを構成員とする団体

3　前項各号に掲げる者に対して同項の規定による減額後の手数料の額について更なる減額をしないこととすれば、その業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣が定めるところにより、当該減額後の手数料の額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の範囲内の額を減額することができる。

一　二分の一相当額

二　五十万円と、前条第一項の規定により算定した手数料の額（その額が百万円に満たないときは、百万円）から百万円を控除した額に百分の五を乗じて得た額との合算額

4　前二項の規定により算定した手数料の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5　厚生労働大臣は、法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者が第一項各号に掲げる者のうち第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものである場合には、手数料を免除する。

6　第二項若しくは第三項又は前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者は、当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第六十九条の七の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、機構が法第六十九条の三の規定による統計の作成等に係る事務の全部を行う場合にあつては、機構）に提出しなければならない。

7　第二項から前項までの規定は、法第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、第二項及び第三項第二号中「前条第一項」とあるのは「前条第二項」と、前項中「法第六十九条の三の規定による統計の作成等」とあるのは「法第六十九条の四第一項の規定による医療法人情報の提供」と読み替えるものとする。

附則第十一条第二項中「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）」を「補助金等適正化法」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十三第七項第一号中「及び口」を「から八まで」に改め、同号に次のように加える。

八　当該年度の被保険者情報活用等促進事業費額として厚生労働大臣が認める額

第三十七条の十三第七項第二号中「八まで」を「ニまで」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該年度の被保険者情報活用等促進事業費額として厚生労働大臣が認める額

第三十七条の十三第八項に次の一号を加える。

十九　被保険者情報活用等促進事業費額　各市町村における法第百十五条の四十五第二項第七号に掲げる事業に要する費用の額をいう。

第四十七条第一号中「被保険者証の番号」を「被保険者番号（法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。第五十条第二号において同じ。）」に改める。

第五十条第二号中「被保険者証の番号」を「被保険者番号」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第三条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第二号中「介護保険の被保険者証（介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。次号ロ及び第三十条第一項において同じ。）の番号」を「被保険者番号（介護保険法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。次号ロにおいて同じ。）」に改め、同条第三号ロ中「介護保険の被保険者証の番号」を「被保険者番号」に改める。

第三十条第一項中「被保険者証」の下に「（介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。）」を加える。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第四条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号を次のように改める。

八　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等

（厚生労働省組織令の一部改正）

第五条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第十四号中「病院等（以下この号において「病院等」という。）」を「業務、同項第四号に規定する業務（同項第二号に規定する病院等」に、「対する資金の貸付け及び病院等の経営の診断又は指導に関する」を「係るものに限る。）及び同項第十二号に規定する」に改める。

第百十四条第六号中「第百六十条第二項に規定する介護保険関係業務」を「第百六十条第一項各号に掲げる業務」に改め、同条第七号中「介護保険事業関係業務」の下に「（第百二十一条第二号において「介護保険事業関係業務」という。）」を加える。

第百十七条に次の一号を加える。

八　社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（介護保険法第百六十条第二項各号に掲げる業務に関することに限る。）。

第百二十条第五号中「第百六十条第二項」を「第百六十条第三項」に改める。

附　則

この政令は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第五号及び第六号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十九号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「令和七年四月」を「令和八年四月」に、「十五万四千九十円」を「十五万九千百円」に、「五万六千九百円」を「五万八千七百五十円」に、「五万三千三十円」を「五万四千七百六十円」に、「三万七千九百円」を「三万九千百三十円」に、「一万九千円」を「一万九千六百二十円」に改める。

第十八条第一項中「七万三千百七十円」を「七万五千八百二十円」に改め、同条第二項第一号中「十万九千七百七十円」を「十一万三千七百四十円」に、「二万四千百九十円」を「二万四千九百七十円」に改め、同項第二号中「二万四千百九十円」を「二万四千九百七十円」に改める。

第十九条中「二十一万九千円」を「二十二万二千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第十八条の規定は、令和八年四月以後に受ける介護に係る法による介護手当の額について適用し、同年三月以前に受けた介護に係る法による介護手当の額については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第十九条の規定は、令和八年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万九千九百円」を「四万千百円」に改め、同項第二号中「三万七千九百円」を「四万千百円」に改め、同項第三号中「三万九千九百円」を「四万千百円」に改め、同項第四号中「三万七千九百円」を「三万九千百円」に改める。

第七条第一項第一号中「三百四万五千六百円」を「三百十四万二千八百円」に改め、同項第二号中「二百四十三万六千円」を「二百五十一万四千円」に改める。

第九条第一項第一号中「九十五万二千八百円」を「九十八万二千八百円」に改め、同項第二号中「七十六万二千円」を「七十八万六千円」に改める。

第十条第五項中「二百六十六万四千円」を「二百七十四万八千円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百九十九万二千円」を「八百二十四万四千円」に改める。

第十三条第一項中「二十一万九千円」を「二十二万二千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「新令」という。）第五条第一項及び第二項（これらの規定を独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「令」という。）第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年四月以後の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

3　新令第七条第一項、第九条第一項及び第十条第五項（これらの規定を令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年四月以後の月分として支払われる法による障害年金、障害児養育年金及び遺族年金の額（以下この項において「年金の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金の額については、なお従前の例による。

4　新令第十一条第二項及び第十三条第一項（これらの規定を令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和八年四月一日以後の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額については、適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十一号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第二項第十三号、第五条第一項及び第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

五　ＲＳウイルス感染症

第三条第一項中「ある者（」の下に「ＲＳウイルス感染症、」を加え、同項の表ロタウイルス感染症の項の次に次のように加える。

ＲＳウイルス感染症	妊娠二十八週から妊娠三十七週に至るまでの間にある者

第三条第二項中「ロタウイルス感染症」の下に「、ＲＳウイルス感染症」を加える。

第十一条第一項第一号中「三万九千九百円」を「四万千百円」に改め、同項第二号中「三万七千九百円」に改め、同項第三号中「三万九千九百円」を「四万千百円」に改め、同項第四号中「三万七千九百円」を「三万九千百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百三十三万四千四百円」を「百三十七万六千四百円」に改め、同号ロ中「百六万六千八百円」を「百十万四百円」に改め、同項第二号イ中「百七十一万四千八百円」を「百七十六万八千八百円」に改め、同号ロ中「百三十七万千六百円」を「百四十一万四千八百円」に改め、同条第四項中「八十七万八千四百円」を「九十七万九千六百円」に、「五十八万五千六百円」を「六十万六千四百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「四百二十六万三千六百円」を「四百四十万四百円」に改め、同号ロ中「三百四十一万四百円」を「三百五十一万九千六百円」に改め、同号ハ中「二百六十四万円」を「二百七十二万九千二百円」に改め、同号ロ中「四百三十八万四千八百円」を「四百五十二万五千二百円」に改め、同号ハ中「三百二十八万九千二百円」を「三百三十九万三千六百円」に改め、同条第四項中「八十七万八千四百円」を「九十万九千六百円」に、「五十八万五千六百円」を「六十万六千四百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千七百三十万円」を「三千八百五十万円」に改め、同号ロ中「二千八百万円」を「二千八百九十万円」に改め、同項第二号中「四千八百万円」を「四千九百五十万円」に改める。

第十八条中「二十一万九千円」を「二十二万二千円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「三百四万五千六百円」を「三百十四万二千八百円」に改め、同項第二号中「二百四十三万六千円」を「二百五十一万四千円」に改める。

第二十四条第五項中「二百六十六万四千円」を「二百七十四万八千円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百九十九万二千円」を「八百二十四万四千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第十一条の規定は、令和八年四月以後の月分の予防接種法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十一条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和八年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下この項において「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第十七条第四項、第十八条及び第二十六条第三項の規定は、令和八年四月一日以後の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十二号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万九千九百円」を「四万千百円」に改め、同項第二号中「三万七千九百円」を「三万九千百円」に改め、同項第三号中「三万九千九百円」を「四万千百円」に改め、同項第四号中「三万七千九百円」を「三万九千百円」に改め、同条第二項中「三万九千九百円」を「四万千百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百三十三万四千四百円」を「百三十七万六千四百円」に改め、同項第二号中「百六万六千八百円」を「百十万四百円」に改め、同条第四項中「八十七万八千四百円」を「九十万九千六百円」に、「五十八万五千六百円」を「六十万六千四百円」に改める。

第五条第二項第一号中「四百二十六万三千六百円」を「四百四十万四百円」に改め、同項第二号中「三百四十一万四百円」を「三百五十一万九千六百円」に改め、同条第四項中「八十七万八千四百円」を「九十万九千六百円」に、「五十八万五千六百円」を「六十万六千四百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百七十三万円」を「三百八十五万円」に改め、同項第二号中「二百八十万円」を「二百八十九万円」に改める。

第十二条第一項中「二十一万九千円」を「二十二万二千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、令和八年四月以後の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第四条第二項及び第四項、第五条第二項及び第四項並びに第八条第五項の規定は、令和八年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下この項において「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第十二条第一項の規定は、令和八年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十三号

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十四号

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の二十二第四項第二号及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の五の次に次の一条を加える。

第三十五条の六　法第三十四条の二十二第四項第二号の政令で定める法律は、第二十二条の六第七号、第八号、第十二号、第十三号、第十五号から第十九号まで及び第二十二号に掲げる法律とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十三号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十四号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十五号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号」に、「第二十四号」を「第二十五号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第三十八号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第三十九号」に改める。

第百七十四条の四十九の二第一項第十七号中「第三十一条まで、第三十一条の二第一項、第二項及び第四項、第三十三条第二項、第十八項及び第二十項並びに」を「第三十一条の二まで、第三十三条（第一項第一号を除く。）、第三十三条の三の二、第三十三条の三及び」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第十八号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　児童福祉法第三十三条第一項第一号、第三十四条の二十二、第三十四条の二十三及び第三十四条の二十五の規定による同号に規定する登録一時保護委託者の登録等に関する事務

第百七十四条の四十九の二第三項中「第百七十四条の四十九の二第一項第二十八号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十九号」に改める。

附　則

この政令は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十五号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第三十六条の二第三項、第八十七条第六項及び第九十四条第三項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）並びに第四十六条第四項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「七十四万四千円」を「七十五万八千円」に改める。

第十条第一項ただし書中「令和五年三月」を「令和六年三月」に、「令和七年四月」を「令和八年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十八年度	○・○三六
平成二十九年度	○・○三五
平成三十年度	○・○三四
令和元年度	○・○三三
令和二年度	○・○三二
令和三年度	○・○三〇
令和四年度	○・○二四
令和五年度	○・○一五

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・四一一」を「四・四九九」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表第五条の二の項中「七十四万四千円」を「七十五万八千円」に改め、同表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「十万三千百円」を「十万八千四百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万八千七百円」を「十二万千二百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「三〇、八〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「六二、〇〇〇円」を「六四、〇〇〇円」に、「九二、八〇〇円」を「九五、八〇〇円」に、「一二四、一〇〇円」を「一二八、一〇〇円」に、「一五五、一〇〇円」を「一六〇、一〇〇円」に、「一八六、一〇〇円」を「一九二、一〇〇円」に、「二一七、三〇〇円」を「二二四、三〇〇円」に、「二四八、二〇〇円」を「二五六、

一〇〇円」に、「二七九、一〇〇円」を「二八八、〇〇〇円」に、「三一〇、一〇〇円」を「三二〇、〇〇〇円」に、「三四一、三〇〇円」を「三五二、二〇〇円」に、「三七二、三〇〇円」を「三四八、二〇〇円」に、「四〇三、三〇〇円」を「四一六、二〇〇円」に、「四三四、一〇〇円」を「四四八、〇〇〇円」に、「四六五、〇〇〇円」を「四七九、九〇〇円」に、「四九六、二〇〇円」を「五一二、一〇〇円」に、「五二七、一〇〇円」を「五四四、〇〇〇円」に、「五五八、三〇〇円」を「五七六、二〇〇円」に、「五八九、五〇〇円」を「六〇八、四〇〇円」に、「六二〇、三〇〇円」を「六四〇、一〇〇円」に、「六五一、四〇〇円」を「六七二、二〇〇円」に、「六八二、三〇〇円」を「七〇四、一〇〇円」に、「七一三、四〇〇円」を「七三六、二〇〇円」に、「七四四、三〇〇円」を「七六八、一〇〇円」に、「七七五、三〇〇円」を「八〇〇、一〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「九・〇〇三」を「九・一五三」に、「八・四八一」を「八・六二四」に、「七・九八七」を「八・一二二」に、「七・五一九」を「七・六四六」に、「七・〇七五」を「七・一九六」に、「六・六五四」を「六・三六三」に、「五・八七六」を「五・九八〇」に、「五・一四四」を「五・一七一」に、「四・六二一」を「四・三四〇」に、「三・九八七」を「四・〇六二」に、「三・七二七」を「三・八七三」に、「二・八一六」を「二・四二〇」に、「二・二五〇」を「二・二九八」に、「一・九六三」を「一・一一七」に、「一・七六七」を「一・九八七」に、「一・五二四」を「一・六六二」に、「一・四八六」を「一・六三四」に、「一・一四九」を「一・二六七」に、「一・三九二」を「一・五二七」に、「一・〇三七」を「一・一七九」に、「〇・八〇三」を「〇・九〇二」に、「〇・六四四」を「〇・七三五」に、「〇・五三六」を「〇・六二〇」に、「〇・四〇〇」を「〇・四七七」に、「〇・三八〇」を「〇・四五六」に、「〇・二九五」を「〇・三四七」に、「〇・二二七」を「〇・二七六」に、「〇・一四六」を「〇・一七九」に、「〇・一二三」を「〇・一四三」に、「〇・〇九〇」を「〇・一〇七」に、「〇・〇六三」を「〇・〇七九」に、「〇・〇五九」を「〇・〇六六」に、「〇・〇三三」を「〇・〇四九」に、「〇・〇二四」を「〇・〇三〇」に、「〇・〇二〇」を「〇・〇二七」に、「〇・〇一七」を「〇・〇二一」に、「〇・〇一五」を「〇・〇一八」に、「〇・〇三五」を「〇・〇三八」に、「〇・〇二一」を「〇・〇二四」に、「〇・〇一九」を「〇・〇三四」に改め、同表に次のように加える。

令和五年度
〇・〇一五

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・三四八一八二」を「一・三七三六三六」に、「一・三四二七二七」を「一・三六七二七三」に、「一・三三一八一八」を「一・三五六三六四」に、「一・三二七二七三」を「一・三四一八一八」に改める。

令和五年度
〇・〇一五

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「九・〇〇三」を「九・一五三」に、「八・六二四」を「八・一二二」に、「七・九八七」を「八・四八一」に、「七・〇七五」を「七・五一九」に、「六・六三三」を「六・七六四」に、「五・八七六」を「六・三六三」に、「五・一七一」を「五・四四八」に、「四・三四〇」を「五・一四四」に、「四・〇六二」を「四・六二一」に、「三・七二七」を「四・三四〇」に、「三・八七三」を「三・九八七」に、「二・四二〇」を「二・八一六」に、「二・二九八」を「二・二五〇」に、「一・一一七」を「一・四九六」に、「一・二六七」を「一・五二七」に、「一・六六二」を「一・七六七」に、「一・六三四」を「一・八七三」に、「一・一四九」を「一・二六七」に、「一・一七九」を「一・二九五」に、「一・一二三」を「一・一四三」に、「一・〇七九」を「一・〇九〇」に、「一・〇六三」を「一・〇七九」に、「一・〇四九」を「一・〇五六」に、「一・〇三三」を「一・〇四九」に、「一・〇二四」を「一・〇三〇」に、「一・〇二〇」を「一・〇二七」に、「一・〇一七」を「一・〇二一」に、「一・〇一五」を「一・〇一八」に、「一・〇三五」を「一・〇三八」に、「一・〇二一」を「一・〇二四」に、「一・〇一九」を「一・〇三四」に改め、同表に次のように加える。

令和五年度
〇・〇一五

別表第二中「五・五〇一」を「五・七〇九」に、「五・一七四」を「五・三七一」に、「四・七八一」を「四・九六六」に、「四・三七二」を「四・五四四」に、「四・一七一」を「四・三三六」に、「三・八五〇」を「四・〇〇六」に、「三・六一五」を「三・七六三」に、「三・四三八」を「三・五八〇」に、「三・二一四」を「三・三四九」に、「二・六一一」を「二・三三六」に、「二・四四二」を「二・五〇一」に、「一・一七〇」を「一・二三九」に、「一・〇四七」を「一・〇八二」に、「〇・八三五」を「〇・八九四」に、「〇・七五二」を「〇・八一七」に、「〇・六九八」を「〇・七六一」に、「〇・五七七」を「〇・六二七」に、「〇・五〇九」を「〇・五五一」に、「〇・四六二」を「〇・五〇三」に、「〇・四三五」を「〇・四八一」に、「〇・四一九」を「〇・四四八」に、「〇・三七五」を「〇・四一一」に、「〇・三六七」を「〇・四〇三」に改め、同表に次のように加える。

令和五年度
〇・〇一五

別表第一中「九・〇〇三」を「九・一五三」に、「八・四八一」を「八・六二四」に、「七・九八七」を「八・一二二」に、「七・五一九」を「七・六四六」に、「七・〇七五」を「七・一九六」に、「六・六三三」を「六・七六四」に、「六・二五五」を「六・三六三」に、「五・八七六」を「五・九八〇」に、「五・一七一」を「五・四四八」に、「四・六二一」を「四・三四〇」に、「三・七二七」を「三・八七三」に、「三・〇二六」を「三・〇八六」に、「二・八一六」を「二・四八〇」に、「二・二五〇」を「二・二九八」に、「一・一二六」を「一・一四六」に、「一・九六三」を「一・一一七」に、「一・二三四」を「一・二六七」に、「一・一〇〇七」を「一・一三五」に、「〇・九〇二」を「〇・九三七」に、「〇・七〇九」を「〇・七三五」に、「〇・五五六」を「〇・六二〇」に、「〇・四五六」を「〇・四七七」に、「〇・三四七」を「〇・三八〇」に、「〇・二九五」を「〇・三二七」に、「〇・一七九」を「〇・一九六」に、「〇・一四六」を「〇・一六三」に、「〇・一二六」を「〇・一四三」に、「〇・〇九〇」を「〇・一〇七」に、「〇・〇七九」を「〇・〇九二」に、「〇・〇六六」を「〇・〇七五」に、「〇・〇四九」を「〇・〇五六」に、「〇・〇三三」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二七」を「〇・〇三四」に、「〇・〇二四」を「〇・〇三〇」に、「〇・〇二〇」を「〇・〇二三」に、「〇・〇一七」を「〇・〇二〇」に、「〇・〇一五」を「〇・〇一八」に改め、同表に次のように加える。

令和五年度
〇・〇一五

別表第二中「五・五〇一」を「五・七〇九」に、「五・一七四」を「五・三七一」に、「四・七八一」を「四・九六六」に、「四・三七二」を「四・五四四」に、「四・一七一」を「四・三三六」に、「三・八五〇」を「四・〇〇六」に、「三・六一五」を「三・七六三」に、「三・四三八」を「三・五八〇」に、「三・二一四」を「三・三四九」に、「二・六一一」を「二・三三六」に、「二・四四二」を「二・五〇一」に、「一・一七〇」を「一・二三九」に、「一・〇四七」を「一・〇八二」に、「〇・八三五」を「〇・八九四」に、「〇・七五二」を「〇・八一七」に、「〇・六九八」を「〇・七六一」に、「〇・五七七」を「〇・六二七」に、「〇・五〇九」を「〇・五五一」に、「〇・四六二」を「〇・五〇三」に、「〇・四三五」を「〇・四八一」に、「〇・四一九」を「〇・四四八」に、「〇・三七五」を「〇・四一一」に、「〇・三六七」を「〇・四〇三」に改め、同表に次のように加える。

令和五年度
〇・〇一五

別表第一中「九・〇〇三」を「九・一五三」に、「八・四八一」を「八・六二四」に、「七・九八七」を「八・一二二」に、「七・五一九」を「七・六四六」に、「七・〇七五」を「七・一九六」に、「六・六三三」を「六・七六四」に、「六・二五五」を「六・三六三」に、「五・八七六」を「五・九八〇」に、「五・一七一」を「五・四四八」に、「四・六二一」を「四・三四〇」に、「三・七二七」を「三・八七三」に、「三・〇二六」を「三・〇八六」に、「二・八一六」を「二・四八〇」に、「二・二五〇」を「二・二九八」に、「一・一二六」を「一・一四六」に、「一・九六三」を「一・一一七」に、「一・二三四」を「一・二六七」に、「一・一〇〇七」を「一・一三五」に、「〇・九〇二」を「〇・九三七」に、「〇・七〇九」を「〇・七三五」に、「〇・五五六」を「〇・六二〇」に、「〇・四五六」を「〇・四七七」に、「〇・三四七」を「〇・三八〇」に、「〇・二九五」を「〇・三二七」に、「〇・一七九」を「〇・一九六」に、「〇・一四六」を「〇・一六三」に、「〇・一二六」を「〇・一四三」に、「〇・〇九〇」を「〇・一〇七」に、「〇・〇七九」を「〇・〇九二」に、「〇・〇六六」を「〇・〇七五」に、「〇・〇四九」を「〇・〇五六」に、「〇・〇三三」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二七」を「〇・〇三四」に、「〇・〇二四」を「〇・〇三〇」に、「〇・〇二〇」を「〇・〇二三」に、「〇・〇一七」を「〇・〇二〇」に、「〇・〇一五」を「〇・〇一八

三六六」を「〇・四〇九」に、「〇・三五六」を「〇・三九九」に、「〇・三二六」を「〇・三六八」に、「〇・二八六」を「〇・三二七」に、「〇・二四五」を「〇・二八四」に、「〇・二二五」を「〇・二六四」に、「〇・二〇九」を「〇・二四八」に、「〇・二〇一」を「〇・二三九」に、「〇・二〇〇」を「〇・二三八」に、「〇・一七八」を「〇・二一六」に、「〇・一七一」を「〇・二〇九」に、「〇・一六八」を「〇・二〇五」に、「〇・一五二」を「〇・一八九」に、「〇・一四七」を「〇・一八四」に、「〇・一一七」を「〇・一五三」に、「〇・一〇八」を「〇・一四四」に、「〇・一〇三」を「〇・一三八」に、「〇・〇九二」を「〇・一二七」に、「〇・〇八六」を「〇・一二一」に改め、同表に次のように加える。

令和三年度	〇・一二二

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第八条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和七年度」を「令和八年度」に、「一・〇六二」を「一・〇八二」に、「一・〇六五」を「一・〇八五」に改める。

第二条の見出し中「令和七年度及び令和八年度」を「令和八年度及び令和九年度」に改め、同条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に、「一・〇三〇」を「一・〇五四」に改め、同条第二項中「令和八年度」を「令和九年度」に、「一・〇五四」を「一・〇七六」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

第五条の見出し中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条中「令和七年度」を「令和八年度」に、「四十八万円」を「六十二万円」に、「五十一万円」を「六十五万円」に改める。

第六条の見出し中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇六一」を「一・〇八二」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・八一七

別表第一第一号の表中「一四・八四〇」を「一五・一三七」に、「一四・五二一」を「一四・八一一」に、「一四・三一九」を「一四・六〇五」に、「一一・八四三」を「一二・〇八〇」に、「一〇・九五〇」を「一一・一六九」に、「九・八八五」を「一〇・〇八三」に、「九・二六一」に、「八・三四四」を「八・五一一」に、「七・三〇二」を「七・四四八」に、「六・七〇九」を「六・八四三」に、「六・五二五」を「六・六五六」に、「五・七七三」を「五・八八八」に、「四・四一一」を「四・四九九」に、「三・八二六」を「三・九〇三」に、「二・八〇五」を「二・八六一」に、「二・三四〇」を「二・四四〇」に、「一・九七七」を「一・八五三」に、「一・七二二」を「一・七五六」に、「一・五五二」を「一・五八三」に、「一・四五六」を「一・四九七」に、「一・三七二」を「一・三九七」に、「一・二六五」を「一・二九〇」に、「一・二三三」を「一・二五八」に、「一・一九七」を「一・二二八」に、「一・一六〇」を「一・一八三」に、「一・一二八」を「一・一四四」に、「一・一〇六」を「一・一二七」に、「一・〇九五」を「一・一一七」に、「一・〇七四」を「一・〇九五」に、「一・〇五三」を「一・〇七四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇四二」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇四二」に、「一・〇一四」を「一・〇三六」に、「一・〇一〇」を「一・〇三五」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九九」を「一・〇二二」に、「〇・九八〇」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第二第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第三第三号の表中「一五・三一〇」を「一五・六一六」に、「一四・九八四」を「一五・二八四」に、「一四・七七二」を「一五・〇六七」に、「一二・二一七」を「一二・四六一」に、「一一・一六二」を「一一・二九五」を「一一・五二二」に、「一〇・一九九」を「一〇・四〇三」に、「九・三七〇」を「九・五五七」に、「八・六一二」を「八・七八四」に、「七・五三六」を「七・六八七」に、「六・九一八」を「七・〇五六」に、「六・七三七」を「六・八七二」に、「五・九五四」を「六・〇七三」に、「四・五五二」を「四・六四三」に、「三・九四八」を「四・〇二七」に、「二・八九六」を「二・九五四」に、「二・四七〇」を「二・五一九」に、「二・〇四二」を「二・〇八六」に、「一・八七五」を「二・一一九」に、「一・七七五」を「一・八一二」に、「一・四六九」を「一・五一四」に、「一・二九八」を「一・三三〇」に、「一・二七三」を「一・三〇四」に、「一・二五四」を「一・二九八」に、「一・一四二」を「一・一六四」に、「一・〇八五」を「一・一〇七」に、「一・〇六五」を「一・〇八六」に、「一・〇四三」を「一・〇六四」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇四二」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第四第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第一第三号の表中「一五・三一〇」を「一五・六一六」に、「一四・九八四」を「一五・二八四」に、「一四・七七二」を「一五・〇六七」に、「一二・二一七」を「一二・四六一」に、「一一・一六二」を「一一・二九五」を「一一・五二二」に、「一〇・一九九」を「一〇・四〇三」に、「九・三七〇」を「九・五五七」に、「八・六一二」を「八・七八四」に、「七・五三六」を「七・六八七」に、「六・九一八」を「七・〇五六」に、「六・七三七」を「六・八七二」に、「五・九五四」を「六・〇七三」に、「四・五五二」を「四・六四三」に、「三・九四八」を「四・〇二七」に、「二・八九六」を「二・九五四」に、「二・四七〇」を「二・五一九」に、「二・〇四二」を「二・〇八六」に、「一・八七五」を「二・一一九」に、「一・七七五」を「一・八一二」に、「一・四六九」を「一・五一四」に、「一・二九八」を「一・三三〇」に、「一・二七三」を「一・三〇四」に、「一・二五四」を「一・二九八」に、「一・一四二」を「一・一六四」に、「一・〇八五」を「一・一〇七」に、「一・〇六五」を「一・〇八六」に、「一・〇四三」を「一・〇六四」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇四二」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第二第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第三第三号の表中「一五・三一〇」を「一五・六一六」に、「一四・九八四」を「一五・二八四」に、「一四・七七二」を「一五・〇六七」に、「一二・二一七」を「一二・四六一」に、「一一・一六二」を「一一・二九五」を「一一・五二二」に、「一〇・一九九」を「一〇・四〇三」に、「九・三七〇」を「九・五五七」に、「八・六一二」を「八・七八四」に、「七・五三六」を「七・六八七」に、「六・九一八」を「七・〇五六」に、「六・七三七」を「六・八七二」に、「五・九五四」を「六・〇七三」に、「四・五五二」を「四・六四三」に、「三・九四八」を「四・〇二七」に、「二・八九六」を「二・九五四」に、「二・四七〇」を「二・五一九」に、「二・〇四二」を「二・〇八六」に、「一・八七五」を「二・一一九」に、「一・七七五」を「一・八一二」に、「一・四六九」を「一・五一四」に、「一・二九八」を「一・三三〇」に、「一・二七三」を「一・三〇四」に、「一・二五四」を「一・二九八」に、「一・一四二」を「一・一六四」に、「一・〇八五」を「一・一〇七」に、「一・〇六五」を「一・〇八六」に、「一・〇四三」を「一・〇六四」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇四二」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第四第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第五第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第六第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第七第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第八第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第九第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第十第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第十一第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第十二第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第十三第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に、「六・五九三」を「六・七二五」に、「五・八三二」を「五・九四九」に、「四・四五六」を「四・五四五」に、「三・八六五」を「三・九四二」に、「二・八三二」を「二・八八九」に、「二・四一五」を「二・四六三」に、「一・九九八」を「二・二四八」に、「一・八七三」を「一・九四〇」に、「一・七三九」を「一・七七四」に、「一・五六七」を「一・五九八」に、「一・四四一」を「一・四七〇」に、「一・三四〇」を「一・三七八」に、「一・二七八」を「一・三〇四」に、「一・二四九」を「一・二六九」に、「一・一九三」を「一・一一八」に、「一・一四〇」を「一・一六〇」に、「一・〇八四」を「一・一〇六」に、「一・〇六三」を「一・〇八四」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五七」に、「一・〇二七」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四七」に、「一・〇一九」を「一・〇三六」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一〇」を「一・〇三四」に、「一・〇〇六」を「一・〇二七」に、「一・〇〇二」を「一・〇二五」に、「〇・九九八」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九二三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第十四第二号の表中「一四・九九一」を「一五・二九一」に、「一四・六六五」を「一四・九五八」に、「一四・四六二」を「一四・七五一」に、「一一・九六二」を「一二・二〇一」に、「一一・〇五九」を「一一・二八〇」に、「九・九八七」を「一〇・一八七」に、「九・一六五」を「九・三四八」に、「八・四二七」を「八・五九六」に、「七・三七五」を「七・五二三」に、「六・七七五」を「六・九一一」に

○二六」を「一・○四七」に、「一・○三六」を「一・○五七」に、「一・○四一」を「一・○六二」に、「一・○四二」を「一・○六三」に、「一・○二二」を「一・○四二」に、「一・○三五」を「一・○五六」に、「一・○四四」を「一・○六五」に、「一・○四五」を「一・○六六」に、「一・○四八」を「一・○六九」に、「一・○一二」を「一・○三二」に、「一・○三五」を「一・○三八」に、「一・○二二」を「一・○三二」に、「○・九九九」を「一・○○○」に、「○・九四九」を「○・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「○・九二四」を「○・九五三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	○・九二三

別表第一第四号の表中「一五・三八九」を「一五・六九七」に、「一五・○五七」を「一五・三五八」に、「一四・八四九」を「一五・一四六」に、「一二・二八一」を「一二・五二七」に、「一一・三五四」を「一一・五八一」に、「一〇・二五一」を「一〇・四五六」に、「九・四一五」を「九・六〇三」に、「八・六五二」を「八・八二五」に、「七・五七二」を「七・七二三」に、「六・九五六」を「七・〇九五」に、「六・七七一」を「六・九〇六」に、「五・九八七」を「六・一〇七」に、「四・五七五」を「四・六六七」に、「三・九六八」を「四・〇四七」に、「二・九一〇」を「二・九六八」に、「二・五三一」を「二・〇五一」に、「一・八八六」を「一・九二四」に、「一・七八四」を「一・八二〇」に、「一・六一〇」を「一・六四二」に、「一・四二三」を「一・四五六」に、「一・五〇六」を「一・五三四」に、「一・三四四」を「一・三七一」に、「一・三一〇」を「一・三三六」に、「一・二七九」を「一・三〇五」に、「一・二二四」を「一・二〇〇」に、「一・一四七」を「一・一七〇」に、「一・一一四」を「一・一三六」に、「一・〇九一」を「一・一一三」に、「一・〇七一」を「一・〇九二」に、「一・〇四九」を「一・〇七〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五五」に、「一・〇一七」を「一・〇三七」に、「一・〇一一」を「一・〇三一」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一九」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四二」に、「一・〇二六」を「一・〇四六」に、「一・〇三一」を「一・〇五一」に、「一・〇二九」を「一・〇五四」に、「一・〇二二」を「一・〇四二」に、「一・〇一五」を「一・〇三五」に、「一・〇〇八」を「一・〇二八」に、「一・〇〇二」を「一・〇二二」に、「〇・九九九」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	○・九二三

別表第一第五号の表中「一五・三八九」を「一五・六九七」に、「一五・○五七」を「一五・三五八」に、「一四・八四九」を「一五・一四六」に、「一二・二八一」を「一二・五二七」に、「一一・三五四」を「一一・五八一」に、「一〇・二五一」を「一〇・四五六」に、「九・四一五」を「九・六〇三」に、「八・六五二」を「八・八二五」に、「七・五七二」を「七・七二三」に、「六・九五六」を「七・〇九五」に、「六・七七一」を「六・九〇六」に、「五・九八七」を「六・一〇七」に、「四・五七五」を「四・六六七」に、「三・九六八」を「四・〇四七」に、「二・九一〇」を「二・九六八」に、「一・八八六」を「一・九二四」に、「一・七八四」を「一・八二〇」に、「一・六一〇」を「一・六四二」に、「一・四二三」を「一・四五六」に、「一・五〇六」を「一・五三四」に、「一・三四四」を「一・三七一」に、「一・三一〇」を「一・三三六」に、「一・二七九」を「一・三〇五」に、「一・二二四」を「一・二〇〇」に、「一・一四七」を「一・一七〇」に、「一・一一四」を「一・一三六」に、「一・〇九一」を「一・一一三」に、「一・〇七一」を「一・〇九二」に、「一・〇四九」を「一・〇七〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五五」に、「一・〇一七」を「一・〇三七」に、「一・〇一一」を「一・〇三一」に、「一・〇一四」を「一・〇三五」に、「一・〇一九」を「一・〇三九」に、「一・〇二二」を「一・〇四二」に、「一・〇二六」を「一・〇四六」に、「一・〇三一」を「一・〇五一」に、「一・〇二九」を「一・〇五四」に、「一・〇二二」を「一・〇四二」に、「一・〇一五」を「一・〇三五」に、「一・〇〇八」を「一・〇二八」に、「一・〇〇二」を「一・〇二二」に、「〇・九九九」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	○・九二三

別表第一第六号の表中「一五・四五三」を「一五・七六二」に、「一五・一一九」を「一五・四二一」に、「一四・九一二」を「一五・二一〇」に、「一二・三三〇」を「一二・五七七」に、「一一・四〇一」を「一一・六二九」に、「一〇・二九四」を「一〇・五〇〇」に、「九・四五三」を「九・六四二」に、「八・六八二」を「八・八六二」に、「七・六〇三」を「七・七五五」に、「六・九八三」を「七・一二三」に、「六・七九七」を「六・九三三」に、「六・〇一〇」を「六・一三〇」に、「四・五九六」を「四・六八八」に、「三・九八五」を「四・〇六五」に、「二・九七九」を「二・一一一」に、「二・五四一」を「二・〇五九」に、「一・八九四」を「一・九三二」に、「一・七九二」を「一・八二七」に、「一・六一六」を「一・六四八」に、「一・五一三」を「一・五四〇」に、「一・四八三」を「一・五一三」に、「一・四三〇」を「一・四五九」に、「一・三五〇」を「一・三七七」に、「一・三一六」を「一・三四二」に、「一・二八四」を「一・三一〇」に、「一・一九三」を「一・二二九」に、「一・一五二」を「一・一七五」に、「一・一一九」を「一・一四一」に、「一・〇九六」を「一・一一八」に、「一・〇七五」を「一・〇九七」に、「一・〇五三」を「一・〇七四」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇二四」を「一・〇四四」に、「一・〇一五」を「一・〇三五」に、「一・〇一四」を「一・〇三六」に、「一・〇一九」を「一・〇三九」に、「一・〇四一」を「一・〇六二」に、「一・〇四七」を「一・〇六八」に、「一・〇三六」を「一・〇五七」に、「一・〇四二」を「一・〇六三」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇二二」を「一・〇四二」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇六六」を「一・〇八五」に、「一・〇四八」を「一・〇六九」に、「一・〇一七」を「一・〇三七」に、「一・〇三二」を「一・〇五二」に、「一・〇〇二」を「一・〇二二」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇六六」を「一・〇八五」に、「一・〇四八」を「一・〇六九」に、「一・〇一七」を「一・〇三七」に、「一・〇三二」を「一・〇五二」に、「一・〇〇二」を「一・〇二二」に、「〇・九九九」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	○・九二三

別表第一第七号の表中「一五・五六三」を「一五・八七四」に、「一五・二三〇」を「一五・五三五」に、「一五・〇一八」を「一五・三一八」に、「一二・四一八」を「一二・六六六」に、「一一・四八五」を「一一・七一五」に、「一〇・三七〇」を「一〇・五七七」に、「九・五二三」を「九・七一三」に、「八・七五二」を「八・九二七」に、「七・六五八」を「七・八一一」に、「七・〇三四」を「七・一七五」に、「六・八四七」を「六・九八四」に、「六・〇五三」を「六・一七四」に、「四・〇六二七」を「四・〇七〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五五」に、「一・〇一四」を「一・〇三六」に、「一・〇一一」を「一・〇三二」に、「一・〇一九」を「一・〇三九」に、「一・〇二六」を「一・〇四七」に、「一・〇四二」を「一・〇六三」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇六六」を「一・〇八五」に、「一・〇四八」を「一・〇六九」に、「一・〇一七」を「一・〇三七」に、「一・〇三二」を「一・〇五二」に、「一・〇〇二」を「一・〇二二」に、「〇・九九九」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	○・九二三

別表第一第七号の表中「一五・五六三」を「一五・八七四」に、「一五・二三〇」を「一五・五三五」に、「一五・〇一八」を「一五・三一八」に、「一二・四一八」を「一二・六六六」に、「一一・四八五」を「一一・七一五」に、「一〇・三七〇」を「一〇・五七七」に、「九・五二三」を「九・七一三」に、「八・七五二」を「八・九二七」に、「七・六五八」を「七・八一一」に、「七・〇三四」を「七・一七五」に、「六・八四七」を「六・九八四」に、「六・〇五三」を「六・一七四」に、「四・〇六二七」を「四・〇七〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五五」に、「一・〇一四」を「一・〇三六」に、「一・〇一一」を「一・〇三二」に、「一・〇一九」を「一・〇三九」に、「一・〇二六」を「一・〇四七」に、「一・〇四二」を「一・〇六三」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇六六」を「一・〇八五」に、「一・〇四八」を「一・〇六九」に、「一・〇一七」を「一・〇三七」に、「一・〇三二」を「一・〇五二」に、「一・〇〇二」を「一・〇二二」に、「〇・九九九」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	○・九二三

別表第一第八号の表中「一五・六九七」を「一五・〇五七」に、「一五・三五八」に、「一四・八四九」を「一五・一四六」に、「一二・二八一」を「一二・五二七」に、「一一・三五四」を「一一・五八一」に、「一〇・二五一」を「一〇・四五六」に、「九・四一五」を「九・六〇三」に、「八・六五二」を「八・八二五」に、「七・五七二」を「七・七二三」に、「六・九五六」を「七・〇九五」に、「六・七七一」を「六・九〇六」に、「五・九八七」を「六・一〇七」に、「四・五七五」を「四・六六七」に、「三・九六八」を「四・〇四七」に、「二・九一〇」を「二・九六八」に、「一・八八六」を「一・九二四」に、「一・七八四」を「一・八二〇」に、「一・六一〇」を「一・六四二」に、「一・四二三」を「一・四五六」に、「一・五〇六」を「一・五三四」に、「一・三四四」を「一・三七一」に、「一・三一〇」を「一・三三六」に、「一・二七九」を「一・三〇五」に、「一・二二四」を「一・二〇〇」に、「一・一四七」を「一・一七〇」に、「一・一一四」を「一・一三六」に、「一・〇九一」を「一・一一三」に、「一・〇七一」を「一・〇九二」に、「一・〇四九」を「一・〇七〇」に、「一・〇三四」を「一・〇五五」に、「一・〇一四」を「一・〇三六」に、「一・〇一一」を「一・〇三二」に、「一・〇一九」を「一・〇三九」に、「一・〇二六」を「一・〇四七」に、「一・〇四二」を「一・〇六三」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇六六」を「一・〇八五」に、「一・〇四八」を「一・〇六九」に、「一・〇一七」を「一・〇三七」に、「一・〇三二」を「一・〇五二」に、「一・〇〇二」を「一・〇二二」に、「〇・九九九」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	○・九二三

別表第一第九号の表中「一五・四五三」を「一五・七六二」に、「一五・一一九」を「一五・四二一」に、「一四・九一二」を「一五・二一〇」に、「一二・三三〇」を「一二・五七七」に、「一一・四〇一」を「一一・六二九」に、「一〇・二九四」を「一〇・五〇〇」に、「九・四五三」を「九・六四二」に、「八・六八二」を「八・八六二」に、「七・六〇三」を「七・七五五」に、「六・九八三」を「七・一二三」に、「六・七九七」を「六・九三三」に、「六・〇一〇」を「六・一三〇」に、「四・五九六」を「四・六八八」に、「三・九八五」を「四・〇六五」に、「二・九七九」を「二・一一一」に、「二・五四一」を「二・〇五九」に、「一・八九四」を「一・九三二」に、「一・七九二」を「一・八二七」に、「一・六一六」を「一・六四八」に、「一・五一三」を「一・五四〇」に、「一・四八三」を「一・五一三」に、「一・四三〇」を「一・四五九」に、「一・三五〇」を「一・三七七」に、「一・三一六」を「一・三四二」に、「一・二八四」を「一・三一〇」に、「一・一九三」を「一・二二九」に、「一・一五二」を「一・一七五」に、「一・一一九」を「一・一四一」に、「一・〇九六」を「一・一一八」に、「一・〇七五」を「一・〇九七」に、「一・〇五三」を「一・〇七四」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇二四」を「一・〇四四」に、「一・〇一五」を「一・〇三五」に、「一・〇一四」を「一・〇三六」に、「一・〇一九」を「一・〇三九」に、「一・〇四一」を「一・〇六二」に、「一・〇四七」を「一・〇六八」に、「一・〇三六」を「一・〇五七」に、「一・〇四二」を「一・〇六三」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇六六」を「一・〇八五」に、「一・〇四八」を「一・〇六九」に、「一・〇一七」を「一・〇三七」に、「一・〇三二」を「一・〇五二」に、「一・〇〇二」を「一・〇二二」に、「〇・九九九」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	○・九二三

別表第一第十号の表中「一五・四五三」を「一五・七六二」に、「一五・一一九」を「一五・四二一」に、「一四・九一二」を「一五・二一〇」に、「一二・三三〇」を「一二・五七七」に、「一一・四〇一」を「一一・六二九」に、「一〇・二九四」を「一〇・五〇〇」に、「九・四五三」を「九・六四二」に、「八・六八二」を「八・八六二」に、「七・六〇三」を「七・七五五」に、「六・九八三」を「七・一二三」に、「六・七九七」を「六・九三三」に、「六・〇一〇」を「六・一三〇」に、「四・五九六」を「四・六八八」に、「三・九八五」を「四・〇六五」に、「二・九七九」を「二・一一一」に、「二・五四一」を「二・〇五九」に、「一・八九四」を「一・九三二」に、「一・七九二」を「一・八二七」に、「一・六一六」を「一・六四八」に、「一・五一三」を「一・五四〇」に、「一・四八三」を「一・五一三」に、「一・四三〇」を「一・四五九」に、「一・三五〇」を「一・三七七」に、「一・三一六」を「一・三四二」に、「一・二八四」を「一・三一〇」に、「一・一九三」を「一・二二九」に、「一・一五二」を「一・一七五」に、「一・一一九」を「一・一四一」に、「一・〇九六」を「一・一一八」に、「一・〇七五」を「一・〇九七」に、「一・〇五三」を「一・〇七四」に、「一・〇三九」を「一・〇六〇」に、「一・〇二四」を「一・〇四四」に、「一・〇一五」を「一・〇三五」に、「一・〇一四」を「一・〇三六」に、「一・〇一九」を「一・〇三九」に、「一・〇四一」を「一・〇六二」に、「一・〇四七」を「一・〇六八」に、「一・〇三六」を「一・〇五七」に、「一・〇四二」を「一・〇六三」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇六六」を「一・〇八五」に、「一・〇四八」を「一・〇六九」に、「一・〇一七」を「一・〇三七」に、「一・〇三二」を「一・〇五二」に、「一・〇〇二」を「一・〇二二」に、「〇・九九九」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九七八」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表に次のように加える。

五一二」を「二・五六二」に、「二・〇七三」を「二・一一四」に、「一・九〇八」を「一・九四六」に、「一・八〇五」を「一・四九五」に、「一・六二六」を「一・六五九」に、「一・五五〇」を「一・五八一」に、「一・四九五」を「一・五二五」に、「一・四九五」を「一・五二五」に、「一・四六九」を「一・四九〇」に、「一・三六〇」を「一・三八七」に、「一・三五二」を「一・三六二」に、「一・二九三」を「一・三一九」に、「一・二二五」を「一・二三九」に、「一・一六一」を「一・一八四」に、「一・一二八」を「一・一五一」に、「一・一〇四」を「一・一二六」に、「一・〇八二」を「一・一〇四」に、「一・〇六〇」を「一・〇八一」に、「一・〇四八」を「一・〇六九」に、「一・〇三二」を「一・〇五三」に、「一・〇二〇」を「一・〇四〇」に、「一・〇一九」を「一・〇三九」に、「一・〇二六」を「一・〇四七」に、「一・〇一〇」を「一・〇三六」に、「一・〇五七」を「一・〇六二」に、「一・〇四二」を「一・〇六三」に、「一・〇四三」を「一・〇六四」に、「一・〇二二」を「一・〇四二」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇六六」を「一・〇一七」を「一・〇三七」に、「一・〇一二」を「一・〇三二」に、「一・〇一五」を「一・〇三五」に、「一・〇一一」を「一・〇三一」に、「一・〇〇二」を「一・〇二二」に、「〇・九九九」を「一・〇一九」に、「〇・九八〇」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九五三」に改め、同表令和七年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第一第八号の表中「一五・六九三」を「一六・〇〇七」に、「一五・三五四」を「一五・六六一」に、「一五・一四〇」を「一五・四四三」に、「一二・五二二」を「一二・七七二」に、「一一・五七六」を「一一・八〇八」に、「一〇・四五四」を「一〇・六六三」に、「九・六〇〇」を「九・七九二」に、「八・八二四」を「九・〇〇〇」に、「七・七二三」を「七・八七七」に、「七・〇九二」を「七・二三四」に、「六・九〇一」を「七・〇三九」に、「六・一〇三」を「六・二二五」に、「四・六六五」を「四・七五八」に、「四・〇四七」を「四・一二八」に、「二・九七〇」を「三・〇二九」に、「二・五七九」を「二・五二八」に、「二・〇九〇」を「二・一三二」に、「一・九六一」を「一・八二〇」に、「一・六三九」を「一・六七二」に、「一・五六二」を「一・五九三」に、「一・四五一」を「一・四八〇」に、「一・三七二」を「一・三九九」に、「一・三六三」を「一・三九〇」に、「一・二五〇」を「一・二七二」に、「一・一六九」を「一・一九二」に、「一・一三六」を「一・一五九」に、「一・一三五」を「一・一三八」に、「一・〇九二」を「一・一一三」に、「一・〇六九」を「一・〇九〇」に、「一・〇五六」を「一・〇七七」に、「一・〇四二」を「一・〇六三」に、「一・〇二八」を「一・〇四七」に、「一・〇四一」を「一・〇六二」に、「一・〇三五」を「一・〇五六」に、「一・〇二二」を「一・〇四二」に、「一・〇一五」を「一・〇三五」に、「一・〇一二」を「一・〇三二」に、「一・〇〇八」を「一・〇二八」に、「一・〇〇二」を「一・〇二二」に、「〇・九九九」を「一・〇一九」に、「〇・九八〇」を「一・〇〇〇」に、「〇・九四九」を「〇・九五三」に改め、同表令和六年四月から令和八年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二三

別表第一第九号の表中「一五・七〇七」を「一六・〇二一」に、「一五・三六八」を「一五・六七五」に、「一五・一五七」を「一五・四六〇」に、「一二・七八五」を「一二・五三四」に、「一一・五八六」を「一一・八二二」に、「一〇・四六五」を「一〇・六七四」に、「九・八〇八」を「九・八八九」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二四」を「〇・九五三」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二二

別表第一第十号の表以外の部分中「昭和三十三年四月一日」を「昭和三十四年四月一日」に改め、同表中「一五・七五三」を「一六・〇六八」に、「一五・四一三」を「一五・七二一」に、「一五・二〇一」を「一五・五〇五」に、「一二・五七一」を「一二・八二二」に、「一一・六二四」を「一一・八五六」に、「一〇・四九七」を「一〇・七〇七」に、「九・六三七」を「九・八三〇」に、「八・八五九」を「九・〇三六」に、「七・七五一」を「七・九〇六」に、「七・一二〇」を「七・二六二」に、「六・二五〇」を「六・二七九」に、「四・六八三」を「四・七七七」に、「四・一四五」を「四・一六四」に、「四・〇六四」を「四・二七五」に、「三・〇二九」を「三・〇四二」に、「二・九八二」を「二・一四〇」に、「二・八六五」を「二・一〇八」に、「二・六四六」を「二・八九七」に、「二・五四三」を「二・七九六」に、「一・三四二」を「一・五八一」に、「一・一七三」を「一・一九六」に、「一・一三九」を「一・一五九」に、「一・〇九五」を「一・一一七」に、「一・〇八二」を「一・一〇四」に、「一・〇五三」を「一・〇七四」に、「一・〇四〇」を「一・〇六一」に、「一・〇二三」を「一・〇四三」に、「一・〇一三」を「一・〇三三」に、「一・〇〇三」を「一・〇二三」に、「〇・九九七」を「〇・九九八」に、「〇・九七八」を「〇・九九六」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二二」を「〇・九五一」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二一

別表第一第十一号の表以外の部分中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十五年四月一日」に改め、同表中「一五・七二一」を「一六・〇六八」に、「一五・四一三」を「一五・七二一」に、「一五・二〇一」を「一五・五〇五」に、「一二・五七一」を「一二・八二二」に、「一一・六二四」を「一一・八五六」に、「一〇・四九七」を「一〇・七〇七」に、「九・六三七」を「九・八三〇」に、「八・八五九」を「九・〇三六」に、「七・七五一」を「七・九〇六」に、「七・一二〇」を「七・二六二」に、「六・二五〇」を「六・二七九」に、「四・六八三」を「四・七七七」に、「四・一四五」を「四・一六四」に、「四・〇六四」を「四・二七五」に、「三・〇二九」を「三・〇四二」に、「二・九八二」を「二・一四〇」に、「二・八六五」を「二・一〇八」に、「二・六四六」を「二・八九七」に、「二・五四三」を「二・七九六」に、「一・三四二」を「一・五八一」に、「一・一七三」を「一・一九六」に、「一・一三九」を「一・一五九」に、「一・〇九五」を「一・一一七」に、「一・〇八二」を「一・一〇四」に、「一・〇五三」を「一・〇七四」に、「一・〇四〇」を「一・〇六一」に、「一・〇二三」を「一・〇四三」に、「一・〇一三」を「一・〇三三」に、「一・〇〇三」を「一・〇二三」に、「〇・九九七」を「〇・九九八」に、「〇・九七八」を「〇・九九六」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二二」を「〇・九五一」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二一

別表第一第十二号の表以外の部分中「昭和三十五年四月一日」を「昭和三十六年四月一日」に改め、同表中「一五・七二一」を「一六・〇六八」に、「一五・四一三」を「一五・七二一」に、「一五・二〇一」を「一五・五〇五」に、「一二・五七一」を「一二・八二二」に、「一一・六二四」を「一一・八五六」に、「一〇・四九七」を「一〇・七〇七」に、「九・六三七」を「九・八三〇」に、「八・八五九」を「九・〇三六」に、「七・七五一」を「七・九〇六」に、「七・一二〇」を「七・二六二」に、「六・二五〇」を「六・二七九」に、「四・六八三」を「四・七七七」に、「四・一四五」を「四・一六四」に、「四・〇六四」を「四・二七五」に、「三・〇二九」を「三・〇四二」に、「二・九八二」を「二・一四〇」に、「二・八六五」を「二・一〇八」に、「二・六四六」を「二・八九七」に、「二・五四三」を「二・七九六」に、「一・三四二」を「一・五八一」に、「一・一七三」を「一・一九六」に、「一・一三九」を「一・一五九」に、「一・〇九五」を「一・一一七」に、「一・〇八二」を「一・一〇四」に、「一・〇五三」を「一・〇七四」に、「一・〇四〇」を「一・〇六一」に、「一・〇二三」を「一・〇四三」に、「一・〇一三」を「一・〇三三」に、「一・〇〇三」を「一・〇二三」に、「〇・九九七」を「〇・九九八」に、「〇・九七八」を「〇・九九六」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二二」を「〇・九五一」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	〇・九二〇

別表第一第十三号の表以外の部分中「昭和三十六年四月一日」を「昭和三十七年四月一日」に改め、同表中「一五・七二一」を「一六・〇六八」に、「一五・四一三」を「一五・七二一」に、「一五・二〇一」を「一五・五〇五」に、「一二・五七一」を「一二・八二二」に、「一一・六二四」を「一一・八五六」に、「一〇・四九七」を「一〇・七〇七」に、「九・六三七」を「九・八三〇」に、「八・八五九」を「九・〇三六」に、「七・七五一」を「七・九〇六」に、「七・一二〇」を「七・二六二」に、「六・二五〇」を「六・二七九」に、「四・六八三」を「四・七七七」に、「四・一四五」を「四・一六四」に、「四・〇六四」を「四・二七五」に、「三・〇二九」を「三・〇四二」に、「二・九八二」を「二・一四〇」に、「二・八六五」を「二・一〇八」に、「二・六四六」を「二・八九七」に、「二・五四三」を「二・七九六」に、「一・三四二」を「一・五八一」に、「一・一七三」を「一・一九六」に、「一・一三九」を「一・一五九」に、「一・〇九五」を「一・一一七」に、「一・〇八二」を「一・一〇四」に、「一・〇五三」を「一・〇七四」に、「一・〇四〇」を「一・〇六一」に、「一・〇二三」を「一・〇四三」に、「一・〇一三」を「一・〇三三」に、「一・〇〇三」を「一・〇二三」に、「〇・九九七」を「〇・九九八」に、「〇・九七八」を「〇・九九六」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二二」を「〇・九五一」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	○・九二二

別表第一第十一号の表以外の部分中「昭和三十三年四月二日」を「昭和三十四年四月二日」に改め、同表中「一五・七五三」を「一六・〇六八」に、「一五・四一三」を「一五・七二二」に、「一二・五七一」を「一二・八二二」に、「一一・六二四」を「一一・二〇一」を「一五・五〇五」に、「一二・八二二」に、「一一・六二四」を「一一・八五六」に、「一〇・四九七」を「一〇・七〇七」に、「九・六三七」を「九・八三〇」に、「八・八五九」を「九・〇三六」に、「七・七五一」を「七・九〇六」に、「七・一二〇」を「七・二六二」に、「六・九二六」を「七・〇六五」に、「六・一二七」を「六・二五〇」に、「四・六八三」を「四・七七七」に、「四・〇六四」を「四・一四五」に、「二・九八二」を「三・〇四二」に、「二・五三七」を「二・五八八」に、「二・〇九八」を「二・一四〇」に、「一・九三〇」を「一・九六九」に、「一・八二八」を「一・八六五」に、「一・六四六」を「一・六七九」に、「一・五九八」を「一・五一三」を「一・五四三」に、「一・四五六」を「一・四八五」に、「一・四〇六」を「一・三四二」に、「一・三六九」を「一・三〇八」に、「一・二二九」を「一・二五四」に、「一・一七三」を「一・一九六」に、「一・一四〇」を「一・一六三」に、「一・一七」を「一・一三九」に、「一・〇九五」を「一・一一七」に、「一・〇七三」を「一・〇九四」に、「一・〇六〇」を「一・〇八一」に、「一・〇四七」を「一・〇六八」に、「一・〇三三」を「一・〇五四」に、「一・〇三二」を「一・〇五三」に、「一・〇三七」を「一・〇五二」に、「一・〇四〇」を「一・〇六一」に、「一・〇四一」を「一・〇六二」に、「一・〇四三」を「一・〇六四」に、「一・〇二三」を「一・〇三六」を「一・〇五七」に、「一・〇四四」を「一・〇六五」に、「一・〇四九」を「一・〇七〇」に、「一・〇一八」を「一・〇三八」に、「一・〇一三」を「一・〇三三」に、「一・〇一六」を「一・〇三六」に、「一・〇一二」を「一・〇三二」に、「一・〇〇三」を「一・〇二三」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二〇」に、「〇・九九七」を「一・〇一七」に、「〇・九七八」を「〇・九九八」に、「〇・九四七」を「〇・九七六」に改め、同表令和六年四月から令和七年三月までの項中「〇・九二二」を「〇・九二一」に改め、同表に次のように加える。

令和八年四月から令和九年三月まで	○・九二一

別表第二第一号の表中「一四・六四九」を「一四・九四二」に、「一三・九八一」を「一四・二六一」に、「一三・五九八」を「一三・八七〇」に、「一二・六七二」を「一二・九二五」に、「一〇・七三七」を「一〇・九五二」に、「九・五三六」を「九・七二七」に、「八・五七八」を「八・七五〇」に、「七・七八三」を「七・九三九」に、「七・三五六」を「七・五〇三」に、「六・四三三」を「六・五六二」に、「六・一二五」を「六・二四八」に、「五・三八〇」を「五・四八八」に、「四・二八五」を「四・三七一」に、「三・八六九」を「三・九四六」に、「二・六四七」を「二・七〇〇」に、「二・三〇七」を「二・六〇二」に、「一・八七一」を「一・九〇八」に、「一・七七四」を「一・八〇九」に、「一・五七四」を「一・六二〇」に、「一・三五〇」を「一・三七七」に、「一・四八六」を「一・五〇五」に、「一・四五七」を「一・五〇六」に、「一・三五七」を「一・四〇二」に改め、別表第二第二号の表中「一四・七九六」を「一五・〇九二」に、「一四・〇〇七」を「一四・二〇八」に、「一三・七三二」を「一四・〇四〇二」に、「一二・七九八」を「一三・一二〇」に、「九・八二四」を「一〇・〇五四」に、「八・六六五」を「八・八三八」に、「七・四二九」を「七・五七八」に、「六・一八五」を「六・三〇九」に、「五・四三三」を「五・五四二」に、「四・三二九」を「四・四一六」に、「三・九〇八」を「三・九八六」に、「二・六七五」を「二・八二八」に、「一・七二八」を「一・九三〇」に、「一・七九」を「一・八二七」に、「一・五二四」を「一・七二三」に、「一・四七〇」を「一・五二〇」を「一・六二二」に、「一・三九二」を「一・四九九」に、「一・三五五」を「一・四二三」に、「一・二四七」を「一・三三四」に改め、別表第二第三号の表中「一五・一一四」を「一五・四一六」に、「一四・四二三」を「一四・七一一」に、「一四・〇二八」を「一四・三〇九」に、「一三・三三七」に、「一一・〇七九」を「一一・三〇一」に、「九・八三九」を「一〇・〇三六」に、「八・八五三」を「九・〇三〇」に、「八・〇二九」を「八・一九〇」に、「七・五九〇」を「七・七四二」に、「六・六三五」を「六・七六八」に、「六・三一七」を「六・四四三」に、「五・五四九」を「五・六六〇」に、「四・四一九」を「四・五〇七」に、「三・九九三」を「四・〇七三」に、「二・七三〇」を「二・七八五」に、「二・三三五」を「二・三八二」に、「一・九三〇」を「一・九六九」に、「一・八三二」を「一・八六八」に、「一・七六五」を「一・八〇〇」に、「一・六二〇」を「一・六五二」に、「一・五二五」を「一・五五六」に、「一・五三四」を「一・五八〇」に、「一・三六五」を「一・四二三」に、「一・三三八」を「一・三六五」に改め、別表第二第四号の表中「一四・一〇〇」を「一五・四九七」に、「一四・四九四」を「一四・七八四」に、「一三・一四二」を「一四・〇四〇四」に、「一一・二三五」を「一一・三五八」に、「九・八八八」を「一〇・〇八六」に、「八・八九八」を「九・〇七六」に、「七・六二七」を「七・七八〇」に、「六・六七〇」を「六・八〇三」に、「六・三四九」を「六・四七六」に、「五・五七六」を「五・六八八」に、「四・四四三」を「四・五三二」に、「四・〇九五」を「四・一二〇」に、「三・七四五」を「三・八〇〇」に、「三・三四八」を「三・三九五」に、「二・九四〇」を「二・九七九」に、「二・六二九」を「二・六五一」に、「二・五三四」を「二・五七一」に、「一・九九七」を「一・一一七」に、「一・六六二」を「一・七一五」に、「一・五三四」を「一・五五五」に、「一・四四六」を「一・四八六」に、「一・四〇二」を「一・四三〇」に、「一・三七一」を「一・四五九」に、「一・一七八」を「一・二〇〇」に、「一・〇九三」を「一・一二」に、「一・〇八〇」を「一・一二」に、「一・〇七九」を「一・一一二」に、「一・〇七四」を「一・一〇七」に、「一・〇六三」を「一・一〇二」に、「一・〇五九」を「一・一〇〇」に、「一・〇五八」を「一・一〇〇」に、「一・〇五七」を「一・一〇〇」に、「一・〇五六」を「一・一〇〇」に、「一・〇五五」を「一・一〇〇」に、「一・〇五四」を「一・一〇〇」に、「一・〇五三」を「一・一〇〇」に、「一・〇五二」を「一・一〇〇」に、「一・〇五一」を「一・一〇〇」に、「一・〇五〇」を「一・一〇〇」に、「一・〇四九」を「一・一〇〇」に、「一・〇四八」を「一・一〇〇」に、「一・〇四七」を「一・一〇〇」に、「一・〇四六」を「一・一〇〇」に、「一・〇四五」を「一・一〇〇」に、「一・〇四四」を「一・一〇〇」に、「一・〇四三」を「一・一〇〇」に、「一・〇四二」を「一・一〇〇」に、「一・〇四一」を「一・一〇〇」に、「一・〇四〇」を「一・一〇〇」に、「一・〇三九」を「一・一〇〇」に、「一・〇三八」を「一・一〇〇」に、「一・〇三七」を「一・一〇〇」に、「一・〇三六」を「一・一〇〇」に、「一・〇三五」を「一・一〇〇」に、「一・〇三四」を「一・一〇〇」に、「一・〇三三」を「一・一〇〇」に、「一・〇三二」を「一・一〇〇」に、「一・〇三一」を「一・一〇〇」に、「一・〇三〇」を「一・一〇〇」に、「一・〇二九」を「一・一〇〇」に、「一・〇二八」を「一・一〇〇」に、「一・〇二七」を「一・一〇〇」に、「一・〇二六」を「一・一〇〇」に、「一・〇二五」を「一・一〇〇」に、「一・〇二四」を「一・一〇〇」に、「一・〇二三」を「一・一〇〇」に、「一・〇二二」を「一・一〇〇」に、「一・〇二一」を「一・一〇〇」に、「一・〇二〇」を「一・一〇〇」に、「一・〇一九」を「一・一〇〇」に、「一・〇一八」を「一・一〇〇」に、「一・〇一七」を「一・一〇〇」に、「一・〇一六」を「一・一〇〇」に、「一・〇一五」を「一・一〇〇」に、「一・〇一四」を「一・一〇〇」に、「一・〇一三」を「一・一〇〇」に、「一・〇一二」を「一・一〇〇」に、「一・〇一一」を「一・一〇〇」に、「一・〇一〇」を「一・一〇〇」に、「一・〇〇九」を「一・一〇〇」に、「一・〇〇八」を「一・一〇〇」に、「一・〇〇七」を「一・一〇〇」に、「一・〇〇六」を「一・一〇〇」に、「一・〇〇五」を「一・一〇〇」に、「一・〇〇四」を「一・一〇〇」に、「一・〇〇三」を「一・一〇〇」に、「一・〇〇二」を「一・一〇〇」に、「一・〇〇一」を「一・一〇〇」に、「一・〇〇〇」を「一・一〇〇」に、「九・九九九」を「一・一〇〇」に、「九・九九八」を「一・一〇〇」に、「九・九九七」を「一・一〇〇」に、「九・九九六」を「一・一〇〇」に、「九・九九五」を「一・一〇〇」に、「九・九九四」を「一・一〇〇」に、「九・九九三」を「一・一〇〇」に、「九・九九二」を「一・一〇〇」に、「九・九九一」を「一・一〇〇」に、「九・九九〇」を「一・一〇〇」に、「九・九八九」を「一・一〇〇」に、「九・九八八」を「一・一〇〇」に、「九・九八七」を「一・一〇〇」に、「九・九八六」を「一・一〇〇」に、「九・九八五」を「一・一〇〇」に、「九・九八四」を「一・一〇〇」に、「九・九八三」を「一・一〇〇」に、「九・九八二」を「一・一〇〇」に、「九・九八一」を「一・一〇〇」に、「九・九八〇」を「一・一〇〇」に、「九・九七九」を「一・一〇〇」に、「九・九七八」を「一・一〇〇」に、「九・九七七」を「一・一〇〇」に、「九・九七六」を「一・一〇〇」に、「九・九七五」を「一・一〇〇」に、「九・九七四」を「一・一〇〇」に、「九・九七三」を「一・一〇〇」に、「九・九七二」を「一・一〇〇」に、「九・九七一」を「一・一〇〇」に、「九・九七〇」を「一・一〇〇」に、「九・九六九」を「一・一〇〇」に、「九・九六八」を「一・一〇〇」に、「九・九六七」を「一・一〇〇」に、「九・九六六」を「一・一〇〇」に、「九・九六五」を「一・一〇〇」に、「九・九六四」を「一・一〇〇」に、「九・九六三」を「一・一〇〇」に、「九・九六二」を「一・一〇〇」に、「九・九六一」を「一・一〇〇」に、「九・九六〇」を「一・一〇〇」に、「九・九五九」を「一・一〇〇」に、「九・九五八」を「一・一〇〇」に、「九・九五七」を「一・一〇〇」に、「九・九五六」を「一・一〇〇」に、「九・九五五」を「一・一〇〇」に、「九・九五四」を「一・一〇〇」に、「九・九五三」を「一・一〇〇」に、「九・九五二」を「一・一〇〇」に、「九・九五一」を「一・一〇〇」に、「九・九五〇」を「一・一〇〇」に、「九・九四九」を「一・一〇〇」に、「九・九四八」を「一・一〇〇」に、「九・九四七」を「一・一〇〇」に、「九・九四六」を「一・一〇〇」に、「九・九四五」を「一・一〇〇」に、「九・九四四」を「一・一〇〇」に、「九・九四三」を「一・一〇〇」に、「九・九四二」を「一・一〇〇」に、「九・九四一」を「一・一〇〇」に、「九・九四〇」を「一・一〇〇」に、「九・九三九」を「一・一〇〇」に、「九・九三八」を「一・一〇〇」に、「九・九三七」を「一・一〇〇」に、「九・九三六」を「一・一〇〇」に、「九・九三五」を「一・一〇〇」に、「九・九三四」を「一・一〇〇」に、「九・九三三」を「一・一〇〇」に、「九・九三二」を「一・一〇〇」に、「九・九三一」を「一・一〇〇」に、「九・九三〇」を「一・一〇〇」に、「九・九二九」を「一・一〇〇」に、「九・九二八」を「一・一〇〇」に、「九・九二七」を「一・一〇〇」に、「九・九二六」を「一・一〇〇」に、「九・九二五」を「一・一〇〇」に、「九・九二四」を「一・一〇〇」に、「九・九二三」を「一・一〇〇」に、「九・九二二」を「一・一〇〇」に、「九・九二一」を「一・一〇〇」に、「九・九二〇」を「一・一〇〇」に、「九・九一九」を「一・一〇〇」に、「九・九一八」を「一・一〇〇」に、「九・九一七」を「一・一〇〇」に、「九・九一六」を「一・一〇〇」に、「九・九一五」を「一・一〇〇」に、「九・九一四」を「一・一〇〇」に、「九・九一三」を「一・一〇〇」に、「九・九一二」を「一・一〇〇」に、「九・九一一」を「一・一〇〇」に、「九・九一〇」を「一・一〇〇」に、「九・九〇九」を「一・一〇〇」に、「九・九〇八」を「一・一〇〇」に、「九・九〇七」を「一・一〇〇」に、「九・九〇六」を「一・一〇〇」に、「九・九〇五」を「一・一〇〇」に、「九・九〇四」を「一・一〇〇」に、「九・九〇三」を「一・一〇〇」に、「九・九〇二」を「一・一〇〇」に、「九・九〇一」を「一・一〇〇」に、「九・九〇〇」を「一・一〇〇」に、「九・八九九」を「一・一〇〇」に、「九・八九八」を「一・一〇〇」に、「九・八九七」を「一・一〇〇」に、「九・八九六」を「一・一〇〇」に、「九・八九五」を「一・一〇〇」に、「九・八九四」を「一・一〇〇」に、「九・八九三」を「一・一〇〇」に、「九・八九二」を「一・一〇〇」に、「九・八九一」を「一・一〇〇」に、「九・八九〇」を「一・一〇〇」に、「九・八八九」を「一・一〇〇」に、「九・八八八」を「一・一〇〇」に、「九・八八七」を「一・一〇〇」に、「九・八八六」を「一・一〇〇」に、「九・八八五」を「一・一〇〇」に、「九・八八四」を「一・一〇〇」に、「九・八八三」を「一・一〇〇」に、「九・八八二」を「一・一〇〇」に、「九・八八一」を「一・一〇〇」に、「九・八八〇」を「一・一〇〇」に、「九・八七九」を「一・一〇〇」に、「九・八七八」を「一・一〇〇」に、「九・八七七」を「一・一〇〇」に、「九・八七六」を「一・一〇〇」に、「九・八七五」を「一・一〇〇」に、「九・八七四」を「一・一〇〇」に、「九・八七三」を「一・一〇〇」に、「九・八七二」を「一・一〇〇」に、「九・八七一」を「一・一〇〇」に、「九・八七〇」を「一・一〇〇」に、「九・八六九」を「一・一〇〇」に、「九・八六八」を「一・一〇〇」に、「九・八六七」を「一・一〇〇」に、「九・八六六」を「一・一〇〇」に、「九・八六五」を「一・一〇〇」に、「九・八六四」を「一・一〇〇」に、「九・八六三」を「一・一〇〇」に、「九・八六二」を「一・一〇〇」に、「九・八六一」を「一・一〇〇」に、「九・八六〇」を「一・一〇〇」に、「九・八五九」を「一・一〇〇」に、「九・八五八」を「一・一〇〇」に、「九・八五七」を「一・一〇〇」に、「九・八五六」を「一・一〇〇」に、「九・八五五」を「一・一〇〇」に、「九・八五四」を「一・一〇〇」に、「九・八五三」を「一・一〇〇」に、「九・八五二」を「一・一〇〇」に、「九・八五一」を「一・一〇〇」に、「九・八五〇」を「一・一〇〇」に、「九・八四九」を「一・一〇〇」に、「九・八四八」を「一・一〇〇」に、「九・八四七」を「一・一〇〇」に、「九・八四六」を「一・一〇〇」に、「九・八四五」を「一・一〇〇」に、「九・八四四」を「一・一〇〇」に、「九・八四三」を「一・一〇〇」に、「九・八四二」を「一・一〇〇」に、「九・八四一」を「一・一〇〇」に、「九・八四〇」を「一・一〇〇」に、「九・八三九」を「一・一〇〇」に、「九・八三八」を「一・一〇〇」に、「九・八三七」を「一・一〇〇」に、「九・八三六」を「一・一〇〇」に、「九・八三五」を「一・一〇〇」に、「九・八三四」を「一・一〇〇」に、「九・八三三」を「一・一〇〇」に、「九・八三二」を「一・一〇〇」に、「九・八三一」を「一・一〇〇」に、「九・八三〇」を「一・一〇〇」に、「九・八二九」を「一・一〇〇」に、「九・八二八」を「一・一〇〇」に、「九・八二七」を「一・一〇〇」に、「九・八二六」を「一・一〇〇」に、「九・八二五」を「一・一〇〇」に、「九・八二四」を「一・一〇〇」に、「九・八二三」を「一・一〇〇」に、「九・八二二」を「一・一〇〇」に、「九・八二一」を「一・一〇〇」に、「九・八二〇」を「一・一〇〇」に、「九・八一九」を「一・一〇〇」に、「九・八一八」を「一・一〇〇」に、「九・八一七」を「一・一〇〇」に、「九・八一六」を「一・一〇〇」に、「九・八一五」を「一・一〇〇」に、「九・八一四」を「一・一〇〇」に、「九・八一三」を「一・一〇〇」に、「九・八一二」を「一・一〇〇」に、「九・八一一」を「一・一〇〇」に、「九・八一〇」を「一・一〇〇」に、「九・八〇九」を「一・一〇〇」に、「九・八〇八」を「一・一〇〇」に、「九・八〇七」を「一・一〇〇」に、「九・八〇六」を「一・一〇〇」に、「九・八〇五」を「一・一〇〇」に、「九・八〇四」を「一・一〇〇」に、「九・八〇三」を「一・一〇〇」に、「九・八〇二」を「一・一〇〇」に、「九・八〇一」を「一・一〇〇」に、「九・八〇〇」を「一・一〇〇」に、「九・七九九」を「一・一〇〇」に、「九・七九八」を「一・一〇〇」に、「九・七九七」を「一・一〇〇」に、「九・七九六」を「一・一〇〇」に、「九・七九五」を「一・一〇〇」に、「九・七九四」を「一・一〇〇」に、「九・七九三」を「一・一〇〇」に、「九・七九二」を「一・一〇〇」に、「九・七九一」を「一・一〇〇」に、「九・七九〇」を「一・一〇〇」に、「九・七八九」を「一・一〇〇」に、「九・七八八」を「一・一〇〇」に、「九・七八七」を「一・一〇〇」に、「九・七八六」を「一・一〇〇」に、「九・七八五」を「一・一〇〇」に、「九・七八四」を「一・一〇〇」に、「九・七八三」を「一・一〇〇」に、「九・七八二」を「一・一〇〇」に、「九・七八一」を「一・一〇〇」に、「九・七八〇」を「一・一〇〇」に、「九・七七九」を「一・一〇〇」に、「九・七七八」を「一・一〇〇」に、「九・七七七」を「一・一〇〇」に、「九・七七六」を「一・一〇〇」に、「九・七七五」を「一・一〇〇」に、「九・七七四」を「一・一〇〇」に、「九・七七三」を「一・一〇〇」に、「九・七七二」を「一・一〇〇」に、「九・七七一」を「一・一〇〇」に、「九・七七〇」を「一・一〇〇」に、「九・七六九」を「一・一〇〇」に、「九・七六八」を「一・一〇〇」に、「九・七六七」を「一・一〇〇」に、「九・七六六」を「一・一〇〇」に、「九・七六五」を「一・一〇〇」に、「九・七六四」を「一・一〇〇」に、「九・七六三」を「一・一〇〇」に、「九・七六二」を「一・一〇〇」に、「九・七六一」を「一・一〇〇」に、「九・七六〇」を「一・一〇〇」に、「九・七五九」を「一・一〇〇」に、「九・七五八」を「一・一〇〇」に、「九・七五七」を「一・一〇〇」に、「九・七五六」を「一・一〇〇」に、「九・七五五」を「一・一〇〇」に、「九・七五四」を「一・一〇〇」に、「九・七五三」を「一・一〇〇」に、「九・七五二」を「一・一〇〇」に、「九・七五一」を「一・一〇〇」に、「九・七五〇」を「一・一〇〇」に、「九・七四九」を「一・一〇〇」に、「九・七四八」を「一・一〇〇」に、「九・七四七」を「一・一〇〇」に、「九・七四六」を「一・一〇〇」に、「九・七四五」を「一・一〇〇」に、「九・七四四」を「一・一〇〇」に、「九・七四三」を「一・一〇〇」に、「九・七四二」を「一・一〇〇」に、「九・七四一」を「一・一〇〇」に、「九・七四〇」を「一・一〇〇」に、「九・七三九」を「一・一〇〇」に、「九・七三八」を「一・一〇〇」に、「九・七三七」を「一・一〇〇」に、「九・七三六」を「一・一〇〇」に、「九・七三五」を「一・一〇〇」に、「九・七三四」を「一・一〇〇」に、「九・七三三」を「一・一〇〇」に、「九・七三二」を「一・一〇〇」に、「九・七三一」を「一・一〇〇」に、「九・七三〇」を「一・一〇〇」に、「九・七二九」を「一・一〇〇」に、「九・七二八」を「一・一〇〇」に、「九・七二七」を「一・一〇〇」に、「九・七二六」を「一・一〇〇」に、「九・七二五」を「一・一〇〇」に、「九・七二四」を「一・一〇〇」に、「九・七二三」を「一・一〇〇」に、「九・七二二」を「一・一〇〇」に、「九・七二一」を「一・一〇〇」に、「九・七二〇」を「一・一〇〇」に、「九・七一九」を「一・一〇〇」に、「九・七一八」を「一・一〇〇」に、「九・七一七」を「一・一〇〇」に、「九・七一六」を「一・一〇〇」に、「九・七一五」を「一・一〇〇」に、「九・七一四」を「一・一〇〇」に、「九・七一三」を「一・一〇〇」に、「九・七一二」を「一・一〇〇」に、「九・七一一」を「一・一〇〇」に、「九・七一〇」を「一・一〇〇」に、「九・七〇九」を「一・一〇〇」に、「九・七〇八」を「一・一〇〇」に、「九・七〇七」を「一・一〇〇」に、「九・七〇六」を「一・一〇〇」に、「九・七〇五」を「一・一〇〇」に、「九・七〇四」を「一・一〇〇」に、「九・七〇三」を「一・一〇〇」に、「九・七〇二」を「一・一〇〇」に、「九・七〇一」を「一・一〇〇」に、「九・七〇〇」を「一・一〇〇」に、「九・六九九」を「一・一〇〇」に、「九・六九八」を「一・一〇〇」に、「九・六九七」を「一・一〇〇」に、「九・六九六」を「一・一〇〇」に、「九・六九五」を「一・一〇〇」に、「九・六九四」を「一・一〇〇」に、「九・六九三」を「一・一〇〇」に、「九・六九二」を「一・一〇〇」に、「九・六九一」を「一・一〇〇」に、「九・六九〇」を「一・一〇〇」に、「九・六八九」を「一・一〇〇」に、「九・六八八」を「一・一〇〇」に、「九・六八七」を「一・一〇〇」に、「九・六八六」を「一・一〇〇」に、「九・六八五」を「一・一〇〇」に、「九・六八四」を「一・一〇〇」に、「九・六八三」を「一・一〇〇」に、「九・六八二」を「一・一〇〇」に、「九・六八一」を「一・一〇〇」に、「九・六八〇」を「一・一〇〇」に、「九・六七九」を「一・一〇〇」に、「九・六七八」を「一・一〇〇」に、「九・六七七」を「一・一〇〇」に、「九・六七六」を「一・一〇〇」に、「九・六七五」を「一・一〇〇」に、「九・六七四」を「一・一〇〇」に、「九・六七三」を「一・一〇〇」に、「九・六七二」を「一・一〇〇」に、「九・六七一」を「一・一〇〇」に、「九・六七〇」を「一・一〇〇」に、「九・六六九」を「一・一〇〇」に、「九・六六八」を「一・一〇〇」に、「九・六六七」を「一・一〇〇」に、「九・六六六」を「一・一〇〇」に、「九・六六五」を「一・一〇〇」に、「九・六六四」を「一・一〇〇」に、「九・六六三」を「一・一〇〇」に、「九・六六二」を「一・一〇〇」に、「九・六六一」を「一・一〇〇」に、「九・六六〇」を「一・一〇〇」に、「九・六五九」を「一・一〇〇」に、「九・六五八」を「一・一〇〇」に、「九・六五七」を「一・一〇〇」に、「九・六五六」を「一・一〇〇」に、「九・六五五」を「一・一〇〇」に、「九・六五四」を「一・一〇〇」に、「九・六五三」を「一・一〇〇」に、「九・六五二」を「一・一〇〇」に、「九・六五一」を「一・一〇〇」に、「九・六五〇」を「一・一〇〇」に、「九・六四九」を「一・一〇〇」に、「九・六四八」を「一・一〇〇」に、「九・六四七」を「一・一〇〇」に、「九・六四六」を「一・一〇〇」に、「九・六四五」を「一・一〇〇」に、「九・六四四」を「一・一〇〇」に、「九・六四三」を「一・一〇〇」に、「九・六四二」を「一・一〇〇」に、「九・六四一」を「一・一〇〇」に、「九・六四〇」を「一・一〇〇」に、「九・六三九」を「一・一〇〇」に、「九・六三八」を「一・一〇〇」に、「九・六三七」を「一・一〇〇」に、「九・六三六」を「一・一〇〇」に、「九・六三五」を「一・一〇〇」に、「九・六三四」を「一・一〇〇」に、「九・六三三」を「一・一〇〇」に、「九・六三二」を「一・一〇〇」に、「九・六三一」を「一・一〇〇」に、「九・六三〇」を「一・一〇〇」に、「九・六二九」を「一・一〇〇」に、「九・六二八」を「一・一〇〇」に、「九・六二七」を「一・一〇〇」に、「九・六二六」を「一・一〇〇」に、「九・六二五」を「一・一〇〇」に、「九・六二四」を「一・一〇〇」に、「九・六二三」を「一・一〇〇」に、「九・六二二」を「一・一〇〇」に、「九・六二一」を「一・一〇〇」に、「九・六二〇」を「一・一〇〇」に、「九・六一九」を「一・一〇〇」に、「九・六一八」を「一・一〇〇」に、「九・六一七」を「一・一〇〇」に、「九・六一六」を「一・一〇〇」に、「九・六一五」を「一・一〇〇」に、「九・六一四」を「一・一〇〇」に、「九・六一三」を「一・一〇〇」に、「九・六一二」を「一・一〇〇」に、「九・六一一」を「一・一〇〇」に、「九・六一〇」を「一・一〇〇」に、「九・六〇九」を「一・一〇〇」に、「九・六〇八」を「一・一〇〇」に、「九・六〇七」を「一・一〇〇」に、「九・六〇六」を「一・一〇〇」に、「九・六〇五」を「一・一〇〇」に、「九・六〇四」を「一・一〇〇」に、「九・六〇三」を「一・一〇〇」に、「九・六〇二」を「一・一〇〇」に、「九・六〇一」を「一・一〇〇」に、「九・六〇〇」を「一・一〇〇」に、「九・五九九」を「一・一〇〇」に、「九・五九八」を「一・一〇〇」に、「九・五九七」を「一・一〇〇」に、「九・五九六」を「一・一〇〇」に、「九・五九五」を「一・一〇〇」に、「九・五九四」を「一・一〇〇」に、「九・五九三」を「一・一〇〇」に、「九・五九二」を「一・一〇〇」に、「九・五九一」を「一・一〇〇」に、「九・五九〇」を「一・一〇〇」に、「九・五八九」を「一・一〇〇」に、「九・五八八」を「一・一〇〇」に、「九・五八七」を「一・一〇〇」に、「九・五八六」を「一・一〇〇」に、「九・五八五」を「一・一〇〇」に、「九・五八四」を「一・一〇〇」に、「九・五八三」を「一・一〇〇」に、「九・五八二」を「一・一〇〇」に、「九・五八一」を「一・一〇〇」に、「九・五八〇」を「一・一〇〇」に、「九・五七九」を「一・一〇〇」に、「九・五七八」を「一・一〇〇」に、「九・五七七」を「一・一〇〇」に、「九・五七六」を「一・一〇〇」に、「九・五七五」を「一・一〇〇」に、「九・五七四」を「一・一〇〇」に、「九・五七三」を「一・一〇〇」に、「九・五七二」を「一・一〇〇」に、「九・五七一」を「一・一〇〇」に、「九・五七〇」を「一・一〇〇」に、「九・五六九」を「一・一〇〇」に、「九・五六八」を「一・一〇〇」に、「九・五六七」を「一・一〇〇」に、「九・五六六」を「一・一〇〇」に、「九・五六五」を「一・一〇〇」に、「九・五六四」を「一・一〇〇」に、「九・五六三」を「一・一〇〇」に、「九・五六二」を「一・一〇〇」に、「九・五六一」を「一・一〇〇」に、「九・五六〇」を「一・一〇〇」に、「九・五五九」を「一・一〇〇」に、「九・五五八」を「一・一〇〇」に、「九・五五七」を「一・一〇〇」に、「九・五五六」を「一・一〇〇」に、「九・五五五」を「一・一〇〇」に、「九・五五四」を「一・一〇〇」に、「九・五五三」を「一・一〇〇」に、「九・五五二」を「一・一〇〇」に、「九・五五一」を「一・一〇〇」に、「九・五五〇」を「一・一〇〇」に、「九・五四九」を「一・一〇〇」に、「九・五四八」を「一・一〇〇」に、「九・五四七」を「一・一〇〇」に、「九・五四六」を「一・一〇〇」に、「九・五四五」を「一・一〇〇」に、「九・五四四」を「一・一〇〇」に、「九・五四三」を「一・一〇〇」に、「九・五四二」を「一・一〇〇」に、「九・五四一」を「一・一〇〇」に、「九・五四〇」を「一・一〇〇」に、「九・五三九」を「一・一〇〇」に、「九・五三八」を「一・一〇〇」に、「九・五三七」を「一・一〇〇」に、「九・五三六」を「一・一〇〇」に、「九・五三五」を「一・一〇〇」に、「九・五三四」を「一・一〇〇」に、「九・五三三」を「一・一〇〇」に、「九・五三二」を「一・一〇〇」に、「九・五三一」を「一・一〇〇」に、「九・五三〇」を「一・一〇〇」に、「九・五二九」を「一・一〇〇」に、「九・五二八」を「一・一〇〇」に、「九・五二七」を「一・一〇〇」に、「九・五二六」を「一・一〇〇」に、「九・五二五」を「一・一〇〇」に、「九・五二四」を「一・一〇〇」に、「九・五二三」を「一・一〇〇」に、「九・五二二」を「一・一〇〇」に、「九・五二一」を「一・一〇〇」に、「九・五二〇」を「一・一〇〇」に、「九・五一九」を「一・一〇〇」に、「九・五一八」を「一・一〇〇」に、「九・五一七」を「一・一〇〇」に、「九・五一六」を「一・一〇〇」に、「九・五一五」を「一・一〇〇」に、「九・五一四」を「一・一〇〇」に、「九・五一三」を「一・一〇〇」に、「九・五一二」を「一・一〇〇」に、「九・五一一」を「一・一〇〇」に、「九・五一〇」を「一・一〇〇」に、「九・五〇九」を「一・一〇〇」に、「九・五〇八」を「一・一〇〇」に、「九・五〇七」を「一・一〇〇」に、「九・五〇六」を「一・一〇〇」に、「九・五〇五」を「一・一〇〇」に、「九・五〇四」を「一・一〇〇」に、「九・五〇三」を「一・一〇〇」に、「九・五〇二」を「一・一〇〇」に、「九・五〇一」を「一・一〇〇」に、「九・五〇〇」を「一・一〇〇」に、「九・四九九」を「一・一〇〇」に、「九・四九八」を「一・一〇〇」に、「九・四九七」を「一・一〇〇」に、「九・四九六」を「一・一〇〇」に、「九・四九五」を「一・一〇〇」に、「九・四九四」を「一・一〇〇」に、「九・四九三」を「一・一〇〇」に、「九・四九二」を「一・一〇〇」に、「九・四九一」を「一・一〇〇」に、「九・四九〇」を「一・一〇〇」に、「九・四八九」を「一・一〇〇」に、「九・四八八」を「一・一〇〇」に、「九・四八七」を「一・一〇〇」に、「九・四八六」を「一・一〇〇」に、「九・四八五」を「一・一〇〇」に、「九・四八四」を「一・一〇〇」に、「九・四八三」を「一・一〇〇」に、「九・四八二」を「一・一〇〇」に、「九・四八一」を「一・一〇〇」に、「九・四八〇」を「一・一〇〇」に、「九・四七九」を「一・一〇〇」に、「九・四七八」を「一・一〇〇」に、「九・四七七」を「一・一〇〇」に、「九・四七六」を「一・一〇〇」に、「九・四七五」を「一・一〇〇」に、「九・四七四」を「一・一〇〇」に、「九・四七三」を「一・一〇〇」に、「九・四七二」を「一・一〇〇」に、「九・四七一」を「一・一〇〇」に、「九・四七〇」を「一・一〇〇」に、「九・四六九」を「一・一〇〇」に、「九・四六八」を「一・一〇〇」に、「九・四六七」を「一・一〇〇」に、「九・四六六」を「一・一〇〇」に、「九・四六五」を「一・一〇〇」に、「九・四六四」を「一・一〇〇」に、「九・四六三」を「一・一〇〇」に、「九・四六二」を「一・一〇〇」に、「九・四六一」を「一・一〇〇」に、「九・四六〇」を「一・一〇〇」に、「九・四五九」を「一・一〇〇」に、「九・四五八」を「一・一〇〇」に、「九・四五七」を「一・一〇〇」に、「九・四五六」を「一・一〇〇」に、「九・四五五」を「一・一〇〇」に、「九・四五四」を「一・一〇〇」に、「九・四五三」を「一・一〇〇」に、「九・四五二」を「一・一〇〇」に、「九・四五一」を「一・一〇〇」に、「九・四五〇」を「一・一〇〇」に、「九・四四九」を「一・一〇〇」に、「九・四四八」を「一・一〇〇」に、「九・四四七」を「一・一〇〇」に、「九・四四六」を「一・一〇〇」に、「九・四四五」を「一・一〇〇」に、「九・四四四」を「一・一〇〇」に、「九・四四三」を「一・一〇〇」に、「九・四四二」を「一・一〇〇」に、「九・四四一」を「一・一〇〇」に、「九・四四〇」を「一・一〇〇」に、「九・四三九」を「一・一〇〇」に、「九・四三八」を「一・一〇〇」に、「九・四三七」を「一・一〇〇」に、「九・四三六」を「一・一〇〇」に、「九・四三五」を「一・一〇〇」に、「九・四三四」を「一・一〇〇」に、「九・四三三」を「一・一〇〇」に、「九・四三二」を「一・一〇〇」に、「九・四三一」を「一・一〇〇」に、「九・四三〇」を「一・一〇〇」に、「九・四二九」を「一・一〇〇」に、「九・四二八」を「一・一〇〇」に、「九・四二七」を「一・一〇〇」に、「九・四二六」を「一・一〇〇」に、「九・四二五」を「一・一〇〇」に、「九・四二四」を「一・一〇〇」に、「九・四二三」を「一・一〇〇」に、「九・四二二」を「一・一〇〇」に、「九・四二一」を「一・一〇〇」に、「九・四二〇」を「一・一〇〇」に、「九・四一九」を「一・一〇〇」に、「九・四一八」を「一・一〇〇」に、「九・四一七」を「一・一〇〇」に、「九・四一六」を「一・一〇〇」に、「九・四一五」を「一・一〇〇」に、「九・四一四」を「一・一〇〇」に、「九・四一三」を「一・一〇〇」に、「九・四一二」を「一・一〇〇」に、「九・四一一」を「一・一〇〇」に、「九・四一〇」を「一・一〇〇」に、「九・四〇九」を「一・一〇〇」に、「九・四〇八」を「一・一〇〇」に、「九・四〇七」を「一・一〇〇」に、「九・四〇六」を「一・一〇〇」に、「九・四〇五」を「一・一〇〇」に、「九・四〇四」を「一・一〇〇」に、「九・四〇三」を「一・一〇〇」に、「九・四〇二」を「一・一〇〇」に、「九・四〇一」を「一・一〇〇」に、「九・四〇〇」を「一・一〇〇」に、「九・三九九」を「一・一〇〇」に、「九・三九八」を「一・一〇〇」に、「九・三九七」を「一・一〇〇」に、「九・三九六」を「一・一〇〇」に、「九・三九五」を「一・一〇〇」に、「九・三九四」を「一・一〇〇」に、「九・三九三」を「一・一〇〇」に、「九・三九二」を「一・一〇〇」に、「九・三九一」を「一・一〇〇」に、「九・三九〇」を「一・一〇〇」に、「九・三八九」を「一・一〇〇」に、「九・三八八」を「一・一〇〇」に、「九・三八七」を「一・一〇〇」に、「九・三八六」を「一・一〇〇」に、「九・三八五」を「一・一〇〇」に、「九・三

三九八」を「一三・六六六」に、「一一・三五〇」を「一一・五七七」に、「一〇・〇八二」を「一〇・二八四」に、「九・〇七一」を「九・二五二」に、「八・二二八」を「八・三九三」に、「七・七八〇」を「七・九三六」に、「六・八〇〇」を「六・九三六」に、「六・四七五」を「六・六〇五」に、「五・六八九」を「五・八〇三」に、「四・五三〇」を「四・六二二」に、「四・〇九二」を「四・一七四」に、「二・七九七」を「二・八五三」に、「二・三九四」を「二・四四二」に、「一・九七八」を「二・〇一八」に、「一・八七七」を「一・九一五」に、「一・八〇八」を「一・八四四」に、「一・六六三」を「一・六九六」に、「一・五六二」を「一・五九三」に、「一・五四一」を「一・五七二」に、「一・四二九」を「一・四五八」に、「一・三七二」を「一・三九九」に改め、別表第二第八号の表中「一五・五〇三」を「一五・八一三」に、「一四・七九五」を「一五・〇九一」に、「一四・三八九」を「四・六七七」に、「一三・四一一」を「一三・六七九」に、「一一・三六三」を「一一・五九〇」に、「一〇・〇九〇」を「一〇・二九二」に、「九・〇七九」を「九・二六一」に、「八・二三八」を「八・四〇三」に、「七・七八七」を「七・九四三」に、「六・八〇七」を「六・九四三」に、「六・四八一」を「六・六一一」に、「五・六九三」を「五・八〇七」に、「四・五三五」を「四・六二六」に、「四・〇九七」を「四・一七九」に、「二・八〇〇」を「二・八五六」に、「二・三九六」を「二・四四四」に、「一・九八一」を「二・〇二一」に、「一・八七九」を「一・九一七」に、「一・八一一」を「一・八四七」に、「一・六六五」を「一・六九八」に、「一・五六三」を「一・五九四」に、「一・五四二」を「一・五七三」に、「一・四三〇」を「一・四五九」に、「一・三七三」を「一・四〇〇」に改め、別表第二第九号の表以外の部分中「昭和三十三年四月一日」を「昭和三十四年四月一日」に改め、同表中「一五・五四九」を「一五・八六〇」に、「一四・八三八」を「一五・一三五」に、「一四・四三二」を「一四・七二一」に、「一三・四五一」を「一三・七二〇」に、「一一・三九六」を「一一・六二四」に、「一〇・一二〇」を「一〇・三二二」に、「九・一〇六」を「九・二八八」に、「八・二六一」を「八・四二六」に、「七・八一一」を「七・九六七」に、「六・八二六」を「六・九六三」に、「六・五〇一」を「六・六三一」に、「五・七〇九」を「五・八二三」に、「四・五四八」を「四・六三九」に、「四・一一〇」を「四・一九二」に、「三・八〇八四」を「三・八六四」に、「三・〇一七」を「三・〇二七」に、「一・八八六」を「一・九二四」に、「一・五九八」を「一・五九七」に、「一・四六四」を「一・四六六」に、「一・四三五」を「一・四六四」に、「一・三七八」を「一・四〇六」に改める。

別表第三中「一・二九七」を「一・三三三」に、「一・三〇八」を「一・三三四」に、「一・三三八」を「一・三六五」に、「一・三四四」を「一・三七一」に、「一・三五〇」を「一・三七七」に、「一・三六〇」を「一・三八七」に、「一・三七二」を「一・三九九」に、「一・三七八」を「一・四〇六」に、「昭和三十三年四月一日」を「昭和三十四年四月一日」に、「一・三七八」を「一・四〇六」に、「昭和三十三年四月二日」を「昭和三十四年四月二日」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第九条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

十二　令和八年度	
昭和十五年度	八七九・八〇五
昭和十六年度	七四〇・四一八
昭和十七年度	七二三・七四九
昭和十八年度	六九三・二〇四
昭和十九年度	六四七・七八九
昭和二十年度	五七〇・六二〇
昭和二十一年度	五〇三・九六五
昭和二十二年度	五三・三六二
昭和二十三年度	二三・二六九
昭和二十四年度	一二・二八三
昭和二十五年度	九・〇六三
昭和二十六年度	九・〇六三
昭和二十七年度	七・六四五
昭和二十八年度	七・二三四
昭和二十九年度	六・七三一
昭和三十年度	六・二五九
昭和三十一年度	六・二五九
昭和三十二年度	六・二三八
昭和三十三年度	六・〇二〇
昭和三十四年度	六・〇二〇
昭和三十五年度	五・九五〇
昭和三十六年度	五・七〇九
昭和三十七年度	五・三七一
昭和三十八年度	四・九六六

昭和三十九年度	四・五四四
昭和四十年度	四・三三六
昭和四十一年度	四・〇〇六
昭和四十二年度	三・七六三
昭和四十三年度	三・五八〇
昭和四十四年度	三・三四九
昭和四十五年度	三・一三四
昭和四十六年度	二・八三九
昭和四十七年度	二・六一一
昭和四十八年度	二・四四二
昭和四十九年度	二・〇八二
昭和五十年度	一・五〇一
昭和五十一年度	一・二三九
昭和五十二年度	一・〇四七
昭和五十三年度	〇・八九四
昭和五十四年度	〇・八一七
昭和五十五年度	〇・七五二
昭和五十六年度	〇・六二七
昭和五十七年度	〇・五五一
昭和五十八年度	〇・五〇九
昭和五十九年度	〇・四八一
昭和六十年度	〇・四四八
昭和六十一年度	〇・四一九
昭和六十二年度	〇・四一一
昭和六十三年度	〇・四〇九
平成元年度	〇・三九九
平成二年度	〇・三六八
平成三年度	〇・三二七
平成四年度	〇・二八四
平成五年度	〇・二六四
平成六年度	〇・二四八
平成七年度	〇・二三九
平成八年度	〇・二三九
平成九年度	〇・二三八
平成十年度	〇・二一六
平成十一年度から平成十八年度まで	〇・二〇九
平成十九年度	〇・二〇五
平成二十年度	〇・二〇五
平成二十一年度	〇・一八九
平成二十二年度	〇・一八九
平成二十三年度	〇・一八九
平成二十四年度	〇・一八九
平成二十五年度	〇・一八九
平成二十六年度	〇・一八四
平成二十七年度	〇・一五三
平成二十八年度	〇・一四四
平成二十九年度	〇・一四四
平成三十年度	〇・一三八
令和元年度	〇・一二七
令和二年度	〇・一二一
令和三年度	〇・一二一
令和四年度	〇・一二一
令和五年度	〇・〇九四
令和六年度	〇・〇六〇

別表中「八五二・四九三」を「八七九・八〇五」に、「七一七・四二九」を「七四〇・四一八」に、「七〇一・二七六」を「七二三・七四九」に、「六七一・六七九」を「六九三・二〇四」に、「六二七・六七一」を「六四七・七八九」に、「五五二・八九六」を「五七〇・六二〇」に、「四八八・三〇七」を「五〇三・九六五」に、「五一・六七六」を「五三・三六二」に、「二二・五一六」を「二三・二六九」に、「一一・八七一」を「一二・二八三」に、「八・七五一」を「九・〇六三」に、「七・三七七」を「七・六四五」に、「六・九七八」を「七・二三四」に、「六・四九一」を「六・七三一」に、「六・〇三四」を「六・二五九」に、「六・〇一三」を「六・二三八」に、「五・八〇二」を「六・〇二〇」に、「五・七三五」を「五・九五〇」に、「五・五〇一」を「五・七〇九」に、「五・一七四」を「五・三七一」に、「四・七八一」を「四・九六六」に、「四・三七二」を「四・五四四」に、「四・一七一」

を「四・三三六」に、「三・八五〇」を「四・〇〇六」に、「三・六一五」を「三・七六三」に、「三・四三八」を「三・五八〇」に、「二・七二〇」を「二・八三九」に、「二・四九九」を「二・六一一」に、「二・三三六」を「二・四四二」に、「一・九八六」を「二・〇八二」に、「一・四二四」を「一・五〇一」に、「一・一七〇」を「一・二三九」に、「〇・九八四」を「一・〇四七」に、「〇・八三五」を「〇・八九四」に、「〇・七六二」を「〇・八一七」に、「〇・六九八」を「〇・七五二」に、「〇・五七七」を「〇・六二七」に、「〇・五〇三」を「〇・五五一」に、「〇・四六二」を「〇・五〇九」に、「〇・四三五」を「〇・四八一」に、「〇・四〇三」を「〇・四四八」に、「〇・三七五」を「〇・四一九」に、「〇・三六七」を「〇・四一一」に、「〇・三六六」を「〇・四〇九」に、「〇・三五六」を「〇・三九九」に、「〇・三二六」を「〇・三六八」に、「〇・二八六」を「〇・三三七」に、「〇・二四五」を「〇・二八四」に、「〇・二二五」を「〇・二六四」に、「〇・二〇〇」を「〇・二三八」に、「〇・一七八」を「〇・二〇五」に、「〇・一五二」を「〇・一八九」に、「〇・一四七」を「〇・一八四」に、「〇・一三五」を「〇・一七一」に、「〇・一一七」を「〇・一五三」に、「〇・一〇八」を「〇・一四四」に、「〇・一〇三」を「〇・一三八」に、「〇・〇九二」を「〇・一二七」に、「〇・〇八六」を「〇・一二一」に、「〇・〇六〇」を「〇・〇九四」に改め、同表に次のように加える。

令和六年度	〇・〇六〇

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「九・〇〇三」を「九・一五三」に、「八・四八一」を「八・六二四」に、「七・九八七」を「八・一二二」に、「七・五一九」を「七・六四六」に、「七・〇七五」を「七・一九六」に、「六・六五四」を「六・七六八」に、「六・二五五」を「六・三六三」に、「五・八七六」を「五・九八〇」に、「五・五一八」を「五・六一六」に、「五・一七八」を「五・二七一」に、「四・九四四」を「四・五五一」に、「四・六三四」を「四・二六一」を「四・三四〇」に、「三・九八七」を「四・〇六二」に、「三・七二七」を「三・七九八」に、「三・四八一」を「三・五四八」に、「三・三一一」に、「三・〇二六」を「三・〇八六」に、「二・八一六」を「二・八七三」に、「二・六一七」を「二・六七一」に、「二・四二八」を「二・四八〇」に、「二・二五〇」を「二・二九八」に、「二・〇八〇」を「二・一二六」に、「一・九二〇」を「一・九六三」に、「一・七六七」を「一・八〇九」に、「一・六二三」を「一・六六二」に、「一・四八六」を「一・五二四」に、「一・三九二」を「一・二三四」に、「一・一七」を「一・三五七」に、「一・〇〇七」を「一・〇三七」に、「〇・九〇二」を「〇・九三一」に、「〇・八〇三」を「〇・八三〇」に、「〇・七〇九」を「〇・七三五」に、「〇・六二〇」を「〇・六四四」に、「〇・五五九」を「〇・五九六」に、「〇・四五六」を「〇・四七七」に、「〇・三八〇」を「〇・四〇〇」に、「〇・二七六」を「〇・二九五」に、「〇・二二七」を「〇・二四五」に、「〇・一九七」を「〇・一六二」に、「〇・一七九」を「〇・一九七」に、「〇・一四六」を「〇・一六三」に、「〇・一二六」を「〇・一四三」に、「〇・一〇七」を「〇・一二三」に、「〇・〇九二」を「〇・〇七九」に、「〇・〇六三」を「〇・〇七五」に、「〇・〇五六」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四一」を「〇・〇五六」に、「〇・〇三九」を「〇・〇四三」に、「〇・〇二三」を「〇・〇二七」に、「〇・〇二一」を「〇・〇三六」に、「〇・〇二〇」を「〇・〇三五」に、「〇・〇一九」を「〇・〇三四」に、「〇・〇一八」を「〇・〇三三」に、「〇・〇一七」を「〇・〇三二」に、「〇・〇一五」を「〇・〇三〇」に、「〇・〇〇九」を「〇・〇二四」に改め、同表に次のように加える。

令和五年度	〇・〇一五

別表第二中「五・五〇一」を「五・七〇九」に、「五・一七四」を「五・三七一」に、「四・七八一」を「四・九六六」に、「四・三七二」を「四・五四四」に、「四・一七一」を「四・三三六」に、「三・八五〇」を「四・〇〇六」に、「三・六一五」を「三・七六三」に、「三・四三八」を「三・五八〇」に、「三・二一四」を「三・三四九」に、「三・〇〇六」を「三・一三四」に、「二・七二〇」を「二・八三九」に、「二・四九九」を「二・六一一」に、「二・三三六」を「二・四四二」に、「一・九八六」を「二・〇八二」に、「一・四二四」を「一・五〇一」に、「一・一七〇」を「一・二三九」に、「〇・九八四」を「一・〇四七」に、「〇・八三五」を「〇・八九四」に、「〇・七六二」を「〇・八一七」に、「〇・六九八」を「〇・七五二」に、「〇・五七七」を「〇・六二七」に、「〇・五五一」を「〇・五九六」に、「〇・四六二」を「〇・五〇九」に、「〇・四三五」を「〇・四八一」に、「〇・四〇三」を「〇・四四八」に、「〇・三七五」を「〇・四一九」に、「〇・三六七」を「〇・四一一」に、「〇・三六六」を「〇・四〇九」に、「〇・三五六」を「〇・三九九」に、「〇・三二六」を「〇・三六八」に、「〇・二八六」を「〇・三三七」に、「〇・二四五」を「〇・二八四」に、「〇・二二五」を「〇・二六四」に、「〇・二〇〇」を「〇・二三八」に、「〇・一七八」を「〇・二〇五」に、「〇・一五二」を「〇・一八九」に、「〇・一四七」を「〇・一六八」に、「〇・一一七」を「〇・一五三」に、「〇・一〇八」を「〇・一四四」に、「〇・一〇三」を「〇・一三八」に、「〇・〇九二」を「〇・一二七」に、「〇・〇八六」を「〇・一二一」に改め、同表に次のように加える。

令和三年度	〇・一二一

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　令和八年三月以前の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止については、なお従前の例による。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　令和八年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　令和八年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項及び附則第五条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　令和八年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この政令の施行の日（附則第六条及び第七条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った場合における同法第十一条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令等の一部改正に伴う経過措置）

第五条　令和八年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付の額については、なお従前の例による。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

2　施行日前に年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十六号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項並びに恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項及び第二項、第十四条の二第一項ただし書及び第二項並びに第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第一条　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条中「令和七年度」を「令和八年度」に、「一・〇四七」を「一・〇六七」に改める。

第二条第一項中「一万千六百円」を「一万六千九百円」に改め、同条第二項中「六千六百円」を「九千六百円」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「六千二百円」を「九千二百円」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正）

第二条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八十三万円」を「八十五万円」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令及び令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十七号

平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令及び令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第一条の二及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令の一部改正）

第一条　平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項ただし書及び第八項中「八十三万円」を「八十五万円」に改める。

（令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第二条　令和七年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

本則中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、本則の表中「一・二九七」を「一・三二三」に、「一・三〇八」を「一・三三四」に、「一・三三八」を「一・三六五」に、「一・三四四」を「一・三七二」に、「一・三五〇」を「一・三七七」に、「一・三六〇」を「一・三八七」に、「一・三七二」を「一・三九九」に、「一・三七三」を「一・四〇〇」に、「一・三七八」を「一・四〇六」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令を公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十八号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条第一項中「令和七年四月分」を「令和八年四月分」に、「令和六年五月三十一日」を「令和七年五月三十一日」に改め、同条第二項中「令和六年六月一日」を「令和七年六月一日」に、「五・一一二」を「五・二一四」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百九号）第三条」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第七十八号）第一条」に、「令和五年六月一日」を「令和六年六月一日」に改める。

（令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第二条　令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

本則中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、本則の表中「一・二九七」を「一・三二三」に、「一・三〇八」を「一・三三四」に、「一・三三八」を「一・三六五」に、「一・三四四」を「一・三七二」に、「一・三五〇」を「一・三七七」に、「一・三六〇」を「一・三八七」に、「一・三七二」を「一・三九九」に、「一・三七三」を「一・四〇〇」に、「一・三七八」を「一・四〇六」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十九号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第一項の規定により読み替えられた同法第八条第一項の表並びに第二項、第三項及び第六項（これらの規定を同法第八条の二第二項及び第八条の四第五項において準用する場合を含む。）並びに第七項並びに第八条の二第一項の表及び第三項、同法第八条の三第二項第五号、同法第二十七条の二第一項の規定により読み替えられた同法第二十六条第一項（同法第二十七条の二第一項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十七条第三項の表、同法第二十七条の二第二項、同法第三十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項各号、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十八項ただし書並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第八条第四項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「令和七年度」を「令和八年度」に、「一・〇四七」を「一・〇六七」に改める。

第二条の見出し中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に改め、同条第一項中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に改め、同項第一号中「四、一九四、四〇〇円」を「四、二七四、五〇〇円」に改め、同項第二号中「五、九九二、〇〇〇円」を「六、一〇六、四〇〇円」に改め、同項第三号中「四、九九三、一〇〇円」を「五、〇八八、五〇〇円」に改め、同項第四号中「四、一一一、六〇〇円」を「四、一九〇、一〇〇円」に改め、同項第五号中「三、二五四、一〇〇円」を「三、三一六、二〇〇円」に改め、同項第六号中「二、六三二、二〇〇円」を「二、六八二、四〇〇円」に改め、同項第七号中「二、二八、六〇〇円」を「二、一六九、二〇〇円」に改め、同項第八号中「一、九四〇、一〇〇円」を「一、九七七、二〇〇円」に改め、同項第九号中「一、七六五、二〇〇円」を「一、七九九、〇〇〇円」に改め、同項第十号中「一、四一五、五〇〇円」を「一、四四二、六〇〇円」に改め、同項第十一号中「一、一四〇、二〇〇円」を「一、一六二、〇〇〇円」に改め、同項第十二号中「一、〇〇六、二〇〇円」を「一、〇二五、四〇〇円」に改め、同条第二項中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に改め、同項第一号中「二十万二千三百円」を「二十万六千百円」に改め、同項第二号中「七万五千四百円」を「七万六千八百円」に改め、同項第三号中「十三万八千二百円」を「十四万八百円」に改め、同条第三項中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に、「二十万二千三百円」を「二十万六千百円」に改め、同条第四項中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に改め、同条第五項中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に改め、同項の表中「六、三七四、一〇〇円」を「六、四九五、九〇〇円」に、「五、二八七、四〇〇円」を「五、三八八、四〇〇円」に、「四、五三五、六〇〇円」を「四、六二二、二〇〇円」に、「三、七二六、三〇〇円」を「三、七九七、五〇〇円」に、「二、九八九、二〇〇円」を「三、〇四六、三〇〇円」に改め、同条第六項中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に改め、同項第一号中「三、一九七、七〇〇円」を「三、二五八、七〇〇円」に改め、同項第二号中「四、五六八、一〇〇円」を「四、六五五、三〇〇円」に改め、同項第三号中「三、八一〇、〇〇〇円」を「三、八八二、八〇〇円」に改め、同項第四号中「三、一四八、九〇〇円」を「三、二〇九、〇〇〇円」に改め、同項第五号中「二、四九五、九〇〇円」を「二、五四三、六〇〇円」に改め、同項第六号中「二、〇二九、八〇〇円」を「二、〇六八、六〇〇円」に改め、同項第七号中「二、六四四、九〇〇円」を「一、六七六、四〇〇円」に改め、同項第八号中「一、四九五、三〇〇円」を「一、五二三、九〇〇円」に改め、同項第九号中「一、三六〇、九〇〇円」を「一、三八六、九〇〇円」に改め、同項第十号中「一、〇九四、二〇〇円」を「一、一一五、一〇〇円」に改め、同項第十一号中「八八四、三〇〇円」を「九〇一、二〇〇円」に改め、同項第十二号中「七七七、九〇〇円」を「七九二、八〇〇円」に改め、同条第七項中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に改め、同項の表中「四、八五九、〇〇〇円」を「四、九五一、八〇〇円」に、「四、〇三一、八〇〇円」を「四、一〇八、八〇〇円」に、「三、四五七、七〇〇円」を「三、五二三、八〇〇円」に、「二、八四〇、九〇〇円」を「二、八九五、二〇〇円」に、「二、二七九、四〇〇円」を「二、三二三、〇〇〇円」に改める。

第三条の前の見出し中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第一項中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「七万五千四百円」を「七万六千八百円」に、「二百五万八千三百円」を「二百九万七千五百円」に改め、同条第二項中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「五万九千百円」を「六万二百円」に、「百六十四万六千五百円」を「百六十七万七千九百円」に改め、同条第三項中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同項第一号中「五八二、八〇〇円」を「五九三、九〇〇円」に改め、同項第二号中「四七六、九〇〇円」を「四八五、九〇〇円」に改め、同項第三号中「三四九、八〇〇円」を「三五六、四〇〇円」に改め、同条第四項中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「六千二百円」を「九千二百円」に改める。

第四条中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に、「七万五千四百円」を「七万六千八百円」に、「五万九千百円」を「六万二百円」に改める。

第五条の見出し中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に改め、同条中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に、「七万五千四百円」を「七万六千八百円」に、「二十万二千三百円」を「二十万六千百円」に改める。

第六条の見出し中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に改め、同条中「令和七年四月から令和八年三月まで」を「令和八年四月から令和九年三月まで」に、「七万五千四百円」を「七万六千八百円」に、「五万九千百円」を「六万二百円」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣官房令

○内閣官房令第二号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表（第一条関係）

改正後		改正前	
所在地	官署	所在地	官署
［略］	［略］	［略］	［略］
福島県		福島県	
福島市飯坂町茂庭字蝉狩野山二五	摺上川ダム管理所	［同上］	［同上］
白河市大信隈戸字宮前五	福島森林管理署白河支署大屋森林事務所	［同上］	［同上］
岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上五の一	阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所	［同上］	［同上］
岩瀬郡天栄村大字田良尾字鹿野七四	福島森林管理署白河支署大平森林事務所	［同上］	［同上］
		東白川郡塙町大字塙字桜木町三の一	棚倉森林管理署笹原森林事務所
［略］	［略］	［同上］	［同上］
新潟県		新潟県	
村上市塩野町字屋敷二八五の一	下越森林管理署村上支署塩野町森林事務所	［同上］	［同上］
燕市大川津	信濃川河川事務所大河津出張所	［同上］	［同上］
五泉市村松甲二六二七の一	下越森林管理署村松森林事務所	［同上］	［同上］
上越市西城町二の九の二〇	新潟刑務所上越拘置支所	［同上］	［同上］
上越市西城町二の九の二〇	新潟保護観察所上越駐在官事務所	［同上］	［同上］
上越市西城町二の九の二〇	新潟地方検察庁高田支部	［同上］	［同上］
上越市西城町二の九の二〇	高田区検察庁	［同上］	［同上］
上越市西城町三の二の一八	高田税務署	上越市稲田一の一の七	関川用水土地改良建設事業所
上越市安塚区安塚二二九一の一	上越森林管理署安塚治山事業所	上越市安塚区安塚二二九一の一	上越森林管理署安塚治山事業所
上越市安塚区安塚二二九一の一	上越森林管理署松之山治山事業所	上越市安塚区安塚二二九一の一	上越森林管理署松之山治山事業所
上越市南新町三の五六	高田河川国道事務所	上越市南新町三の五六	高田河川国道事務所
阿賀野市村杉三九四六の一八一	下越森林管理署村杉森林事務所	阿賀野市村杉三九四六の一八一	下越森林管理署村杉森林事務所
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、令和八年四月一日から施行する。

○内閣府令第十二号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中五十二ページを次のように改める。

予防接種の記録　(1)
Immunization Record

感染症から子ども(自分の子どもはもちろん、周りの子どもたちも)を守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために予防接種の効果と副反応をよく理解し、自身が接種するとともに、子どもに予防接種を受けさせましょう。

ワクチンの種類 Vaccine	接　種 年月日 Y/M/D	妊娠 週数-日 Week of Pregnancy	メーカー又は製剤名／ロット Manufacturer or Brand name/Lot.No.	接種者名 Physician	備考 Remarks
RSウイルス Respiratory Syncytial Virus					

予防接種

ワクチンの種類 Vaccine		接種年月日 Y／M／D (年齢)	メーカー又は製剤名／ロット Manufacturer or Brand name／Lot.No.	接種者名 Physician	備考 Remarks
小児肺炎球菌 Streptococcus pneumoniae	1回				
	2回				
	3回				
	追加				
B型肝炎 Viral Hepatitis type B	1回				
	2回				
	3回				
ロタウイルス Rotavirus ※5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンのみ3回目を接種	1回				
	2回				
	3回				

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

府令

○内閣府令第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十五条の五第三項第二号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十一条の十三　法第九十五条の五第三項第一号の内閣府令で定める措置は、次に掲げるものとする。 一　法第九十五条の五第三項第一号に規定する措置を講じようとする者の免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示し、当該免許情報記録個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書であつて、公的個人認証法第十五条第一項の規定により効力を失つていないものに限る。次号及び次条において同じ。）を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置 二　前号の措置を講じた者の個人番号カード用署名用電子証明書又は移動端末設備用署名用電子証明書（公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書であつて、公的個人認証法第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていないものに限る。次条において同じ。）をその者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次号及び次条第一項第二号において同じ。）により電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置 三　前二号の措置を講じた者の戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍法第百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号であつて、同条第一項に規定する戸籍電子証明書（その者の変更した後の本籍を証明するものに限る。）をその者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置 **第二十一条の十四**　法第九十五条の五第三項第二号の内閣府令で定める措置は、次の各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該措置を講じようとする者の公的個人認証法第十八条第三項に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号。次項第二号において「公的個人認証法施行規則」という。）第三十五条の二第四項に規定する有効期間が満了しておらず、かつ、同条第五項の規定により取り消されていないものに限り、当該同意に関する情報（同条第一項に規定する情報をいう。以下この条において同じ。）が法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の規定により届け出なけれ	**第二十一条の十三**　法第九十五条の五第三項第一号の内閣府令で定める措置は、次に掲げるものとする。 一　法第九十五条の五第三項第一号に規定する措置を講じようとする者の免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示し、当該免許情報記録個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書であつて、同法第十五条第一項の規定により効力を失つていないものに限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置 二　前号の個人番号カード用署名用電子証明書又は同号に規定する者の移動端末設備用署名用電子証明書（公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書であつて、同法第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていないものに限る。）を同号の措置を講じた者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）により電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置 三　前二号の措置を講じた者の戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍法第百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号であつて、変更した本籍を証明する戸籍電子証明書（同条第一項に規定する戸籍電子証明書をいう。）を識別できるように付されるものに限る。）をその者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する措置 **第二十一条の十四**　法第九十五条の五第三項第二号の内閣府令で定める措置は、次の各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該措置を講じようとする者の公的個人認証法第十八条第三項に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号。以下「公的個人認証法施行規則」という。）第三十五条の二第四項に規定する有効期間が満了しておらず、かつ、同条第五項の規定により取り消されていないものに限り、当該同意に関する情報（同条第一項に規定する情報をいう。以下この条において同じ。）が法第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する法第九十四条第一項の規定により届け出なければならない事情

ばならない事情があるときに送信されたものを除く。以下この条及び第三十条の十五第三項において「同意」という。）をしていることとする。ただし、第二号の方法による場合には、あらかじめ前条第一号及び第二号に掲げる措置を講じなければならない。

一　法第九十五条の五第三項第二号の措置を講じようとする者の免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示し、当該免許情報記録個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書及び当該個人番号カード用署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法

二　個人番号カード用署名用電子証明書又は移動端末設備用署名用電子証明書及びこれらにより確認される電子署名が行われた同意に関する情報を法第九十五条の五第三項第二号の措置を講じようとする者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法

2　前項の措置を講じている者の個人番号カード用署名用電子証明書が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、法第九十五条の五第三項（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、当該各号に定めるときから適用する。この場合において、同項の規定が適用されるまでの間に、住所、氏名又は生年月日に変更が生じたときは、第二十条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十六の届出書を提出することを要しない。

一　公的個人認証法第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる規定により効力を失つた場合　公的個人認証法第三条第六項の規定に基づく個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けたとき。

二　公的個人認証法第十五条第一項第五号の規定により効力を失つた場合　公的個人認証法施行規則第三十五条の二第四項に規定する同意の有効期間の満了前に前項各号のいずれかに規定する方法により個人番号カード用署名用電子証明書又は移動端末設備用署名用電子証明書及びこれらにより確認される電子署名が行われた同意に関する情報を送信したとき。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府・財務省・経済産業省令第一号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第四項、第五十二条第一項、第二項及び第五項並びに第五十四条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

ばならない事情があるときに送信されたものを除く。以下この条及び第三十条の十五第三項において「同意」という。）をしていることとする。ただし、第二号の方法による場合には、あらかじめ前条第一号及び第二号に掲げる措置を講じなければならない。

一　法第九十五条の五第三項第二号の措置を講じようとする者の免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示し、当該免許情報記録個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を当該公安委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法

二　個人番号カード用署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を法第九十五条の五第三項第二号の措置を講じようとする者の使用に係る電子計算機から情報提供等記録開示システムにより電気通信回線を通じて国家公安委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法

2　前項の規定により送信された個人番号カード用署名用電子証明書が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、法第九十五条の五第三項（第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、当該各号に定めるときから適用する。この場合において、同項の規定が適用されるまでの間に、住所、氏名又は生年月日に変更が生じたときは、第二十条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十六の届出書を提出することを要しない。

一　公的個人認証法第十五条第一項第一号から第四号までに掲げる規定により効力を失つた場合　同法第三条第六項の規定に基づく個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けたとき。

二　公的個人認証法第十五条第一項第五号の規定により効力を失つた場合　公的個人認証法施行規則第三十五条の二第四項に規定する同意の有効期間の満了前に前項各号のいずれかに規定する方法により効力を失つていない個人番号カード用署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた同意に関する情報を送信したとき。

別紙様式第一号から第八号まで及び第十号を次のように改める。

別紙様式第1号（第81条第1項関係）

（日本産業規格A4）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　商工組合中央金庫

年　月　日

殿

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第1　中間事業概況書
1　事業の概要
2　営業所等の増減
3　会社役員及び職員の増減
4　株主の状況
5　貸倒引当金の状況
6　自己資本比率の状況
第2　中間貸借対照表
第3　中間損益計算書
第4　中間株主資本等変動計算書
第5　中間キャッシュ・フロー計算書
第6　危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況
第7　完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況
第8　中小企業信用保険法第19条の規定の遵守の状況

（記載上の注意）

1　指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

2　この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。

3　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

4　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

5　この様式中、第2　中間貸借対照表、第3　中間損益計算書、第4　中間株主資本等変動計算書、第5　中間キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第5　中間キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

6　商工組合中央金庫が上場会社等（金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である場合にあっては、この様式中、第2　中間貸借対照表、第3　中間損益計算書、第4　中間株主資本等変動計算書、第5　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

7　氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

8　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に主務大臣等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

1　事業の概要

（記載上の注意）

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　営業所等の増減

区　　分	前　期　末	当中間期末	増減（△）
本　　支　　店			
出　　張　　所			
計			

（記載上の注意）

代理組合等（株式会社商工組合中央金庫法第27条第1項に規定する代理組合等をいう。以下同じ。）が組合等代理を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区　　分		前　期　末	当中間期末	増減（△）
代　理　組　合　等				
	組合等代理を営む営業所又は事務所			

3　会社役員及び職員の増減

区　　分		前　期　末	当中間期末	増減（△）
会社役員	取　締　役	うち非常勤（　）	うち非常勤（　）	
	会　計　参　与			
	監　査　役	うち非常勤（　）	うち非常勤（　）	
	執　行　役			

	計			
職員	事務系			
	庶務系			
	計			
合計				

（記載上の注意）

1　「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数　　人

2　会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3　「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4　職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における出向職員数　　人

4　株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主（　　名）		
計（　　名）		100

（記載上の注意）

持株数の多い順に10名を記載し、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること。

5　貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

	繰入額	取崩額	純繰入額（△純取崩額）	当中間期末残高	摘要
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債券引当金勘定					
合計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

6　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				

自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額　(ロ)				
普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額((イ)－(ロ))　(ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額　(ニ)				

その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額　(ホ)				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((ニ)－(ホ))　(ヘ)				
Tier1資本				
Tier1資本の額((ハ)＋(ヘ))　(ト)				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額　(チ)				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
Tier2資本に係る調整項目の額　(リ)				
Tier2資本				
Tier2資本の額((チ)－(リ))　(ヌ)				
総自己資本				

総自己資本合計((ト)＋(ヌ))　(ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8％で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8％で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　(ヲ)				
自己資本比率及び資本バッファー				
普通株式等Tier1比率((ハ)／(ヲ))	％		％	
Tier1比率((ト)／(ヲ))	％		％	
総自己資本比率((ル)／(ヲ))	％		％	
最低単体資本バッファー比率	％		％	
うち、資本保全バッファー比率	％		％	
うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	％		％	
うち、G－SIB／D－SIBバッファー比率	％		％	
単体資本バッファー比率	％		％	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				

(記載上の注意)

1　「単体自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。

2　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3　「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

4　「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

6　遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当中間期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)（経過措置ベース）
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

（記載上の注意）

1　本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。

2　「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率(法第23条第1項第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3　「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on(per cent of RWA))（当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。

4　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

5　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

項目	当中間期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
最低単体レバレッジ・バッファー比率	%	%
単体レバレッジ・バッファー比率	%	%

（記載上の注意）

1　「単体レバレッジ比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

2　単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2　第　　期中(　　年　　月　　日現在)中間貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン		譲渡性預金	
買現先勘定		債券	

債券貸借取引支払保証金		コールマネー	
買入手形		売現先勘定	
買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金	
特定取引資産		売渡手形	
金銭の信託		コマーシャル・ペーパー	
有価証券		特定取引負債	
貸出金		借用金	
外国為替		外国為替	
その他資産		短期社債	
有形固定資産		社債	
無形固定資産		新株予約権付社債	
前払年金費用		その他負債	
繰延税金資産		未払法人税等	
支払承諾見返		リース負債	
貸倒引当金	△	資産除去債務	
		その他の負債	
		賞与引当金	
		役員賞与引当金	
		退職給付引当金	
		役員退職慰労引当金	
		特別法上の引当金	
		繰延税金負債	
		支払承諾	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		○○積立金	
		繰越利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　ヘッジ会計の方法

⑦　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑧　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑨　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑩　その他採用した重要な会計方針

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(4)　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リ

ース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

(7)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第8条の7第4項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

(8)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

(9)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

株式会社商工組合中央金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、株式会社商工組合中央金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である株式会社商工組合中央金庫が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

(10)　関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

(11)　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

(12)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(13)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(14)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）

①　1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(15)　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(16)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項

(17)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

(18)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

(19)　資産の部の有価証券中の社債（株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(20)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、「特定取引資産」を「商品有価証券」に改め、「特定取引負債」を削除して用いること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5　将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2（当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の１）を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。

第3　第　　期中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	××× ×××
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	（×××）
（うち有価証券利息配当金）	（×××）

役務取引等収益	×××	
特定取引収益	×××	
その他業務収益	×××	
その他経常収益	×××	
経常費用		×××
資金調達費用	×××	
（うち預金利息）	（×××）	
（うち債券利息）	（×××）	
役務取引等費用	×××	
特定取引費用	×××	
その他業務費用	×××	
営業経費	×××	
その他経常費用	×××	
経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		×××
特別損失		×××
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
国際最低課税額に対する法人税等	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
中間純利益（又は中間純損失）		×××

（記載上の注意）

1　損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

5　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

(2)　当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

6　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、「特定取引収益」「特定取引費用」を削除して用いること。

第4　第　期中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本																評価・換算差額等								株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金		利益剰余金							自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計										
				その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計															
							積立金			繰延利益剰余金																	
当期首残高	××	××	××	××	××	×××	×××			××		××	△××	××	××	××	××								××	××	××
中期変動額																											
新株の発行	××				××									××													××
剰余金の配当										△△△		△△△		△△△													△××
中間純利益										×××		×××		×××													××

	自己株式の処分																										

2　変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。

8　遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

9　将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2（当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の1）を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。

第5　第　　期中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

〔直接法により表示する場合〕　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
債券利息支出	
営業経費支出	
……	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高	

（記載上の注意）

1　中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失（△））	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減（△）	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益（△）	
貸出金の純増（△）減	
預金の純増減（△）	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
……	
小計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高	

（記載上の注意）

1　中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第6　危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況

第7　完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

第8　中小企業信用保険法第19条の規定の遵守の状況

別紙様式第2号(第81条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　商工組合中央金庫

年　月　日

殿

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第1　事業概況書
1　事業の概要
2　営業所等の増減
3　会社役員及び職員の増減
4　会社役員の略歴及び所有自社株式
5　株主の状況
6　株主総会の状況
7　商品有価証券の内訳
8　特定取引有価証券の内訳
9　有価証券の内訳
10　貸出金の担保内訳
11　貸倒引当金の状況
12　有形固定資産の内訳
13　支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳
14　自己資本比率の状況
第2　貸借対照表
第3　損益計算書
第4　株主資本等変動計算書
第5　キャッシュ・フロー計算書
第6　危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況
第7　完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況
第8　中小企業信用保険法第19条の規定の遵守の状況

（記載上の注意）

1　指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

2　この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。

3　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、

当該単位未満は切り捨てること。

4　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

5　当該事業年度の末日において公開会社でない場合は、事業報告（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第9号）及び附属明細書（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第10号）で記載を省略した事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。

6　この様式中、第2　貸借対照表、第3　損益計算書、第4　株主資本等変動計算書、第5　キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第5　キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

7　氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

8　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に主務大臣等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1　第　　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

1　事業の概要

（記載上の注意）

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　営業所等の増減

区　　分	前　期　末	当　期　末	増減（△）
本　　支　　店			
出　　張　　所			
計			

（記載上の注意）

代理組合等（株式会社商工組合中央金庫法第27条第1項に規定する代理組合等をいう。以下同じ。）が組合等代理を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区　　分		前　期　末	当　期　末	増減（△）
代　理　組　合　等				
	組合等代理を営む営業所又は事務所			

3　会社役員及び職員の増減

区　　分		前　期　末	当　期　末	増減（△）
	取　締　役	うち非常勤（　）	うち非常勤（　）	
会社役員	会　計　参　与			
	監　査　役	うち非常勤（　）	うち非常勤（　）	
	執　行　役			
	計			
職員	事　務　系			
	庶　務　系			
	計			
合　　計				

（記載上の注意）

1　「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数　　人

2　会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3　「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4　職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数　　人

4　会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏名又は名称（生年月日又は設立年月日及び住所）	略歴又は沿革	所有自社株式数	備　　考
			株	
計	名			

（記載上の注意）

1　会計参与が法人であるときは、当該会計参与及びその職務を行うべき社員について記載すること。

2　株式会社商工組合中央金庫法第20条第1項による取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

3　「所有自社株式数」欄は、2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

5　株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割　　合
	千株	%
その他の株主（　　名）		

計　（　　名）		100

（記載上の注意）

持株数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に30名を併せて記載すること。

6　株主総会の状況

（記載上の注意）

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7　商品有価証券の内訳

（単位：百万円）

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商品国債				
長期利付国債				
中期利付国債				
割引国債				
国庫短期証券				
その他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
計				

（記載上の注意）

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8　特定取引有価証券の内訳

（単位：百万円）

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
国債				
地方債				
政府保証債				
外国証券				
計				

（記載上の注意）

1　「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

2　特定取引勘定を設けていない場合は、記載を要しない。

9　有価証券の内訳

（単位：百万円）

種類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国債			
地方債			
短期社債			
社債			
公社公団債			
金融債			
事業債			
（社債のうち政府保証債）	（　　）	（　　）	（　　）
株式			
金融機関株式			
その他			
その他の証券			
外国証券			
その他			
計			

（記載上の注意）

1　株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。

2　「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

10　貸出金の担保内訳

（単位：百万円）

受入担保の種類	貸出金当期末残高	構成割合	内訳	
			貸付金	割引手形
当金庫預金・債券		%		
有価証券				
債権				
商品				
不動産				
財団				
その他				
計				
保証				
信用				
合計		100		

（記載上の注意）

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

11　貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

	繰入額	取崩額	純繰入額 （△純取崩額）	当中間 期末残高	摘要
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債券引当金勘定					
合計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

12　有形固定資産の内訳

（単位：百万円）

種類	建物	土地	建設仮勘定	その他の有形固定資産
事業用				
所有				
計				

（記載上の注意）

1　当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額

事業用　　百万円

所有　　百万円

2　貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

13　支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1)　支払承諾の内訳

（単位：百万円）

種類	当期末口数	当期末残高
手形引受		
信用状		
保証		
計		

(2)　支払承諾見返の担保内訳

（単位：百万円）

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
当金庫預金・債券		%
有価証券		
債権		
商品		
不動産		
財団		
その他		
計		
保証		
信用		
合計		100

（記載上の注意）

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

14　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				

うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額　(ロ)				
普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額　((イ)－(ロ))　(ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目				

その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額　(ニ)				
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額　(ホ)				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額　((ニ)－(ホ))　(ヘ)				
Tier1資本				
Tier1資本の額　((ハ)＋(ヘ))　(ト)				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額　(チ)				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				

意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
Tier2資本に係る調整項目の額　(リ)				
Tier2資本				
Tier2資本の額　((チ)－(リ))　(ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計　((ト)＋(ヌ))　(ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　(ヲ)				
自己資本比率及び資本バッファー				
普通株式等Tier1比率　((ハ)／(ヲ))	%		%	
Tier1比率　((ト)／(ヲ))	%		%	
総自己資本比率　((ル)／(ヲ))	%		%	
最低単体資本バッファー比率	%		%	
うち、資本保全バッファー比率	%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	%		%	
うち、G－SIB／D－SIBバッファー比率	%		%	
単体資本バッファー比率	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				

(記載上の注意)

1　「単体自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。

2　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3　「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

4　「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

6　遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)(経過措置ベース)	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)(経過措置ベース)
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

(記載上の注意)

1　本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。

2　「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率(法第23条第1項第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3　「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on(per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。

4　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

5　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
最低単体レバレッジ・バッファー比率	%	%
単体レバレッジ・バッファー比率	%	%

(記載上の注意)

1　「単体レバレッジ比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

2　単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2　第　　期末(　　年　　月　　日現在)貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
現金		当座預金	
預け金		普通預金	
コールローン		貯蓄預金	
買現先勘定		通知預金	
債券貸借取引支払保証金		定期預金	
買入手形		定期積金	
買入金銭債権		その他の預金	
特定取引資産		譲渡性預金	
商品有価証券		債券	
商品有価証券派生商品		債券発行高	
特定取引有価証券		債券募集金	
特定取引有価証券派生商品		コールマネー	
特定金融派生商品		売現先勘定	
その他の特定取引資産		債券貸借取引受入担保金	
金銭の信託		売渡手形	
有価証券		コマーシャル・ペーパー	
国債		特定取引負債	
地方債		売付商品債券	
短期社債		商品有価証券派生商品	
社債		特定取引売付債券	
株式		特定取引有価証券派生商品	
その他の証券		特定金融派生商品	
貸出金		その他の特定取引負債	
割引手形		借用金	
手形貸付		再割引手形	
証書貸付		借入金	
当座貸越		外国為替	
外国為替		外国他店預り	
外国他店預け		外国他店借	
外国他店貸		売渡外国為替	
買入外国為替		未払外国為替	
取立外国為替		短期社債	
その他資産		社債	
未決済為替貸		新株予約権付社債	
前払費用		その他負債	
未収収益		未決済為替借	
先物取引差入証拠金		未払法人税等	
先物取引差金勘定		未払費用	
保管有価証券等		前受収益	
金融派生商品		従業員預り金	
金融商品等差入担保金		給付補塡備金	
債券発行費		先物取引受入証拠金	
社債発行費		先物取引差金勘定	
その他の資産		借入商品債券	
有形固定資産		借入特定取引有価証券	
建物		借入有価証券	
土地		売付債券	
使用権資産		金融派生商品	
建設仮勘定		金融商品等受入担保金	
その他の有形固定資産		リース負債	
無形固定資産		資産除去債務	
ソフトウェア		その他の負債	
のれん		賞与引当金	
使用権資産		役員賞与引当金	
その他の無形固定資産		退職給付引当金	
前払年金費用		役員退職慰労引当金	
繰延税金資産		特別法上の引当金	
支払承諾見返		金融商品取引責任準備金	
支払承諾見返		繰延税金負債	
代理貸付保証見返		支払承諾	
貸倒引当金	△	支払承諾	
		代理貸付保証	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		○○積立金	

		繰越利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　ヘッジ会計の方法

⑦　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑧　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑨　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑩　その他採用した重要な会計方針

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項

(8)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(9)　有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(10)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

(11)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(12)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(13)　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

(14)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

株式会社商工組合中央金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、株式会社商工組合中央金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項に

ついて記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である株式会社商工組合中央金庫が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

(15)　関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(16)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は商工債を担保とする貸付金(担保とされた預金及び商工債の総額を超えないものに限る。)は、この限りでない。

(17)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び商工債はこの限りでない。

(18)　関係会社の株式又は出資金の総額

(19)　次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)

②　繰延税金負債

(20)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(21)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(22)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。)

②　当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(23)　株式会社商工組合中央金庫法又は会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容

(24)　会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(25)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(26)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の14から第8条の16までに規定するストック・オプションに関する事項

(27)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項

(28)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項

(29)　資産の部の社債(株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(30)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、この様式に掲げる科目を以下のとおり変更して記載すること。

この様式に掲げる科目	特定取引勘定を設けない場合
(資産の部)	(資産の部)
(略)	(略)
特定取引資産	商品有価証券
商品有価証券	商品国債
商品有価証券派生商品	商品地方債
特定取引有価証券派生商品	商品政府保証債
特定金融派生商品	その他の商品有価証券
その他の特定取引資産	(削除)
(略)	(略)
(負債の部)	(負債の部)
(略)	(略)
特定取引負債	(削除)
売付商品債券	
商品有価証券派生商品	
特定取引売付債券	
特定取引有価証券派生商品	
特定金融派生商品	
その他の特定負債	
(略)	(略)
その他負債	その他負債
(略)	(略)
借入特定取引有価証券	(削除)
借入有価証券	借入有価証券
(新設)	売付商品債券
(略)	(略)

3　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

4　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7　将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2（当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の１）を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。

8　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		×××
資金運用収益	×××	
貸出金利息	×××	
有価証券利息配当金	×××	
コールローン利息	×××	
買現先利息	×××	
債券貸借取引受入利息	×××	
買入手形利息	×××	
預け金利息	×××	
金利スワップ受入利息	×××	
その他の受入利息	×××	
役務取引等収益	×××	
受入為替手数料	×××	
その他の役務収益	×××	
特定取引収益	×××	
商品有価証券収益	×××	
特定取引有価証券収益	×××	
特定金融派生商品収益	×××	
その他の特定取引収益	×××	
その他業務収益	×××	
外国為替売買益	×××	
国債等債券売却益	×××	
国債等債券償還益	×××	
金融派生商品収益	×××	
その他の業務収益	×××	
その他経常収益	×××	
貸倒引当金戻入益	×××	
償却債権取立益	×××	
株式等売却益	×××	
金銭の信託運用益	×××	
その他の経常収益	×××	
経常費用		×××
資金調達費用	×××	
預金利息	×××	
譲渡性預金利息	×××	
債券利息	×××	
コールマネー利息	×××	
売現先利息	×××	
債券貸借取引支払利息	×××	
売渡手形利息	×××	
コマーシャル・ペーパー利息	×××	
借用金利息	×××	
短期社債利息	×××	
社債利息	×××	
新株予約権付社債利息	×××	
金利スワップ支払利息	×××	
その他の支払利息	×××	
役務取引等費用	×××	
支払為替手数料	×××	
その他の役務費用	×××	
特定取引費用	×××	
商品有価証券費用	×××	
特定取引有価証券費用	×××	
特定金融派生商品費用	×××	
その他の特定取引費用	×××	
その他業務費用	×××	
外国為替売買損	×××	
国債等債券売却損	×××	
国債等債券償還損	×××	
国債等債券償却	×××	
債券発行費償却	×××	
社債発行費償却	×××	
金融派生商品費用	×××	
その他の業務費用	×××	
営業経費	×××	
その他経常費用	×××	

貸倒引当金繰入額	×××	
貸出金償却	×××	
株式等売却損	×××	
株式等償却	×××	
金銭の信託運用損	×××	
その他の経常費用	×××	
経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		×××
固定資産処分益	×××	
負ののれん発生益	×××	
金融商品取引責任準備金取崩額	×××	
その他の特別利益	×××	
特別損失		×××
固定資産処分損	×××	
減損損失	×××	
金融商品取引責任準備金繰入額	×××	
その他の特別損失	×××	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
国際最低課税額に対する法人税等	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
当期純利益（又は当期純損失）		×××

（記載上の注意）

1　関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。

2　上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

7　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

8　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

(2)　当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨

10　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

11　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、この様式に掲げる科目を以下のとおり変更して記載すること。

この様式に掲げる科目	特定取引勘定を設けない場合
（略）	（略）
特定取引収益	（削除）
商品有価証券収益	
特定取引有価証券収益	
特定金融派生商品収益	
その他の特定取引収益	
その他業務収益	その他業務収益
外国為替売買益	外国為替売買益
（新設）	商品有価証券売買益

（略）	（略）
特定取引費用	（削除）
商品有価証券費用	
特定取引有価証券費用	
特定金融派生商品費用	
その他の特定取引費用	
（略）	（略）
その他業務費用	その他業務費用
外国為替売買損	外国為替売買損
（新設）	商品有価証券売買損
（略）	（略）

12　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1)　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2)　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3)　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

13　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

14　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第4　第　　期（　年　月　日から
　年　月　日まで）　株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本												評価・換算等			株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
				資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計								
								××積立金	繰延利益剰余金								
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																		
新株の発行	××																	××
剰余金の配当															××			△×××
当期純利益																		××
自己株式の処分															××			××
・・・																		××

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	—	××	××	—	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。

8　遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

9　将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2（当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の１）を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。

第5　第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　キャッシュ・フロー計算書

〔直接法により表示する場合〕　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
債券利息支出	
営業経費支出	
……	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失(△))	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減(△)	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益(△)	
貸出金の純増(△)減	
預金の純増減(△)	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
……	
小計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第6　危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況

第7　完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

第8　中小企業信用保険法第19条の規定の遵守の状況

別紙様式第3号(第81条第3項関係)

(日本産業規格A4)

中間連結業務報告書

(　年　月　日から
　年　月　日まで)

株式会社　商工組合中央金庫

年　月　日

殿

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第1　中間事業概況書
1　事業の概要
2　子会社等の状況
3　連結自己資本比率の状況
第2　中間連結財務諸表
1　中間連結財務諸表の作成方針
2　中間連結貸借対照表
3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
4　中間連結株主資本等変動計算書
5　中間連結キャッシュ・フロー計算書

(記載上の注意)

1　指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

3　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

4　この様式中、第2の2　中間連結貸借対照表、第2の3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書、第2の4　中間連結株主資本等変動計算書、第2の5　中間連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第2の5　中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

5　商工組合中央金庫が上場会社等(金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書(同項に規定する半期報告書をいう。)を提出しなければならない会社(同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である場合にあっては、この様式中、第2　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

6　氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

7　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に主務大臣等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1(　年　月　日から
　年　月　日まで)中間事業概況書

1　事業の概要

(記載上の注意)

株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等(株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　子会社等の状況

子会社等数の増減

	前期末	当中間期末	増減(△)
子会社 子法人等 関連法人等			
合計			

(記載上の注意)

1　「子会社」とは株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社を、「子法人等」とは株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項に規定する子法人等のうち株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第3項に規定する関連法人等をいう(以下同じ。)。

2　子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

(単位：百万円)

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額　(イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額　(ロ)				
普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額　((イ)－(ロ))　(ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額				

その他Tier1資本に係る基礎項目の額　（ニ）				
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額　（ホ）				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額　（（ニ）－（ホ））　（ヘ）				
Tier1資本				
Tier1資本の額　（（ハ）＋（ヘ））　（ト）				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額　（チ）				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
Tier2資本に係る調整項目の額　（リ）				
Tier2資本				
Tier2資本の額　（（チ）－（リ））　（ヌ）				
総自己資本				
総自己資本合計　（（ト）＋（ヌ））　（ル）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ヲ）				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
連結普通株式等Tier1比率　（（ハ）／（ヲ））	%		%	
連結Tier1比率　（（ト）／（ヲ））	%		%	
連結総自己資本比率　（（ル）／（ヲ））	%		%	
最低連結資本バッファー比率	%		%	
うち、資本保全バッファー比率	%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	%		%	
うち、G－SIB／D－SIBバッファー比率	%		%	
連結資本バッファー比率	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				

無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				

(記載上の注意)

1　「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

2　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3　「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

4　「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

6　遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第44号の2に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当中間期末	前期末

エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)(経過措置ベース)	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)(経過措置ベース)
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								

ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

（記載上の注意）

1　「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率(法第23条第1項第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

2　「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on(per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。

3　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

4　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

項目	当中間期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%
最低連結レバレッジ・バッファー比率	%	%
連結レバレッジ・バッファー比率	%	%

（記載上の注意）

1　「連結レバレッジ比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

2　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2　中間連結財務諸表

1　中間連結財務諸表の作成方針

株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

(1)　連結の範囲に関する事項

(2)　持分法の適用に関する事項

(3)　連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

2（　　年　　月　　日現在)中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		債券	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形	
買入金銭債権		売現先勘定	
特定取引資産		債券貸借取引受入担保金	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借用金	
貸出金		外国為替	
外国為替		短期社債	
その他資産		社債	
有形固定資産		新株予約権付社債	
無形固定資産		その他負債	
退職給付に係る資産		賞与引当金	
繰延税金資産		役員賞与引当金	
支払承諾見返		退職給付に係る負債	
貸倒引当金	△	役員退職慰労引当金	
		特別法上の引当金	
		繰延税金負債	
		支払承諾	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	

		利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額 その他の包括利益累計額合計 株式引受権 新株予約権 非支配株主持分 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

⑥　ヘッジ会計の方法

⑦　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑧　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑨　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑩　その他採用した重要な会計方針

⑪　子会社等が採用した会計方針のうちに株式会社商工組合中央金庫と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(4)　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

(7)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第84条第3号ロ）による。

(8)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

(9)　関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

(10)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(11)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(12)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(13)　中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度(当該中間連結会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。)

(14)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項

(15)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項

(16)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項

(17)　資産の部の有価証券中の社債(株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(18)　以上のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　特定取引資産及び特定取引負債は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

3　特定取引勘定を設置している株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等の分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

4　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

3　（　年　月　日から
　年　月　日まで）　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

「(1)　中間連結損益計算書」及び「(2)　中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「(3)　中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1)　中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		×××
資金運用収益	×××	
(うち貸出金利息)	(×××)	
(うち有価証券利息配当金)	(×××)	
役務取引等収益	×××	
特定取引収益	×××	
その他業務収益	×××	
その他経常収益	×××	
経常費用		×××
資金調達費用	×××	
(うち預金利息)	(×××)	
(うち債券利息)	(×××)	
役務取引等費用	×××	
特定取引費用	×××	
その他業務費用	×××	
営業経費	×××	
その他経常費用	×××	
経常利益		×××
(又は経常損失)		
特別利益		×××
特別損失		×××
税金等調整前中間純利益		×××
(又は税金等調整前中間純損失)		
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
中間純利益		×××
(又は中間純損失)		
非支配株主に帰属する中間純利益		×××
(又は非支配株主に帰属する中間純損失)		
親会社株主に帰属する中間純利益		×××
(又は親会社株主に帰属する中間純損失)		

(記載上の注意)

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。

(1)　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごと

の収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)

(2)　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(2)　中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
中間純利益(又は中間純損失)		
その他の包括利益		×××
その他有価証券評価差額金	×××	
繰延ヘッジ損益	×××	
為替換算調整勘定	×××	
退職給付に係る調整額	×××	
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	
中間包括利益		×××
親会社株主に係る中間包括利益	×××	
非支配株主に係る中間包括利益	×××	

(記載上の注意)

1　中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(3)　中間連結損益及び包括利益計算書

〔「(1)　中間連結損益計算書」及び「(2)　中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		×××
資金運用収益	×××	
(うち貸出金利息)	(×××)	
(うち有価証券利息配当金)	(×××)	
役務取引等収益	×××	
特定取引収益	×××	
その他業務収益	×××	
その他経常収益	×××	
経常費用		×××
資金調達費用	×××	
(うち預金利息)	(×××)	

（うち債券利息）	(×××)
役務取引等費用	×××
特定取引費用	×××
その他業務費用	×××
営業経費	×××
その他経常費用	×××
経常利益	×××
（又は経常損失）	
特別利益	×××
特別損失	×××
税金等調整前中間純利益	×××
（又は税金等調整前中間純損失）	
法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××
中間純利益	×××
（又は中間純損失）	
親会社株主に帰属する中間純利益	×××
（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	
非支配株主に帰属する中間純損失	×××
（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	
その他の包括利益	×××
その他有価証券評価差額金	×××
繰延ヘッジ損益	×××
為替換算調整勘定	×××
退職給付に係る調整額	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××
中間包括利益	×××
親会社株主に係る中間包括利益	×××
少数株主に係る中間包括利益	×××

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（銭単位）

(2)　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

6　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

8　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

4　（　年　月　日から　年　月　日まで）　中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							その他の包括利益累計額					株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××			××			××									××
余剰金の配当					△××		△××									△××
親会社株主に帰属する中間純利益					××		××									××
自己株式の処分													××	××		××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）													××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

6　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。

7　遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

5　（　年　月　日から　年　月　日まで）　中間連結キャッシュ・フロー計算書

〔直接法により表示する場合〕　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
債券利息支出	
営業経費支出	
……	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高	

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失（△））	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減（△）	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益（△）	
貸出金の純増（△）減	
預金の純増減（△）	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
……	
小計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	

現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高	

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第4号（第81条第4項関係）

（日本産業規格A4）

連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで　）

株式会社　商工組合中央金庫

年　月　日

殿

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第1　事業概況書
1　事業の概要
2　子会社等の状況
3　連結自己資本比率の状況
第2　連結財務諸表
1　連結財務諸表の作成方針
2　連結貸借対照表
3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書
4　連結株主資本等変動計算書
5　連結キャッシュ・フロー計算書

（記載上の注意）

1　指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

3　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

4　この様式中、第2の2　連結貸借対照表、第2の3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書、第2の4　連結株主資本等変動計算書、第2の5　連結キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第2の5　連結キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

5　氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

6　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

(1)　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

(2)　同一の事項を記載した書類を既に主務大臣等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業概況書

1　事業の概要

（記載上の注意）

株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等（株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　子会社等の状況

子会社等数の増減

	前期末	当期末	増減(△)
子会社 子法人等 関連法人等			
合計			

（記載上の注意）

1　「子会社」とは株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社を、「子法人等」とは株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項に規定する子法人等のうち株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第3項に規定する関連法人等をいう（以下同じ。）。

2　子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10％基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				

うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額　(ロ)				
普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額　((イ)－(ロ))　(ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額　(ニ)				
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
Tier2資本不足額				

その他Tier1資本に係る調整項目の額　(ホ)				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額　((ニ)－(ホ))　(ヘ)				
Tier1資本				
Tier1資本の額　((ハ)＋(ヘ))　(ト)				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額　(チ)				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
Tier2資本に係る調整項目の額　(リ)				
Tier2資本				
Tier2資本の額　((チ)－(リ))　(ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計　((ト)＋(ヌ))　(ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				

CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　(ヲ)				
連結自己資本比率及び資本バッファー				
連結普通株式等Tier1比率　((ハ)／(ヲ))	%		%	
連結Tier1比率　((ト)／(ヲ))	%		%	
連結総自己資本比率　((ル)／(ヲ))	%		%	
最低連結資本バッファー比率	%		%	
うち、資本保全バッファー比率	%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	%		%	
うち、G−SIB／D−SIBバッファー比率	%		%	
連結資本バッファー比率	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				

(記載上の注意)

1　「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

2　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3　「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

4　「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

6　遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末	前期末

エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)（経過措置ベース）
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

（記載上の注意）

1　「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率(法第23条第1項第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

2　「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on(per cent of RWA))(当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。

3　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

4　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%
最低連結レバレッジ・バッファー比率	%	%
連結レバレッジ・バッファー比率	%	%

（記載上の注意）

1　「連結レバレッジ比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

2　連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2　連結財務諸表

1　連結財務諸表の作成方針

株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

(1)　連結の範囲に関する事項

(2)　持分法の適用に関する事項

(3)　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(4)　のれんの償却に関する事項

2（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		現金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		債券	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形	
買入金銭債権		売現先勘定	
特定取引資産		債券貸借取引受入担保金	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借用金	
貸出金		外国為替	
外国為替		短期社債	
その他資産		社債	
有形固定資産		新株予約権付社債	
建物		その他負債	
土地		賞与引当金	
使用権資産		役員賞与引当金	
建設仮勘定		退職給付に係る負債	
その他の有形固定資産		役員退職慰労引当金	
無形固定資産		特別法上の引当金	
ソフトウェア		繰延税金負債	
のれん		支払承諾	
使用権資産		負債の部合計	
その他の無形固定資産		（純資産の部）	
退職給付に係る資産		資本金	
繰延税金資産		新株式申込証拠金	
支払承諾見返		危機対応準備金	
貸倒引当金	△	特別準備金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		為替換算調整勘定	
		退職給付に係る調整累計額	
		その他の包括利益累計額合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

⑥　ヘッジ会計の方法

⑦　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑧　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑨　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針が含まれると判断したものを記載すること。）

⑩　その他採用した重要な会計方針

⑪　子会社等が採用した会計方針のうちに株式会社商工組合中央金庫と異なるものが

ある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(8)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロ(「債権」の定義にあっては、同令第84条第3号ロ)による。

(9)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(10)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(11)　資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額)

(12)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定について記載すること。

(13)　株式会社商工組合中央金庫の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は商工債を担保とする貸付金(担保とされた預金及び商工債の総額を超えないものに限る。)は、この限りでない。

(14)　株式会社商工組合中央金庫の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び商工債はこの限りでない。

(15)　関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額

(16)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(17)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(18)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。)

②　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(19)　連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。)

(20)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項

(21)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する事項

(22)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項

(23)　資産の部の有価証券中の社債(株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(24)　以上のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　特定取引資産及び特定取引負債は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

3　特定取引勘定を設置している株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等の分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

4　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

5　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「使用権資産」を除く。)に含めることができる。

3　（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

「(1)　連結損益計算書」及び「(2)　連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「(3)　連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1)　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		×××
資金運用収益	×××	
貸出金利息	×××	
有価証券利息配当金	×××	
コールローン利息及び買入手形利息	×××	
買現先利息	×××	
債券貸借取引受入利息	×××	
預け金利息	×××	
その他の受入利息	×××	
役務取引等収益	×××	
特定取引収益	×××	
その他業務収益	×××	
その他経常収益	×××	
貸倒引当金戻入益	×××	
償却債権取立益	×××	
その他の経常収益	×××	
経常費用		×××
資金調達費用	×××	
預金利息	×××	
譲渡性預金利息	×××	
債券利息	×××	
コールマネー利息及び売渡手形利息	×××	
売現先利息	×××	
債券貸借取引支払利息	×××	
コマーシャル・ペーパー利息	×××	
借用金利息	×××	
短期社債利息	×××	
社債利息	×××	
新株予約権付社債利息	×××	
その他の支払利息	×××	
役務取引等費用	×××	
特定取引費用	×××	
その他業務費用	×××	
営業経費	×××	
その他経常費用	×××	
貸倒引当金繰入額	×××	
その他の経常費用	×××	
経常利益		×××
(又は経常損失)		
特別利益		×××
固定資産処分益	×××	
負ののれん発生益	×××	
その他の特別利益	×××	
特別損失		×××
固定資産処分損	×××	
減損損失	×××	
その他の特別損失	×××	
税金等調整前当期純利益		×××
(又は税金等調整前当期純損失)		
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	

法人税等合計	×××
当期純利益（又は当期純損失）	×××
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	×××
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	×××

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

(2)　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1)　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2)　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3)　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(2)　連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
当期純利益（又は当期純損失）		×××
その他の包括利益		×××
その他有価証券評価差額金	×××	
繰延ヘッジ損益	×××	
為替換算調整勘定	×××	
退職給付に係る調整額	×××	
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	
包括利益		×××
親会社株主に係る包括利益	×××	
非支配株主に係る包括利益	×××	

（記載上の注意）

1　連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額

として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

(3)　連結損益及び包括利益計算書

〔「(1)　連結損益計算書」及び「(2)　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		×××
資金運用収益	×××	
貸出金利息	×××	
有価証券利息配当金	×××	
コールローン利息及び買入手形利息	×××	
買現先利息	×××	
債券貸借取引受入利息	×××	
預け金利息	×××	
その他の受入利息	×××	
役務取引等収益	×××	
特定取引収益	×××	
その他業務収益	×××	
その他経常収益	×××	
貸倒引当金戻入益	×××	
償却債権取立益	×××	
その他の経常収益	×××	
経常費用		×××
資金調達費用	×××	
預金利息	×××	
譲渡性預金利息	×××	
債券利息	×××	
コールマネー利息及び売渡手形利息	×××	
売現先利息	×××	
債券貸借取引支払利息	×××	
コマーシャル・ペーパー利息	×××	
借用金利息	×××	
短期社債利息	×××	
社債利息	×××	
新株予約権付社債利息	×××	
その他の支払利息	×××	
役務取引等費用	×××	
特定取引費用	×××	
その他業務費用	×××	
営業経費	×××	
その他経常費用	×××	
貸倒引当金繰入額	×××	
その他の経常費用	×××	
経常利益		×××
（又は経常損失）		
特別利益		×××
固定資産処分益	×××	
負ののれん発生益	×××	
その他の特別利益	×××	
特別損失		×××
固定資産処分損	×××	
減損損失	×××	
その他の特別損失	×××	
税金等調整前当期純利益		×××
（又は税金等調整前当期純損失）		
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
当期純利益		×××
（又は当期純損失）		
親会社株主に帰属する当期純利益	×××	
（又は親会社株主に帰属する当期純損失）		
非支配株主に帰属する当期純損失	×××	
（又は非支配株主に帰属する当期純損失）		
その他の包括利益		×××
その他有価証券評価差額金	×××	
繰延ヘッジ損益	×××	
為替換算調整勘定	×××	
退職給付に係る調整額	×××	
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	
包括利益		×××
親会社株主に係る包括利益	×××	
非支配株主に係る包括利益	×××	

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(銭単位)

(2)　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6　連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

7　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

8　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1)　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2)　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3)　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

9　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

10　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

11　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

12　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記11の注記と併せて記載することができる。

4　（　年　月　日から
　　年　月　日まで）　連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							その他の包括利益累計額					株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××
当期変動額																
新株の発行	××			××			××									×× ××
剰余金の配当					△××		△××									△×× ××
親会社株主に帰属する当期純利益					××		××									×× ××
自己株式の処分						××	××									×× ××
・・・ ・・・																×× ××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								××	××	××	××	××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××
当期変動額合計	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××
当期末残高	× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	△ × ×	× ×	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××	×× ××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

6　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。

7　遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

5　（　年　月　日から
　　年　月　日まで）　連結キャッシュ・フロー計算書

〔直接法により表示する場合〕　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
債券利息支出	
営業経費支出	
……	

法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(△は減少)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕　(単位：百万円)

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失(△))	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減(△)	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益(△)	
貸出金の純増(△)減	
預金の純増減(△)	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
……	
小　　計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第5号（第82条第1項及び第6項関係）

第１　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン		譲渡性預金	
買現先勘定		債券	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー	
買入手形		売現先勘定	
買入金銭債権		債券貸借取引受入担金	
特定取引資産		売渡手形	
金銭の信託		コマーシャル・ペーパー	
有価証券		特定取引負債	
貸出金		借用金	
外国為替		外国為替	
その他資産		短期社債	
有形固定資産		社債	
無形固定資産		新株予約権付社債	
前払年金費用		その他負債	
繰延税金資産		未払法人税等	
支払承諾見返		リース負債	
貸倒引当金	△	資産除去債務	
		その他の負債	
		賞与引当金	
		役員賞与引当金	
		退職給付引当金	
		役員退職慰労引当金	
		特別法上の引当金	
		金融商品取引責任準備金	
		繰延税金負債	
		支払承諾	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		○○積立金	
		繰越利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準

の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　ヘッジ会計の方法

⑦　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑧　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑨　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑩　その他採用した重要な会計方針

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(4)　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。中間連結貸借対照表を作成している場合又は賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

(7)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第8条の7第4項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

(8)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

(9)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

株式会社商工組合中央金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、株式会社商工組合中央金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が中間連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である株式会社商工組合中央金庫が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

(10)　関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

(11)　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

(12)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(13)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(14)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）

①　1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(15)　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(16)　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率

(17)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項

(18)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

(19)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

(20)　資産の部の有価証券中の社債（株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(21)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、「特定取引資産」を「商品有価証券」に改め、「特定取引負債」を削除して用いること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質

に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5　将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2（当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の１）を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。

中間損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
（うち預金利息）	
（うち債券利息）	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前中間純利益	
（又は税引前中間純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
法人税等合計	
中間純利益	
（又は中間純損失）	

（記載上の注意）

1　損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

2　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

5　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

(2)　当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

6　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、「特定取引収益」「特定取引費用」を削除して用いること。

第２　第　期中間決算公告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン		譲渡性預金	
買現先勘定		債券	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー	
買入手形		売現先勘定	
買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金	
特定取引資産		売渡手形	
金銭の信託		コマーシャル・ペーパー	
有価証券		特定取引負債	
貸出金		借用金	
外国為替		外国為替	
その他資産		短期社債	
有形固定資産		社債	
無形固定資産		新株予約権付社債	
前払年金費用		その他負債	
繰延税金資産		賞与引当金	
支払承諾見返		役員賞与引当金	
貸倒引当金	△	退職給付引当金	
		役員退職慰労引当金	
		特別法上の引当金	
		金融商品取引責任準備金	
		繰延税金負債	
		支払承諾	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

(3)　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率

(4)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(5)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）

①　1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(6)　中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、「特定取引資産」を「商品有価証券」に改め、「特定取引負債」を削除して用いること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科目	金額
経常利益	
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
（うち預金利息）	
（うち債券利息）	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前中間純利益	
（又は税引前中間純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
法人税等調整額	
法人税等合計	
中間純利益	
（又は中間純損失）	

（記載上の注意）

1　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(銭単位)

(2)　当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

2　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、「特定取引収益」「特定取引費用」を削除して用いること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第6号（第82条第1項及び第6項関係）

第1　第　期　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
現金		当座預金	
預け金		普通預金	
コールローン		貯蓄預金	
買現先勘定		通知預金	
債券貸借取引支払保証金		定期預金	
買入手形		定期積金	
買入金銭債権		その他の預金	
特定取引資産		譲渡性預金	
商品有価証券		債券	
商品有価証券派生商品		債券発行高	
特定取引有価証券		債券募集金	
特定取引有価証券派生商品		コールマネー	
特定金融派生商品		売現先勘定	
その他の特定取引資産		債券貸借取引受入担保金	
金銭の信託		売渡手形	
有価証券		コマーシャル・ペーパー	
国債		特定取引負債	
地方債		売付商品債券	
短期社債		商品有価証券派生商品	
社債		特定取引売付債券	
株式		特定取引有価証券派生商品	
その他の証券		特定金融派生商品	
貸出金		その他の特定取引負債	
割引手形		借用金	
手形貸付		再割引手形	
証書貸付		借入金	
当座貸越		外国為替	
外国為替		外国他店預り	
外国他店預け		外国店借	
外国他店貸		売渡外国為替	
買入外国為替		未払外国為替	
取立外国為替		短期社債	
その他資産		社債	
未決済為替貸		新株予約権付社債	
前払費用		その他負債	
未収収益		未決済為替借	
先物取引差入証拠金		未払法人税等	
先物取引差金勘定		未払費用	
保管有価証券等		前受収益	
金融派生商品		従業員預り金	
金融商品等差入担保金		給付補塡備金	
債券発行費		先物取引受入証拠金	
社債発行費		先物取引差金勘定	
その他の資産		借入商品債券	
有形固定資産		借入特定取引有価証券	
建物		借入有価証券	
土地		売付債券	
使用権資産		金融派生商品	
建設仮勘定		金融商品等受入担保金	
その他の有形固定資産		リース負債	
無形固定資産		資産除去債務	
ソフトウェア		その他の負債	
のれん		賞与引当金	
使用権資産		役員賞与引当金	
その他の無形固定資産		退職給付引当金	
前払年金費用		役員退職慰労引当金	
繰延税金資産		特別法上の引当金	
支払承諾見返		金融商品取引責任準備金	
支払承諾見返		繰延税金負債	
代理貸付保証見返		支払承諾	
貸倒引当金	△	支払承諾	
		代理貸付保証	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	

		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		○○積立金	
		繰越利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　ヘッジ会計の方法

⑦　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑧　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑨　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑩　その他採用した重要な会計方針

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項

(8)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(9)　有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(10)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

(11)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(12)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(13)　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

(14)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

株式会社商工組合中央金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、株式会社商工組合中央金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である株式会社商工組合中央金庫が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

(15)　関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(16)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は商工債を担保とする貸付金（担保とされた預金及び商工債の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(17)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び商工債はこの限りでない。

(18)　関係会社の株式又は出資金の総額

(19)　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

(20)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(21)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(22)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(23)　株式会社商工組合中央金庫法又は会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容

(24)　会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(25)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(26)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の14から第8条の16までに規定するストック・オプションに関する事項

(27)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項

(28)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項

(29)　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率

(30)　資産の部の社債（株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(31)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、この様式に掲げる科目を以下のとおり変更して記載すること。

この様式に掲げる科目	特定取引勘定を設けない場合
（資産の部）	（資産の部）
（略）	（略）
特定取引資産	商品有価証券
商品有価証券	商品国債
商品有価証券派生商品	商品地方債
特定取引有価証券派生商品	商品政府保証債
特定金融派生商品	その他の商品有価証券
その他の特定取引資産	（削除）
（略）	（略）
（負債の部）	（負債の部）
（略）	（略）
特定取引負債	（削除）
売付商品債券	
商品有価証券派生商品	

特定取引売付債券	
特定取引有価証券派生商品	
特定金融派生商品	
その他の特定負債	
（略）	（略）
その他負債	その他負債
（略）	（略）
借入特定取引有価証券	（削除）
借入有価証券	借入有価証券
（新設）	売付商品債券
（略）	（略）

3　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

4　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

8　将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2（当期純損失が生じた事業年度にあっては、10分の１）を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。

損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息	
買現先利息	
債券貸借取引受入利息	
買入手形利息	
預け金利息	
金利スワップ受入利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
受入為替手数料	
その他の役務収益	
特定取引収益	
商品有価証券収益	
特定取引有価証券収益	
特定金融派生商品収益	
その他の特定取引収益	
その他業務収益	
外国為替売買益	
国債等債券売却益	
国債等債券償還益	
金融派生商品収益	
その他の業務収益	
その他経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
株式等売却益	
金銭の信託運用益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
預金利息	
譲渡性預金利息	
債券利息	
コールマネー利息	
売現先利息	
債券貸借取引支払利息	
売渡手形利息	
コマーシャル・ペーパー利息	
借用金利息	
短期社債利息	
社債利息	
新株予約権付社債利息	
金利スワップ支払利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
支払為替手数料	
その他の役務費用	
特定取引費用	

商品有価証券費用
特定取引有価証券費用
特定金融派生商品費用
その他の特定取引費用
その他業務費用
外国為替売買損
国債等債券売却損
国債等債券償還損
国債等債券償却
債券発行費償却
社債発行費償却
金融派生商品費用
その他の業務費用
営業経費
その他経常費用
貸倒引当金繰入額
貸出金償却
株式等売却損
株式等償却
金銭の信託運用損
その他の経常費用
経常利益
（又は経常損失）
特別利益
固定資産処分益
負ののれん発生益
金融商品取引責任準備金取崩額
その他の特別利益
特別損失
固定資産処分損
減損損失
金融商品取引責任準備金繰入額
その他の特別損失
税引前当期純利益
（又は税引前当期純損失）
法人税、住民税及び事業税
国際最低課税額に対する法人税等
法人税等調整額
法人税等合計
当期純利益
（又は当期純損失）

（記載上の注意）

1　関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。

2　上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

7　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

8　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

(2)　当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株

当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨

10　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

11　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1)　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2)　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3)　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、この様式に掲げる科目を以下のとおり変更して記載すること。

この様式に掲げる科目	特定取引勘定を設けない場合
（略）	（略）
特定取引収益	（削除）
商品有価証券収益	
特定取引有価証券収益	
特定金融派生商品収益	
その他の特定取引収益	
その他業務収益	その他業務収益
外国為替売買益	外国為替売買益
（新設）	商品有価証券売買益
（略）	（略）
特定取引費用	（削除）
商品有価証券費用	
特定取引有価証券費用	
特定金融派生商品費用	
その他の特定取引費用	
（略）	（略）
その他業務費用	その他業務費用
外国為替売買損	外国為替売買損
（新設）	商品有価証券売買損
（略）	（略）

14　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第2　　第　期決算公告(要旨)

年　月　日

住　所
株式会社商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

貸借対照表及び損益計算書に注記すべき事項については、損益計算書の次に一括して記載することができる。

貸借対照表(　年　月　日現在)

（単位：百万円又は億円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン		譲渡性預金	
買現先勘定		債券	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー	
買入手形		売現先勘定	
買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金	
特定取引資産		売渡手形	
金銭の信託		コマーシャル・ペーパー	
有価証券		特定取引負債	
貸出金		借用金	
外国為替		外国為替	
その他資産		短期社債	
有形固定資産		社債	
無形固定資産		新株予約権付社債	
前払年金費用		その他負債	
繰延税金資産		賞与引当金	
支払承諾見返		役員賞与引当金	
貸倒引当金	△	退職給付引当金	
		役員退職慰労引当金	
		特別法上の引当金	
		金融商品取引責任準備金	
		繰延税金負債	
		支払承諾	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	
		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	

		株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 評価・換算差額等合計 株式引受権 新株予約権 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

(3)　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率

(4)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(5)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(6)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(7)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、「特定取引資産」を「商品有価証券」に改め、「特定取引負債」を削除して用いること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損益計算書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
（うち預金利息）	
（うち債券利息）	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益	
（又は税引前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
国際最低課税額に対する法人税等	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益	
（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（銭単位）

(2)　当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨

2　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特

定取引勘定を設けない場合、「特定取引収益」「特定取引費用」を削除して用いること。

3　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第7号(第82条第2項及び第6項関係)

第１　　第　　期　　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
株式会社　　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　　氏　　名

(記載上の注意)

1　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①　子会社　株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社をいう。

②　子会社等　株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に規定する子会社等をいう。

③　子法人等　株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項に規定する子法人等のうち、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社を除いたものをいう。

2　中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

3　中間連結業務報告書(経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第3号。以下同じ。)において中間連結損益及び包括利益計算書を記載する株式会社商工組合中央金庫は、この様式中に定める記載事項のうち、「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

中間連結貸借対照表(　年　月　日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		預金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		債権	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形	
買入金銭債権		売現先勘定	
特定取引資産		債券貸借取引受入担保金	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借用金	
貸出金		外国為替	
外国為替		短期社債	
その他資産		社債	
有形固定資産		新株予約権付社債	
無形固定資産		その他負債	
退職給付に関する資産		賞与引当金	
繰延税金資産		役員賞与引当金	
支払承諾見返		退職給付に係る負債	
貸倒引当金	△	役員退職慰労引当金	
		特別法上の引当金	

		繰延税金負債	
		支払承諾	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		為替換算調整勘定	
		退職給付に係る調整累計額	
		その他の包括利益累計額合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

①　連結の範囲に関する事項

②　持分法の適用に関する事項

③　連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

⑥　ヘッジ会計の方法

⑦　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑧　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑨　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑩　その他採用した重要な会計方針

⑪　子会社等が採用した会計方針のうちに株式会社商工組合中央金庫と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(4)　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

(6)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

(7)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第84条第3号ロ）による。

(8)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則108条第４項の規定に従い記載すること。

(9)　関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額

(10)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(11)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(12)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。)

②　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(13)　中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度(当該中間連結会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。)

(14)　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率

(15)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項

(16)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項

(17)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項

(18)　資産の部の有価証券中の社債(株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額

(19)　以上のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

3　特定取引資産及び特定取引負債は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

4　特定取引勘定を設置している株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等の分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

5　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

中間連結損益計算書（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
（うち預金利息）	
（うち債券利息）	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益	

（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
中間純利益（又は中間純損失）	
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

(2)　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

7　中間連結業務報告書に定める中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額を注記すること。

中間連結損益及び包括利益計算書　（　年　月　日から　年　月　日まで　）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
（うち預金利息）	
（うち債券利息）	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純利益	

（又は税金等調整前中間純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
中間純利益	
（又は中間純損失）	
親会社株主に帰属する中間純利益	
（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	
非支配株主に帰属する中間純利益	
（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
中間包括利益	
親会社株主に係る中間包括利益	
非支配株主に係る中間包括利益	

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（銭単位）

(2)　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

7　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

第2　第　期　中　間　決　算　公　告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

1　中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

2　中間連結業務報告書において中間連結損益及び包括利益計算書を記載する株式会社商工組合中央金庫は、この様式中に定める記載事項のうち、「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		債券	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形	
買入金銭債権		売現先勘定	
特定取引資産		債券貸借取引受入担保金	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借用金	
貸出金		外国為替	
外国為替		短期社債	
その他資産		社債	

有形固定資産		新株予約権付社債	
無形固定資産		その他負債	
退職給付に係る試算		賞与引当金	
繰延税金資産		役員賞与引当金	
支払承諾見返		退職給付に係る負債	
貸倒引当金	△	役員退職慰労引当金	
		特別法上の引当金	
		繰延税金負債	
		支払承諾	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		為替換算調整勘定	
		退職給付に係る調整累計額	
		その他の包括利益累計額合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第84条第3号ロ）による。

(3)　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率

(4)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(5)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(6)　中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間連結損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	

（うち預金利息）	
（うち債券利息）	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
中間純利益（又は中間純損失）	
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	

（記載上の注意）

1　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（銭単位）

(2)　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　中間連結業務報告書に定める中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額を注記すること。

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

（単位：百万円又は億円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
（うち預金利息）	
（うち債券利息）	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益（又は中間純損失）	
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	

退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
中間包括利益	
親会社株主に係る中間包括利益	
非支配株主に係る中間包括利益	

（記載上の注意）

1　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額（銭単位）

(2)　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第8号（第82条第2項及び第6項関係）

第1　　第　　期　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
株式会社　　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　　氏　　名

（記載上の注意）

1　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①　子会社　株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社をいう。

②　子会社等　株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に規定する子会社等をいう。

③　子法人等　株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項に規定する子法人等のうち、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項に規定する子会社を除いたものをいう。

2　連結貸借対照表及び連結損益計算書に注記すべき事項については、連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

3　連結業務報告書（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第4号。以下同じ。）において連結損益及び包括利益計算書を記載する株式会社商工組合中央金庫は、この様式中に定める記載事項のうち、「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		債権	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形	
買入金銭債権		売現先勘定	
特定取引資産		債券貸借取引受入担保金	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借用金	
貸出金		外国為替	
外国為替		短期社債	
その他資産		社債	
有形固定資産		新株予約権付社債	
建物		その他負債	
土地		賞与引当金	
使用権資産		役員賞与引当金	
建設仮勘定		退職給付に係る負債	
その他の有形固定資産		役員退職慰労引当金	

無形固定資産		特別法上の引当金	
ソフトウェア		繰延税金負債	
のれん		支払承諾	
使用権資産		負債の部合計	
その他の無形固定資産		（純資産の部）	
退職給付に関する資産		資本金	
繰延税金資産		新株式申込証拠金	
支払承諾見返		危機対応準備金	
貸倒引当金	△	特別準備金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		為替換算調整勘定	
		退職給付に係る調整累計額	
		その他の包括利益累計額合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

①　連結の範囲に関する事項

②　持分法の適用に関する事項

③　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

④　のれんの償却に関する事項

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

⑥　ヘッジ会計の方法

⑦　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑧　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑨　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑩　その他採用した重要な会計方針

⑪　子会社等が採用した会計方針のうちに株式会社商工組合中央金庫と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3)　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(5)　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(8)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並

びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第84条第3号ロ）による。

(9)　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(10)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(11)　資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

(12)　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

(13)　株式会社商工組合中央金庫の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は商工債を担保とする貸付金（担保とされた預金及び商工債の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(14)　株式会社商工組合中央金庫の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び商工債はこの限りでない。

(15)　関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

(16)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(17)　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(18)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(19)　連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）

(20)　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率

(21)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項

(22)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する事項

(23)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項

(24)　資産の部の有価証券中の社債（株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(25)　以上のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

3　特定取引資産及び特定取引負債は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

4　特定取引勘定を設置している株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等の分の商品有価証券への計数の記載は行わない。

5　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

6　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

連結損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	

コールローン利息及び買入手形利息	
買現先利益	
債券貸借取引受入利息	
預け金利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
預金利息	
譲渡性預金利息	
債券利息	
コールマネー利息及び売渡手形利息	
売現先利息	
債券貸借取引支払利息	
コマーシャル・ペーパー利息	
借用金利息	
短期社債利息	
社債利息	
新株予約権付社債利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
貸倒引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益（又は当期純損失）	
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する純損失）	

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該連結会計年度及び当該連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

(2)　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1)　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2)　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3)　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

10　連結業務報告書に定める連結包括利益計算書における包括利益の金額を注記すること。

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息及び買入手形利息	
買現先利息	
債券貸借取引受入利息	
預け金利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他の経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
預金利息	
譲渡性預金利息	
債券利息	
コールマネー利息及び売渡手形利息	
売現先利息	
債券貸借取引支払利息	
コマーシャル・ペーパー利息	
借用金利息	
短期社債利息	
社債利息	
新株予約権付社債利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
貸倒引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益（又は当期純損失）	
親会社株主に帰属する当期純利益	

（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	
非支配株主に帰属する当期純利益	
（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（銭単位）

(2)　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

3　上記のほか、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、株式会社商工組合中央金庫又はその子会社等が経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

5　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

6　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1)　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2)　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3)　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8　リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

10　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

第2　　第　　期　決算公告（要旨）

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

1　連結貸借対照表及び連結損益計算書に注記すべき事項については、連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

2　連結業務報告書において連結損益及び包括利益計算書を記載する株式会社商工組合中央金庫は、この様式中に定める記載事項のうち、「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代えることができる。

連結貸借対照表（　年　月　日現在）

（単位：百万円又は億円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		債券	
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び受渡手形	
買入金銭債権		売現先勘定	
特定取引資産		債券貸借取引受入担保金	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特定取引負債	
有価証券		借用金	
貸出金		外国為替	
外国為替		短期社債	

その他資産		社債	
有形固定資産		新株予約権付社債	
無形固定資産		その他負債	
退職給付に係る資産		賞与引当金	
繰延税金資産		役員賞与引当金	
支払承諾見返		退職給付に係る負債	
貸倒引当金	△	役員退職慰労引当金	
		特別法上の引当金	
		繰延税金負債	
		支払承諾	
		負債の部合計	
		（純資産の部）	
		資本金	
		新株式申込証拠金	
		危機対応準備金	
		特別準備金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		自己株式	△
		自己株式申込証拠金	
		株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		為替換算調整勘定	
		退職給付に係る調整累計額	
		その他の包括利益累計額合計	
		株式引受権	
		新株予約権	
		非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2)　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第84条第3号ロ）による。

(3)　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率

(4)　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(5)　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(6)　次に掲げる1株当たり情報に関する事項

①　1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(7)　連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

連結損益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（単位：百万円又は億円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	

科目	金額
（うち預金利息）	
（うち債券利息）	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前当期純利益	
（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益	
（又は当期純損失）	
非支配株主に帰属する当期純利益	
（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	
親会社株主に帰属する当期純利益	
（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	

（記載上の注意）

1　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（銭単位）

(2)　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　連結業務報告書に定める連結包括利益計算書における包括利益の金額を注記すること。

連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から
　年　月　日まで）

〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

（単位：百万円又は億円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
（うち預金利息）	
（うち債券利息）	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
経常利益	
（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前当期純利益	
（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益	
（又は当期純損失）	
親会社株主に帰属する当期純利益	
（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	
非支配株主に帰属する当期純利益	
（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	

親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1)　1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（銭単位）

(2)　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

2　法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第10号（第87条第2項関係）

第　　期（　年　月　日から　年　月　日まで　）附属明細書

年　月　日作成
年　月　日備付

住　　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役　　氏　　名

（記載上の注意）

1　指名委員会等設置会社にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

3　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

4　当該事業年度の末日において公開会社でない場合は、「2　事業報告に関する事項」については、記載を省略することができるものとする。ただし、当該事項については、業務報告書に追加して記載すること。

1　計算書類に関する事項

(1)　有形固定資産及び無形固定資産　（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当残末期高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							%
建物							
土地							
使用権資産							
建物仮勘定							
その他の有形固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産							
ソフトウェア							
のれん							
使用権資産							
その他の無形固定資産							

無形固定資産計							

（記載上の注意）

1　資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。

2　当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

3　償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。

(2) 債券発行高

債権の種類	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
うち政府引受			

(3) 引当金　（単位：百万円）

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金						
計						

（記載上の注意）

1　計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

2　当期首又は当期末に計上されている引当金(退職給付引当金を除く。)及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第54条の3第1項に規定する準備金等(以下「引当金等」という。)について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。

3　「当期減少額」欄のうち「目的使用」欄には、各引当金の設置目的である支出の事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

4　「当期減少額」欄のうち「その他」欄には目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

(4) 資本金と準備金　（単位：百万円）

区分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
資本金			
危機対応準備金			
特別準備金			
資本準備金			
利益準備金			

(5) 営業経費　（単位：百万円）

区分	金額
給料・手当	
退職給付費用	
福利厚生費	
減価償却費	
土地建物機械賃借料	
営繕費	
消耗品費	
給水光熱費	
旅費	
通信費	
広告宣伝費	
諸会費・寄付金・交際費	
租税公課	
その他	
計	

（記載上の注意）

監査役(監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(6) その他の重要な事項

（記載上の注意）

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

2　事業報告に関する事項

(1)　会社役員の兼職の状況

区分	氏名	兼職法人等名	役職	摘要

(記載上の注意)

1　本表における「会社役員」とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。

2　取締役又は執行役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。また、株式会社商工組合中央金庫法第20条第1項の規定に基づき認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

3　監査役については、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況(重要でないものを除く。)を記載すること。

4　兼職する他の法人等が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(2)　その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

附　則

(施行期日)

第一条　この命令は、令和八年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第一号から第八号まで及び第十号は、令和九年四月一日以後に開始する中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）又は事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する中間事業年度又は事業年度に係る書類については、新規則の規定を適用することができる。

2　前項の規定により中間事業年度又は事業年度に係る書類に初めて新規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新規則の規定を適用して書類を作成する最初の中間事業年度又は事業年度（以下「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

3　前項の規定にかかわらず、株式会社商工組合中央金庫が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第十一号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（交付市町村長等が個人番号カードの交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類） **第四条**　令第十三条の二第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。 一　次に掲げるいずれかの措置その他法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第四項の規定により交付市町村長に代わって同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長（以下「交付市町村長等」という。）が適当と認める措置をとる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）のうち交付市町村長等が適当と認めるもの ［イ　略］ ロ　当該書類に組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。次条において同じ。）に記録された写真を確認すること。 ［ハ　略］ ［二　略］ 三　前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この号及び第五号イ並びに次条第三号において同じ。）の映像面であって、交付市町村長等が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の交付市町村長等が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下この条において「映像面」という。）の提示を受けた場合にあっては、イに掲げる書類） ［イ・ロ　略］	（交付市町村長等が個人番号カードの交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類） **第四条**　［同上］ 一　次に掲げるいずれかの措置その他法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第四項の規定により交付市町村長に代わって同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長（以下「交付市町村長等」という。）が適当と認める措置をとる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）のうち交付市町村長等が適当と認めるもの ［イ　同上］ ロ　当該書類に組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）に記録された写真を確認すること。 ［ハ　同上］ ［二　同上］ 三　前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この号及び第五号イにおいて同じ。）の映像面であって、交付市町村長等が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の交付市町村長等が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示を受けた場合にあっては、イに掲げる書類） ［イ・ロ　同上］

四　前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付市町村長等が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（以下この条及び第十三条において単に「回答書」という。）（交付市町村長等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。以下この条及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（前号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあっては回答書及び同号ロに掲げる書類、交付申請者が特定年齢未満申請者であって、交付市町村長等が特に認める場合にあってはロに掲げる書類）

［イ・ロ　略］

五　前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であって、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号ロに掲げる書類（同号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあっては、回答書）

イ　次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面（交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が法第十七条第一項第二号に掲げる措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

(1)・(2)　略

(3)　公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。次条において同じ。）の領収証書又は検針票

［ロ　略］

［六　略］

（出入国在留管理庁長官等が特定在留カード等の交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類）

第四条の二　令第十八条の二第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一　次に掲げるいずれかの措置その他入管法第十九条の十五の二第五項から第七項まで若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「入管特例法」という。）第十六条の二第六項から第九項までの規定により特定在留カード等（法第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等をいう。以下同じ。）を交付する出入国在留管理庁長官又は法第十八条の五第六項の規定により出入国在留管理庁長官に代わって同条第五項の措置をとる住所地市町村長（入管特例法第十六条の二第一項の申請が同条第十一項の規定により住所地市町村長以外の市町村長を経由してされた場合には、当該市町村長）（以下この条において「出入国在留管理庁長官等」という。）が適当と認める措置をとる場合には、個人番号カード又は第一条第一号に掲げるいずれかの書類のうち出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの

イ　当該書類に係る暗証番号の入力を求めること。

ロ　当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された写真を確認すること。

四　前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付市町村長等が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（以下この条及び第十三条において単に「回答書」という。）（交付市町村長等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。以下この条及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（前号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあっては回答書及び前号ロに掲げる書類、交付申請者が特定年齢未満申請者であって、交付市町村長等が特に認める場合にあってはロに掲げる書類）

［イ・ロ　同上］

五　前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であって、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号ロに掲げる書類（第三号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあっては、回答書）

イ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書又は検針票

［ロ　同上］

［六　同上］

［新設］

ハ　特定在留カード等の交付を受けようとする者（以下「特定在留カード等交付申請者」という。）又は特定在留カード等交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票、在留カード又は特別永住者証明書の記載事項その他の出入国在留管理庁長官等が適当と認める事項の申告を受けること。

二　前号の措置をとることが困難であると認められる場合には、個人番号カード又は第一条第一号に掲げるいずれかの書類のうち出入国在留管理庁長官等が適当と認める二以上の書類

三　前二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であって、出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の出入国在留管理庁長官等が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下この条において「映像面」という。）の提示を受けた場合にあっては、イに掲げる書類）

イ　個人番号カード又は第一条第一号に掲げるいずれかの書類のうち出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの

ロ　イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの（特定在留カード等交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

四　前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、特定在留カード等の交付の申請について、特定在留カード等交付申請者が本人であること及び当該申請が特定在留カード等交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他出入国在留管理庁長官等が適当と認める方法により特定在留カード等交付申請者に対して文書で照会したその回答書（以下この条において単に「回答書」という。）（出入国在留管理庁長官等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。以下この条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（前号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあっては回答書及び同号ロに掲げる書類、特定在留カード等交付申請者が特定年齢未満申請者であって、出入国在留管理庁長官等が特に認める場合にあってはロに掲げる書類）

イ　前号イに掲げる書類

ロ　イに掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、出入国在留管理庁長官等が適当と認める二以上の書類（特定在留カード等交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

五　前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であって、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号ロに掲げる書類（同号ロに掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあっては、回答書）

イ　次の⑴から⑶までに掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面（特定在留カード等交付申請者又は特定在留カード等交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が法第十八条の五第五項又は第六項に掲げる措置をとる日前三月以内であるものに限る。）の提示を受けること。

⑴　国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

⑵　所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料の領収証書

⑶　公共料金の領収証書又は検針票

ロ　特定在留カード等交付申請者又は特定在留カード等交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票、在留カード又は特別永住者証明書の記載事項その他の出入国在留管理庁長官等が適当と認める事項の申告を受けること。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

第二十二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第四条第二号から第六号まで、第十三条並びに第十六条第一項及び第四項	交付市町村長等	交付市長等
第四条の二第一号	法第十八条の五第六項の規定により出入国在留管理庁長官に代わって同条第五項の措置をとる住所地市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十八条の五第六項の規定により出入国在留管理庁長官に代わって同条第五項の措置をとる住所地区長
	住所地市町村長以外	住所地区長以外
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　個人番号カード（第十六条―第三十九条の三十）	第三章　個人番号カード（第十六条―第三十九条の二十九）
［第四章～第六章　略］	［第四章～第六章　同上］
附則	附則
（個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置）	（個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置）
第十九条　法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。第三十九条の三及び第三十九条の三十において同じ。）に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。	**第十九条**　法第二条第七項の主務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。第三十九条の三において同じ。）に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める措置とする。

（指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用）

第二十二条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第四条第二号から第六号まで、第十三条並びに第十六条第一項及び第四項	交付市町村長等	交付市長等
［同上］	［同上］	［同上］

（個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者等）

第二十二条の二　［略］

［2　略］

3　令第十三条第三項第四号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条第一項の規定による届出をした者であって、当該届出前にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないもの（令第十三条第三項第二号の者を除く。）（初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

［二～六　略］

［4　略］

（外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例）

第二十七条　住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民（中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項において同じ。）のうち入管法別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「高度専門職第二号」という。）及び入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「永住者」という。）並びに特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。次項第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に対し交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中長期在留者（高度専門職第二号及び永住者を除く。この項の下欄において同じ。）	個人番号カードの作成（以下この欄において「カード作成」という。）の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができない場合にあっては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券）に記載されている在留期間の満了の日（カード作成の日において十八歳未満の中長期在留者については、当該満了の日とカード作成の日後のその者の五回目の誕生日のうちいずれか早い日）まで
［略］	［略］

［2～4　略］

（個人番号カードの返納届の記載事項）

第三十一条　令第十五条第二項及び第三項並びに第十八条の三第一項の総務省令で定める事項は、個人番号カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

（個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者等）

第二十二条の二　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

一　住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出をした者であって、当該届出前にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないもの（令第十三条第三項第二号の者を除く。）（初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

［二～六　同上］

［4　同上］

（外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例）

第二十七条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民（中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項において同じ。）のうち入管法別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「高度専門職第二号」という。）及び入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「永住者」という。）並びに特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。次項第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）に対し交付される個人番号カードの有効期間は、前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

中長期在留者（高度専門職第二号及び永住者を除く。）	個人番号カードの作成の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項に規定する出入国在留管理庁長官が中長期在留者に対し、出入国港において在留カードを交付することができない場合にあっては、同項の規定により後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券）に記載されている在留期間の満了の日まで
［同上］	［同上］

［2～4　同上］

（個人番号カードの返納届の記載事項）

第三十一条　令第十五条第二項及び第三項の総務省令で定める事項は、個人番号カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

（個人番号カードとしての機能を付加するための措置として主務省令で定める措置）

第三十九条の三十　法第十八条の五第二項の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　次のイからハまでに掲げる事項（ハに掲げる事項については、本人に係る住民票に当該事項が記載されている場合に限る。）の記載及びその電磁的方法による記録

イ　住所

ロ　個人番号カードの有効期間が満了する日

ハ　通称

二　住民票コードの電磁的方法による記録

三　特定在留カード等に組み込まれた半導体集積回路に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の主務大臣が定める措置

（帳簿の記載事項）

第五十五条　法第三十八条の四の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

七の二　法第十八条の五第二項の主務省令で定める措置を講じた年月日及び件数

［八・九　略］

（機構における機構処理事務の実施状況についての報告書の作成及び公表）

第五十六条　法第三十八条の五の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

［一～七　略］

七の二　法第十八条の五第二項の主務省令で定める措置を講じた年月及び件数

［八・九　略］

［2　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

（帳簿の記載事項）

第五十五条　［同上］

［一～七　同上］

［新設］

［八・九　同上］

（機構における機構処理事務の実施状況についての報告書の作成及び公表）

第五十六条　［同上］

［一～七　同上］

［新設］

［八・九　同上］

［2　同上］

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（署名利用者確認の際に提出する書類） **第五条**　法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録（同条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であって、住所地市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の住所地市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示又は提出を求めることにより行うものとする。 一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。第六条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号において「入管法」という。）第二条第五号に規定する旅券（以下「旅券」という。）、同法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）、同法第十九条の三に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）、同法第	（署名利用者確認の際に提出する書類） **第五条**　法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類又は当該書類に相当する電磁的記録（法第三条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された移動端末設備の映像面であって、市町村長が適当と認めるもの（表示された事項に係る電磁的記録が不正に作られた電磁的記録でないことを確認するため、当該移動端末設備の操作を求めることその他の住所地市町村長が適当と認める措置をとる場合に限る。）（以下「映像面」という。）の提示又は提出を求めることにより行うものとする。 一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（以下「旅券」という。）、同法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）、同法第十八条の二第三項に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）、同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」と

六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。第六条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号において「入管特例法」という。）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）、別表に掲げる免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）又は官公庁（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び特殊法人（法律によって直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）を含む。以下同じ。）がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたものであって申請者が当該申請者本人であることを確認するため住所地市町村長が適当と認めるもの

［二　略］

［2～7　略］

8　第一項及び第二項の規定は、法第三条の三第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「出入国在留管理庁長官」と読み替えるものとする。

9　第一項及び第二項（第四項及び前項において準用する場合を含む。）の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

［略］

11　第一項及び第二項（第四項及び第八項において準用する場合を含む。）の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「届出者」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

12　［略］

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等）

第六条　法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める。

［二　同上］

［2～7　同上］

［新設］

8　第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九条第一項の申請」と読み替えるものとする。

［同上］

10　第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定は、法第十条第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

11　［同上］

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等）

第六条　法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が定める。

２　申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあっては、附票管理市町村長。以下この条及び第十条において同じ。）が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請者又は当該申請者の代理人が暗証番号を当該各号に定める者に届け出ることとし、当該各号に定める者が当該暗証番号を設定するものとする。

［一　略］

二　番号利用法第十七条第三項の個人番号カードの交付を受ける場合若しくは番号利用法施行令第十三条第六項本文の規定による個人番号カードの交付を受ける場合（申請者が同条第三項第一号から第三号まで又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第二十二条の二第三項各号に該当する者であって住所地市町村長が適当と認めるものである場合に限る。第四十二条第二項第二号において同じ。）又は入管法第十九条の十五の二第五項から第七項まで若しくは入管特例法第十六条の二第六項から第九項までの規定による特定在留カード等（番号利用法第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等をいう。第四十二条第二項第二号において同じ。）の交付を受ける場合　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）

［３　略］

（機構への通知）

第八条　法第三条第五項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の機構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

２　前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の三第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

３　第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第五項（法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

［４・５　略］

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法等）

第九条　法第三条第六項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

［２　略］

（個人番号カード用署名用電子証明書の提供に係る手続）

第十条　法第三条第七項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

［一～三　略］

２　［同上］

［一　同上］

二　番号利用法第十七条第三項の個人番号カードの交付を受ける場合又は番号利用法施行令第十三条第六項本文の規定による個人番号カードの交付を受ける場合（申請者が同条第三項第一号から第三号まで又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第二十二条の二第三項各号に該当する者であって住所地市町村長が適当と認めるものである場合に限る。第四十二条第二項第二号において同じ。）　機構

［３　同上］

（機構への通知）

第八条　法第三条第五項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

２　前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

３　第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第五項（第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

［４・５　同上］

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法等）

第九条　法第三条第六項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

［２　同上］

（個人番号カード用署名用電子証明書の提供に係る手続）

第十条　法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長が個人番号カード用署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

［一～三　同上］

（申請書の内容等の通知の方法）

第十一条　法第三条第八項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2　前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第八項（同条第十項及び法第三条の三第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

3　第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第八項（法第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

［4・5　略］

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理の方法）

第十二条　法第四条の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一　法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された法第三条第四項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

［二　略］

（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間）

第十三条　法第五条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請並びに法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三条の三第一項の規定による新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

［二・三　略］

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条　法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第十項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（申請書の内容等の通知の方法）

第十一条　法第三条第八項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用署名用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2　前項の規定は、法第九条第二項において準用する法第三条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

3　第一項の規定は、法第九条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第八項（第三条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

［4・5　同上］

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の管理の方法）

第十二条　［同上］

一　法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

［二　同上］

（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間）

第十三条　［同上］

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第九条第一項の規定による当該個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請並びに法第三条第一項及び法第三条の二第一項の規定による新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

［二・三　同上］

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条　法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第十項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）

第四十一条　［略］

［2～7　略］

8　第一項及び第二項の規定は、法第二十二条の三第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「出入国在留管理庁長官」と読み替えるものとする。

9　第一項及び第二項（第四項及び前項において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八条第一項の申請」と読み替えるものとする。

10　［略］

11　第一項及び第二項（第四項及び第八項において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

12　［略］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等）

第四十二条　法第二十二条第四項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

2　申請者は、法第二十二条第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあっては、附票管理市町村長。以下この条及び第四十六条において同じ。）が個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請者又は当該申請者の代理人が暗証番号を当該各号に定める者に届け出ることとし、当該各号に定める者が当該暗証番号を設定するものとする。

［一　略］

二　番号利用法第十七条第三項の個人番号カードの交付を受ける場合若しくは番号利用法施行令第十三条第六項本文の規定による個人番号カードの交付を受ける場合又は入管法第十九条の十五の二第五項から第七項まで若しくは入管特例法第十六条の二第六項から第九項までの規定による特定在留カード等の交付を受ける場合　機構

［3・4　略］

（利用者証明利用者確認の際に提出する書類）

第四十一条　［同上］

［2～7　同上］

［新設］

8　第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八条第一項の申請」と読み替えるものとする。

9　［同上］

10　第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

11　［同上］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等）

第四十二条　法第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成は、電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

2　［同上］

［一　同上］

二　番号利用法第十七条第三項の個人番号カードの交付を受ける場合又は番号利用法施行令第十三条第六項本文の規定による個人番号カードの交付を受ける場合　機構

［3・4　同上］

（機構への通知）

第四十四条　法第二十二条第五項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の機構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

2　前項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

3　第一項の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第五項（法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

［4・5　略］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法等）

第四十五条　法第二十二条第六項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

［2　略］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る手続）

第四十六条　法第二十二条第七項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

［一～三　略］

（申請書の内容等の通知の方法）

第四十七条　法第二十二条第八項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2　前項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第八項（同条第十項及び法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

3　第一項の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第八項（法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

［4・5　略］

（機構への通知）

第四十四条　法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の機構への通知は、これらを暗号化して行うものとする。

2　前項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

3　第一項の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第五項（同条第十項及び法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の機構への通知について準用する。

［4・5　同上］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法等）

第四十五条　法第二十二条第六項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行は、機構の使用に係る電子計算機の操作によるものとし、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

［2　同上］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に係る手続）

第四十六条　法第二十二条第七項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により住所地市町村長が個人番号カード用利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる措置を行うものとする。

［一～三　同上］

（申請書の内容等の通知の方法）

第四十七条　法第二十二条第八項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2　前項の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第八項（同条第十項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

3　第一項の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第八項（第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定による申請書の内容の通知について準用する。

［4・5　同上］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の管理の方法）

第四十八条　法第二十三条の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理は、次に掲げるところによるものとする。

一　法第二十二条第四項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の記録された法第二十二条第四項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

［二　略］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間）

第四十九条　法第二十四条に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請並びに法第二十二条第一項、第二十二条の二第一項及び第二十二条の三第一項の規定による新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

［二　略］

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第五十三条　法第二十二条第四項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第十項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号に係る利用者証明利用者による法第二十九条第一項の規定による法第二十二条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条　市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第三十五条第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

一　法第三条第二項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申請者又は法第二十二条第二項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

［イ・ロ　略］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の管理の方法）

第四十八条　［同上］

一　法第二十二条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の記録された同項の個人番号カードを他人に譲渡し、又はみだりに貸与しないこと。

［二　同上］

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間）

第四十九条　［同上］

一　発行の日後の申請者の五回目（申請者が発行を受けている個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合において、申請者が法第二十八条第一項の規定による当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請並びに法第二十二条第一項及び法第二十二条の二第一項の規定による新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請をし、当該新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けるときにあっては、六回目）の誕生日

［二　同上］

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第五十三条　法第二十二条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第十項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号に係る利用者証明利用者による法第二十九条第一項の規定による法第二十二条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があったものとみなす。

（認証業務関連事務の委任）

第六十五条　［同上］

一　法第三条第二項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申請者又は法第二十二条第二項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

［イ・ロ　同上］

ハ　次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用 (1)　法第三条第四項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録 (2)　法第三条第七項（同条第十項並びに法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の個人番号カードへの記録 (3)　法第二十二条第四項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の個人番号カードへの記録 (4)　法第二十二条第七項（同条第十項並びに法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録 ［ニ　略］ ［二～六　略］ ［2・3　略］	ハ　次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用 (1)　法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録 (2)　法第三条第七項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の個人番号カードへの記録 (3)　法第二十二条第四項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の個人番号カードへの記録 (4)　法第二十二条第七項（同条第十項及び法第二十二条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録 ［ニ　同上］ ［二～六　同上］ ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この命令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。ただし、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第二十二条の二第三項第一号及び第二十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

○デジタル庁・総務省・法務省令第一号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十五の規定に基づき、特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋

特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項を定める命令

（特定在留カードの様式）

第一条　特定在留カードの様式は、別記様式によるものとする。

（個人番号カードとしての機能に係る暗証番号）

第二条　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第十九条の十五の二第一項の規定による申請を行う中長期在留者（特定在留カードの交付の申請に関する規則（令和八年総務省・法務省令第一号。以下「申請規則」という。）第一条第二項第一号若しくは第二号又は第三項第一号の規定により当該中長期在留者に代わって当該申請を行う者及び同条第二項第三号若しくは第四号又は第三項第二号若しくは第三号の規定により当該中長期在留者に代わって同条第二項第三号に規定する手続を行う者を含む。）は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）としての機能に係る四桁の数字からなる暗証番号（以下「暗証番号」という。）を出入国在留管理庁長官を経由して地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に届け出なければならない。この場合において、機構は、当該申請に係る特定在留カードに当該暗証番号を設定するものとする。

2　法第十九条の十五の二第二項の規定による申請を行う中長期在留者（申請規則第二条第四項の規定により当該中長期在留者に代わって同項に規定する手続を行う者を含む。）は、暗証番号を住所地市町村長を経由して機構に届け出なければならない。この場合において、機構は、当該申請に係る特定在留カードに当該暗証番号を設定するものとする。

（中長期在留者に代わって特定在留カードの受領等をする場合の本人確認書類等）

第三条　法第六十一条の八の三第二項若しくは第三項（これらの規定を法第十九条の十五の二第十項において準用する場合を含む。）若しくは法第六十一条の八の三第四項の規定により中長期在留者に代わって特定在留カードの受領をする者又は出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第五十九条の四第二項第一号若しくは第二号、第三項各号若しくは第四項第一号から第三号までの規定により中長期在留者に代わって特定在留カードの受領に係る手続を行う者（以下この条において「代理人等」という。）は、出入国在留管理庁長官等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号。以下「番号利用法施行規則」という。）第四条の二第一号に規定する出入国在留管理庁長官等をいう。以下この条において同じ。）に対し、次に掲げる書類を提示しなければならない。ただし、当該代理人等が当該中長期在留者の法定代理人である場合（出入国在留管理庁長官等が必要と認める場合を除く。）は第二号に掲げる書類、出入国在留管理庁長官等が、当該代理人等から番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下この条において同じ。）と同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を行った場合は第四号に掲げる書類は、それぞれ、提示することを要しない。

一　当該中長期在留者が自ら出頭して特定在留カードの受領をすることを要しない場合であることを疎明するに足りる資料

二　法第十九条の十五の二第一項又は第二項の規定による申請に関する回答書（番号利用法施行規則第四条の二第四号に規定する回答書をいい、出入国在留管理庁長官等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。）

三　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類（当該代理人等の個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十二条第一項第二号に規定する個人識別事項をいう。以下この条において同じ。）が記載されたものに限る。）

イ　当該代理人等が当該中長期在留者の法定代理人である場合　戸籍謄本、出生証明書その他その資格を証明する書類

ロ　当該代理人等が当該中長期在留者の法定代理人以外の者である場合　当該中長期在留者に代わって特定在留カードの受領をし、又は当該受領に係る手続をすることができることを証明する資料

四　番号利用法施行規則第四条の二第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類（当該代理人等の個人識別事項が記載されたものに限る。）

五　次に掲げる書類のうち二以上の書類であって、イに掲げる一以上の書類を含むもの（当該中長期在留者の個人識別事項が記載されたものに限る。）

イ　個人番号カード、番号利用法施行規則第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの

ロ　イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの（当該中長期在留者の写真が表示されたものに限る。）

六　前号に掲げる書類を提示することが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（当該中長期在留者の個人識別事項が記載されたものに限る。）

イ　前号イに掲げる書類

ロ　番号利用法施行規則第二条第三項第一号に掲げる書類その他の出入国在留管理庁長官等が適当と認める書類

（特定在留カードに係るみなし個人番号カードの有効期間）

第四条　特定在留カードに係る番号利用法第十八条の五第九項の規定により番号利用法第十七条第一項の規定により交付された個人番号カードとみなされた場合における当該個人番号カード（次項において「みなし個人番号カード」という。）の有効期間は、当該特定在留カードの有効期間（法第十九条の十五の三第二項に規定する期間及び法第二十条第六項（法第二十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により在留することができる期間の終了の時までの期間を除く。）と同一とする。

2　前項の規定にかかわらず、特定在留カードの交付を受けた中長期在留者は、次の各号に掲げる場合には、住所地市町村長に対し（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の場合にあっては、住所地区長（当該中長期在留者が記録されている住民基本台帳を作成した区長をいう。）を経由して住所地市長（当該中長期在留者が記録されている住民基本台帳を備える市の市長をいう。）に対し）、当該特定在留カードを提示して、当該特定在留カードに係るみなし個人番号カードの有効期間について、当該各号に定める期間とすることを求めることができる。

一　法第十九条の十五の二第一項の規定による申請（法第十九条の十一第一項の規定による申請に係るものに限る。）があった場合において、当該特定在留カードの有効期間の満了の日が経過するまでに、新たな特定在留カードが交付されないとき　法第十九条の十五の三第二項に規定する期間

二　法第二十条第六項の規定により在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することとなった場合　同項の規定により在留することができる期間の終了の時までの期間

附　則

この命令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

別記様式（第一条関係）

（表）

在留カード　個人番号カード

氏名

住所・住居地　性別

年　月　日生　年　月　日まで有効

写　真

国籍・地域　在留カード番号

在留期間満了日　年　月　日

在留資格　就労制限の有無

出入国在留管理庁長官　印

（裏）

個人番号

氏　名

年　月　日生

図形

備考１　大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

２　半導体集積回路を組み込む。

３　表面には追記欄を設ける。

４　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の16第１項に規定する通称が記載されている場合には、追記欄に通称を記載する。

５　裏面中「図形」の部分については、内閣総理大臣及び総務大臣が定める技術的水準によるものとする。

○デジタル庁・総務省・法務省令第二号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十六条の四の規定に基づき、特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項を定める命令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋

特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項を定める命令

（特定特別永住者証明書の様式）

第一条　特定特別永住者証明書の様式は、別記様式によるものとする。

（個人番号カードとしての機能に係る暗証番号）

第二条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「法」という。）第十六条の二第一項又は第二項の規定による申請を行う特別永住者（特定特別永住者証明書の交付の申請に関する規則（令和八年総務省・法務省令第二号。以下「申請規則」という。）第一条第二項第一号又は第二号の規定により当該特別永住者に代わって当該申請を行う者並びに同項第三号又は第四号の規定により当該特別永住者に代わって同項第三号に規定する手続を行う者及び申請規則第二条第四項の規定により当該特別永住者に代わって同項に規定する手続を行う者を含む。）は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）としての機能に係る四桁の数字からなる暗証番号（以下「暗証番号」という。）を住所地市町村長（法第十六条の二第十一項の規定により同条第一項の規定による申請をする場合にあっては、住所地市町村長以外の市町村長）を経由して地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に届け出なければならない。この場合において、機構は、当該申請に係る特定特別永住者証明書に当該暗証番号を設定するものとする。

2　法第十六条の二第三項の規定による申請を行う法第五条第一項に規定する者（申請規則第三条第二項各号の規定によりその者に代わって当該申請を行う者を含む。）は、暗証番号を出入国在留管理庁長官を経由して機構に届け出なければならない。この場合において、機構は、当該申請に係る特定特別永住者証明書に当該暗証番号を設定するものとする。

（特別永住者等に代わって特定特別永住者証明書の受領等をする場合の本人確認書類等）

第三条　法第十八条第二項若しくは第三項若しくは法第十九条第二項若しくは第三項（これらの規定を法第十六条の二第十四項において準用する場合を含む。）の規定により特別永住者若しくは法第五条第一項に規定する者（以下「特別永住者等」という。）に代わって特定特別永住者証明書の受領をする者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号）第二十一条第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項各号の規定により特別永住者に代わって特定特別永住者証明書の受領に係る手続を行う者（以下この条において「代理人等」という。）は、出入国在留管理庁長官等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号。以下「番号利用法施行規則」という。）第四条の二第一号に規定する出入国在留管理庁長官等をいう。以下この条において同じ。）に対し、次に掲げる書類を提示しなければならない。ただし、当該代理人等が当該特別永住者等

の法定代理人である場合（出入国在留管理庁長官等が必要と認める場合を除く。）は第二号に掲げる書類、出入国在留管理庁長官等が、当該代理人等から番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）のうち氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下この条において同じ。）と同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。）を行った場合は第四号に掲げる書類は、それぞれ、提示することを要しない。

一　当該特別永住者等が自ら出頭して特定特別永住者証明書の受領をすることを要しない場合であることを疎明するに足りる資料

二　法第十六条の二第一項から第三項までの規定による申請に関する回答書（番号利用法施行規則第四条の二第四号に規定する回答書をいい、出入国在留管理庁長官等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。）

三　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類（当該代理人等の個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十二条第一項第二号に規定する個人識別事項をいう。以下この条において同じ。）が記載されたものに限る。）

イ　当該代理人等が当該特別永住者等の法定代理人である場合　戸籍謄本、出生証明書その他その資格を証明する書類

ロ　当該代理人等が当該特別永住者等の法定代理人以外の者である場合　当該特別永住者等に代わって特定特別永住者証明書の受領をし、又は当該受領に係る手続をすることができることを証明する資料

四　番号利用法施行規則第四条の二第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類（当該代理人等の個人識別事項が記載されたものに限る。）

五　次に掲げる書類のうち二以上の書類であって、イに掲げる一以上の書類を含むもの（当該特別永住者等の個人識別事項が記載されたものに限る。）

イ　個人番号カード、番号利用法施行規則第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの

ロ　イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、出入国在留管理庁長官等が適当と認めるもの（当該特別永住者等の写真が表示されたものに限る。）

六　前号に掲げる書類を提示することが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類（当該特別永住者等の個人識別事項が記載されたものに限る。）

イ　前号イに掲げる書類

ロ　番号利用法施行規則第二条第三項第一号に掲げる書類その他の出入国在留管理庁長官等が適当と認める書類

（特定特別永住者証明書に係るみなし個人番号カードの有効期間）

第四条　特定特別永住者証明書に係る番号利用法第十八条の五第九項の規定により番号利用法第十七条第一項の規定により交付された個人番号カードとみなされた場合における当該個人番号カードの有効期間は、当該特定特別永住者証明書の有効期間と同一とする。

附　則

この命令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

別記様式（第一条関係）

（表）

氏名	特別永住者証明書	個人番号カード
住所・住居地	性別	
	年　月　日生　　年　月　日まで有効	
写　真	特別永住者証明書番号	
	国籍・地域	
出入国在留管理庁長官　印		

（裏）

個人番号
氏　　名
年　月　日生
図形

備考１　大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

２　半導体集積回路を組み込む。

３　表面には追記欄を設ける。

４　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の16第１項に規定する通称が記載されている場合には、追記欄に通称を記載する。

５　裏面中「図形」の部分については、内閣総理大臣及び総務大臣が定める技術的水準によるものとする。

省令

○総務省令第一号
法務省令第一号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十五の二第一項及び第二項の規定に基づき、特定在留カードの交付の申請に関する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋

特定在留カードの交付の申請に関する規則

（法第十九条の十五の二第一項の規定による申請）

第一条　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第十九条の十五の二第一項の規定による申請は、地方出入国在留管理局に自ら出頭し、別記第一号様式による申請書一通を提出して行わなければならない。

2　前項の申請（法第十九条の十五の二第一項第一号に掲げる届出又は申請に係るものに限る。）は、次に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、中長期在留者が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

一　当該中長期在留者が十六歳に満たない場合、前項の申請（法第十九条の十一第一項の申請に係るものに限る。）をする場合であってその申請の日が十六歳の誕生日であるとき又は疾病その他の事由により自ら前項の申請（法第十九条の十五の二第一項第一号に掲げる届出又は申請に係るものに限る。次号及び第四号において同じ。）をすることができない場合において、当該中長期在留者の親族（十六歳に満たない者を除く。次号及び第三号において同じ。）であって当該中長期在留者と同居するものが当該中長期在留者に代わって当該申請をするとき。

二　当該中長期在留者の親族であって当該中長期在留者と同居するものが当該中長期在留者の依頼により当該中長期在留者に代わって前項の申請をする場合

三　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号。以下「入管法施行規則」という。）第五十九条の四第二項第一号イからハまでに掲げる者が、当該中長期在留者に代わって前項に定める申請書の提出に係る手続をする場合（同号イ及びロに掲げる者にあっては、当該中長期在留者の依頼によりする場合又は当該中長期在留者の親族であって当該中長期在留者と同居するものの依頼によりする場合（第一号に規定する場合に該当する場合に限る。）に限り、同条第二項第一号ハに掲げる者にあっては、第一号の規定により当該中長期在留者に代わってする場合を除く。）であって、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

四　当該中長期在留者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら前項の申請をすることができない場合において、当該中長期在留者の親族（十六歳に満たない者及び当該中長期在留者と同居する者を除く。）又は同居者（十六歳に満たない者及び当該中長期在留者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、当該中長期在留者に代わって前号に規定する手続をするとき。

３　第一項の申請（法第十九条の十五の二第一項第二号に掲げる申請に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、中長期在留者が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

一　当該中長期在留者の法定代理人が当該中長期在留者に代わって第一項の申請をする場合

二　次に掲げる者が、本邦にある中長期在留者又はその法定代理人の依頼により当該中長期在留者に代わって前項第三号に規定する手続をする場合であって、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

イ　入管法施行規則第五十九条の四第二項第一号イ又はロに掲げる者

ロ　入管法施行規則第五十九条の四第四項第二号に規定する職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

三　当該中長期在留者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら第一項の申請をすることができない場合において、当該中長期在留者の親族（十六歳に満たない者を除く。）又は同居者（十六歳に満たない者及び当該中長期在留者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、当該中長期在留者に代わって前項第三号に規定する手続をするとき。

４　第一項の申請が法第十九条の十一第一項の規定による申請に係るものである場合には、入管法施行規則第十九条の十第二項において準用する入管法施行規則第十九条の九第二項の規定により提示された在留カードに、法第十九条の十一第一項の規定による申請があった旨の表示をするものとする。

５　前項の場合において、第一項の申請の取下げがあったときは、前項の規定により在留カードにした表示を抹消するものとする。

（法第十九条の十五の二第二項の規定による申請）

第二条　法第十九条の十五の二第二項の規定による申請は、同項に規定する届出に係る市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区。以下同じ。）の事務所に自ら出頭し、別記第二号様式による申請書一通及び写真（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）一葉を提出して行わなければならない。

一　本人のみが撮影されたもの

二　無帽で正面を向いたもの

三　背景（影を含む。）がないもの

四　鮮明であるもの

五　申請の日前六月以内に撮影されたもの

２　前項の申請に当たっては、旅券を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない中長期在留者にあっては、その理由を記載した書面一通を提出しなければならない。

３　第一項の申請が一歳未満の者に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、出入国在留管理庁長官が提出を要するとした場合は、この限りでない。

４　第一項の申請は、中長期在留者が十六歳に満たない場合又は病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により出頭することが困難である場合において、次に掲げる者が当該中長期在留者に代わって同項に定める申請書等の提出及び第二項に定める旅券の提示に係る手続をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該中長期在留者が自ら出頭してこれを行うことを要しない。ただし、当該申請に併せて法第十九条の十五の二第三項の規定による申出をする場合は、この限りでない。

一　当該中長期在留者の親族（十六歳に満たない者を除く。）

二　当該中長期在留者の法定代理人

三　当該中長期在留者又は前二号に掲げる者の依頼を受けた者（十六歳に満たない者を除く。）

５　前項の規定により中長期在留者が自ら出頭することを要しない場合において、当該中長期在留者に代わって同項に規定する手続をしようとする者は、第一項に規定する市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

附　則

この省令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

別記第一号様式（第一条関係）　【地方入管用】

特定在留カード交付申請書
電子証明書発行申請書

出入国在留管理庁長官　殿

出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第1項の規定に基づき、次のとおり特定在留カードの交付を申請します。

地方公共団体情報システム機構　御中

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条の3第1項及び第22条の3第1項の規定に基づき、次のとおり電子証明書の発行を申請します。

1　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿　2　生年月日　年　月　日

3　氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　4　性別　男・女

5　住所・住居地　＿＿＿＿＿＿＿＿

6　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

7　在留カード番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

8　電子証明書の発行希望の有無

［署名用電子証明書の希望の有無　有・無
※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。］

［利用者証明用電子証明書の希望の有無　有・無］

9　代理人

(1)氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)本人との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)住所　＿＿＿＿＿＿＿＿　(4)電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日

年　月　日

※　取次者

(1)氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)住所　＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)所属機関等（親族等については、本人との関係）　＿＿＿＿＿＿＿＿　(4)電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

官用欄

別記第二号様式（第二条関係）　　【市区町村用】

特定在留カード交付申請書
電子証明書発行申請書

写真

出入国在留管理庁長官　殿

出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第2項の規定に基づき、次のとおり特定在留カードの交付を申請します。

地方公共団体情報システム機構　御中

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり電子証明書の発行を申請します。

1　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿　2　生年月日　　年　　月　　日　＿＿＿＿＿＿＿＿

3　氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　4　性別　　男・女

5　住所・住居地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

7　在留カード番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

8　電子証明書の発行希望の有無

［署名用電子証明書の希望の有無　　有・無
※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。］　［利用者証明用電子証明書の希望の有無　　有・無］

9　直送希望の有無　　有・無
※出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第3項に該当する場合に限ります。

10　代理人

(1)氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)本人との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)住所　＿＿＿＿＿＿＿＿　(4)電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日

年　　月　　日

※　取次者

(1)氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)所属機関等（親族等については、本人との関係）　＿＿＿＿＿＿＿＿　(4)電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

市区町村記載欄

○総務省法務省令第二号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十六条の二第一項から第三項まで及び第十一項の規定に基づき、特定特別永住者証明書の交付の申請に関する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋

特定特別永住者証明書の交付の申請に関する規則

（法第十六条の二第一項の規定による申請）

第一条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「法」という。）第十六条の二第一項の規定による申請は、住所地市町村（同条第十一項の規定により同条第一項の規定による申請をする場合にあっては、住所地市町村以外の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区。以下同じ。）の事務所に自ら出頭し、別記様式による申請書一通を提出して行わなければならない。

2　前項の申請は、次に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、特別永住者が自ら出頭してこれを行うことを要しない。ただし、当該申請に併せて法第十六条の二第四項の規定による申出をする場合は、この限りでない。

一　当該特別永住者が十六歳に満たない場合、前項の申請（法第十二条第一項の規定による申請に係るものに限る。）をする場合であってその申請の日が十六歳の誕生日であるとき又は病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により出頭することが困難である場合において、当該特別永住者の親族（十六歳に満たない者を除く。次号及び第三号において同じ。）であって当該特別永住者と同居するものが当該特別永住者に代わって前項の申請をするとき。

二　当該特別永住者の親族であって当該特別永住者と同居するものが当該特別永住者の依頼により当該特別永住者に代わって前項の申請をする場合

三　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号。以下「入管特例法施行規則」という。）第二十一条第二項第一号イ又はロに掲げる者が、当該特別永住者に代わって前項に定める申請書の提出に係る手続をする場合（同号イに掲げる者にあっては、当該特別永住者の依頼によりする場合又は当該特別永住者と同居するものの依頼によりする場合（第一号に規定する場合に該当する場合に限る。）に限り、同条第二項第一号ロに掲げる者にあっては、第一号の規定により当該特別永住者に代わってする場合を除く。）

四　当該特別永住者が十六歳に満たない場合又は病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により出頭することが困難である場合において、当該特別永住者の親族（十六歳以上の者及び当該特別永住者と同居する者を除く。）又は同居者（十六歳以上の者及び当該特別永住者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で出入国在留管理庁長官が適当と認めるものが、当該特別永住者に代わって前号に規定する手続をするとき。

3　前項の規定により特別永住者が自ら出頭することを要しない場合において、当該特別永住者に代わって第一項の申請又は前項第三号に規定する手続をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

（法第十六条の二第二項の規定による申請）

第二条　法第十六条の二第二項の規定による申請は、同項に規定する届出に係る市町村の事務所に自ら出頭し、別記様式による申請書一通及び写真（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）一葉を提出して行わなければならない。

一　本人のみが撮影されたもの

二　無帽で正面を向いたもの

三　背景（影を含む。）がないもの

四　鮮明であるもの

五　申請の日前六月以内に撮影されたもの

２　前項の申請に当たっては、旅券を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない特別永住者にあっては、その理由を記載した書面一通を提出しなければならない。

３　第一項の申請が一歳未満の者に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、出入国在留管理庁長官が提出を要するとした場合は、この限りでない。

４　第一項の申請は、特別永住者が十六歳に満たない場合又は病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により出頭することが困難である場合において、次に掲げる者が当該特別永住者に代わって同項に定める申請書等の提出及び第二項に定める旅券の提示に係る手続をするときは、第一項の規定にかかわらず、当該特別永住者が自ら出頭してこれを行うことを要しない。ただし、当該申請に併せて法第十六条の二第四項の規定による申出をする場合は、この限りでない。

一　当該特別永住者の親族（十六歳に満たない者を除く。）

二　当該特別永住者の法定代理人

三　当該特別永住者又は前二号に掲げる者の依頼を受けた者（十六歳に満たない者を除く。）

５　前項の規定により特別永住者が自ら出頭することを要しない場合において、当該特別永住者に代わって同項に規定する手続をしようとする者は、第一項に規定する市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

（法第十六条の二第三項の規定による申請）

第三条　法第十六条の二第三項の規定による申請は、地方出入国在留管理局に自ら出頭し、別記様式による申請書一通を提出して行わなければならない。

２　前項の申請は、次に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、当該申請をしようとする者が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

一　前項の申請をしようとする者が十六歳に満たない場合において、その者の親権を行う者又は未成年後見人がその者に代わって当該申請をするとき。

二　前項の申請をしようとする者が疾病その他の事由により自ら同項の申請をすることができない場合において、その者の親族（十六歳に満たない者を除く。）又は同居者（十六歳に満たない者及びその者の親族を除く。）がその者に代わって当該申請をするとき。

（法第十六条の二第十一項の総務省令・法務省令で定める事情）

第四条　法第十六条の二第十一項の総務省令・法務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

一　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）が当該法人の事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて二以上の法第十六条の二第一項の規定による申請を行う者（以下「申請者」という。）に係る第一条第一項の申請書を取りまとめることができること。

二　申請者が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に避難することを余儀なくされていること。

三　申請者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者であり、かつ、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

四　申請者がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条第一項に規定するストーカー行為等に係る被害を受け、かつ、更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

五　申請者が児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受け、かつ、再び児童虐待を受けるおそれ又は監護、教育その他児童（十八歳に満たない者をいう。）の福祉のための必要な措置を受けることに支障をきたすおそれがあり、かつ、当該申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に居住していること。

六　申請者が一歳未満であること。

七　第二号から前号までに掲げる事情に準ずると出入国在留管理庁長官が認める事情があること。

附　則

この省令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

別記様式（第一条、第二条、第三条関係）

特定特別永住者証明書交付申請書
電子証明書発行申請書

写真

出入国在留管理庁長官　殿

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第16条の2第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、次のとおり特定特別永住者証明書の交付を申請します。

地方公共団体情報システム機構　御中

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項及び第22条第1項又は第3条の3第1項及び第22条の3第1項に基づき、次のとおり電子証明書の発行を申請します。

1 国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿

2 生年月日　年　月　日　＿＿＿＿＿＿＿＿

3 氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

4 性別　男・女

5 住所・住居地　＿＿＿＿＿＿＿＿

6 電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

7 特別永住者証明書番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

8 電子証明書の発行希望の有無

［署名用電子証明書の希望の有無　有・無　※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。］　［利用者証明用電子証明書の希望の有無　有・無］

9 直送希望の有無　有・無

※日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第16条の2第4項に該当する場合に限ります。

10 代理人

(1)氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)本人との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)住所　＿＿＿＿＿＿＿＿　(4)電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日

年　月　日

※ 取次者

(1)氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)住所　＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)所属機関等（親族等については、本人との関係）　＿＿＿＿＿＿＿＿　(4)電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

市区町村記載欄・官用欄

○**総務省・経済産業省令第一号**

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査事項等） **第六条**　経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、甲調査の場合には第一号に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて、乙調査の場合には第二号に掲げる事項についてそれぞれ行う。 一　甲調査に関する事項 ［イ～ソ　略］ ［削る］ ツ～サ　［略］ ［削る］ キ～ミ　［略］ ［二　略］ ［2　略］ （統計調査員） **第七条**　［略］ 2　統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（第八条の二第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、識別符号（総務大臣及び経済産業大臣が調査事業所（第十条第一項の表三の項、四の項又は五の項の第一欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体（以下「企業等」という。）にあっては、当該企業等の本所となる事業所）を識別するために付した符号をいう。以下同じ。）を記載した書類の配布、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。 ［3～5　略］ （名簿の作成） **第九条**　総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査を正確かつ円滑に実施するため、経済センサス活動調査に先立って、法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報及び法第二条第十項に規定する行政記録情報その他調査事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。	（調査事項等） **第六条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ソ　同上］ ［ツ］物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合 ［ネ～キ　同上］ ［ユ］取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数 ［メ～ヱ　同上］ ［二　同上］ ［2　同上］ （統計調査員） **第七条**　［同上］ 2　統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（第八条の二第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。 ［3～5　同上］ （名簿等の作成） **第九条**　総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、直前に実施した経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）第五条第二項に規定する甲調査の結果及び直前に実施した同条第三項に規定する乙調査の結果並びに法第二条第十項に規定する行政記録情報その他調査対象事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により識別符号を記載した書類又は調査票を送付し又は配布し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査事項に係る情報を電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）において受信すること又は調査票を取集し若しくは回収することにより行う。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの及び法人以外の団体の調査事業所（指定事業所（調査用名簿に記載されている調査事業所のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定するものをいう。以下同じ。）及び調査用名簿に記載されていないものを除く。） イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること又は従業者数が三百人未満である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (3)　指定事業所でないこと。 ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	総務大臣及び経済産業大臣	一の項第一欄に掲げる調査事業所に識別符号を記載した書類を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること。

（調査の方法及び期間）

第十条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されていないものに限る。）及び法人以外の団体の調査事業所 イ　調査用名簿に記載されていないもの ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること又は従業者数が三百人未満である調査事業所として事前名簿に記載されていること。 (3)　指定企業（調査用名簿に記載されている調査事業所を有する企業のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の調査事業所でないこと。 ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの	調査員（第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第十二条第一項及び第十三条第一項において同じ。）	一の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を配布すること。	調査員又は市町村長	一の項第一欄に掲げる調査事業所から、調査員にあっては調査票を取集すること、市町村長にあっては調査票を回収すること。

(2) 個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (3) 指定事業所でないこと。 ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定事業所でないこと。					
二 前項第一欄に掲げる調査事業所のうち市町村長の定める日までに総務大臣及び経済産業大臣が同項第五欄に掲げる方法により調査事項に係る情報を受信していないもの並びに企業等の調査事業所のうち調査用名簿に記載されていないもの	調査員（第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第十二条第一項及び第十三条第一項において同じ。）（ただし、指定地域（令和六年能登半島地震の影響により経済センサス活動調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済	二の項第一欄に掲げる調査事業所に識別符号を記載した書類又は調査票を配布すること。	総務大臣及び経済産業大臣、調査員又は市町村長（ただし、指定地域においては総務大臣及び経済産業大臣又は市町村長）	総務大臣及び経済産業大臣が二の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること又は同欄に掲げる調査事業所から、調査員（ただし、指定地域においては総務大臣及び経済産業大	

(1) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。
(2) 個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること。
(3) 指定企業の調査事業所でないこと。
ニ 次に掲げる全ての要件に該当するもの
(1) 本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。
(2) 指定企業の調査事業所でないこと。

	三　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定事業所でないこと。 (3)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4)　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (5)　同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (6)　個人の経営に係る調査事業所でないこと。 ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）においては総務大臣及び経済産業大臣）	総務大臣及び経済産業大臣	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に識別符号を記載した書類又は調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣又は市長（特別区の長を含む。以下同じ。）	総務大臣及び経済産業大臣が三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること又は同欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から市長が調査票を回収すること。	臣）にあっては調査票を取集すること、市町村長にあっては調査票を回収すること。
	二　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ　同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ヘ　前項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。	総務大臣及び経済産業大臣	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	市長（特別区の長を含む。以下同じ。）	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。	
	三　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。	総務大臣及び経済産業大臣	三の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	市長	三の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。	

(2) 指定事業所でないこと。 (3) 従業者数が三百人以上である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 所在地が市の区域に属すること。 (5) 個人の経営に係る調査事業所でないこと。	四 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの イ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定事業所でないこと。 (3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (5) 同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の市の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として調査用名簿に	総務大臣及び経済産業大臣	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に識別符号を記載した書類又は調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣又は都道府県知事	総務大臣及び経済産業大臣が四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること又は同欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から都道

ハ 従業者数が三百人以上である調査事業所として事前名簿に記載されていること。 ニ 所在地が市の区域に属すること。	四 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ 指定企業の調査事業所でないこと。 ハ 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ 同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の市の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。

記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (6) 個人の経営に係る調査事業所でないこと。 ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定事業所でないこと。 (3) 従業者数が三百人以上である調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 所在地が町村の区域に属すること。 (5) 個人の経営に係る調査事業所でないこと。				
五 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されているものに限る。）及び法人以外の団体の調査事業所（指定事業所に限る。） イ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定事業所でないこと。 (3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に識別符号を記載した書類又は調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること又は同欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査
府県知事が調査票を回収すること。				

へ 一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。				
五 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ 指定企業の調査事業所でないこと。 ハ 従業者数が三百人以上である調査事業所として事前名簿に記載されていること。 ニ 所在地が町村の区域に属すること。	総務大臣及び経済産業大臣	五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事	五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。
六 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの イ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定企業の調査事業所でないこと。 (3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (5) 二以上の都道府県の区域にわたって調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の都道府県の区	総務大臣及び経済産業大臣	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。

(5) 二以上の都道府県の区域にわたって調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (6) 個人の経営に係る調査事業所でないこと。 ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定事業所でないこと。 (3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 従業者数が不明又は三十人以上である企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (5) 個人の経営に係る調査事業所でないこと。 ハ 指定事業所に該当するもの				事業所から調査票を回収すること。

域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (6) 一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。 ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定企業の調査事業所でないこと。 (3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4) 従業者数が不明又は三十人以上である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (5) 一の項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。 ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの (1) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2) 指定企業の調査事業所であること。				

備考　［略］				

［2　略］

3　第一項の規定により行う甲調査は、実施年の四月一日から七月三十一日までの間において、前項の規定により行う乙調査は、実施年の五月一日から九月三十日までの間においてそれぞれ行う。

4　第一項の表二の項第一欄に掲げる調査事業所（指定地域内にあるものを除く。）の報告義務者が識別符号を記載した書類及び調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

5　第一項の表二の項から五の項までの第一欄に掲げる調査事業所（同表二の項第一欄に掲げる調査事業所にあっては、指定地域内にあるものに限る。）の報告義務者が識別符号を記載した書類及び調査票の配布又は送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て配布又は送付を受けなければならない。

［6　略］

（事務の委託）

第十条の二　［略］

2　前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］			
第十条第一項の表二の項第二欄	［略］	［略］	［略］
第十条第一項の表二の項第四欄	［略］	［略］	［略］
第十条第一項の表二の項第五欄	［略］	［略］	［略］
第十二条第一項の表二の項第四欄	［略］	［略］	［略］
［略］			

備考　［同上］				

［2　同上］

3　第一項の規定により行う甲調査は、実施年の五月一日から七月三十一日までの間において、前項の規定により行う乙調査は、実施年の五月一日から九月三十日までの間においてそれぞれ行う。

4　第一項の表一の項第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

5　第一項の表二の項から七の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならない。

［6　同上］

（事務の委託）

第十条の二　［同上］

2　［同上］

［同上］			
第十条第一項の表一の項第二欄	［同上］	［同上］	［同上］
第十条第一項の表一の項第四欄	［同上］	［同上］	［同上］
第十条第一項の表一の項第五欄	［同上］	［同上］	［同上］
第十二条第一項の表一の項第四欄	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］			

七　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの及び外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されているものに限る。） イ　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	七の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	七の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。

（期間の変更）

第十一条　市町村長は、第十条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査又は同条第二項の規定により行う乙調査（市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表四の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（都道府県知事が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表一の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（総務大臣及び経済産業大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

［4　略］

（報告の義務及び方法）

第十二条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　第十条第一項の表一の項第一欄に掲げる調査事業所	一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	一の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業又は法人以外の団体に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	一の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること。
二　第十条第一項の表二の項第一欄に掲げる調査事業所	二の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	二の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること又は調査票に記入し、調査員（ただし、指定地域においては総務大臣及び

（期間の変更）

第十一条　市町村長は、第十条第一項（同項の表一の項から三の項までに係る部分に限る。）の規定により行う甲調査又は同条第二項の規定により行う乙調査（市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（都道府県知事が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があったとき又は第十条第一項（同項の表六の項及び七の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（総務大臣及び経済産業大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

［4　同上］

（報告の義務及び方法）

第十二条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　第十条第一項の表一の項第一欄に掲げる調査事業所	一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	一の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体に関する調査事項及び一の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、調査員による当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えること又は市町村長に当該調査票を提出すること。

			経済産業大臣）による当該調査票の取集に応じ、及び調査員（ただし、指定地域においては総務大臣及び経済産業大臣）の質問に答えること若しくは市町村長に当該調査票を提出すること。
三　第十条第一項の表三の項第一欄に掲げる調査事業所	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	三の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること又は調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
四　第十条第一項の表四の項第一欄に掲げる調査事業所	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	四の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること又は調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
五　第十条第一項の表五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業等に関する調査事項及び同欄に掲	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	五の項第二欄に掲げる事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大

			調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
二　第十条第一項の表二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
三　第十条第一項の表三の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び三の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
四　第十条第一項の表四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
五　第十条第一項の表五の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び五の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
六　第十条第一項の表六の項第一欄に掲げる調査事業所を有す	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げ	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。

に掲げる調査事業所	る企業等の本所となる調査事業所の事業主	げる調査事業所に関する調査事項	臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信すること又は調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。

［２・３　略］

（電磁的記録媒体による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十四条　次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を使用して行い、又は行わせることができる。

一　第十条第一項（同項の表三の項から五の項までに係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表三の項から五の項までに係る部分に限る。）の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

二　前条第二項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表三の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表三の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　前条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表三の項及び四の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表三の項及び四の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

２　前項の規定により電磁的記録媒体を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、第十二条第一項（同項の表三の項から五の項までに係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を記録して、当該手続を行わなければならない。

［３　略］

（電子情報処理組織による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十五条　次に掲げる手続は、調査票の送付、回収又は提出に代えて、調査事項に係る情報を送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して送信する方法により行い、又は行わせることができる。

［削る］

一　［略］

二　第十三条第二項の規定による調査票（第十条第二項及び第十二条第二項の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　第十三条第三項の規定による調査票（第十条第二項及び第十二条第二項の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

２　前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、第十二条第二項の規定により報告すべき事項を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

３　前二項の規定により行われた手続については、調査票により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

に掲げる調査事業所	る企業の本所となる調査事業所の事業主	る調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。
七　第十条第一項の表七の項第一欄に掲げる調査事業所	七の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業又は外国の法人に関する調査事項及び七の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項		

［２・３　同上］

（電磁的記録媒体による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十四条　［同上］

一　第十条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

二　前条第二項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

三　前条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項及び四の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び四の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続

２　前項の規定により電磁的記録媒体を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、第十二条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を記録して、当該手続を行わなければならない。

［３　同上］

（電子情報処理組織による調査票の送付、回収又は提出の手続等）

第十五条　次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行い、又は行わせることができる。

一　第十条第一項及び第十二条第一項の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

二　［同上］

三　第十三条第二項の規定による調査票の提出の手続

四　第十三条第三項の規定による調査票の提出の手続

２　前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第十二条第一項及び第二項の規定により報告すべき事項をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

［新設］

（結果の公表等）

第十六条　総務大臣及び経済産業大臣は、調査票（第十二条第一項の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

（調査票等の保存）

第十八条　総務大臣は、調査票を三年間、総務大臣及び経済産業大臣は、調査票（第十二条第一項の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資格外活動の許可） **第十九条**　［略］ ［2・3　略］ 4　資格外活動許可は、別記第二十九号様式による資格外活動許可書を交付すること又は旅券若しくは在留資格証明書に別記第二十九号の二様式による証印をすることによつて行うものとする。この場合において、資格外活動許可が中長期在留者に対するものであるときは、在留カードに法第十九条の四第一項第六号及び第十九条の六第五項第一号に掲げる事項を記載し、及び同条第十四項の規定により記録するものとする。 5　［略］ 6　法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券若しくは在留資格証明書に記載された資格外活動の許可の証印を抹消するものとする。この場合において、資格外活動許可の取消しが中長期在留者に対するものであるときは、第四項の規定により在留カードにした記載（第十九条の六第十四項の規定による記録を含む。）を抹消するものとする。	（資格外活動の許可） **第十九条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　資格外活動許可は、別記第二十九号様式による資格外活動許可書を交付すること又は旅券若しくは在留資格証明書に別記第二十九号の二様式による証印をすることによつて行うものとする。この場合において、資格外活動許可が中長期在留者に対するものであるときは、在留カードに法第十九条の四第一項第七号及び第十九条の六第九項第一号に掲げる事項の記載（第十九条の六第十項の規定による法第十九条の四第一項第七号に掲げる事項及び新たに許可した活動の要旨の記録を含む。第六項において同じ。）をするものとする。 5　［同上］ 6　法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券若しくは在留資格証明書に記載された資格外活動の許可の証印を抹消するものとする。この場合において、資格外活動許可の取消しが中長期在留者に対するものであるときは、第四項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。

（在留カードの記載事項等）

第十九条の六　［略］

2　法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

［一～三　略］

四　法第十九条の十五の二第六項又は第七項の規定により新たな特定在留カードの交付を受ける中長期在留者　当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

五　法第十九条の十五の三第三項又は第十九条の十五の四第三項の規定により新たな在留カードの交付を受ける中長期在留者　当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域

六～十　［略］

3　法第十九条の四第一項第一号の地域として出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号。以下「令」という。）第一条に規定するヨルダン川西岸地区及びガザ地区を記載するときは、パレスチナと表記するものとする。

4　法第十九条の四第一項第五号に規定する就労制限があるときは、その制限の内容を記載するものとする。

5　法第十九条の四第一項第七号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　資格外活動許可をしたときは、新たに許可した活動の要旨

二　法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び法第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により在留カードに住居地の記載をする場合には、当該在留カードを提出してした届出の年月日

6　［略］

7　法第十九条の四第三項に規定する法務省令で定める年齢は、一歳とする。

8　法第十九条の四第三項の規定により在留カードに表示する中長期在留者の写真は、次の各号のいずれかに掲げる写真であつて、別表第三の二（特定在留カードに表示する写真にあつては、2の項を除く。）に定める要件を満たしたものとする。

一　第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二項、第十九条の十四の五第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項の規定により提出された写真（第八項において「申請等において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。

［項を加える。］

（在留カードの記載事項等）

第十九条の六　［同上］

2　法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

［一～三　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

四～八　［同上］

3　法第十九条の四第一項第一号の地域として出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第一条に規定するヨルダン川西岸地区及びガザ地区を記載するときは、パレスチナと表記するものとする。

4　法第十九条の四第一項第六号に規定する就労制限があるときは、その制限の内容を記載するものとする。

［項を加える。］

5　［同上］

6　法第十九条の四第三項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の十六歳の誕生日以降の日として交付するものとする。この場合において、当該写真は、別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項の規定により提出された写真（第八項において「申請等において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。

［項を加える。］

項、第二十四条第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項又は特定在留カードの交付の申請に関する規則（令和八年総務省・法務省令第一号）第二条第一項の規定により提出された写真

二　法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真

三　中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真

［略］

9　出入国在留管理庁長官は、第八項第一号に掲げる写真以外の写真を利用して、在留カードに中長期在留者の写真を表示しようとするときは、入国審査官に当該中長期在留者の写真を撮影させることができる。この場合において、当該中長期在留者の写真を撮影したときは、同項の規定にかかわらず、当該写真を在留カードに表示するものとする。

10　法第十九条の四第四項に規定する在留カード（特定在留カード以外の在留カードに限る。）の様式は、別記第二十九号の七様式によるものとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

11　次の各号に掲げる申請があつた場合には、当該各号に掲げる申請の区分に応じ当該各号に定める事項を在留カードに表示するものとする。

一　法第十九条の十五の二第一項の規定による申請（法第十九条の十一第一項の規定による申請に係るものに限る。）　法第十九条の十一第一項の規定による申請があつた旨

二　法第二十条第二項の規定による申請　その旨

三　法第二十一条第二項の規定による申請　その旨

12　法第十九条の四第五項第四号に規定する法務省令で定める事項は、資格外活動許可をしたときにおける当該許可の期限とする。

13　法第十九条の四第五項の規定による記録は、同項に規定する事項を在留カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。

（住居地以外の記載事項の変更届出）

第十九条の九　［略］

2　［略］

3　一歳に満たない中長期在留者について第一項の届出をする場合は、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

（特定在留カードの交付を速やかに受ける必要がある者）

第十九条の十四の二　令第三条の二第一項第二号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をした者（当該届出後において特定在留カード及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けたことがない者に限る。）

7　［同上］

8　出入国在留管理庁長官は、申請等において提出された写真以外の写真を利用して、在留カードに中長期在留者の写真を表示しようとするときは、入国審査官に当該中長期在留者の写真を撮影させることができる。この場合において、当該中長期在留者の写真を撮影したときは、第六項後段の規定にかかわらず、当該写真を在留カードに表示するものとする。

9　法第十九条の四第四項に規定する在留カードの様式は、別記第二十九号の七様式によるものとし、同項に規定する在留カードに表示すべきものは、次に掲げる事項とする。

一　資格外活動許可をしたときは、新たに許可した活動の要旨

二　法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び法第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき住居地（法第十九条の九第二項において法第十九条の七第二項を準用する場合にあつては、新住居地）を記載するときは、当該記載に係る届出の年月日

三　法第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請があつたときは、その旨

［項を加える。］

10　法第十九条の四第五項の規定による記録は、同条第一項各号に掲げる事項、同条第三項に規定する写真及び資格外活動許可をしたときにおける新たに許可した活動の要旨を在留カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。この場合において、同条第一項第二号に規定する住居地の記録は、在留カードを交付するときに限り行うものとする。

（住居地以外の記載事項の変更届出）

第十九条の九　［同上］

2　［同上］

3　十六歳に満たない中長期在留者について第一項の届出をする場合は、写真の提出を要しない。

［条を加える。］

二　法第十九条の四第一項各号に掲げる事項を記載すべき余白がなくなつた特定在留カードを所持する者その他これに準ずるものとして出入国在留管理庁長官が適当と認める者

三　刑の執行のため刑事施設若しくは少年院に収容されていた者、労役場に留置されていた者又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者（釈放後において特定在留カード及び個人番号カードの交付を受けたことがない者に限る。）

（特定在留カードの送付方法）

第十九条の十四の三　令第三条の二第六項に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法により送付する方法

二　法第十九条の十五の二第二項の規定による申請に併せて同条第三項の規定による申出をした者（以下この号及び次号において「申出者」という。）の住居地に宛てて、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち書留郵便に準ずるもの（次号において「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（次号において「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法（当該申出者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を出入国在留管理庁長官に申し出た場合に限る。）

三　病院への入院その他のやむを得ない理由により前二号に掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、申出者の所在地に宛てて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該申出者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を出入国在留管理庁長官に申し出た場合に限る。）

（在留カードの返納の特則）

第十九条の十四の四　法第十九条の十五の二第十一項において読み替えて適用される法第十九条の十五第二項の規定による在留カードの返納は、郵便又は信書便により送付する方法により行うものとする。

（個人番号カードの機能の失効等に係る特定在留カードの返納）

第十九条の十四の五　番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十一項の規定又は番号利用法第四十七条の規定に基づく政令の規定による特定在留カードの返納をしようとする外国人は、当該特定在留カード並びに別記第二十九号の十四の二様式による返納届出書一通及び写真（返納の日前六月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものとする。）一葉を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2　前項の返納に当たつては、旅券を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

3　第一項の返納が次に掲げる者に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。

一　一歳に満たない者

二　引き続き中長期在留者に該当する者でない者

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

4　第一項の返納は、次に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

一　当該外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら第一項の返納をすることができない場合において、当該外国人の親族（十六歳に満たない者を除く。次号において同じ。）であつて当該外国人と同居するものが当該外国人に代わつて当該返納をするとき。

二　当該外国人の親族であつて当該外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わつて第一項の返納をするとき。

三　当該外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら第一項の返納をすることができない場合において、当該外国人の法定代理人が当該返納に係る手続をするとき（当該外国人の法定代理人が第一号の規定により当該外国人に代わつてするときを除く。）。

（所属機関等に関する届出）

第十九条の十五　［略］

2　［略］

3　前項に規定する書面の提出は、郵便又は信書便により提出するときは、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署にもすることができる。

（在留資格の変更）

第二十条　［略］

2　［略］

3　第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一　一歳に満たない者

［二～五　略］

4　［略］

5　中長期在留者から第一項の申請があつたときは、当該中長期在留者が所持する在留カードに、法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の表示をするものとする。

［6～8　略］

9　中長期在留者がした第一項の申請に対し許可をしない処分をしたとき及び当該申請の取下げがあつたときは、第五項の規定により在留カードにした表示を抹消するものとする。

（在留期間の更新）

第二十一条　［略］

2　［略］

3　第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一　一歳に満たない者

［二・三　略］

［4～6　略］

（所属機関等に関する届出）

第十九条の十五　［同上］

2　［同上］

3　前項に規定する書面の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するときは、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署にもすることができる。

（在留資格の変更）

第二十条　［同上］

2　［同上］

3　第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一　十六歳に満たない者

［二～五　同上］

4　［同上］

5　中長期在留者から第一項の申請があつたときは、当該中長期在留者が所持する在留カードに、法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

［6～8　同上］

9　中長期在留者がした第一項の申請に対し許可をしない処分をしたとき及び当該申請の取下げがあつたときは、第五項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。

（在留期間の更新）

第二十一条　［同上］

2　［同上］

3　第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一　十六歳に満たない者

［二・三　同上］

［4～6　同上］

（申請内容の変更の申出）

第二十一条の三　［略］

［2～5　略］

6　中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十条第五項の規定により在留カードにした表示を抹消し、当該在留カードに法第二十一条第二項の規定による申請があつた旨の表示をするものとする。

第二十一条の四　［略］

［2・3　略］

4　中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十一条第四項において準用する第二十条第五項の規定により在留カードにした表示を抹消し、当該在留カードに法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の表示をするものとする。

（永住許可）

第二十二条　［略］

2　前項の場合において、前項の申請が一歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

［3・4　略］

（在留資格の取得）

第二十四条　［略］

2　［略］

3　前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一　一歳に満たない者

［二～五　略］

［4～7　略］

（永住者の在留資格の取得）

第二十五条　［略］

2　前項の場合において、前項の申請が一歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3　［略］

（旅券等の提示要求ができる職員）

第二十六条　法第二十三条第三項に規定する国又は地方公共団体の職員は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。）に従事する市町村の職員

五　［略］

（申請内容の変更の申出）

第二十一条の三　［同上］

［2～5　同上］

6　中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十一条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

第二十一条の四　［同上］

［2・3　同上］

4　中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十一条第四項が準用する第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

（永住許可）

第二十二条　［同上］

2　前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

［3・4　同上］

（在留資格の取得）

第二十四条　［同上］

2　［同上］

3　前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一　十六歳に満たない者

［二～五　同上］

［4～7　同上］

（永住者の在留資格の取得）

第二十五条　［同上］

2　前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3　［同上］

（旅券等の提示要求ができる職員）

第二十六条　法第二十三条第三項に規定する国又は地方公共団体の職員は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。）に従事する市町村の職員

五　［同上］

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の四　法第六十一条の八の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第一号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、外国人若しくは同条第二項の規定により外国人に代わつてしなければならない者から依頼を受けた者（十六歳に満たない者及び当該外国人の親族であつて当該外国人と同居するものを除く。）又は外国人の法定代理人が当該外国人に代わつて同条第一項第一号に掲げる行為をする場合（外国人の法定代理人が同条第二項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）とする。

2　法第六十一条の八の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一　［略］

二　前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の一の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族（十六歳に満たない者及び当該外国人と同居する者を除く。）又は同居者（十六歳に満たない者及び当該外国人の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

三　法第十九条の十第二項（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により交付される在留カード（特定在留カード以外の在留カードに限る。以下この号において同じ。）の受領については、法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請があつた日に、当該届出又は申請をした外国人に対し法第十九条の十第二項の規定による在留カードの交付をしない場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

四　法第十九条の十五の四第三項の規定により交付される在留カードの受領については、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら当該受領をすることができない場合において、当該外国人の法定代理人が当該受領に係る手続をするとき。

3　法第十九条の十五の二第十項において準用する法第六十一条の八の三第三項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　外国人の法定代理人が当該外国人に代わつて法第十九条の十五の二第六項の規定により交付される特定在留カードの受領に係る手続をする場合（外国人の法定代理人が法第六十一条の八の三第二項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）

二　前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により出頭することが困難であると認められる場合において、当該外国人の親族（十六歳に満たない者及び当該外国人と同居する者を除く。）又は同居者（十六歳に満たない者及び当該外国人の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で出入国在留管理庁長官が適当と認めるものが、当該外国人に代わつて法第十九条の十五の二第六項の規定により交付される特定在留カードの受領に係る手続をするとき。

（出頭を要しない場合等）

第五十九条の四　法第六十一条の八の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第一号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、外国人若しくは同条第二項の規定により外国人に代わつてしなければならない者から依頼を受けた者（当該外国人の十六歳以上の親族であつて当該外国人と同居するものを除く。）又は外国人の法定代理人が当該外国人に代わつて同条第一項第一号に掲げる行為をする場合（外国人の法定代理人が同条第二項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）とする。

2　法第六十一条の八の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一　［同上］

二　前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の一の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族（当該外国人と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該外国人の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

三　法第十九条の十第二項（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により交付される在留カードの受領については、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請があつた日に、当該届出又は申請をした外国人に対し法第十九条の十第二項の規定による在留カードの交付をしない場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

［号を加える。］

［項を加える。］

4‖　法第六十一条の八の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　前二号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族（十六歳に満たない者を除く。）又は同居者（十六歳に満たない者及び当該外国人の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

四　法第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含み、永住者の在留資格の取得の申請をする場合を除く。）の規定による申請にあつては、本邦にある外国人が電子情報処理組織（法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号。以下「法務省情報通信技術活用規則」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下第五号及び第六十一条の三において同じ。）を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号までに規定する申請書の提出を行つた場合。

五　法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により交付する在留カード（特定在留カード以外の在留カードに限る。）の受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号までに規定する申請書の提出を行つた場合。

［略］

6‖5‖　法第六十一条の八の三第三項（法第十九条の十五の二第十項において準用する場合を含む。）の規定により外国人が自ら出頭して法第六十一条の八の三第一項第一号に規定する行為（法第十九条の十五の二第十項において準用する場合にあつては、同条第九項前段に規定する行為）を行うことを要しない場合において、当該外国人に代わつて当該行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

（手数料納付書）

第六十一条　［略］

2　法第十九条の十五の二第十二項又は第六十七条から第六十八条までの規定による手数料の納付は、別記第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。ただし、再入国許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

別表第三の二（第六条の二、第十九条の六、第十九条の十四の五関係）

［略］

3‖　法第六十一条の八の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

［一・二　同上］

三　前二号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

四　法第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含み、永住者の在留資格の取得の申請をする場合を除く。）の規定による申請にあつては、本邦にある外国人が電子情報処理組織（法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号。以下「法務省情報通信技術活用規則」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下第五号及び第六十一条の三において同じ。）を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行つた場合。

五　法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行つた場合。

［同上］

5‖4‖　法第六十一条の八の三第三項の規定により外国人が自ら出頭して同条第一項第一号に規定する行為を行うことを要しない場合において、当該外国人に代わつて当該行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

（手数料納付書）

第六十一条　［同上］

2　法第六十七条から第六十八条までの規定による手数料の納付は、別記第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。ただし、再入国許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

別表第三の二（第六条の二、第十九条の六関係）

［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第二十九号の七様式（第十九条の六関係）

別記第二十九号の七様式を次のように改める。

（表）

在留カード

日本国政府

氏名

生年月日　　年　　月　　日　　性別　　国籍・地域

住居地

就労制限の有無

在留資格

在留期間満了日　　年　　月　　日

番号

写　真

このカードは　　年　　月　　日まで有効です。　　出入国在留管理庁長官　印

（裏）

住居地記載欄

届出年月日	住居地

資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄

（注）縦54.0ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。

別記第二十九号の十四の二様式（第十九条の十四の五関係）

別記第二十九号の十四様式の次に次の一様式を加える。

日本国政府法務省

特定在留カード返納届出書

出入国在留管理庁長官　殿

1　国　籍・地　域

2　生年月日　　年　　月　　日

3　氏　名

4　性　別　　男　・　女

写　真

5　住所・住居地

6　電話番号

7　在留カード番号

8　返納理由

9　代理人

(1)氏　名　　(2)本人との関係

(3)住　所　　(4)電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
届出人（代理人）の署名／届出書作成年月日

年　　月　　日

※　取次者

(1)氏　名　　(2)住　所

(3)本人との関係　　(4)電話番号

※官用欄

別記第八十四号様式（第六十一条関係）

番　号

日本国政府法務省

別記第八十四号様式を次のように改める。

年　月　日

手　数　料　納　付　書

印紙

法　務　大　臣
出入国在留管理庁長官　殿

金　　円也（￥　　）

出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第12項、第67条、第67条の2又は第68条の規定により、

上記金額を
1　在留資格の変更許可
2　在留期間の更新許可
3　永住許可
4　再入国（一回限り・数次有効）の許可
5　特定登録者カードの交付
6　特定登録者カードの再交付
7　就労資格証明書の交付
8　在留カードの再交付
9　難民旅行証明書の交付
10　特定在留カードの交付
手数料として納付いたします。

※　複数該当がある場合はすべてに○を付けてください。

納付者氏名

記　名

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部改正）

第二条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第四条の許可の申請）	（法第四条の許可の申請）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　一歳に満たない者について前項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。ただし、出入国在留管理庁長官が提出を要するとした場合は、この限りでない。	2　十六歳に満たない者について前項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。
（特別永住者証明書の記載事項等）	（特別永住者証明書の記載事項等）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　法第八条第一項第一号に規定する国籍の属する国又は入管法第二条第五号ロに規定する地域（以下この項において「国籍・地域」という。）は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する特別永住者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。	2　法第八条第一項第一号に規定する国籍の属する国又は入管法第二条第五号ロに規定する地域（以下この項において「国籍・地域」という。）は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する特別永住者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　法第十六条の二第七項又は第九項の規定により新たな特定特別永住者証明書の交付を受ける特別永住者（同項の規定により特定特別永住者証明書の交付を受ける特別永住者にあっては、同条第二項の規定による申請に併せて同条第四項の規定による申出をした者に限る。）　当該交付により効力を失うこととなる特別永住者証明書に記載された国籍・地域	［号を加える。］
五　法第十六条の三第三項の規定により新たな特別永住者証明書の交付を受ける特別永住者　当該交付により効力を失うこととなる特定特別永住者証明書に記載された国籍・地域	3　［同上］
3　［略］	［項を加える。］
4　法第八条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、法第十条第三項の規定により特別永住者証明書に住居地又は新住居地（変更後の住居地をいう。）の記載をする場合における当該特別永住者証明書を提出してした届出の年月日とする。	4　法第八条第二項に規定する特別永住者証明書の番号は、ローマ字四文字及び八けたの数字を組み合わせて定めるものとする。
5　法第八条第二項に規定する特別永住者証明書の番号は、ローマ字四文字及び八桁の数字を組み合わせて定めるものとする。	5　法第八条第三項の規定により特別永住者の写真を表示する特別永住者証明書は、有効期間の満了の日を特別永住者の十六歳の誕生日以降の日として交付するものとする。この場合において、当該写真は、別表第一に定める要件を満たしたものとし、第一条第一項、第二条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により提出された写真を表示するものとする。
6　法第八条第三項の法務省令で定める年齢は、一歳とする。	［項を加える。］
7　法第八条第三項の規定により特別永住者証明書に表示する特別永住者の写真は、第一条第一項、第二条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項又は特定特別永住者証明書の交付の申請に関する規則（令和八年総務省・法務省令第二号）第二条第一項の規定により提出された写真であって、別表第一（特定特別永住者証明書に表示する写真にあっては、２の項を除く。）に定める要件を満たしたものとする。	6　法第八条第四項に規定する特別永住者証明書の様式は、別記第四号様式によるものとし、同項に規定する特別永住者証明書に表示すべきものは、法第十条第三項の規定に基づき住居地又は新住居地（変更後の住居地をいう。）を記載するときの当該記載に係る届出の年月日とする。
8　法第八条第四項に規定する特別永住者証明書（特定特別永住者証明書以外の特別永住者証明書に限る。）の様式は、別記第四号様式によるものとする。	

9　法第八条第五項の規定による記録は、同項に規定する事項を特別永住者証明書に組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。

（手数料納付書）

第十二条　法第十四条第五項又は第十六条の二第十六項の規定による手数料の納付は、別記第十二号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼って提出することによって行うものとする。

（令第五条に規定する写しを作成する等する書類）

第十三条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号。以下「令」という。）第五条の規定により市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項にあっては、区又は総合区。第二十条及び第二十一条において同じ。）の長が写しを作成し、当該写しを出入国在留管理庁長官に送付する書類は、第七条第二項（第八条第二項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）又は第九条第二項の規定により提示された旅券とする。

（特定特別永住者証明書の交付を速やかに受ける必要がある者）

第十五条　令第八条第一項第三号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出をした者（当該届出後において特定特別永住者証明書及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けたことがない者に限る。）

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「番号利用法施行令」という。）第十四条第五号又は第六号の規定により個人番号カード（番号利用法第十八条の五第九項の規定により交付された個人番号カードとみなされた場合における当該個人番号カードを含む。）が失効した者（住民基本台帳法第三十条の四第一項の規定により住民票コードの記載の変更を請求する場合に、番号利用法施行令第十五条第四項の規定により個人番号カードを返納した者及び法第十六条の三第二項の規定により特定特別永住者証明書を返納した者を含む。）（当該失効及び返納後において特定特別永住者証明書及び個人番号カードの交付を受けたことがない者に限る。）

三　特定特別永住者証明書又は個人番号カードを焼失し、若しくは著しく損傷した者又は個人番号カード（番号利用法第十八条の五第九項の規定により番号利用法第十七条第一項の規定により交付された個人番号カードとみなされた場合における当該個人番号カードを含む。）の機能が損なわれた者（当該焼失及び損傷後並びに当該機能が損なわれた後において特定特別永住者証明書及び個人番号カードの交付を受けたことがない者に限る。）

四　法第八条第一項各号に掲げる事項を記載すべき余白がなくなった特定特別永住者証明書を所持する者その他これに準ずるものとして出入国在留管理庁長官が適当と認める者

五　刑の執行のため刑事施設若しくは少年院に収容されていた者、労役場に留置されていた者又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者（釈放後において特定特別永住者証明書及び個人番号カードの交付を受けたことがない者に限る。）

7　法第八条第五項の規定による記録は、同条第一項各号に掲げる事項及び同条第三項に規定する写真を特別永住者証明書に組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。この場合において、同条第一項第二号に規定する住居地の記録は、特別永住者証明書を交付するときに限り行うものとする。

（手数料納付書）

第十二条　法第十四条第五項の規定による手数料の納付は、別記第十二号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼って提出することによって行うものとする。

（令第五条に規定する写しを作成する等する書類）

第十三条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）第五条の規定により市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項にあっては、区又は総合区。第十六条及び第十七条において同じ。）の長が写しを作成し、当該写しを出入国在留管理庁長官に送付する書類は、第七条第二項（第八条第二項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）又は第九条第二項の規定により提示された旅券とする。

［条を加える。］

（特定特別永住者証明書の送付方法）

第十六条　令第八条第四項に規定する法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法により送付する方法

二　法第十六条の二第一項又は第二項の規定による申請に併せて同条第四項の規定による申出をした者（以下この号及び次号において「申出者」という。）の住居地に宛てて、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（次条において「信書便」という。）の役務のうち書留郵便に準ずるもの（次号において「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（次号において「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法（当該申出者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を出入国在留管理庁長官に申し出た場合に限る。）

三　病院への入院その他のやむを得ない理由により前二号に掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、申出者の所在地に宛てて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該申出者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を出入国在留管理庁長官に申し出た場合に限る。）

（特別永住者証明書の返納の特則）

第十七条　法第十六条の二第十五項において読み替えて適用される法第十六条第三項の規定による特別永住者証明書の返納は、郵便又は信書便により送付する方法により行うものとする。

（個人番号カードの機能の失効等に係る特定特別永住者証明書の返納）

第十八条　番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十一項の規定又は番号利用法第四十七条の規定に基づく政令の規定による特定特別永住者証明書の返納をしようとする外国人は、当該特定特別永住者証明書並びに別記第十三号様式による返納届出書一通及び写真（返納の日前六月以内に撮影されたもので別表第一に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとする。）一葉を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2　前項の返納に当たっては、旅券を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない者にあっては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

3　第一項の返納が次に掲げる者に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。

一　一歳に満たない者

二　引き続き特別永住者に該当する者でない者

4　第一項の返納は、次に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

一　当該外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら第一項の返納をすることができない場合において、当該外国人の親族（十六歳に満たない者を除く。次号において同じ。）であって当該外国人と同居するものが当該外国人に代わって当該返納をするとき。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

二　当該外国人の親族であって当該外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わって第一項の返納をするとき。

三　当該外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら第一項の返納をすることができない場合において、当該外国人の法定代理人が当該返納に係る手続をするとき（当該外国人の法定代理人が第一号の規定により当該外国人に代わってするときを除く。）。

（特別永住者証明書の提示要求ができる職員）

第十九条　法第十七条第二項に規定する国又は地方公共団体の職員は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。）に従事する市町村（特別区を含む。）の職員

五　［略］

（親権者等の証明書類等）

第二十条　［略］

（出頭を要しない場合等）

第二十一条　法第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合（法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に係る場合に限る。）は、特別永住者若しくは同条第二項の規定により特別永住者に代わってしなければならない者から依頼を受けた者（十六歳に満たない者及び当該特別永住者の親族であって当該特別永住者と同居するものを除く。）又は特別永住者の法定代理人が当該特別永住者に代わって法第十九条第一項に規定する行為（法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に限る。）をする場合（特別永住者の法定代理人が法第十九条第二項の規定により当該特別永住者に代わってする場合を除く。）とする。

2　法第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合（法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に係る場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一　［略］

二　前号に規定する場合のほか、特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第二の上欄に掲げる行為をすることができない場合（当該行為が特定特別永住者証明書の受領である場合にあっては、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により出頭することが困難であると認められる場合）において、当該特別永住者の親族（十六歳に満たない者及び当該特別永住者と同居する者を除く。）又は同居者（十六歳に満たない者及び当該特別永住者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で出入国在留管理庁長官が適当と認めるものが、当該特別永住者に代わって当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

三　法第十一条第二項（法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される特別永住者証明書（特定特別永住者証明書以外の特別永住者証明書に限る。以下この号において同じ。）の受領については、当該受領のために市町村の事務所に出頭することに著しい支障がある者（法第十九条第一項の規定により特別永住者証明書の受領を市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない者又は同条第二

（特別永住者証明書の提示要求ができる職員）

第十五条　法第十七条第二項に規定する国又は地方公共団体の職員は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。）に従事する市町村（特別区を含む。）の職員

五　［同上］

（親権者等の証明書類等）

第十六条　［同上］

（出頭を要しない場合等）

第十七条　法第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合（法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に係る場合に限る。）は、特別永住者若しくは同条第二項の規定により特別永住者に代わってしなければならない者から依頼を受けた者（当該特別永住者の十六歳以上の親族であって当該特別永住者と同居するものを除く。）又は特別永住者の法定代理人が当該特別永住者に代わって法第十九条第一項に規定する行為（法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に限る。）をする場合（特別永住者の法定代理人が法第十九条第二項の規定により当該特別永住者に代わってする場合を除く。）とする。

2　法第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合（法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に係る場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一　［同上］

二　前号に規定する場合のほか、特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第二の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該特別永住者の親族（当該特別永住者と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該特別永住者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で出入国在留管理庁長官が適当と認めるものが、当該特別永住者に代わって当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

三　法第十一条第二項（法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される特別永住者証明書の受領については、当該受領のために市町村の事務所に出頭することに著しい支障がある者（法第十九条第一項の規定により特別永住者証明書の受領を市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない者又は同条第二項の規定により当該受領を特別永住者に代わってしなければならない者に限る。）が日

項の規定により当該受領を特別永住者に代わってしなければならない者に限る。）が日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法により送付される特別永住者証明書を受領する場合であって、出入国在留管理庁長官において相当と認めるとき。

四　法第十六条の二第九項の規定により交付される特定特別永住者証明書を受領する場合（同条第一項の規定による申請に併せて同条第四項の規定による申出があった場合に限る。）

3　法第十六条の二第十四項において準用する法第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　特別永住者の法定代理人が当該特別永住者に代わって法第十六条の二第七項の規定により交付される特定特別永住者証明書の受領に係る手続をする場合（特別永住者の法定代理人が法第十九条第二項の規定により当該特別永住者に代わってする場合を除く。）

二　前号に規定する場合のほか、特別永住者が十六歳に満たない場合又は病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により出頭することが困難であると認められる場合において、当該特別永住者の親族（十六歳に満たない者及び当該特別永住者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で出入国在留管理庁長官が適当と認めるものが、当該特別永住者に代わって法第十六条の二第七項の規定により交付される特定特別永住者証明書の受領に係る手続をするとき。

4　法第十六条の三第六項において準用する法第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合は、特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら法第十六条の三第三項の規定により交付される特別永住者証明書の受領をすることができない場合において、当該特別永住者の法定代理人が当該受領に係る手続をするとき。

5　［略］

6　法第十九条第三項（法第十六条の二第十四項において準用する場合を含む。）の規定により、特別永住者が自ら出頭して法第十九条第一項に規定する行為（法第十六条の二第十四項において準用する場合にあっては、同条第十三項の規定による行為）を行うことを要しない場合において、当該行為を当該特別永住者に代わってしようとする者又は別表第二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

（みなし再入国許可の意図の表明）

第二十二条　［略］

（再入国の許可を要する者）

第二十三条　［略］

2　［略］

3　前項の通知は、別記第十四号様式による通知書によって行うものとする。ただし、急速を要する場合には、出入国在留管理庁長官が第一項第四号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

（雑則）

第二十四条　［略］

別表第一（第一条、第四条、第十八条関係）

［略］

別表第二（第二十一条関係）

［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、又は配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法により送付される特別永住者証明書を受領する場合であって、出入国在留管理庁長官において相当と認めるとき。

［号を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

3　［同上］

4　法第十九条第三項の規定により、特別永住者が自ら出頭して同条第一項に規定する行為を行うことを要しない場合において、当該行為を当該特別永住者に代わってしようとする者又は別表第二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

（みなし再入国許可の意図の表明）

第十八条　［同上］

（再入国の許可を要する者）

第十九条　［同上］

2　［同上］

3　前項の通知は、別記第十三号様式による通知書によって行うものとする。ただし、急速を要する場合には、出入国在留管理庁長官が第一項第四号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

（雑則）

第二十条　［同上］

別表第一（第一条、第四条関係）

［同上］

別表第二（第十七条関係）

［同上］

別記第四号様式（第四条関係）

別記第四号様式を次のように改める。

（表）

特別永住者証明書

日本国政府

氏名

生年月日　　年　　月　　日　　性別

国籍・地域

住居地

写　真

番号

この証明書は　　年　　月　　日まで有効です。　　出入国在留管理庁長官　印

（裏）

住居地記載欄

届出年月日	住居地

（注）縦54.0ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。

別記第十二号様式（第十二条関係）

番　号

日本国政府法務省

年　　月　　日

手　数　料　納　付　書

印紙

出入国在留管理庁長官　殿

金　　円也（￥　　）

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第14条第5項又は第16条の2第16項に基づき、

上記金額を｛1　特別永住者証明書の再交付　2　特定特別永住者証明書の交付｝手数料として納付いたします。

納付者氏名

記　　名

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第十二号様式を次のように改める。

別記第十三号様式（第十八条関係）

日本国政府法務省

特定特別永住者証明書返納届出書

出入国在留管理庁長官　殿

1　国　籍・地　域

2　生年月日　　年　　月　　日

3　氏　名

4　性　別　　男　・　女

写　真

5　住所・住居地

6　電話番号

7　特別永住者証明書番号

8　返納理由

9　代理人

(1)氏　名　　(2)本人との関係

(3)住　所　　(4)電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
届出人（代理人）の署名／届出書作成年月日

年　　月　　日

※　取次者

(1)氏　名　　(2)住　所

(3)本人との関係　　(4)電話番号

※官用欄

別記第十三号様式を別記第十四号様式とし、別記第十二号様式の次に次の一様式を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付を受けた在留カードの記載事項等については、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新入管法施行規則」という。）第十九条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第二項に規定する中長期在留者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十五の二第六項又は第七項の規定により特定在留カードの交付を受けるものに対する新入管法施行規則第十九条の六第二項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「当該交付により効力を失うこととなる在留カード」とあるのは、「後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券」とする。

第四条　施行日前に交付を受けた特別永住者証明書の記載事項等については、この省令による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条　この省令による改正前の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則に規定する別記第十三号様式の通知書は、施行日以後においても、当分の間、この省令による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則に規定する別記第十四号様式の通知書とみなす。

第六条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○法務省令第二十一号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十五条、第七十六条の四及び第七十六条の六の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

法務大臣　平口　洋

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　［略］	第二章　［同上］
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の九）	第三節　登記に関する帳簿（第十七条―第二十七条の八）
第四節　［略］	第四節　［同上］
第三章　［略］	第三章　［同上］
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　［略］	第三節　［同上］
［第一款～第二款の四　略］	［第一款～第二款の四　同上］
第二款の五　検索用情報（第百五十八条の三十八―第百五十八条の四十一）	［第二款の五　検索用情報（第百五十八条の三十八―第百五十八条の四十一）］
第二款の六　所有権の登記名義人についての符号の表示（第百五十八条の四十二・第百五十八条の四十三）	
第二款の七　職権による氏名等の変更の登記（第百五十八条の四十四―第百五十八条の四十六）	
［第三款～第六款　略］	［第三款～第六款　同上］
第四節　［略］	第四節　［同上］
［第四章～第六章　略］	［第四章～第六章　同上］
附則	附則

（帳簿）

第十八条　登記所（第十四号及び第十五号の帳簿にあっては、法務局又は地方法務局に限る。）には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

［一～十二の五　略］

十二の六　職権氏名等変更登記申出書類つづり込み帳

［十三～三十五　略］

（職権氏名等変更登記申出書類つづり込み帳）

第二十七条の四　職権氏名等変更登記申出書類つづり込み帳には、法第七十六条の六ただし書の申出に関する書面をつづり込むものとする。

2　法第七十六条の六ただし書の申出が電子情報処理組織を使用する方法によりされた場合は、当該申出に係る情報の内容を書面に出力したものを職権氏名等変更登記申出書類つづり込み帳につづり込むものとする。

第二十七条の五・第二十七条の六　［略］

（登録免許税関係書類つづり込み帳等）

第二十七条の七　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。

［一～五　略］

六　雑書つづり込み帳　第十八条第二号から第五号まで、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十二号の三、第十二号の五から第十三号まで、第十八号から第二十号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる帳簿につづり込まない書類

第二十七条の八・第二十七条の九　［略］

（保存期間）

第二十八条　次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

［一～二十一　略］

二十二　職権氏名等変更登記申出書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報　申出を受けた日から五年間

（申請の受付）

第五十六条　［略］

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

［一～三　略］

四　第百十条第三項（第百四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第百十九条第二項、第百二十四条第八項（第百二十条第七項、第百二十六条第三項、第百三十四条第三項及び第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第百五十八条の四十三、第百五十八条の四十五第六項（第百五十八条の四十六第二項において準用する場合を含む。）、第百五十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第百六十八条第五項（第百七十条第三項において準用する場合を含む。）の通知があった場合

五　第百五十八条の四十四第一項第二号の確認をした場合

（帳簿）

第十八条　登記所（第十四号及び第十五号の帳簿にあっては、法務局又は地方法務局に限る。）には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

［一～十二の五　同上］

［号を加える。］

［十三～三十五　同上］

［条を加える。］

第二十七条の四・第二十七条の五　［同上］

（登録免許税関係書類つづり込み帳等）

第二十七条の六　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。

［一～五　同上］

六　雑書つづり込み帳　第十八条第二号から第五号まで、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十二号の三、第十二号の五、第十三号、第十八号から第二十号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる帳簿につづり込まない書類

第二十七条の七・第二十七条の八　［同上］

（保存期間）

第二十八条　次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

［一～二十一　同上］

［号を加える。］

（申請の受付）

第五十六条　［同上］

［2・3　同上］

4　第一項及び第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

［一～三　同上］

四　第百十条第三項（第百四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第百十九条第二項、第百二十四条第八項（第百二十条第七項、第百二十六条第三項、第百三十四条第三項及び第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第百五十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第百六十八条第五項（第百七十条第三項において準用する場合を含む。）の通知があった場合

［号を加える。］

（前の住所地への通知）

第七十一条　［略］

２　法第二十三条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　法第二十三条第二項の登記の申請の日が、同項の登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日（当該最後の変更の登記が職権による登記である場合にあっては、当該最後の変更の登記の日）から三月を経過している場合

［三・四　略］

（ローマ字氏名の併記）

第百五十八条の三十一　次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者が日本の国籍を有しない者であるときは、当該登記の申請人は、登記官に対し、当該各号に定める者の氏名の表音をローマ字で表示したもの（以下この款、第百五十八条の四十四第三項及び第百五十八条の四十五第六項において「ローマ字氏名」という。）を申請情報の内容として、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出るものとする。

［一・二　略］

［２～４　略］

（旧氏の併記）

第百五十八条の三十四　次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者（当該登記の申請人である場合に限る。）は、登記官に対し、その一の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）を申請情報の内容として、当該旧氏を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記すべき氏と同一であるときは、この限りでない。

［一・二　略］

［２～５　略］

第百五十八条の四十　［略］

２　前項の規定による申出（以下この条及び第百五十八の四十六第一項において「検索用情報単独申出」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

［一～四　略］

３　［略］

４　第二項第四号の規定にかかわらず、不動産番号（申出を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産について申出をする場合にあっては、不動産番号及び当該申出を受ける登記所以外の登記所の表示）を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条及び第百五十八の四十六第一項において「検索用情報申出情報」という。）の内容としたときは、同項第四号に掲げる事項を検索用情報申出情報の内容とすることを要しない。

［５～17　略］

第二款の六　所有権の登記名義人についての符号の表示

（符号の表示）

第百五十八条の四十二　法第七十六条の四の法務省令で定めるものは、自然人とする。

２　法第七十六条の四の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　関係行政機関の長その他の者から提供を受けた情報により、所有権の登記名義人が死亡し、又は失踪の宣告を受けたことを確認した場合

二　次条の規定による通知があった場合

（前の住所地への通知）

第七十一条　［同上］

２　法第二十三条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［同上］

二　法第二十三条第二項の登記の申請の日が、同項の登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

［三・四　同上］

（ローマ字氏名の併記）

第百五十八条の三十一　次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者が日本の国籍を有しない者であるときは、当該登記の申請人は、登記官に対し、当該各号に定める者の氏名の表音をローマ字で表示したもの（以下この款において「ローマ字氏名」という。）を申請情報の内容として、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出るものとする。

［一・二　同上］

［２～４　同上］

（旧氏の併記）

第百五十八条の三十四　次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者（当該登記の申請人である場合に限る。）は、登記官に対し、その一の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この款において同じ。）を申請情報の内容として、当該旧氏を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記すべき氏と同一であるときは、この限りでない。

［一・二　同上］

［２～５　同上］

第百五十八条の四十　［同上］

２　前項の規定による申出（以下この条において「検索用情報単独申出」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

［一～四　同上］

３　［同上］

４　第二項第四号の規定にかかわらず、不動産番号（申出を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産について申出をする場合にあっては、不動産番号及び当該申出を受ける登記所以外の登記所の表示）を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条において「検索用情報申出情報」という。）の内容としたときは、同項第四号に掲げる事項を検索用情報申出情報の内容とすることを要しない。

［５～17　同上］

［款を加える。］

3　登記官は、法第七十六条の四の規定による符号の表示をするときは、付記登記によって、登記の目的、所有権の登記名義人の氏名及びその者が権利能力を有しないこととなった旨を示す記号並びに登記の年月日を記録しなければならない。

（通知）

第百五十八条の四十三　所有権の登記名義人（検索用情報管理ファイルに記録されている者であって、国内に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）について最後に第百五十八条の三十九第五項又は第百五十八条の四十第十七項の規定による記録をした登記官は、関係行政機関の長その他の者から提供を受けた情報により、当該所有権の登記名義人が死亡し、又は失踪の宣告を受けたことを確認した場合には、当該所有権の登記名義人に係る検索用情報管理ファイルに記録された不動産の所在地を管轄する登記所に、その旨を通知することができる。

第二款の七　職権による氏名等の変更の登記

（職権による氏名等の変更の登記）

第百五十八条の四十四　法第七十六条の六本文の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　次条第六項（第百五十八条の四十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった場合

二　会社法人等番号が登記された所有権の登記名義人の法人の登記簿に記録された情報の提供を受けてその名称又は住所について変更があったことを確認した場合

2　登記官は、法第七十六条の六本文の規定による登記をするときは、登記の目的、登記原因及びその日付並びに登記の年月日を記録しなければならない。

3　登記官は、法第七十六条の六本文の規定により所有権の登記名義人（検索用情報管理ファイルに記録されている者であって、国内に住所を有するものに限る。以下この款において同じ。）の氏名についての変更の登記をする場合において、第一項第一号の通知により当該所有権の登記名義人のローマ字氏名を確認したときは、職権で、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するものとする。

4　登記官は、法第七十六条の六本文の規定により所有権の登記名義人の氏名についての変更の登記をする場合において、第一項第一号の通知により当該所有権の登記名義人がその一の旧氏を登記記録に記録するよう申し出たことを確認したときは、職権で、当該旧氏を登記記録に記録するものとする。

（法第七十六条の六ただし書の申出）

第百五十八条の四十五　所有権の登記名義人について最後に第百五十八条の三十九第五項又は第百五十八条の四十第十七項の規定による記録をした登記官は、住民基本台帳法第三十条の九の規定により提供を受けた当該所有権の登記名義人についての機構保存本人確認情報により、その氏名又は住所について変更があったことを確認した場合には、当該所有権の登記名義人に対し、その旨及び当該所有権の登記名義人が法第七十六条の六ただし書の申出をすることができる旨を通知することができる。

［款を加える。］

2　前項の規定による通知は、電子メールの送信によってするものとする。ただし、検索用情報管理ファイルに電子メールアドレスが記録されていないことその他の事由により電子メールの送信による通知をすることができない所有権の登記名義人に対しては、書面を送付してするものとする。

3　第一項の規定による通知を受けた所有権の登記名義人は、当該通知の発送の日から一月以内に、同項に規定する登記官に対し、法第七十六条の六ただし書の申出をすることができる。

4　前項の申出は、次に掲げる事項（次項において「申出情報」という。）を明らかにしてしなければならない。

一　法第七十六条の六ただし書の申出をする旨

二　申出に係る不動産の不動産所在事項又は不動産番号

三　申出人（氏名について変更があったことが確認された者に限る。次号において同じ。）が日本の国籍を有しない者であるときは、その変更後の氏名

四　申出人がその一の旧氏（第二号の不動産の登記記録に旧氏が記録されている場合にあっては、当該登記記録に記録されている旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏に限る。）を登記記録に記録するよう申し出るときは、その旨

五　申出人の電話番号その他の連絡先

5　第三項の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、申出情報を登記所に提供してしなければならない。

一　法務大臣が定めるところにより電子情報処理組織を使用して申出情報を送信する方法

二　申出情報を記載した書面を提出する方法

6　第一項に規定する登記官は、同項に規定する場合において、第三項の申出を受けたときは、当該申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所に、その旨及び当該所有権の登記名義人の氏名又は住所の変更についての登記をする場合に記録すべき事項（ローマ字氏名及び旧氏に関する事項を含む。）を通知することができる。

第百五十八条の四十六　所有権の登記名義人は、氏名又は住所について変更があったときは、法務大臣の定めるところにより、検索用情報単独申出と同時に、当該変更についての法第七十六条の六ただし書の申出をすることができる。この場合には、前条第四項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項をも検索用情報申出情報の内容としなければならない。

2　前条第六項の規定は、前項の申出を受けた登記官が、住民基本台帳法第三十条の九の規定により提供を受けた所有権の登記名義人についての機構保存本人確認情報により、その氏名又は住所について変更があったことを確認した場合について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第二条中不動産登記法第百十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第百二十条第三項の改正規定を除く。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する省令

（設計認定の申請）

第一条　資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

（設計認定の申請書に添付すべき書類）

第二条　法第三十条第三項の主務省令で定める書類は、当該申請に係る対象指定製品の設計が資源有効利用・脱炭素化促進設計指針に適合していることを説明した書類とする。

（設計調査の方法）

第三条　法第三十条第五項の調査（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）は、職員二人以上によって行うものとする。

（設計認定の変更の認定等）

第四条　法第三十一条第二項の設計の変更の内容を記載した書類は、様式第二によるものとする。

2　法第三十一条第二項の主務省令で定める書類は、第二条に規定する書類（法第三十条第二項の申請書に添付して提出されたもの又は法第三十一条第二項の設計の変更の内容を記載した書類とともに提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）とする。

（認定資源有効利用・脱炭素化促進製品を製造しなくなった場合の届出）

第五条　認定製品製造事業者等は、認定資源有効利用・脱炭素化促進製品を製造しなくなったときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

（指定調査機関への設計調査の申請）

第六条　法第三十三条第三項の申請をしようとする者は、様式第三の申請書に第二条に規定する書類を添付し、又は様式第四の申請書に第四条第二項に規定する書類を添付して、指定調査機関に提出するものとする。

（指定調査機関による設計調査の結果の通知）

第七条　法第三十三条第四項の規定により主務大臣に対して行う通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　設計調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　設計調査の申請に係る対象指定製品の設計
三　設計調査の概要及び結果

（指定調査機関の指定の申請）

第八条　法第三十四条の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　設計調査の業務を行おうとする事務所の所在地
三　設計調査の業務を開始しようとする年月日
四　設計調査の業務の手順

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの
三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で設計調査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
四　申請者が法第三十五条各号の規定に該当しないことを説明した書類
五　次に掲げる事項を記載した書類
イ　申請者が法人である場合には、役員の氏名及び略歴
ロ　組織及び運営に関する事項
ハ　指定の申請に係る設計調査と類似する業務の実績
ニ　設計調査以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要
ホ　設計調査の業務の実施に関する計画
ヘ　設計調査を行う者の氏名及び経歴
ト　その他参考となる事項

3　指定調査機関は、前項第五号イ、ニ又はヘの事項に変更があった場合は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（指定調査機関が設計調査を適確に行うために必要な基準）

第九条　法第三十六条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　設計調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。
二　法人にあっては、その役員の構成が設計調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
三　設計調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって設計調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
四　その指定をすることによって、申請に係る設計調査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（指定調査機関の指定の更新）

第十条　第八条第一項及び第二項並びに前条の規定は、法第三十七条第一項の指定調査機関の指定の更新について準用する。

（指定調査機関の設計調査の業務の方法に関する基準等）

第十一条　法第三十八条第二項の主務省令で定める基準は、申請に係る対象指定製品の設計が資源有効利用・脱炭素化促進設計指針に適合することについて、業務規程の定めるところにより、設計調査を行い、その結果を検証することにより確認することとする。

2　指定調査機関は、設計認定に係る設計（当該指定調査機関が行った設計調査に係るものに限る。）が資源有効利用・脱炭素化促進設計指針に適合しなくなったとき又は適合しなくなるおそれが大きいと認めるときは、その旨を速やかに主務大臣に通知するものとする。

（指定調査機関の名称等の変更の届出）

第十二条　指定調査機関は、法第三十九条第一項の規定による届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一　変更後の氏名若しくは名称若しくは住所又は設計調査の業務を行う事務所の所在地

二　変更しようとする年月日

（業務規程の認可の申請等）

第十三条　指定調査機関は、法第四十条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、申請書に業務規程を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

2　指定調査機関は、法第四十条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の業務規程を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（業務規程の記載事項）

第十四条　法第四十条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　設計調査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　設計調査の業務を行う事務所に関する事項

三　設計調査の業務の実施方法に関する事項

四　手数料の収納に関する事項

五　設計調査を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

六　設計調査の業務に関する秘密の保持に関する事項

七　設計調査の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

八　会計処理に関する事項

九　事業報告書の公開等に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、設計調査の業務の実施に関し必要な事項

（設計調査の業務の休廃止の許可の申請）

第十五条　指定調査機関は、法第四十一条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日

二　休止又は廃止の理由

（帳簿）

第十六条　法第四十五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　設計調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　設計調査の申請を受けた年月日

三　設計調査の申請に係る業務

四　設計調査を行った年月日

五　設計調査を行った者の氏名

六　設計調査の概要及び結果

七　設計調査の結果の通知年月日

2　法第四十五条の帳簿は、設計調査の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。

3　前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

（設計調査の業務の引継ぎ）

第十七条　指定調査機関は、法第四十七条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　設計調査の業務の主務大臣への引継ぎ

二　設計調査の業務に関する帳簿及び書類の主務大臣への引継ぎ

三　その他主務大臣が必要と認める事項

（設計調査の業務の実施に要する費用の細目）

第十八条　資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第二十三条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

附　則

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日の前日までの間は、第八条第二項第三号中「申請の日の属する事業年度及び翌事業年度」とあるのは「申請の日の属する事業年度」とする。

様式第１（第１条関係）

認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあっては、その代表者の氏名

資源の有効な利用の促進に関する法律第３０条第１項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　対象指定製品の名称
２　対象指定製品の製品分野の名称
３　対象指定製品の用途
４　その他参考となるべき事項

備考　不要の文字は、削除すること。

様式第２（第４条第１項関係）

変更認定申請書

認定番号	
認定年月日	

年　　月　　日

主務大臣　殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあっては、その代表者の氏名

資源の有効な利用の促進に関する法律第３１条第１項の変更の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　対象指定製品の名称
２　変更の内容
３　変更の理由
４　その他参考となるべき事項

備考　不要の文字は、削除すること。

様式第３（第６条関係）

設計認定に係る設計調査申請書

年　　月　　日

指定調査機関代表者　殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあっては、その代表者の氏名

資源の有効な利用の促進に関する法律第３３条第３項の設計認定に係る設計調査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　対象指定製品の名称
２　対象指定製品の製品分野の名称
３　対象指定製品の用途
４　その他参考となるべき事項

備考　不要の文字は、削除すること。

様式第４（第６条関係）

変更の認定に係る設計調査申請書

認定番号	
認定年月日	

年　　月　　日

指定調査機関代表者　殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあっては、その代表者の氏名

資源の有効な利用の促進に関する法律第３３条第３項の変更の認定に係る設計調査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　対象指定製品の名称
２　変更の内容
３　変更の理由
４　その他参考となるべき事項

備考　不要の文字は、削除すること。

○厚生労働省令第三十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第七十一号）の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（予防接種の対象者から除かれる者） **第二条**　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第三条第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　帯状疱疹に係る予防接種の対象者にあっては、当該疾病に係る定期の予防接種を受けたことのある者 十一　（略） （特定疾病） **第二条の十**　令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Ｈｉｂ感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。	（予防接種の対象者から除かれる者） **第二条**　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第三条第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　（新設） 十一　（略） （特定疾病） **第二条の十**　令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Ｈｉｂ感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

特定疾病	年齢
ジフテリア	十五歳（予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン（以下この表において「五種混合ワクチン」という。）を使用する場合に限る。）
百日せき	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
急性灰白髄炎	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）

特定疾病	年齢
ジフテリア	十五歳（予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下この表において「四種混合ワクチン」という。）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン（以下この表において「五種混合ワクチン」という。）を使用する場合に限る。）
百日せき	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
急性灰白髄炎	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）

破傷風	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
（略）	（略）

（予防接種済証の様式）

第四条　（略）

２・３　（略）

４　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児、幼児又は妊婦については、第一項の規定による予防接種済証（様式第一号）又は第二項の規定による予防接種済証（様式第二号）の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

（報告すべき症状）

第五条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
Ｈｉｂ感染症（乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを使用する場合に限る。）、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ロタウイルス感染症	（略）	（略）
ＲＳウイルス感染症	アナフィラキシー	四時間
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
（略）	（略）	（略）

破傷風	十五歳（予防接種実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチン又は五種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
（略）	（略）

（予防接種済証の様式）

第四条　（略）

２・３　（略）

４　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、第一項の規定による予防接種済証（様式第一号）又は第二項の規定による予防接種済証（様式第二号）の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

（報告すべき症状）

第五条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
Ｈｉｂ感染症（乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチンを使用する場合に限る。）、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ロタウイルス感染症	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十章　（略）	第一章～第十章　（略）
第十一章　ＲＳウイルス感染症の予防接種（第二十二条）	（新設）
第十二章　インフルエンザの予防接種（第二十三条）	第十一章　インフルエンザの予防接種（第二十二条）
第十三章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十四条）	第十二章　高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種（第二十三条）
第十四章　新型コロナウイルス感染症の予防接種（第二十五条）	第十三章　新型コロナウイルス感染症の予防接種（第二十四条）
第十五章　帯状疱疹の予防接種（第二十六条）	第十四章　帯状疱疹の予防接種（第二十五条）
附則	附則
（臨時の予防接種）	（臨時の予防接種）
第八条　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、Ｂ型肝炎、ロタウイルス感染症、ＲＳウイルス感染症、インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症又は帯状疱疹の臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第十五章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体の状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。	**第八条**　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、Ｂ型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）又は新型コロナウイルス感染症の臨時の予防接種に係る接種方法及び接種量は、次章から第十三章までに定めるところを標準とし、被接種者の年齢、身体の状況、既に受けた当該予防接種の回数等に応じて決定しなければならない。
（第一期予防接種の初回接種）	（第一期予防接種の初回接種）
第九条　ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（以下「三種混合ワクチン」という。）を二十日以上の間隔をおいて三回皮下（五種混合ワクチンにおいては、筋肉内又は皮下。第四項及び第六項並びに次条第二項及び第三項を除き、以下この条及び次条において同じ。）に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを二十日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。	**第九条**　ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを二十日以上の間隔をおいて三回皮下（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンにおいては、筋肉内又は皮下。第四項及び第六項並びに次条第二項及び第三項を除き、以下この条及び次条において同じ。）に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを二十日以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）	（略）	（略）	（略）
アナフィラキシー	四時間	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間	七日
ギラン・バレ症候群	二十八日		
血小板減少性紫斑病	二十八日		
注射部位壊死又は注射部位潰瘍	二十八日		
蜂巣炎（これに類する症状であって、上腕から前腕に及ぶものを含む。）	七日		
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間		
（略）	（略）	（略）	（略）

２　百日せきの第一期の予防接種の初回接種は、五種混合ワクチン又は三種混合ワクチンを前項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

３　急性灰白髄炎の第一期の予防接種の初回接種は、五種混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するか、又は、不活化ポリオワクチンを二十日以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

４～６　（略）

７　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、百日せき、破傷風及びＨｉｂ感染症について又は百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、五種混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

８　ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、五種混合ワクチン又は三種混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、急性灰白髄炎及び破傷風について、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について、ジフテリア、百日せき及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、破傷風及びＨｉｂ感染症について、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、百日せき、破傷風及びＨｉｂ感染症について又は急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、五種混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

９　ジフテリア及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、五種混合ワクチン又は三種混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを同項に規定する間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

２　百日せきの第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを前項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

３　急性灰白髄炎の第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するか、又は、不活化ポリオワクチンを二十日以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

４～６　（略）

７　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、百日せき、破傷風及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について又は百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

８　ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、破傷風及びＨｉｂ感染症について、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、百日せき、破傷風及びＨｉｂ感染症について又は急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、破傷風及びＨｉｂ感染症について、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について又は急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

９　ジフテリア及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するか、又は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを同項に規定する間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

10　ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、五種混合ワクチン又は三種混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について、急性灰白髄炎及び破傷風について、ジフテリア及びＨｉｂ感染症について、百日せき及びＨｉｂ感染症について、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について又は破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、五種混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

（第一期予防接種の追加接種）

第十条　ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の追加接種は、五種混合ワクチン、三種混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを、百日せきの第一期の予防接種の追加接種は、五種混合ワクチン又は三種混合ワクチンを、急性灰白髄炎の第一期の予防接種の追加接種は、五種混合ワクチン又は不活化ポリオワクチンを前条の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2・3　（略）

4　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、百日せき、破傷風及びＨｉｂ感染症について又は百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、五種混合ワクチンを前条の初回接種終了後第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

5　ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、五種混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について、ジフテリア、百日せき及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、破傷風及びＨｉｂ感染症について、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、百日せき、破傷風及びＨｉｂ感染症について又は急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、五種混合ワクチンを前条の初回接種終了後第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

10　ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及びＨｉｂ感染症について、急性灰白髄炎及び破傷風について、ジフテリア及びＨｉｂ感染症について、百日せき及びＨｉｂ感染症について又は急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア及びＨｉｂ感染症について、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを、ジフテリア及びＨｉｂ感染症について、百日せき、破傷風及びＨｉｂ感染症について、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の初回接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを第一項に規定する間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

（第一期予防接種の追加接種）

第十条　ジフテリア又は破傷風の第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを、百日せきの第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、急性灰白髄炎の第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は不活化ポリオワクチンを前条の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2・3　（略）

4　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを前条の初回接種終了後第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

5　ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、急性灰白髄炎及び破傷風について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及びＨｉｂ感染症について、ジフテリア、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について、百日せき、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について又は急性灰白髄炎、破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを前条の初回接種終了後第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

6　ジフテリア及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、五種混合ワクチン、三種混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを、ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、五種混合ワクチン又は三種混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎及び破傷風について、ジフテリア及びＨｉｂ感染症について、百日せき及びＨｉｂ感染症について、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について又は破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、五種混合ワクチンを前条の初回接種終了後第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（接種の方法）

第十八条　ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第二号に掲げる方法については、第一回目の接種時に十二歳となる日の属する年度の初日から十五歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行うものとする。ただし、市町村長が当該各号に掲げる方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、これらに準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。

（削る）

一・二　（略）

第十一章　ＲＳウイルス感染症の予防接種

（接種の方法）

第二十二条　ＲＳウイルス感染症の定期の予防接種は、組換えＲＳウイルスワクチン（出生した児に免疫の効果を得させることを目的とするものであって、妊婦に接種するものに限る。）を妊娠ごとに一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第十二章　（略）

（接種の方法）

第二十三条　（略）

6　ジフテリア及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを、ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを、ジフテリア及びＨｉｂ感染症について、百日せき及びＨｉｂ感染症について、急性灰白髄炎及びＨｉｂ感染症について又は破傷風及びＨｉｂ感染症について同時に行う第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスｂ型混合ワクチンを前条の初回接種終了後第一項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（接種の方法）

第十八条　ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法（第四号に掲げる方法については、第一回目の接種時に十二歳となる日の属する年度の初日から十五歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行うものとする。ただし、市町村長が当該各号に掲げる方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、これらに準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。

一　組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、第一回目の注射から五月以上かつ第二回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法

二　組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法

三・四　（略）

（新設）

第十一章　（略）

（接種の方法）

第二十二条　（略）

第十三章　（略）

（接種の方法）

第二十四条　肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種は、沈降二十価肺炎球菌結合型ワクチンを一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第十四章　（略）

（接種の方法）

第二十五条　（略）

第十五章　（略）

（接種の方法）

第二十六条　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第三十八号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（標準報酬改定請求の請求期限） **第七十八条の三**　法第七十八条の二第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる日の翌日から起算して五年を経過した場合とする。ただし、法第七十八条の四第一項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要したと認められる場合における法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求（以下「標準報酬改定請求」という。）の請求期間の計算については、当該補正に要した日数は、算入しない。 一～三　（略） 2　前項各号に掲げる日の翌日から起算して五年を経過した日以後に、又は同項各号に掲げる日の翌日から起算して五年を経過した日前六月以内に次の各号のいずれかに該当した場合（第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあつては、同項各号に掲げる日の翌日から起算して五年を経過した日前に請求すべき按分割合（法第七十八条の二第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下同じ。）に関する審判又は調停の申立てがあつたときに限る。）について、同条第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して六月を経過した場合とする。 一～四　（略） 3　法第七十八条の四第一項の規定による請求（以下「情報提供請求」という。）を却下する処分を取り消す決定が行われた場合について、法第七十八条の二第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、第一項本文の規定にかかわらず、法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日の翌日から起算して、第一号に掲げる期間から第二号に掲げる期間を除	（標準報酬改定請求の請求期限） **第七十八条の三**　法第七十八条の二第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した場合とする。ただし、法第七十八条の四第一項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要したと認められる場合における法第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求（以下「標準報酬改定請求」という。）の請求期間の計算については、当該補正に要した日数は、算入しない。 一～三　（略） 2　前項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日以後に、又は同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前六月以内に次の各号のいずれかに該当した場合（第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあつては、同項各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前に請求すべき按分割合（法第七十八条の二第一項第一号に規定する請求すべき按分割合をいう。以下同じ。）に関する審判又は調停の申立てがあつたときに限る。）について、同条第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して六月を経過した場合とする。 一～四　（略） 3　法第七十八条の四第一項の規定による請求（以下「情報提供請求」という。）を却下する処分を取り消す決定が行われた場合について、法第七十八条の二第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、第一項本文の規定にかかわらず、法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日の翌日から起算して、第一号に掲げる期間から第二号に掲げる期間を除

第十二章　（略）

（接種の方法）

第二十三条　肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種は、二十三価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを一回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第十三章　（略）

（接種の方法）

第二十四条　（略）

第十四章　（略）

（接種の方法）

第二十五条　（略）

いた期間を経過した場合とする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「前項各号に掲げる日」とあるのは「法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日」と、「五年」とあるのは「次項第一号に掲げる期間から同項第二号に掲げる期間を除いた期間」と、「同項各号に掲げる日」とあるのは「同条第一項に規定する情報の提供があつた日」とする。

一　五年

二　（略）

（法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき等）

第七十八条の十七　法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる日の翌日から起算して五年（法第七十八条の四第一項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要したと認められる場合における、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求の請求期間の計算については、当該補正に要した日数を除く。）を経過した場合

イ～ハ　（略）

2　前項第二号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して五年を経過した日以後に、又は同号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して五年を経過した日前六月以内に第七十八条の三第二項各号のいずれかに該当した場合（同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあつては、前項第二号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して五年を経過した日前に請求すべき按分割合に関する審判又は調停の申立てがあつたときに限る。）について、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、第七十八条の三第二項各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して六月を経過した場合とする。

3　第七十八条の三第三項の規定が適用される場合においては、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、第一項第二号の規定にかかわらず、法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日の翌日から起算して、第一号に掲げる期間から第二号に掲げる期間を除いた期間を経過した場合とする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「前項第二号イからハまでに掲げる日」とあるのは「法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日」と、「五年」とあるのは「次項第一号に掲げる期間から第二号に掲げる期間を除いた期間」と、「同号イからハまでに掲げる日」とあるのは「同条第一項に規定する情報の提供があつた日」とする。

一　五年

二　（略）

いた期間を経過した場合とする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「前項各号に掲げる日」とあるのは「法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日」と、「二年」とあるのは「次項第一号に掲げる期間から同項第二号に掲げる期間を除いた期間」と、「同項各号に掲げる日」とあるのは「同条第一項に規定する情報の提供があつた日」とする。

一　二年

二　（略）

（法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき等）

第七十八条の十七　法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一　（略）

二　次のイからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年（法第七十八条の四第一項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要したと認められる場合における、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求の請求期間の計算については、当該補正に要した日数を除く。）を経過した場合

イ～ハ　（略）

2　前項第二号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日以後に、又は同号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前六月以内に第七十八条の三第二項各号のいずれかに該当した場合（同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあつては、前項第二号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前に請求すべき按分割合に関する審判又は調停の申立てがあつたときに限る。）について、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、第七十八条の三第二項各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して六月を経過した場合とする。

3　第七十八条の三第三項の規定が適用される場合においては、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、第一項第二号の規定にかかわらず、法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日の翌日から起算して、第一号に掲げる期間から第二号に掲げる期間を除いた期間を経過した場合とする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「前項第二号イからハまでに掲げる日」とあるのは「法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日」と、「二年」とあるのは「次項第一号に掲げる期間から第二号に掲げる期間を除いた期間」と、「同号イからハまでに掲げる日」とあるのは「同条第一項に規定する情報の提供があつた日」とする。

一　二年

二　（略）

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第六項第五号、平成六年改正法附則第十一条第一項第一号及び第七項第三号、平成十六年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第七項第三号並びに令和七年改正法附則第四十条第一項第一号及び第七項第三号に規定する厚生労働省令で定める者）	（法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第六項第五号、平成六年改正法附則第十一条第一項第一号及び第七項第三号並びに平成十六年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第七項第三号に規定する厚生労働省令で定める者）
第一条の二　法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第六項第五号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第一項第一号及び第七項第三号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十三条第一項第一号及び第七項第三号並びに社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。以下「令和七年改正法」という。）附則第四十条第一項第一号及び第七項第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。	**第一条の二**　法第七条第一項第一号及び第三号、第八条第三号、第九条第四号並びに附則第五条第一項第一号及び第二号並びに第六項第五号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第一項第一号及び第七項第三号並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十三条第一項第一号及び第七項第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（資格取得の申出）	（資格取得の申出）
第二条　法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項、平成十六年改正法附則第二十三条第一項又は令和七年改正法附則第四十条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。	**第二条**　法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項又は平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者の資格の取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法附則第五条第一項各号、平成六年改正法附則第十一条第一項各号、平成十六年改正法附則第二十三条第一項各号又は令和七年改正法附則第四十条各号の規定のうち、その者が該当するもの	三　法附則第五条第一項各号、平成六年改正法附則第十一条第一項各号又は平成十六年改正法附則第二十三条第一項各号の規定のうち、その者が該当するもの
四～七　（略）	四～七　（略）
2　（略）	2　（略）
（法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項、平成十六年改正法附則第二十三条第二項及び令和七年改正法附則第四十条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合）	（法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項及び平成十六年改正法附則第二十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合）
第二条の二　法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項、平成十六年改正法附則第二十三条第二項及び令和七年改正法附則第四十条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	**第二条の二**　法附則第五条第二項、平成六年改正法附則第十一条第二項及び平成十六年改正法附則第二十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項、平成十六年改正法附則第二十三条第一項及び令和七年改正法附則第四十条第一項の申出を行う時点において、預金口座又は貯金口座を有していない場合	一　法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項及び平成十六年改正法附則第二十三条第一項の申出を行う時点において、預金口座又は貯金口座を有していない場合
二　令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間のうち法附則第五条第五項第一号若しくは第四号、平成六年改正法附則第十一条第六項第三号若しくは第四号、平成十六年改正法附則第二十三条第六項第三号若しくは第四号又は令和七年改正法附則第四十条第六項第三号若しくは第四号の規定により資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合	二　令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間のうち法附則第五条第五項第一号若しくは第四号、平成六年改正法附則第十一条第六項第三号若しくは第四号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第三号若しくは第四号の規定により資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合
三　（略）	三　（略）

（資格喪失の申出）

第六条　法附則第五条第四項、平成六年改正法附則第十一条第五項、平成十六年改正法附則第二十三条第五項又は令和七年改正法附則第四十条第五項の規定による被保険者の資格の喪失の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

（基礎年金番号通知書の交付等）

第十条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するに至つた者（第一号に規定する者であつて初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者、第二号に規定する者であつて第十七条第一項第四号ニからトまでに掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者及び第三号に規定する者であつて同項第四号ニからトまでに掲げる年金たる給付の加給年金の対象者である配偶者（以下この条において「共済組合の組合員等」と総称する。）にあつては、法第百八条第二項又は法附則第八条の規定により厚生労働大臣が共済組合の組合員等に関する資料の提供を受けた場合に限る。）に対し、基礎年金番号通知書を作成して交付しなければならない。ただし、既にこの項の規定により基礎年金番号通知書を交付した者に対しては、交付することを要しない。

一　初めて法第七条第一項の規定による被保険者の資格を取得した者（第一号厚生年金被保険者の資格を取得した者を除き、法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項、平成十六年改正法附則第二十三条第一項及び令和七年改正法附則第四十条第一項の規定による国民年金の被保険者の資格を取得した者を含む。）

二～五　（略）

2・3　（略）

（令第十四条の十六第十号に規定する厚生労働省令で定める手続）

第七十三条の四　令第十四条の十六第十号に規定する厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一・二　（略）

（前納保険料の還付請求等）

第八十条　令第九条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者（同条第三項に規定する申出をしている者を除く。以下この条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の氏名（請求者が保険料を前納した第一号被保険者（法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項、平成十六年改正法附則第二十三条第一項及び令和七年改正法附則第四十条第一項の規定による被保険者を含む。以下この条において同じ。）の相続人である場合にあつては、請求者の氏名及び請求者と死亡した第一号被保険者との身分関係）及び住所

二～四　（略）

2　（略）

（資格喪失の申出）

第六条　法附則第五条第四項、平成六年改正法附則第十一条第五項又は平成十六年改正法附則第二十三条第五項の規定による被保険者の資格の喪失の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

（基礎年金番号通知書の交付等）

第十条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するに至つた者（第一号に規定する者であつて初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者、第二号に規定する者であつて第十七条第一項第四号ニからトまでに掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者及び第三号に規定する者であつて同項第四号ニからトまでに掲げる年金たる給付の加給年金の対象者である配偶者（以下この条において「共済組合の組合員等」と総称する。）にあつては、法第百八条第二項又は法附則第八条の規定により厚生労働大臣が共済組合の組合員等に関する資料の提供を受けた場合に限る。）に対し、基礎年金番号通知書を作成して交付しなければならない。ただし、既にこの項の規定により基礎年金番号通知書を交付した者に対しては、交付することを要しない。

一　初めて法第七条第一項の規定による被保険者の資格を取得した者（第一号厚生年金被保険者の資格を取得した者を除き、法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項及び平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による国民年金の被保険者の資格を取得した者を含む。）

二～五　（略）

2・3　（略）

（令第十四条の十六第九号に規定する厚生労働省令で定める手続）

第七十三条の四　令第十四条の十六第九号に規定する厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一・二　（略）

（前納保険料の還付請求等）

第八十条　令第九条第一項の規定により前納した保険料の還付を請求しようとする者（同条第三項に規定する申出をしている者を除く。以下この条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の氏名（請求者が保険料を前納した第一号被保険者（法附則第五条第一項、平成六年改正法附則第十一条第一項及び平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による被保険者を含む。以下この条において同じ。）の相続人である場合にあつては、請求者の氏名及び請求者と死亡した第一号被保険者との身分関係）及び住所

二～四　（略）

2　（略）

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第三条　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格取得の申出の特例） **第十二条**　法第八条、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号。以下「令」という。）第九十七条、第九十八条又は第九十八条の二の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一条第一項第二号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第二十三条第一項第二号又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第四十条第一項第二号に該当する者とみなされた者が、国年規則第二条に規定する資格取得の申出を行う場合にあっては、同条第一項第五号中「本籍地都道府県名」とあるのは「相手国の国民（法第八条第一項に規定する相手国の国民をいう。次項において同じ。）又は難民（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第十五条に規定する難民をいう。次項において同じ。）である旨」と、同条第二項第二号中「本籍地都道府県名」とあるのは「相手国の国民又は難民であること」とする。	（資格取得の申出の特例） **第十二条**　法第八条又は社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号。以下「令」という。）第九十七条の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一条第一項第二号に該当する者とみなされた者が、国年規則第二条に規定する資格取得の申出を行う場合にあっては、同条第一項第五号中「本籍地都道府県名」とあるのは「相手国の国民（法第八条第一項に規定する相手国の国民をいう。次項において同じ。）又は難民（令第十五条に規定する難民をいう。次項において同じ。）である旨」と、同条第二項第二号中「本籍地都道府県名」とあるのは「相手国の国民又は難民であること」とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の日前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の十四に規定する標準報酬の改定及び決定を実施機関に請求することができる期間の制限については、第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第七十八条の十七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十九号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等） **第十条**　法第十二条の二第二項の規定による情報の閲覧は、情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。第十五条第二項及び第十九条の五第一項において同じ。）を通じて行うものとする。 2　（略） （法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設） **第十九条の二**　法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一　病院 二　診療所 三　前二号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める施設 （電磁的方法による電子診療録等情報の提供） **第十九条の三**　法第十二条の三第一項の規定による支払基金又は連合会に対する電子診療録等情報（同項に規定する電子診療録等情報をいう。以下同じ。）の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。	（電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等） **第十条**　法第十二条の二第二項の規定による情報の閲覧は、情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。第十五条第二項において同じ。）を通じて行うものとする。 2　（略） （新設） （新設）

（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定めるもの）

第十九条の四　法第十二条の三第一項に規定する診療録その他の心身の状況に関する記録に係る情報であって厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　紹介状（これに関連する情報を含む。）

二　入院期間中の診療経過の要約（これに関連する情報を含む。）

三　次に掲げる情報

イ　傷病名に関する情報

ロ　検査に関する情報

ハ　感染症に関する情報

ニ　アレルギーに関する情報

四　医師その他の医療従事者が患者に対して行う指導に関する情報

五　その他必要な情報

（電磁的方法による電子診療録等情報の閲覧等）

第十九条の五　法第十二条の三第二項の規定による国民による電子診療録等情報の閲覧は、情報提供等記録開示システムを通じて行うものとする。

2　法第十二条の三第二項の規定による国民による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一　前条第三号イに掲げる情報（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者が国民が閲覧することが適切なものとして支払基金又は連合会に対して提供したものに限る。）

二　前条第三号ロに掲げる情報（国民が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

三　前条第三号ハに掲げる情報（国民が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

四　前条第三号ニに掲げる情報（国民が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

五　前条第四号に掲げる情報

六　前条第五号に掲げる情報のうち必要な情報

3　法第十二条の三第二項の規定による同項に規定する医師等（以下この条において「医師等」という。）に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法又は表示方法により行うものとする。

4　法第十二条の三第二項の規定による医師等に対する電子診療録等情報の提供又は医師等による電子診療録等情報の閲覧は、次に掲げる情報についてのみ行うものとする。

一　前条第一号に掲げる情報

二　前条第二号に掲げる情報

三　前条第三号イに掲げる情報（法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者が医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することが適切なものとして支払基金又は連合会に対して提供したものに限る。）

四　前条第三号ロに掲げる情報（医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

（新設）

（新設）

五　前条第三号ハに掲げる情報（医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

六　前条第三号ニに掲げる情報（医師等に対し提供すること又は医師等が閲覧することにより、国民に対する良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するものに限る。）

七　前条第五号に掲げる情報のうち必要な情報

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合）

第十九条の六　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときとする。

（法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者）

第十九条の七　法第十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、当該患者に医療を提供する歯科医師又は薬剤師とする。

（法第十二条の四の厚生労働省令で定める場合）

第十九条の八　法第十二条の四の厚生労働省令で定める場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の五十第二項に基づき、同条第一項の規定による調査及び研究を行う厚生労働大臣に対し支払基金又は連合会が電子診療録等情報を提供する場合とする。

（再編計画の認定の申請）

第二十条　法第十三条第一項の規定により再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　法第十三条第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場における協議に基づくものであることを示す書類

2　厚生労働大臣は、前項の申請書及び書類のほか、再編計画が法第十三条の二各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（再編計画の記載事項）

第二十一条　法第十三条第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（再編計画の軽微な変更）

第二十二条　法第十三条の五第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、法第十三条第一項の認定を受けた再編計画の実施に支障がないと厚生労働大臣が認める変更

（特別会計）

第二十五条　法第二十六条に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務、支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務に係る特別の会計は、医療介護情報化等特別会計とする。

（法第三十七条の二の厚生労働省令で定める者）

第二十五条の二　法第三十七条の二の厚生労働省令で定める者は、公益社団法人国民健康保険中央会とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（再編計画の認定の申請）

第二十条　法第十二条の二の二第一項の規定により再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　法第十二条の二の二第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場における協議に基づくものであることを示す書類

2　厚生労働大臣は、前項の申請書及び書類のほか、再編計画が法第十二条の三各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（再編計画の記載事項）

第二十一条　法第十二条の二の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（再編計画の軽微な変更）

第二十二条　法第十二条の六第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、法第十二条の二の二第一項の認定を受けた再編計画の実施に支障がないと厚生労働大臣が認める変更

（特別会計）

第二十五条　法第二十六条に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務に係る特別の会計は、医療介護情報化等特別会計とする。

（新設）

（権限の委任）

第二十六条　法第三十八条の二第一項の規定により、法第十三条第一項、第十三条の二（第十三条の五第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の三（第十三条の五第三項及び第十三条の七第二項において準用する場合を含む。）、第十三条の四（第十三条の五第三項及び第十三条の七第二項において準用する場合を含む。）、第十三条の五第一項及び第二項、第十三条の六、第十三条の七第一項、第十三条の八、第十四条第一項、第十六条第一項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項並びに第二十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

2　（略）

（法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める者）

第二十七条　法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、保護の実施機関とする。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十一章　（略）	第一章～第十一章　（略）
第十一章の二　感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発（第三十一条の四十一―第三十一条の五十三）	第十一章の二　感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発（第三十一条の四十一―第三十一条の五十二）
第十二章　（略）	第十二章　（略）
附則	附則
（厚生労働大臣に対する電子診療録等情報等の提供）	（新設）
第三十一条の五十三　法第五十六条の五十第二項の規定による厚生労働大臣に対する電子診療録等情報等の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。	

（権限の委任）

第二十六条　法第三十八条の二第一項の規定により、法第十二条の二の二第一項、第十二条の三（第十二条の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の四（第十二条の六第三項及び第十二条の八第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の五（第十二条の六第三項及び第十二条の八第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の六第一項及び第二項、第十二条の七、第十二条の八第一項、第十二条の九、第十四条第一項、第十六条第一項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（法第十八条第二項及び第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項並びに第二十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

2　（略）

（法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定めるもの）

第二十七条　法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定めるものは、保護の実施機関とする。

附　則

この省令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第四十号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十八条第二項及び第三項並びに第三十四条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令

（経理原則）

第一条　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第一項に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務（以下「支払基金電子診療録等情報管理業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。

（勘定区分）

第二条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）第二十五条に規定する医療介護情報化等特別会計のうち、法第二十六条に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務に係る経理においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

（予算の内容）

第三条　前条の経理の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一　第七条第二項の規定による経費の指定

二　第八条第一項ただし書の規定による経費の指定

三　その他予算の実施に関し必要な事項

（予算の添付書類）

第五条　支払基金は、法第二十七条前段の規定により、支払基金電子診療録等情報管理業務に関し、予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　その他当該予算の参考となる書類

2　支払基金は、法第二十七条後段の規定により、支払基金電子診療録等情報管理業務に関し、予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（予備費）

第六条　支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2　支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の流用）

第七条　支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2　支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3　支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（予算の繰越し）

第八条　支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2　支払基金は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4　前項の繰越計算書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　繰越しに係る経費の支出予算現額

二　前号の経費の支出予算現額のうち支出決定済額

三　第一号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額

四　第一号の経費の支出予算現額のうち不用額

（事業計画及び資金計画）

第九条　法第二十七条に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務に関する事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　法第二十四条第三項各号の規定により行う支払基金電子診療録等情報管理業務に関する事項

二　その他必要な事項

2　法第二十七条に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務に関する資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　資金の調達方法

二　資金の使途

三　その他必要な事項

3　支払基金は、法第二十七条後段の規定により、支払基金電子診療録等情報管理業務に関する事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十条　支払基金は、毎月、収入及び支出についてはその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十一条　法第二十八条第二項の支払基金電子診療録等情報管理業務に関する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨及び支払基金電子診療録等情報管理業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二　役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

三　その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況（第九条第一項の事業計画及び同条第二項の資金計画の実施の結果を含み、国から補助金等の交付を受けているときはその名称、受入れに係る目的及び金額を含む。）

四　支払基金が対処すべき課題（支払基金電子診療録等情報管理業務に係るものに限る。）

（決算報告書）

第十二条　法第二十八条第二項の支払基金電子診療録等情報管理業務に関する決算報告書は、収入支出決算書とする。

２　前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を記載しなければならない。

（収入支出決算書）

第十三条　前条第一項の収入支出決算書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる収入に関する事項

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額との差額

二　次に掲げる支出に関する事項

イ　支出予算額

ロ　前事業年度からの繰越額

ハ　予備費の使用の金額及びその理由

ニ　流用の金額及びその理由

ホ　支出予算現額

ヘ　支出決定済額

ト　翌事業年度への繰越額

チ　不用額

（附属明細書）

第十四条　法第二十八条第三項の支払基金電子診療録等情報管理業務に関する附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ　引当金及び準備金の明細（引当金及び準備金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。）

ロ　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、未決算勘定その他の主な資産及び負債の明細

二　次に掲げる主な費用及び収益の明細

イ　国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）

ロ　役員及び職員の給与費の明細

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、支払基金電子診療録等情報管理業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細

（閲覧期間）

第十五条　法第二十八条第三項の厚生労働省令で定める期間（支払基金電子診療録等情報管理業務に関する財務諸表及び附属明細書並びに事業報告書、決算報告書及び監事の意見書に係るものに限る。）は、五年間とする。

（会計規程）

第十六条　支払基金は、支払基金電子診療録等情報管理業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

２　支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

３　支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

附　則

この省令は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第四十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十五条第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二十五条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、社会保険診療報酬支払基金が行う支払基金電子診療録等情報管理業務（同条第一項に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務をいう。）に関し必要な事項とする。

附　則

この省令は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第四十二号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（裁定の請求の受理、送付等）	（裁定の請求の受理、送付等）
第六十四条　（略）	**第六十四条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　共済組合等は、令第一条第一項第一号から第五号までに係る請求書を受理したときは、必要な審査を行い、これを機構に送付し、又は電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式をいう。）により送らなければならない。	6　共済組合等は、令第一条第一項第一号から第四号までに係る請求書を受理したときは、必要な審査を行い、これを機構に送付しなければならない。
（削る）	7　前項の規定は、令第一条第一項第五号に係る請求書等を受理したときについて準用する。この場合において、前項中「しなければ」とあるのは、「し、又は電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式をいう。）により送らなければ」と読み替えるものとする。
7　共済組合等は、令第一条第一項第二号の規定により障害基礎年金に係る障害の程度の診査を行つたときは、当該障害の程度を厚生労働大臣に報告しなければならない。	8　共済組合等は、令第一条第一項第二号の規定により障害基礎年金に係る障害の程度の診査を行つたときは、当該障害の程度を厚生労働大臣に報告しなければならない。
（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）	（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）
第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。	**第九十九条**　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　第六十四条第七項の規定による報告の受理	七　第六十四条第八項の規定による報告の受理
八～二十七　（略）	八～二十七　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十三号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・九〇七
昭和十六年度	二二・〇九八
昭和十七年度	二一・三一七
昭和十八年度	二〇・五六三
昭和十九年度	一九・八三四
昭和二十年度	一九・一二九
昭和二十一年度	一八・四四八
昭和二十二年度	一七・七九一
昭和二十三年度	一七・一五五
昭和二十四年度	一六・五四一
昭和二十五年度	一五・九四八
昭和二十六年度	一五・三七五
昭和二十七年度	一四・八二一
昭和二十八年度	一四・二八六
昭和二十九年度	一三・七六九
昭和三十年度	一二・九九九
昭和三十一年度	一二・二六九
昭和三十二年度	一一・五七八
昭和三十三年度	一〇・九二二
昭和三十四年度	一〇・三〇〇
昭和三十五年度	九・七一一
昭和三十六年度	九・一五三
昭和三十七年度	八・六二四
昭和三十八年度	八・一二二
昭和三十九年度	七・六四六
昭和四十年度	七・一九六
昭和四十一年度	六・七六八

改正前

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・五五四
昭和十六年度	二一・七五七
昭和十七年度	二〇・九八八
昭和十八年度	二〇・二四四
昭和十九年度	一九・五二六
昭和二十年度	一八・八三二
昭和二十一年度	一八・一六一
昭和二十二年度	一七・五一三
昭和二十三年度	一六・八八七
昭和二十四年度	一六・二八二
昭和二十五年度	一五・六九八
昭和二十六年度	一五・一三三
昭和二十七年度	一四・五八七
昭和二十八年度	一四・〇六〇
昭和二十九年度	一三・五五一
昭和三十年度	一二・七九二
昭和三十一年度	一二・〇七三
昭和三十二年度	一一・三九二
昭和三十三年度	一〇・七四六
昭和三十四年度	一〇・一三三
昭和三十五年度	九・五五三
昭和三十六年度	九・〇〇三
昭和三十七年度	八・四八一
昭和三十八年度	七・九八七
昭和三十九年度	七・五一九
昭和四十年度	七・〇七五
昭和四十一年度	六・六五四

昭和四十二年度	六・三六三
昭和四十三年度	五・九八〇
昭和四十四年度	五・六一六
昭和四十五年度	五・二七一
昭和四十六年度	四・九四四
昭和四十七年度	四・六三四
昭和四十八年度	四・三四〇
昭和四十九年度	四・〇六二
昭和五十年度	三・七九八
昭和五十一年度	三・五四八
昭和五十二年度	三・三一一
昭和五十三年度	三・〇八六
昭和五十四年度	二・八七三
昭和五十五年度	二・六七一
昭和五十六年度	二・四八〇
昭和五十七年度	二・二九八
昭和五十八年度	二・一二六
昭和五十九年度	一・九六三
昭和六十年度	一・八〇九
昭和六十一年度	一・六六二
昭和六十二年度	一・五二四
昭和六十三年度	一・三九二
平成元年度	一・二六七
平成二年度	一・一四九
平成三年度	一・〇三七
平成四年度	〇・九三一
平成五年度	〇・八三〇
平成六年度	〇・七三五
平成七年度	〇・六四四

昭和四十二年度	六・二五五
昭和四十三年度	五・八七六
昭和四十四年度	五・五一八
昭和四十五年度	五・一七八
昭和四十六年度	四・八五六
昭和四十七年度	四・五五一
昭和四十八年度	四・二六一
昭和四十九年度	三・九八七
昭和五十年度	三・七二七
昭和五十一年度	三・四八一
昭和五十二年度	三・二四七
昭和五十三年度	三・〇二六
昭和五十四年度	二・八一六
昭和五十五年度	二・六一七
昭和五十六年度	二・四二八
昭和五十七年度	二・二五〇
昭和五十八年度	二・〇八〇
昭和五十九年度	一・九二〇
昭和六十年度	一・七六七
昭和六十一年度	一・六二三
昭和六十二年度	一・四八六
昭和六十三年度	一・三五七
平成元年度	一・二三四
平成二年度	一・一一七
平成三年度	一・〇〇七
平成四年度	〇・九〇二
平成五年度	〇・八〇三
平成六年度	〇・七〇九
平成七年度	〇・六二〇

平成八年度	○・五五九
平成九年度	○・四七七
平成十年度	○・四〇〇
平成十一年度	○・三四七
平成十二年度	○・二九五
平成十三年度	○・二四五
平成十四年度	○・一九七
平成十五年度	○・一七九
平成十六年度	○・一六三
平成十七年度	○・一四三
平成十八年度	○・一二三
平成十九年度	○・一〇七
平成二十年度	○・〇九二
平成二十一年度	○・〇七九
平成二十二年度	○・〇六六
平成二十三年度	○・〇五六
平成二十四年度	○・〇四九
平成二十五年度	○・〇四三
平成二十六年度	○・〇三九
平成二十七年度	○・〇三八
平成二十八年度	○・〇三六
平成二十九年度	○・〇三五
平成三十年度	○・〇三四
令和元年度	○・〇三三
令和二年度	○・〇三二
令和三年度	○・〇三〇
令和四年度	○・〇二四
令和五年度	○・〇一五

平成八年度	○・五三六
平成九年度	○・四五六
平成十年度	○・三八〇
平成十一年度	○・三二七
平成十二年度	○・二七六
平成十三年度	○・二二七
平成十四年度	○・一七九
平成十五年度	○・一六二
平成十六年度	○・一四六
平成十七年度	○・一二六
平成十八年度	○・一〇七
平成十九年度	○・〇九〇
平成二十年度	○・〇七五
平成二十一年度	○・〇六三
平成二十二年度	○・〇五〇
平成二十三年度	○・〇四一
平成二十四年度	○・〇三三
平成二十五年度	○・〇二七
平成二十六年度	○・〇二三
平成二十七年度	○・〇二二
平成二十八年度	○・〇二一
平成二十九年度	○・〇二〇
平成三十年度	○・〇一九
令和元年度	○・〇一八
令和二年度	○・〇一七
令和三年度	○・〇一五
令和四年度	○・〇〇九
（新設）	（新設）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十四号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（非入所者給与金の額） **第十五条**　非入所者給与金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次の各号に掲げる認定非入所者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 一　市町村民税非課税者（第十八条第一項の規定による認定の請求を行う月の属する年度（当該請求を四月又は五月に行う場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である認定非入所者　七万五千六百七十円 二　前号に掲げる者以外の認定非入所者　五万六千八百九十円 2　認定非入所者の属する世帯において認定非入所者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万五千八百三十円を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額を加算した額とする。 3　（略） （支給停止） **第二十三条**　非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 一　認定非入所者の前年の所得の額が、法令に違反する事実があったことを直接の原因として一時的に百四十五万三千円を下回るとき。 二　（略）	（非入所者給与金の額） **第十五条**　非入所者給与金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次の各号に掲げる認定非入所者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 一　市町村民税非課税者（第十八条第一項の規定による認定の請求を行う月の属する年度（当該請求を四月又は五月に行う場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である認定非入所者　七万三千三百二十円 二　前号に掲げる者以外の認定非入所者　五万五千百三十円 2　認定非入所者の属する世帯において認定非入所者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給与金の月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万五千三百四十円を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得た額を加算した額とする。 3　（略） （支給停止） **第二十三条**　非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 一　認定非入所者の前年の所得の額が、法令に違反する事実があったことを直接の原因として一時的に百四十三万二千円を下回るとき。 二　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

3　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下この項において「規則」という。）第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、令和八年七月までの間は、この省令による改正後の規則第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（企業会計原則等） **第八条**　（略） ２　（略） ３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。 （償却資産の指定等） **第九条**　（略） ２　（略） ３　第一項の指定を受けた資産の減損については、固定資産減損損失は計上せず、資産の減損額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。 ４・５　（略）	（企業会計原則等） **第八条**　（略） ２　（略） ３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。ただし、平成十七年六月二十九日に設定された固定資産の減損に係る基準については、この限りでない。 （償却資産の指定等） **第九条**　（略） ２　（略） ３　第一項の指定を受けた資産の減損については、前条第三項ただし書の規定にかかわらず、固定資産減損損失は計上せず、資産の減損額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。 ４・５　（略）

（独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（企業会計原則等） **第八条**　（略） ２　（略） ３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十一条において「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。 （償却資産の指定等） **第十条**　（略） ２　（略） ３　第一項の指定を受けた資産の減損については、固定資産減損損失は計上せず、資産の減損額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。 ４・５　（略）	（企業会計原則等） **第八条**　（略） ２　（略） ３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十一条において「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。ただし、平成十七年六月二十九日に設定された固定資産の減損に係る基準については、この限りでない。 （償却資産の指定等） **第十条**　（略） ２　（略） ３　第一項の指定を受けた資産の減損については、第八条第三項ただし書の規定にかかわらず、固定資産減損損失は計上せず、資産の減損額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。 ４・５　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の規定は、独立行政法人国立病院機構の令和七年四月一日に始まる事業年度に係る会計から適用する。

２　この省令による改正後の独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の規定は、独立行政法人地域医療機能推進機構の令和七年四月一日に始まる事業年度に係る会計から適用する。

○厚生労働省令第四十六号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行及び医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二十五号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法施行規則等の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第一章の二　医療に関する選択の支援等（第一条の二の二―第一条の十の二）	第一章の二　医療に関する選択の支援等（第一条の二の二―第一条の十）
第一章の三　医療の安全の確保（第一条の十の二の二―第一条の十三の十）	第一章の三　医療の安全の確保（第一条の十の二―第一条の十三の十）
第一章の四　病院、診療所、助産所等の開設等（第一条の十四―第七条）	第一章の四　病院、診療所及び助産所の開設（第一条の十四―第七条）
第二章　病院、診療所、助産所等の管理（第七条の二―第十五条の四）	第二章　病院、診療所及び助産所の管理（第七条の二―第十五条の四）
第三章　病院、診療所、助産所等の構造設備等（第十六条―第二十三条）	第三章　病院、診療所及び助産所の構造設備（第十六条―第二十三条）
第四章～第七章　（略）	第四章～第七章　（略）
附則	附則
第一条の十の二　法第六条の七の二の厚生労働省令で定める場合は、オンライン診療受診施設が医療を提供するものではない旨を、医療を受ける者が理解できる方法により明示した上で、次に掲げる事項の広告をする場合とする。	（新設）
一　オンライン診療受診施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びにオンライン診療受診施設の設置者の氏名（設置者が法人である場合にあつては、当該法人の名称並びに第九条の六の十七第二項の管理及び運営を行う責任者の氏名）	
二　オンライン診療受診施設における施設、設備又は従業者に関する事項	
三　オンライン診療受診施設の営業日若しくは営業時間又は予約による実施の有無、第九条の六の十七の規定に基づき実施する措置その他のオンライン診療受診施設の管理又は運営に関する事項	
四　前三号に掲げるもののほか、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない事項	
第一条の十の二の二　（略）	**第一条の十の二**　（略）

第一章の四　病院、診療所、助産所等の開設等

第一条の十四　法第七条第一項の規定によつて病院又は診療所開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び第四項、第二条、第三条、第四条から第五条の二まで、第七条から第九条まで並びに第二十三条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第九号から第十三号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

一～十六　（略）

2～13　（略）

第三条　病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者が、令第四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　病院又は診療所については、その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときはその旨

六　（略）

2　令第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項第五号及び第六号に掲げる事項とする。

第四条　診療所を開設した臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が、法第八条第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、診療所の開設者が当該診療所を譲渡し、又は診療所の開設者について相続があつたときは、当該診療所を譲り受けた者又は相続人は、第一条の十四第一項第九号、第十一号及び第十三号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一・二　（略）

三　第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

第五条　助産所を開設した助産師が、法第八条第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、助産所の開設者が当該助産所を譲渡し、又は助産所の開設者について相続があつたときは、当該助産所を譲り受けた者又は相続人は、第二条第一項第五号及び第六号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一～四　（略）

五　第三条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項

第五条の二　オンライン診療受診施設の設置者が、法第八条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、オンライン診療受診施設の設置者が当該オンライン診療受診施設を譲渡し、又はオンライン診療受診施設の設置者について相続若しくは合併があつたときは、当該オンライン診療受診施設を譲り受けた者又は相続人若しくは合併により設立された法人は、第四号及び第五号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一　設置者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

第一章の四　病院、診療所及び助産所の開設

第一条の十四　法第七条第一項の規定によつて病院又は診療所開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び第四項、第二条、第三条、第四条、第五条、第七条から第九条まで並びに第二十三条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第九号から第十三号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

一～十六　（略）

2～13　（略）

第三条　病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者が、令第四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

（新設）

五　（略）

2　令第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項第五号に掲げる事項とする。

第四条　診療所を開設した臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師が、法第八条の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、診療所の開設者が当該診療所を譲渡し、又は診療所の開設者について相続があつたときは、当該診療所を譲り受けた者又は相続人は、第一条の十四第一項第九号、第十一号及び第十三号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一・二　（略）

三　第三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

第五条　助産所を開設した助産師が、法第八条の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、助産所の開設者が当該助産所を譲渡し、又は助産所の開設者について相続があつたときは、当該助産所を譲り受けた者又は相続人は、第二条第一項第五号及び第六号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。

一～四　（略）

五　第三条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項

（新設）

三　設置の場所
四　敷地の面積及び平面図
五　建物の構造概要及び平面図
六　設置者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例
七　設置の年月日

第二章　病院、診療所、助産所等の管理

第九条の二の四　令第四条の七の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
一　書面の提出
二　電磁的方法による提出

第九条の二の五　令第四条の七に規定する厚生労働省令で定める附属明細書は、直近の会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は直近の会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上である一般社団法人（公益社団法人を除く。）について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百二十三条第二項の規定により作成された附属明細書とする。

（オンライン診療基準）

第九条の六の二　法第十四条の三第一項の厚生労働省令で定めるオンライン診療の適切な実施に関する基準（次項及び第九条の六の十五において「オンライン診療基準」という。）は、次条から第九条の六の十九までに定めるところによる。

2　前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設又は介護医療院に勤務する医師又は歯科医師が行うオンライン診療に関するオンライン診療基準は、別に厚生労働省令で定めるところによる。

（基本理念）

第九条の六の三　オンライン診療は、医療の質の向上、患者の医療を受ける機会の確保及び患者の治療に対する能動的な参画を通じた治療の効果の最大化を目的として行われなければならない。

2　オンライン診療を行う医師又は歯科医師は、次に掲げる事項に留意してオンライン診療を行わなければならない。
一　電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により確認する方法では、一般に、患者の心身の状態に関して得られる情報が、対面による場合と比較して限定されること。
二　オンライン診療は、原則として対面による診療（以下「対面診療」という。）と適切に組み合わせて行うことが求められること。
三　オンライン診療は、患者からの求めに応じて行われるものであり、研究を主たる目的として行い、又は医療の担い手の都合のみにより行ってはならないこと。

（診療計画）

第九条の六の四　医師又は歯科医師は、次項の場合を除き、オンライン診療を行う前に、患者の心身の状態について、対面診療により医学的評価を行い、当該評価に基づいて、次に掲げる事項を記載した診療計画（以下「診療計画」という。）を定め、二年間保存するものとする。
一　オンライン診療で行う具体的な診療内容に関する事項
二　オンライン診療と対面診療及び検査の組み合わせに関する事項
三　診療時間に関する事項
四　オンライン診療の方法に関する事項

第二章　病院、診療所及び助産所の管理

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

五　オンライン診療を行わないと判断する条件及び当該条件に該当した場合に対面診療に移行する旨
六　電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により確認する方法では、一般に、患者の心身の状態に関して得られる情報が、対面による場合と比較して限定されるため、患者が診察に対し積極的に協力する必要がある旨
七　患者が急病の場合又はその病状が急変した場合の対応方針
八　複数の医師又は歯科医師がオンライン診療を行う予定がある場合は、当該医師又は歯科医師の氏名並びにオンライン診療を行うこととなる場合及び当該オンライン診療を行う医師又は歯科医師の組み合わせに関する事項
九　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）に関する責任分界点に関する事項

2　初診（診察の中で、医師又は歯科医師が患者の新たな症状等（既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。）について診察を行うことをいう。第九条の六の九第一項及び第九条の六の十三第三項において同じ。）からオンライン診療を行う場合は、医師又は歯科医師は、診察の後、次回の診察の日時及び方法並びに症状の増悪があつた場合の対面診療の受診先その他の以後の方針を患者に説明するものとする。この場合において、オンライン診療を継続する又はその見込みがあるときには、可及的速やかに前項の規定の例により診療計画を定め、保存するものとする。

（本人確認等）

第九条の六の五　オンライン診療を行う場合において、医師又は歯科医師及び患者は、相互に身分を確認するために必要な書類を用いて本人であることを確認するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合又は社会通念上当然に両者が相互に本人であることを認識できる場合はこの限りでない。

2　前項の確認を行う場合において、医師又は歯科医師は、患者に対して、顔写真付きの身分証明書その他氏名を証する適切な方法により、自らの氏名を示すものとする。

3　医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うときは、自らが医師又は歯科医師の資格を有していることを患者が確認できる環境を整備しておくものとする。

（新設）

（患者への説明）

第九条の六の六　医師又は歯科医師は、オンライン診療を開始する前に、患者に対して、次に掲げる事項を説明しなければならない。ただし、やむを得ず緊急にオンライン診療を実施し、当該説明を行うことができなかつたときは、患者に対して説明することが可能となつてから速やかに説明するものとする。

一　第九条の六の三第二項第一号及び第二号に掲げる事項
二　オンライン診療の利点及びこれにより生じるおそれのある不利益等に関する情報
三　オンライン診療を行う場合にはその都度、医師又は歯科医師がオンライン診療の実施可否を判断すること
四　診療計画に含まれる事項

2　医師又は歯科医師は、患者がオンライン診療を希望していることを明示的に確認した上で、オンライン診療を行うことについて当該患者との間で合意がある場合に限り、オンライン診療を行うことができる。

3　医師又は歯科医師は、オンライン診療に、他の医師又は歯科医師その他の医療関係者が同席する場合にはその都度、患者に説明を行い、同意を得るものとする。

4　医師又は歯科医師は、オンライン診療に係る映像や音声等の情報を保存する場合には、オンライン診療を行う前に、当該保存に係る取り決めを明確にし、患者と合意しておくものとする。

（新設）

（オンライン診療の実施等）

第九条の六の七　医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うときは、医学的な観点からオンライン診療の実施可否を判断しなければならない。（新設）

2　医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合（患者が急病の場合又はその病状が急変した場合を含む。）は、速やかにオンライン診療を中止し、当該患者に対して対面診療を実施すること、当該患者に対して日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う医師若しくは歯科医師又は当該患者の近隣において対面診療を行うことが可能な病院若しくは診療所に対して当該患者を紹介することその他の当該患者が必要な対面診療に移行するために適切な措置を講じなければならない。

3　前項の場合であつて、患者の症状が緊急的な対応を要する場合には、医師又は歯科医師は、速やかに当該患者に対して、対面診療を促すものとする。

第九条の六の八　医師又は歯科医師（当該患者に対して日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う医師又は歯科医師を除く。）は、オンライン診療を行つた後の患者が、必要に応じて、対面診療に移行できるよう、適切な体制を確保しておかなければならない。（新設）

2　オンライン診療を行う医師又は歯科医師は、患者が急病の場合又はその病状が急変した場合に適切に対応するため、当該患者が速やかに受診することができる病院又は診療所において対面診療を行える適切な体制を確保しておかなければならない。

第九条の六の九　患者に対して、前条第一項の医師又は歯科医師が初診でオンライン診療を行おうとする場合（当該医師又は歯科医師が、当該患者に係る既往歴、服薬歴、アレルギー歴その他の必要な医学的情報を把握でき、当該患者の症状を踏まえ、オンライン診療を行うことが可能であると判断した場合を除く。）には、当該医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、当該医師又は歯科医師及び当該患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法（第九条の六の十九において「オンライン」という。）により、当該患者の症状及び医学的情報を確認しなければならない。（新設）

2　前項の場合において、医師又は歯科医師は、同項の確認によつて得られた情報によりオンライン診療を実施することが可能であると判断し、その旨について当該患者から合意が得られた場合に限り、オンライン診療を行うことができる。

3　第一項の医師又は歯科医師がオンライン診療を行う場合は、同項の確認によつて得られた情報（同項括弧書の場合には、あらかじめ把握した当該患者に係る医学的情報）を診療録に記載しなければならない。

4　医師又は歯科医師が、第一項の確認の結果、対面診療が必要と判断した場合であつて、当該医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所以外の病院又は診療所において対面診療を行う場合には、当該医師又は当該歯科医師は、同項の確認によつて得られた情報を必要に応じて適切に当該病院又は診療所に提供するものとする。

5　医師又は歯科医師は、第一項の確認を行うに当たつて、当該確認の結果オンライン診療を行えない可能性があること及び当該確認に係る患者が負担すべき費用等について、当該医師又は当該歯科医師が勤務する病院又は診療所のウェブサイト等で示すほか、あらかじめ患者に十分周知するものとする。

第九条の六の十　第九条の六の四及び前条の規定は、在宅診療において在宅療養支援診療所が連携して対応する仕組みが構築されている場合、複数の診療科の医師又は歯科医師が連携して診療を行う場合等であつて、特定の複数の医師又は歯科医師が関与する旨及び当該複数の医師又は歯科医師の氏名を診療計画に記載し、いずれかの医師又は歯科医師が対面診療を行つている場合において、当該医師又は歯科医師を除く当該診療計画に氏名を記載された医師又は歯科医師について適用しない。

2　前項の規定は、次に掲げる場合において、オンライン診療を行う医師又は歯科医師について準用する。

一　オンライン診療を行う予定であつた医師又は歯科医師の病気による欠勤等により、診療計画に氏名を記載された医師又は歯科医師以外の医師又は歯科医師がオンライン診療を行う必要が生じた場合であつて、十分な引き継ぎを行い、かつ、患者の同意を得た場合

二　主に健康な者に対してオンライン診療を行う場合であつて、対面診療においても一般的に同一の医師又は歯科医師が行う必要性が低いと認められる場合その他これに準ずる場合

（新設）

第九条の六の十一　医師又は歯科医師は、同時に複数の患者に対してオンライン診療を行つてはならない。

（新設）

第九条の六の十二　医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うに当たり、診療計画若しくは訪問看護指示書その他の保健師助産師看護師法第三十七条の主治の医師又は歯科医師の指示が記載された文書（以下「訪問看護指示書等」という。）又はその両方に基づき、予測された範囲内に限り、オンライン診療を受ける患者に対して、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（当該医師若しくは歯科医師が勤務する病院若しくは診療所に勤務する者又は訪問看護指示書等の交付を受けた訪問看護ステーション（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）が当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をいう。）その他これに準ずる事業所に勤務する者に限る。）に診療の補助（それぞれ保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）又は言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）に基づき行うことができるものに限る。）を行わせることができる。

2　歯科医師は、オンライン診療を行うに当たり、診療計画に基づき、予測された範囲内に限り、オンライン診療を受ける患者に対して、歯科衛生士（当該歯科医師が勤務する病院又は診療所に勤務するものに限る。）に歯科診療の補助を行わせることができる。

（処方等）

（新設）

第九条の六の十三　医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うときは、患者に対して、服薬している医薬品の確認を行わなければならない。

2　医師又は歯科医師は、オンライン診療において、服用に際し特段の配慮が必要な医薬品を処方する場合には、必要な知識及び技能を習得した上で、患者の心身の安全及び健康のために必要な対応を行うものとする。

3　医師又は歯科医師は、オンライン診療を行う場合において、初診でない場合であつてその症状等について対面診療を経ている場合を除いては、次に掲げる処方を行つてはならない。

一　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬及び同項第六号に規定する向精神薬の処方

二　基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する特に安全上の管理が必要な医薬品の処方

三　前号の患者に対する八日分以上の医薬品の処方

（医師又は歯科医師の所在等）

第九条の六の十四　オンライン診療を行う医師又は歯科医師は、病院又は診療所に所属し、並びに当該病院又は診療所及びその問合せ先を明らかにするものとする。（新設）

2　医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うに当たり、適切な判断を害する場所でオンライン診療を行つてはならない。

3　医師又は歯科医師は、緊急やむを得ない場合を除き、診療録により過去の患者の状態を把握することができるなど、患者の心身の状態に関する情報を適切に得られる体制を整えて、オンライン診療を行わなければならない。

4　医師又は歯科医師は、第三者に患者の心身の状態に関する情報が伝わることがないよう、物理的に外部から隔離された空間において、オンライン診療を行わなければならない。

第九条の六の十五　オンライン診療実施病院等の管理者は、その医師又は歯科医師が行うオンライン診療がオンライン診療基準に適合して行われている旨を、ウェブサイト又は院内の掲示等により公表するものとする。（新設）

2　オンライン診療実施病院等の管理者は、オンライン診療に用いられる電子情報処理組織について、情報セキュリティの確保、患者への説明その他の適切な措置を講じるものとする。

（患者の所在等）

第九条の六の十六　患者がオンライン診療を受ける場所は、清潔かつ安全でなければならない。（新設）

2　患者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する「個人情報」をいう。）が保護されるよう、患者は物理的に外部から隔離された空間においてオンライン診療を受けるものとする。

（オンライン診療受診施設に関する基準）

第九条の六の十七　オンライン診療受診施設の設置者は、次に掲げる措置を講じなければならない。（新設）

一　当該オンライン診療受診施設が、前条の規定に適合する場所であることを確保するための措置

二　当該オンライン診療受診施設においてオンライン診療に用いられる電子情報処理組織に関する情報セキュリティの確保その他適切な措置

2　オンライン診療受診施設の設置者が法人である場合は、当該設置者は、当該施設の管理及び運営を行う責任者を置くものとする。

第九条の六の十八　医師又は歯科医師が、オンライン診療受診施設に所在する患者に対してオンライン診療を行う場合は、第九条の六の五第二項の規定に基づく氏名の提示、第九条の六の十四第一項の規定に基づく病院又は診療所及びその問合せ先の明示その他必要な通知を行うに当たつては、当該患者が事後的に確認できる方法により行うものとする。（新設）

（適用除外）

第九条の六の十九　医師又は歯科医師が、患者に対して、オンラインにより、診察を行い、患者の心身の状態等に係る情報に基づき、疑われる疾患等を医学的に判断し、及び病院又は診療所への受診の勧奨のみを行う場合（患者が罹患している具体的な疾患名、疾患に対する治療方針等の伝達、一般用医薬品（医薬品医療機器等法第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）の使用の指示及び処方等を行う場合を除く。）については、第九条の六の四、第九条の六の六（第三項を除く。）、第九条の六の七、第九条の六の八第一項、第九条の六の九、第九条の六の十及び第九条の六の十三の規定は適用しない。（新設）

（オンライン診療実施病院等の管理者が行う措置）

第九条の六の二十　オンライン診療実施病院等の管理者は、法第十四条の四の規定に基づき、オンライン診療を行うその医師又は歯科医師に、オンライン診療を行うために必要な知識及び技能を習得させるために必要な指導その他の措置を講じるものとする。

2　前項に規定するほか、オンライン診療実施病院等の管理者は、その医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設に所在する患者に対してオンライン診療を行う場合には、次条第二項各号に掲げる事項を確認し、これらに適合する事実が確認できない場合には、オンライン診療を中止し、その他適切な措置を講じなければならない。

（オンライン診療受診施設の設置者が行う公表）

第九条の六の二十一　オンライン診療受診施設の設置者は、法第十四条の五の規定により、次項に規定する事項について、ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

2　法第十四条の五の厚生労働省令で定める事項は、オンライン診療受診施設の設置者が第九条の六の十七の規定に基づき実施する措置の内容及び次に掲げる事項とする。

一　当該オンライン診療受診施設が、第九条の六の十六の規定に適合すること

二　当該オンライン診療受診施設においてオンライン診療に用いられる電子情報処理組織に関して情報セキュリティの確保その他適切な措置が講じられていること

第九条の八の二　令第四条の八第四号に規定する厚生労働省令で定める医療機器は、医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器とする。

第十三条　令第四条の九第一項及び第二項の規定による病院報告の提出は、別記様式第一により行うものとし、別記様式第一による病院報告の提出にあつては毎月十日までに（休止し、又は廃止した病院に関しては、休止又は廃止の日から十日以内に）病院所在地を管轄する保健所長に対して行うものとする。

2　令第四条の九第三項の規定による病院報告の送付は、提出のあつた日から五日以内に行うものとする。

3　令第四条の九第五項の規定による病院報告の送付は、提出のあつた日から十日以内に行うものとする。

第十四条　（略）

2　病院、診療所又は助産所の管理者は、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じなければならない。

第三章　病院、診療所、助産所等の構造設備等

第二十二条の五　（略）

2　（略）

3　法第二十五条の二の規定によるオンライン診療受診施設に関する通知は、毎年十月三十一日までに、その年の十月一日現在における次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　名称

二　所在の場所

三　設置者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

（新設）

（新設）

第九条の八の二　令第四条の七第四号に規定する厚生労働省令で定める医療機器は、医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器とする。

第十三条　令第四条の八第一項及び第二項の規定による病院報告の提出は、別記様式第一により行うものとし、別記様式第一による病院報告の提出にあつては毎月十日までに（休止し、又は廃止した病院に関しては、休止又は廃止の日から十日以内に）病院所在地を管轄する保健所長に対して行うものとする。

2　令第四条の八第三項の規定による病院報告の送付は、提出のあつた日から五日以内に行うものとする。

3　令第四条の八第五項の規定による病院報告の送付は、提出のあつた日から十日以内に行うものとする。

第十四条　（略）

2　病院、診療所又は助産所の管理者は、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第三章　病院、診療所及び助産所の構造設備

第二十二条の五　（略）

2　（略）

（新設）

（法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の二の厚生労働省令で定める措置）

第三十一条の三の二　法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、医療法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。第三十三条の二の九第一項第三号及び第三十三条の十六において同じ。）を使用するものによる措置とする。

第四十一条　法第二十六条の規定により厚生労働大臣が命ずる医療監視員は、医療に関する法規及び病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の管理について相当の知識を有する者でなければならない。

第四十二条　医療監視員が立入検査をした場合には病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の構造設備の改善、管理等について必要な事項の指導を行うものとする。

別表第一（第一条の二の二関係）

第一　（略）

第二　提供サービスや医療連携体制に関する事項

一　診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ　病院

(1)～(6)　（略）

(7)　オンライン診療の実施の有無及びその内容

(8)～(16)　（略）

ロ　診療所

(1)～(16)　（略）

(17)　地域外来医療に関する状況（外来医師過多区域で令和八年十月一日以降に開設した無床診療所（医業を行う場所であつて患者を入院させるための施設を有しない診療所をいう。）であつて健康保険法第六十八条の二第一項の規定により同法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関の指定に当たつて三年以内の期限を付されたものである場合に限る。）

(i)　地域外来医療の提供の有無並びにその内容及び実績

(ii)　法第三十条の十八の六第六項の規定に基づく要請又は同条第九項の規定に基づく勧告の有無及び地域外来医療を提供しない理由

ハ・ニ　（略）

第三～第五　（略）

（法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の二の厚生労働省令で定める措置）

第三十一条の三の二　法第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四十七条の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、医療法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。第三十三条の二の九第一項第三号及び第三十三条の十六において同じ。）を使用するものによる措置とする。

第四十一条　法第二十六条の規定により厚生労働大臣が命ずる医療監視員は、医療に関する法規及び病院、診療所又は助産所の管理について相当の知識を有する者でなければならない。

第四十二条　医療監視員が立入検査をした場合には病院、診療所又は助産所の構造設備の改善、管理等について必要な事項の指導を行うものとする。

別表第一（第一条の二の二関係）

第一　（略）

第二　提供サービスや医療連携体制に関する事項

一　診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ　病院

(1)～(6)　（略）

(7)　医師・患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、即時に行う診療（以下「オンライン診療」という。）の実施の有無及びその内容

(8)～(16)　（略）

ロ　診療所

(1)～(16)　（略）

（新設）

ハ・ニ　（略）

第三～第五　（略）

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第二（第四十条関係）

表

写真

庁

印

面

第　　号

職　　名

氏　　名

年　月　日生

医療法第六条の八の規定による当該職員の証

令和　年　月　日発行

○○都道府県、○○市又は○○区

印

裏

面

医療法抜粋

第六条の八　都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設に関する広告が第六条の五第一項から第三項まで又は前二条の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告をした者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告をした者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

3　第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

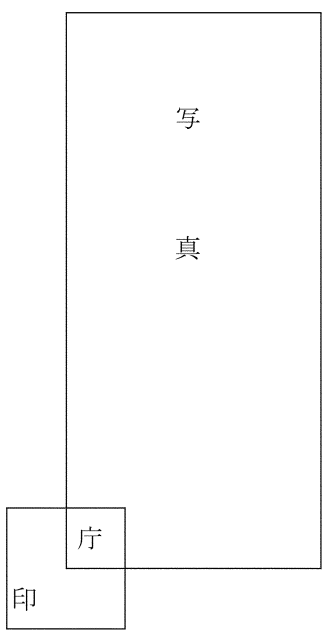
第八十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

二　第五条第二項、第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第四項までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第三項までの規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別記様式第三を次のように改める。

別記様式第三（第四十条の二関係）

表



面

第　　号

官職又は職名

氏　　名

年　月　日生

医療法第二十五条の規定による当該職員の証

令和　年　月　日発行

厚生労働省

（〇〇都道府県、〇〇市又は〇〇区）　印

裏

面

医療法抜粋

第六条の八　（略）

3　第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十五条　都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくはオンライン診療受診施設の設置者の事務所その他当該病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設の運営に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定機能病院等の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、特定機能病院等に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4　厚生労働大臣は、特定機能病院等の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該特定機能病院等の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

5　第六条の八第三項の規定は第一項から第三項までの立入検査について、同条第四項の規定は前各項の権限について、準用する。

第八十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

二　第五条第二項、第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第四項までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第三項までの規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別記様式第四を次のように改める。

別記様式第四（第四十二条の二関係）

表

写真

庁印

面

第　　号

官職又は職名

氏　　名

年　月　日生

医療法第六十三条の規定による当該職員の証

令和　年　月　日発行

厚生労働省

（〇〇都道府県）印

裏

面

医療法抜粋

第六条の八　（略）

3　第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十三条　都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2　第六条の八第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第九十三条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、医療法人の理事、監事若しくは清算人又は地域医療連携推進法人の理事、監事若しくは清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

十三　第六十三条第一項（第七十条の二十において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（区分経理） **第百六十四条**　法第五十条の三第三項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事項とする。 一　病院、診療所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設を営む事業 二～四　（略）	（区分経理） **第百六十四条**　法第五十条の三第三項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事項とする。 一　病院又は診療所を営む事業 二～四　（略）

（医療施設調査規則の一部改正）

第三条　医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調査の範囲） **第四条**　（略） 2　動態調査は、次の医療施設について行う。 一　病院であつて、次に掲げるもの イ・ロ　（略） ハ　医療法第八条の二第二項に基づき休止若しくは再開の届出をしたもの若しくは同法第九条第一項に基づき廃止の届出をしたもの又は同条第二項に基づき死亡若しくは失踪の届出をしたもの ニ　医療法第二十九条第一項第二号から第五号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取消しを受けたもの ホ・ヘ　（略） 二　診療所であつて、次に掲げるもの イ　医療法第八条第一項に基づき開設の届出をしたもの ロ・ハ　（略） 三　（略）	（調査の範囲） **第四条**　（略） 2　動態調査は、次の医療施設について行う。 一　病院であつて、次に掲げるもの イ・ロ　（略） ハ　医療法第八条の二第二項に基づき休止若しくは再開の届出をしたもの若しくは同法第九条第一項に基づき廃止の届出をしたもの又は同条第二項に基づき死亡若しくは失そうの届出をしたもの ニ　医療法第二十九条第一項第二号から第四号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取消しを受けたもの ホ・ヘ　（略） 二　診療所であつて、次に掲げるもの イ　医療法第八条に基づき開設の届出をしたもの ロ・ハ　（略） 三　（略）

第四条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第十一条の三関係） 第一　（略） 第二　提供サービスや地域連携体制に関する事項 一　業務内容、提供サービス (1)～(3)　（略） (4)　薬局の業務内容 (i)～(xiv)　（略）	**別表第一**（第十一条の三関係） 第一　（略） 第二　提供サービスや地域連携体制に関する事項 一　業務内容、提供サービス (1)～(3)　（略） (4)　薬局の業務内容 (i)～(xiv)　（略）

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成五年厚生省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設） **第一条**　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号。以下「法」という。）第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、老人福祉施設、障害者支援施設並びにその他の心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者が利用する社会福祉施設、有料老人ホーム、病院、診療所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設、介護老人保健施設及び介護医療院とする。	（法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設） **第一条**　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号。以下「法」という。）第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、老人福祉施設、障害者支援施設並びにその他の心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者が利用する社会福祉施設、有料老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院とする。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第六条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条第一項若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。） 六～十五　（略）	（指定施設の範囲） **第二条**　法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。） 六～十五　（略）

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）

第七条　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定の申請手続） **第三条**　養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第	（指定の申請手続） **第三条**　養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第

八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあっては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

一～九　（略）

十　精神科病院、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院若しくは診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条第一項若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）（以下「精神科病院等」という。）又は厚生労働大臣が別に定める施設若しくは事業のうち別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク実習（以下「ソーシャルワーク実習」という。）を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）の概要及び実習指導者の氏名

十一　（略）

２・３　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第八条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （法附則第二条の厚生労働省令で定める者） **第六条**　法附則第二条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二　（略） 三　医療法第八条第一項の規定により診療所の開設の届出をした者	**附　則** （法附則第二条の厚生労働省令で定める者） **第六条**　法附則第二条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二　（略） 三　医療法第八条の規定により診療所の開設の届出をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）別表第一第二の項第一号ロ⑰の規定は、令和九年一月一日以降に行われる医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項の規定による報告から適用する。

第三条　この省令の施行の際現にその勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療（医療法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の医療法第二条の二第一項のオンライン診療をいう。）を行っている病院又は診療所の開設者については、令和九年三月三十一日までの間、新規則第三条第二項及び第四条第三号（いずれも新規則第三条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

○厚生労働省令第四十七号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第六条第二項及び第三項に基づき、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率（法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。）を加えた率を乗じて得た額、第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額及び法第九十五条第二	（調整対象需要額の算定方法） **第四条**　調整対象需要額は、第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率（法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。）を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額から特別調

項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額に百二十分の一に普通調整係数を乗じて得た率を乗じて得た額の合計額から特別調整控除額並びに算定政令第四条第二項及び第七条第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額（以下「高額医療費公費負担額」という。）を控除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「補正前調整対象需要額」という。）に補正係数を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

2　前項の普通調整係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、毎年度、厚生労働大臣が定める率とする。

一　各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前項第一号に掲げる額に十二分の一を乗じて得た額及び法第九十五条第二項の子ども・子育て支援納付金の額の見込額に百二十分の一を乗じて得た額の合計額から第六条の規定により算定された当該年度の各後期高齢者医療広域連合に係る特別調整交付金（算定政令第六条第一項に規定する特別調整交付金をいう。以下同じ。）の額の合計額を控除して得た額

二　各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前項第一号に掲げる額に十二分の一を乗じて得た額及び法第九十五条第二項の子ども・子育て支援納付金の額の見込額に百二十分の一を乗じて得た額の合計額の合計額

3・4　（略）

（調整対象収入額の算定方法）

第五条　（略）

2　（略）

3　前項の一人当たり所得額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、賦課期日（法第百六条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「施行令」という。）第十八条第一項第三号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額を前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数とする。以下「平均被保険者数」という。）で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）とする。

4　（略）

（特別調整交付金の額）

第六条　算定政令第六条第三項の規定に基づき交付する特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合において、当該各号に掲げる額の合計額とする。

一　後期高齢者医療広域連合を組織する市町村（特別区を含む。以下「構成市町村」という。）につき、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害その他特別の理由により減免の措置を採った被保険者に係る保険料の額（施行令第十八条第一項第一号イの基礎賦課額及び同条第二項第一号の特定地域基礎賦課額に限る。）の合計額が、当該構成市町村につき算定した第四条第一項第一号に掲げる額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額と同項第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「調整前調整対象需要額」という。）の百分の一に相当する額以上である場合　当該後期高齢者医療広域連合における当該場合に該当する構成市町村ごとに算定した当該被保険者に係る保険料の減免額（施行令第十八条第一項第一号イの基礎賦課額及び同条第二項第一号の特定地域基礎賦課額に限る。）の合計額の十分の八以内の額の合計額

一・二　（略）

2　前項の普通調整係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、毎年度、厚生労働大臣が定める率とする。

一　各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前項第一号に掲げる額に十二分の一を乗じて得た額の合計額から第六条の規定により算定された当該年度の各後期高齢者医療広域連合に係る特別調整交付金（算定政令第六条第一項に規定する特別調整交付金をいう。以下同じ。）の額の合計額を控除して得た額

二　各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前項第一号に掲げる額に十二分の一を乗じて得た額の合計額

3・4　（略）

（調整対象収入額の算定方法）

第五条　（略）

2　（略）

3　前項の一人当たり所得額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、賦課期日（法第百六条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「施行令」という。）第十八条第一項第二号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額を前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数とする。以下「平均被保険者数」という。）で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）とする。

4　（略）

（特別調整交付金の額）

第六条　算定政令第六条第三項の規定に基づき交付する特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合において、当該各号に掲げる額の合計額とする。

一　後期高齢者医療広域連合を組織する市町村（特別区を含む。以下「構成市町村」という。）につき、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害その他特別の理由により減免の措置を採った被保険者に係る保険料の額の合計額が、当該構成市町村につき算定した第四条第一項第一号に掲げる額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額と同項第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「調整前調整対象需要額」という。）の百分の一に相当する額以上である場合　当該後期高齢者医療広域連合における当該場合に該当する構成市町村ごとに算定した当該被保険者に係る保険料の減免額の合計額の十分の八以内の額の合計額

一の二　構成市町村につき、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害その他特別の理由により減免の措置を採った被保険者に係る保険料の額（施行令第十八条第一項第一号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額に限る。）の合計額が、当該構成市町村につき算定した子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における子ども・子育て支援納付金の額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。）の百分の一に相当する額以上である場合　当該後期高齢者医療広域連合における当該場合に該当する構成市町村ごとに算定した当該被保険者に係る保険料の減免額（施行令第十八条第一項第一号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額に係る減免額に限る。）の合計額の十分の八以内の額の合計額	（新設）
二～九　（略）	二～九　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十八号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第四十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国民年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民年金基金規則等の一部を改正する省令

（国民年金基金規則の一部改正）

第一条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（死亡の届出）	（死亡の届出）
第九条　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項本文の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。	**第九条**　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める加入員又は基金が支給する年金若しくは一時金の受給権を有する者のうち、加入員に係るものは、死亡について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる加入員とする。	（新設）
4　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合のうち、加入員に係るものは、当該加入員の死亡の日から七日以内に当該加入員に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。	（新設）

（年金の裁定の請求）

第十四条　（略）

２　（略）

３　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一　生年月日について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われた場合　前項第一号に規定する書類

二　（略）

（死亡の届出）

第二十条　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項本文の規定による年金の受給権者の死亡の届出は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

４　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める加入員又は基金が支給する年金若しくは一時金の受給権を有する者のうち、基金が支給する年金又は一時金の受給権者に係るものは、死亡について、法第百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者とする。

５　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合のうち、基金が支給する年金又は一時金の受給権者に係るものは、当該受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合とする。

（準用規定）

第六十三条　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十五条	（略）	（略）
第二十条	法第百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会	連合会
（略）	（略）	（略）

（年金の裁定の請求）

第十四条　（略）

２　（略）

３　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一　生年月日について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われた場合　前項第一号に規定する書類

二　（略）

（死亡の届出）

第二十条　法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による年金の受給権者の死亡の届出は、当該事実があった日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

（新設）

（準用規定）

第六十三条　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十五条	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等） **第十七条**　存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等） **第十七条**　存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
第二十一条	第二十一条
（略）	（略）
2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　加入員証 二　請求者の生年月日に関する市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本 三　遺族給付金の裁定の請求にあつては、次に掲げる書類 イ　給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本。ただし、請求者が婚姻の届出をしていないが給付対象者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類 ロ　給付対象者の死亡を証する書類	（略）
（略）	（略）
2　前項の請求に当たつては、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　請求者の生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類 二　遺族給付金の裁定の請求にあつては、次に掲げる書類 イ　給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本その他の書類。ただし、請求者が婚姻の届出をしていないが給付対象者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類 ロ　給付対象者の死亡を証する書類	（略）

ハ　請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類 四　障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類 五　その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類	ロ　給付対象者の死亡を証する書類 ハ　請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類 三　障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類） 四　その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類 3　第一項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法の

ハ　請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類 四　障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類 五　その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類	ロ　給付対象者の死亡を証する書類 ハ　請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類 三　障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類） 四　その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類 3　第一項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法の

うちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　書面を交付する方法

4　第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一　生年月日について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条第五項の規定により存続厚生年金基金から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定

うちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　書面を交付する方法

4　第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一　生年月日について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条第五項の規定により存続厚生年金基金から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定

（略）	（略）	（略）
第二十三条第二項各号列記以外の部分	（略）	（略）
	ならない。	ならない。ただし、存続厚生年金基金が情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。

する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われたとき又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われたとき　第二項第一号に規定する書類	（略）	（略）
二　第二項第二号から第四号までに規定する書類の内容について、存続厚生年金基金が情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）を通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合　第二項第二号から第四号までに規定する書類	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
第二十三条第二項各号列記以外の部分	（略）	（略）
	ならない。	ならない。ただし、存続厚生年金基金が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情

する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われたとき又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われたとき　第二項第一号に規定する書類	（略）	（略）
二　第二項第二号から第四号までに規定する書類の内容について、存続厚生年金基金が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合　第二項第二号から第四号までに規定する書類	（略）	（略）

	（略）	第二十七条
	（略）	法第百七十四条において準用する法第九十八条第四項
	（略）	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項本文
	（略）	存続厚生年金基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
	（略）	次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出
	（略）	2　前項の届書には、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。
	（略）	2　前項の届出に当たつては、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。
	（略）	3　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める受給権者は、死亡について、平成二十五年改正法附則第四十条第七項の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会が住民

	（略）	第二十七条第一項
	（略）	法第百七十四条において準用する法
	（略）	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法
	（略）	存続厚生年金基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
	（略）	次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出
	（略）	届書には
	（略）	届出に当たつては
	（略）	報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。
	（略）	ならない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。

第二十七条第二項
ならない。

	（略）	（略）
	第三十二条の十	令第三十六条の二第三号
	（略）	（略）
	第三十二条の十一　各号列記以外の部分	令第三十六条の四第二項
	第三十二条の十二第二号	令第三十六条の二第二号
	第三十二条の十四第二号	令第三十六条の二第二号
	（略）	（略）
基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者とする。 4　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。	（略）	（略）
	第三十二条の十	令第三十六条の三第三号
	（略）	（略）
	第三十二条の十一　各号列記以外の部分	令第三十六条の五第二項
	第三十二条の十二第二号	令第三十六条の三第二号
	第三十二条の十四第二号	令第三十六条の三第二号
	（略）	（略）

	（略）	（略）
	第三十二条の十第二項第二号	（新設）
	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	第四十九条の三第一項	甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、乙基金に提出
	（略）	（略）
第四十九条の三第一項	甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、乙基金に提出	乙基金に対し、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に
（略）	（略）	（略）

	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
第四十九条の三第一項	甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、乙基金に提出	乙基金に対し、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に
（略）	（略）	（略）

	供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
（略）	（略）
第四十九条の六	（略）
第五十六条	
報告書二通	報告書
報告書を二通	報告書を
（略）	（略）
附則第七項	
令第三十六条の二第二号	令第三十六条の三第二号
法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額

2～4　（略）

5　存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十条第一項第二号		
令第十一条第一号に規定する他制度加入者（以下単に「他制度加入者」という。）	令第十一条第一号に規定する他制度加入者又は平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員（以下「他制度加入者」と総称する。）	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

	供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供
（略）	（略）
第四十九条の六	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
附則第七項	
（新設）	（新設）
法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額

2～4　（略）

5　存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十条第一項第二号		
令第十一条第一号イからハまでに掲げる者	令第十一条第一号イからニまでに掲げる者	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第十二条の二		
令第十一条第一号イからハまでに掲げる者	平成二十六年経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備政令第三条の規定による改正前の令第十一条第一号イからニまでに掲げる者	
（略）	（略）	（略）
（略）	平成二十六年経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備政令第三条の規定による改正前の令第十一条第一号イからニまでに掲げる者	
（略）	（略）	（略）

（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等）

第三十八条　（略）

2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ・ロ　（略）

二・三　（略）

3・4　（略）

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）

第四十八条　存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条（第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。）、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条（第二項第一号及び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第七十二条の四の三	第七十二条の四の三　法第百六十五条第二項の規定による老齢年金給付（法第百六十条の二第三項又は第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。）の支給に関する権利義務の移転の申出は、中途脱退者等（法第	第七十二条の四の三　平成二十五年改正法附則第五十三条第二項の規定による老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は平成二十五年改正法附則第六

第二十一条の二第一項第二号	他制度加入者（第六十一条の二第一項第四号において単に「他制度加入者」という。）	他制度加入者又は平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員（以下この号及び第六十一条の二第一項第四号において「他制度加入者」と総称する。）
（略）	（略）	（略）

（平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等）

第三十八条　（略）

2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ・ロ　（略）

二・三　（略）

3・4　（略）

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）

第四十八条　存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条（第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。）、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条（第二項第一号及び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第七十二条の四の三	第七十二条の四の三　法第百六十五条第二項の規定による老齢年金給付（法第百六十条の二第三項又は第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。）の支給に関する権利義務の移転の申出は、中途脱退者等（法第	第七十二条の四の三　平成二十五年改正法附則第五十三条第二項の規定による老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は平成二十五年改正法附則第六

百六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出することによつて行うものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三　基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2　法第百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出するものとする。

一　年金給付等積立金の額

二　法第百六十条の二第二項の規定により連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）

十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。）の支給に関する権利義務の移転の申出は、施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を基金に提出することによつて行うものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三　基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体を

百六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出することによつて行うものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三　基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2　法第百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出するものとする。

一　年金給付等積立金の額

二　法第百六十条の二第二項の規定により連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）

十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。）の支給に関する権利義務の移転の申出は、施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を基金に提出することによつて行うものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三　基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2　前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法

いう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

三　書面を交付する方法

3　平成二十五年改正法附則第五十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前二項の規定による提出を行うとともに、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一　年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の額

二　平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第二項の規定により連合会に移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなお

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

三　書面を交付する方法

3　平成二十五年改正法附則第五十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前二項の規定による提出を行うとともに、基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一　年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の額

二　平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年

その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）	（略）	（略）	（略）
	法第百七十四条において準用する法第九十八条第四項	第七十四条第一項において準用する第二十七条	
	次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出		
	存続連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供		
	2　前項の届書には、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。		
	2　前項の届出に当たつては、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。		

金保険法第百六十条の二第二項の規定により連合会に移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）	（略）	（略）	（略）
	法第百七十四条において準用する法	第七十四条第一項において準用する第二十七条第一項	
	次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出		
	存続連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供		
	届書には	第七十四条第一項において準用する第二十七条第二項	
	ならない。		
	届出に当たつては		
	ならない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。		

		（略）
		第七十四条第一項において準用する第四十一条第二項
	（略）	（略）
		年金経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は年金経理により、その他の取引は業務経理
3　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める受給権者は、存続連合会が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者とする。 4　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。	（略）	厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、共同運用経理、福祉事業経理、継続投資教育事業経理、共済経理、業務経理並びに確定給付企業年金経理を設け、平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号及び第二号、第二項第一号から第三号まで並びに第三項第一号から第三号までに規定する業務に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加

		（略）
		第七十四条第一項において準用する第四十一条第二項
	（略）	（略）
		年金経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は年金経理により、その他の取引は業務経理
	（略）	厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、共同運用経理、福祉事業経理、継続投資教育事業経理、共済経理、業務経理並びに確定給付企業年金経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理により、平成二十五年改正法附則第四十条第四項第一号ハ及び第二号に規定する事業に関する取

算年金経理により、同条第四項第一号八及び第二号に規定する事業に関する取引は共同運用経理により、同条第五項に規定する業務に関する取引は福祉事業経理により、同条第八項に規定する資料提供等業務に関する取引は継続投資教育事業経理により、会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済経理により、同条第一項第三号及び第四号、第二項第四号から第七号まで並びに第三項第四号から第八号までの規定により支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金経理により、その他の取引は業務経理	（略）	（略）
	第七十四条第一項において準用する第五十六条	報告書二通	報告書
	（略）	報告書を二通	報告書を
	（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定給付企業年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条第四項第一号	法第九十三条
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第三項の規定により読み替えられた法第九十三条	

引は共同運用経理により、同条第五項に規定する業務に関する取引は福祉事業経理により、同条第八項に規定する資料提供等業務に関する取引は継続投資教育事業経理により、会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済経理により、平成二十五年改正法附則の規定により支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金経理により、その他の取引は業務経理	（略）	（略）
	第七十四条第一項において準用する第五十六条	二通	一通
	（略）	（新設）	（新設）
	（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　存続連合会について確定給付企業年金法施行規則第三十三条の規定を適用する場合においては、同条第一項各号列記以外の部分中「法第九十三条」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第七項」と、「連合会」とあるのは「存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）」と読み替えるものとする。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第三条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（給付の裁定の請求） **第三十三条**　（略） ２・３　（略） ４　前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。 一　生年月日について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。第百十八条において同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われた場合　第一項第一号に規定する書類 二　（略） （死亡の届出） **第百十八条**　法第九十九条本文の規定による死亡の届出は、事業主等又は連合会に対し、届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、その届出に当たっては、受給権者の死亡を証する書類を添付するものとする。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。 ２　法第九十九条ただし書に規定する厚生労働省令で定める受給権者は、死亡について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者とする。 ３　法第九十九条ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。	（給付の裁定の請求） **第三十三条**　（略） ２・３　（略） ４　前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。 一　生年月日について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われた場合　第一項第一号に規定する書類 二　（略） （死亡の届出） **第百十八条**　法第九十九条の規定による死亡の届出は、事業主等又は連合会に対し、届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、その届出に当たっては、受給権者の死亡を証する書類を添付するものとする。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。 （新設）
4　（略）	4　（略）

改正後	改正前
連合会	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。第百十八条において同じ。）
第百十八条第二項	法第九十三条	連合会	存続連合会	平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えられた法第九十三条

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第四条　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（規約の承認の申請） **第三条**　（略） 2　法第三条第四項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～三　（略） 四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類 五・六　（略） 3・4　（略） （企業型年金加入者掛金の額の変更の例外） **第四条の二**　令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　各企業型年金加入者に係る令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（以下単に「他制度掛金相当額」という。）が引き上がることにより、当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を引き下げる場合 二～六　（略） （加入者情報等の通知） **第十条**　事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。 一　（略） 二　各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額（当該事業主に使用される者として令第十一条第一号に規定する他制度加入者（以下単に「他制度加入者」という。）に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。） イ～ハ　（略） 三　（略） 2　（略） （他の事業主に使用される者として確定給付企業年金の加入者等となる者の申出） **第十二条の二**　企業型年金加入者は、当該企業型年金加入者が加入する企業型年金を実施する事業主（以下この条において「企業型年金加入事業主」という。）以外の事業主（以下「他制度加入事業主」という。）に使用される場合であって、他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。 一・二　（略）	（規約の承認の申請） **第三条**　（略） 2　法第三条第四項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一～三　（略） 四　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類 五・六　（略） 3・4　（略） （企業型年金加入者掛金の額の変更の例外） **第四条の二**　令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられること又は令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（以下単に「他制度掛金相当額」という。）が引き上がることにより、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を引き下げる場合 二～六　（略） （加入者情報等の通知） **第十条**　事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。 一　（略） 二　各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額（当該事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。） イ～ハ　（略） 三　（略） 2　（略） （他の事業主に使用される者として確定給付企業年金の加入者等となる者の申出） **第十二条の二**　企業型年金加入者は、当該企業型年金加入者が加入する企業型年金を実施する事業主（以下この条において「企業型年金加入事業主」という。）以外の事業主（以下「他制度加入事業主」という。）に使用される場合であって、他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。 一・二　（略）

三　当該他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当することとなった年月日

四　他制度掛金相当額（他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。以下この条において同じ。）

2　（略）

3　企業型年金加入者は、他制度加入事業主（当該企業型年金加入者が、当該他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当していた場合に限る。以下この項において同じ。）のいずれかに使用されなくなったとき、他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当しなくなったとき又は当該企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更されたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。

一・二　（略）

三　当該他制度加入事業主に使用されなくなった年月日、当該他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当しなくなった年月日又は変更後の他制度掛金相当額

4　前項の申出をする企業型年金加入者は、前項の申出書（当該企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合に提出するものに限る。）に、変更後の他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。

（企業型年金加入者等原簿の作成及び保存）

第十五条　法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　過去に拠出された令第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は令第十条の三ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第十一条の二第三項に規定する拠出区分期間。第二十一条、第六十九条の二第三項第一号及び第七十条第三項第一号において「拠出期間」という。）ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を拠出した者の名称

五～十六　（略）

2～6　（略）

（加入者等への通知事項等）

第二十一条　（略）

2　法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ・ロ　（略）

二・三　（略）

3　（略）

三　当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当することとなった年月日

四　他制度掛金相当額（他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。以下この条において同じ。）

2　（略）

3　企業型年金加入者は、他制度加入事業主（当該企業型年金加入者が、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当していた場合に限る。以下この項において同じ。）のいずれかに使用されなくなったとき、他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなったとき又は当該企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更されたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。

一・二　（略）

三　当該他制度加入事業主に使用されなくなった年月日、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなった年月日又は変更後の他制度掛金相当額

4　企業型年金加入者は、前項の申出書（当該企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合に提出するものに限る。）に、変更後の他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。

（企業型年金加入者等原簿の作成及び保存）

第十五条　法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　過去に拠出された令第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は令第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第十一条の二第三項に規定する拠出区分期間。第二十一条、第六十九条の二第三項第一号及び第七十条第三項第一号において「拠出期間」という。）ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を拠出した者の名称

五～十六　（略）

2～6　（略）

（加入者等への通知事項等）

第二十一条　（略）

2　法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ・ロ　（略）

二・三　（略）

3　（略）

（企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等）

第二十一条の二　法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（企業型年金運用指図者にあっては、第五号に掲げる事項に限る。）とする。

一　（略）

二　他制度加入者に該当する場合には、当該他制度加入者に係る他制度掛金相当額

三～五　（略）

2　（略）

（脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第三十条の二　（略）

2　令第二十五条第二項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を喪失することが見込まれる者又は当該企業型年金が終了することとなる日において当該企業型年金の企業型年金加入者等である者に個人別管理資産の移換に関する事項について説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一・二　（略）

3　前項第二号に規定する事項の説明は、事業主が実施する企業型年金の加入者の資格を喪失することが見込まれる者又は当該企業型年金が終了することとなる日において当該企業型年金の企業型年金加入者等である者が中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により個人別管理資産を移換することができる者である場合に限り行うものとする。

（中小事業主掛金の額の変更の例外）

第三十八条の二　令第二十九条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　中小事業主掛金を拠出する中小事業主に使用される個人型年金加入者であって、二以上の厚生年金適用事業所に使用されるものに係る個人型年金加入者掛金の額、当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額、当該個人型年金加入者に係る他制度掛金相当額及び当該個人型年金加入者に係る中小事業主掛金の額の合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者に係る中小事業主掛金の額を引き下げる場合

二・三　（略）

（連合会への中小事業主掛金に係る届出）

第五十六条の六　（略）

2　中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、連合会に提出するものとする。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

一～三　（略）

3　中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、毎年一回、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を連合会に届け出なければならない。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

一～五　（略）

（企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等）

第二十一条の二　法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（企業型年金運用指図者にあっては、第五号に掲げる事項に限る。）とする。

一　（略）

二　令第十一条第一号に規定する他制度加入者（第六十一条の二第一項第四号において単に「他制度加入者」という。）に該当する場合には、当該他制度加入者に係る他制度掛金相当額

三～五　（略）

2　（略）

（脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第三十条の二　（略）

2　令第二十五条第二項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に個人別管理資産の移換に関する事項について説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一・二　（略）

3　前項第二号に規定する事項の説明は、事業主が実施する企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者が中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により個人別管理資産を移換することができる者である場合に限り行うものとする。

（中小事業主掛金の額の変更の例外）

第三十八条の二　令第二十九条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

（新設）

一・二　（略）

（厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出）

第五十六条の六　（略）

2　中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

3　中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、毎年一回、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

一～五　（略）

第五十六条の七　法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、その名称及び住所並びに当該各号に定める事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

3　法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、労働組合又は過半数代表者の同意を得て中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、当該労働組合の名称、当該労働組合を代表する者の氏名及び当該労働組合からその同意を得た旨又は当該過半数代表者の氏名及び当該過半数代表者からその同意を得た旨、当該中小事業主の名称及び住所並びに中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して連合会に提出するものとする。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

一～三　（略）

（中小事業主に使用される第一号厚生年金被保険者が他の事業主に使用される者として企業型年金の加入者等となる場合の申出）

第五十六条の八　中小事業主に使用される個人型年金加入者（当該個人型年金加入者に係る中小事業主掛金を拠出する中小事業主（以下この条において「掛金拠出中小事業主」という。）に使用される者に限る。）は、掛金拠出中小事業主以外の事業主（以下この条において「企業年金加入事業主」という。）に使用される場合において、企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者又は他制度加入者に該当するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を掛金拠出中小事業主に提出するものとする。この場合において、掛金拠出中小事業主は、当該申出を受けたときは、連合会に、当該申出に係る書類の写しを送付しなければならない。

一　氏名、性別、住所及び生年月日

二　当該企業年金加入事業主の名称及び住所

三　当該企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者又は他制度加入者に該当することとなった年月日

四　個人型年金加入者に係る事業主掛金の額（企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者に該当するものに係る事業主掛金の額に限る。以下この条において同じ。）又は他制度掛金相当額（企業年金加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。以下この条において同じ。）

2　個人型年金加入者は、前項の申出書を掛金拠出中小事業主に提出するときは、当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額又は他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。

3　第一項の規定により掛金拠出中小事業主に申出書を提出した個人型年金加入者は、企業年金加入事業主に使用されなくなったとき、企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者若しくは他制度加入者に該当しなくなったとき又は当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額若しくは他制度掛金相当額に変更があったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を掛金拠出中小事業主に提出するものとする。

一　氏名、性別、住所及び生年月日

第五十六条の七　法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、その名称及び住所並びに当該各号に定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一～五　（略）

2　（略）

3　法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、労働組合又は過半数代表者の同意を得て中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、当該労働組合の名称、当該労働組合を代表する者の氏名及び当該労働組合からその同意を得た旨又は当該過半数代表者の氏名及び当該過半数代表者からその同意を得た旨、当該中小事業主の名称及び住所並びに中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

第五十六条の八　前二条の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、連合会を経由して提出することができる。

二　当該企業年金加入事業主の名称及び住所
三　当該企業年金加入事業主に使用されなくなった年月日、当該企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者若しくは他制度加入者に該当しなくなった年月日、第一項第四号の額に変更があった年月日又は変更後の当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額若しくは他制度掛金相当額
4　前項の申出をする個人型年金加入者は、前項の申出書（当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額又は他制度掛金相当額が変更された場合に提出するものに限る。）に、変更後の当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額又は他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。
（個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換に係る申出等）
第六十四条　企業型年金の企業型年金加入者であった者は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をするときは、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。
一～三　（略）
2～4　（略）

（石炭鉱業年金基金法施行規則の一部改正）
第五条　石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（年金経理から業務経理への繰入れ） **第十九条の二**　基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における法第二十七条に規定する積立金（第三十五条、第四十一条及び第四十二条において単に「積立金」という。）その他の積立金の額が坑内員及び坑内員であつた者に係る責任準備金の額（法第十八条第一項に規定する事業を行うときは坑外員及び坑外員であつた者に係る責任準備金の額を加えた額）以上の額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。 （一括拠出額の算定方法） **第三十三条**　法第三十六条の三の規定による厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、坑内員及び坑内員であつた者並びに坑外員及び坑外員であつた者（以下この条及び次条第一項において「坑内員等」という。）について、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める給付に要する費用の予想額の合計額の現価（以下「最低積立金額」という。）とする。 一　基金の解散の日（以下「解散日」という。）において、基金から年金たる給付の支給を受けている者　当該年金たる給付 二　解散日において、坑内員又は坑外員でない者であつて坑内員又は坑外員であつた期間（以下「加入期間」という。）が受給資格期間以上である者　その者が支給開始年齢に達したときに支給される年金たる給付 三　解散日において、加入期間が受給資格期間以上である坑内員及び坑外員　その者が支給開始年齢に達したときに支給される年金たる給付	（年金経理から業務経理への繰入れ） **第十九条の二**　基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における法第二十七条に規定する積立金その他の積立金の額が坑内員及び坑内員であつた者に係る責任準備金の額（法第十八条第一項に規定する事業を行うときは坑外員及び坑外員であつた者に係る責任準備金の額を加えた額）以上の額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。 （新設）

（個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換に係る申出等）
第六十四条　企業型年金の企業型年金加入者であった者は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
一～三　（略）
2～4　（略）

四　解散日において、加入期間が受給資格期間に満たない坑内員及び坑外員　その者が受給資格期間に係る要件及び支給開始年齢に係る要件のいずれも満たしたときに支給される年金たる給付の額にその者の解散日までの加入期間を受給資格期間で除して得た率を乗じて得た額の給付

2　前項の現価の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一　予定利率は、解散日における確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の厚生労働大臣が定める率とする。

二　予定死亡率は、坑内員等が男子である場合にあつては解散日における確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第二号に掲げる加入者等が男子である場合の予定死亡率とし、坑内員等が女子である場合にあつては解散日における同号に掲げる加入者等が女子である場合の予定死亡率とする。

（残余財産の帰属の基準）

第三十四条　法第三十六条の九に規定する厚生労働省令で定める基準は、以下のとおりとする。

一　解散した基金の残余財産は、その全額を、解散日に現に存する坑内員等に分配するものであること。

二　残余財産の分配は、解散日における坑内員等に係る最低積立金額に応じて按分して得た額を分配する方法により行うものであること。

三　残余財産を会員に引き渡すものではないこと。

2　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。以下「令和七年改正法」という。）附則第三十四条第六項の規定により基金が有する権利及び義務が同項に規定する承継企業年金基金（第四十二条において「承継企業年金基金」という。）に承継される場合には、法第三十六条の九に規定する厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、以下のとおりとすることができる。

一　石炭鉱業の坑内労働者の老後の生活の安定と福祉の向上に資するよう資産を活用する団体であつて当該事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものに分配するものであること。

二　残余財産の分配が特定の者の利益を目的とするものでないこと。

（基金の解散の認可の申請）

第三十五条　法第三十六条第一項の規定による基金の解散の認可の申請は、解散の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一　認可の申請前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表

二　前号の時点における積立金の額並びに最低積立金額及びその算定の基礎を示した書類

三　解散後における財産の処分の方法

四　基金の事業の継続が不可能となつたことにより解散しようとする場合にあつては、基金の事業を継続することが不可能となつたことを証する書類

（清算人の公告等）

第三十六条　基金は、清算人が就任し、又は退任したときは、二週間以内に、その氏名及び住所を公告しなければならない。これらの事項に変更を生じたときも、同様とする。

2　基金は、清算人が就任し、退任し、又は死亡したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

3　第一項の規定による公告は、官報に掲載して行うほか、基金の事務所の掲示板に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により行うものとする。

4　前項の規定による自動公衆送信による公告は、基金のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、基金が自ら管理するウェブサイトを有していない場合は、第一項の規定による公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない。

（財産の目録等の承認）

第三十七条　清算人は、就任の後、遅滞なく、基金の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。　（新設）

2　前項の規定による承認の申請は、財産目録及び貸借対照表を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

（給付の供託）

第三十八条　清算人は、法第三十六条第一項の規定により基金が解散日までに支給すべきであつた給付でまだ支給していないものに相当する金額を供託しなければならない。　（新設）

2　前項の規定による供託は、金銭をもつてしなければならない。

3　清算人は、第一項の規定により供託した場合にあつては、供託書正本の写しを第四十条第一項の決算報告書に添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

（残余財産の処分の制限）

第三十九条　基金の清算人は、基金の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。　（新設）

（決算報告書の承認）

第四十条　清算人は、清算が結了したときは、遅滞なく、決算報告書を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。　（新設）

2　前項の規定による決算報告書の承認の申請は、決算報告書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

（基金から企業年金基金への移行の申請）

第四十一条　令和七年改正法附則第三十四条第一項の規定による基金が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第四項に規定する企業年金基金となることについての認可の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。　（新設）

一　令和七年改正法附則第三十四条第二項の同意を得たことを証する書類

二　確定給付企業年金法施行規則第十一条第一号、第二号及び第四号に掲げる書類

三　確定給付企業年金法施行規則第四条第三号、第五号及び第六号に掲げる書類

四　認可の申請前一月以内現在における基金の財産目録、貸借対照表並びに積立金の額、最低積立金額及び令和七年改正法附則第三十四条第七項の規定による厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びにこれらの額の明細を示した書類

五　前各号に掲げるもののほか、認可に当たつて必要な書類

（基金から企業年金基金に移換する額）

第四十二条　令和七年改正法附則第三十四条第七項の規定による厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額のうちいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額（以下この条において「移換下限額」という。）から令和七年改正法附則第三十四条第五項に規定する企業年金基金の成立の日（以下この条において「移行の日」という。）における積立金の額に達するまでの範囲で、定款で定めた額とする。ただし、移行の日における積立金の額が移換下限額を下回る場合は、移換下限額とする。

一　次の要件を満たす予定利率及び予定死亡率を基礎率として用いて計算した移行の日における通常予測給付額（承継企業年金基金が承継する給付に要する費用の通常の予測に基づく予想額をいう。）の現価

イ　予定利率は、移行の日における確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号の厚生労働大臣が定める率とすること。

ロ　予定死亡率は、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める率とすること。

(1)　坑内員又は坑外員　移行の日における確定給付企業年金法施行規則第六十二条第一号ロの規定による同号ロ(1)の区分の予定死亡率

(2)　男子であつて、坑内員であつた者又は坑外員であつた者　移行の日における同号ロの規定による同号ロ(2)の区分の予定死亡率

(3)　女子であつて、坑内員であつた者又は坑外員であつた者　移行の日における同号ロの規定による同号ロ(3)の区分の予定死亡率

二　移行の日を解散日とみなして第三十三条第一項の規定の例により計算した最低積立金額

2　前項各号に掲げる額を算定するに当たっては、賃金水準及び物価等に関する事情を勘案したものであるものとする。

（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に死亡があった場合における死亡の届出については、なお従前の例による。

（企業型年金加入者掛金の額の変更に関する特例）

第三条　この省令の施行の日から令和八年十一月三十日までの間におけるこの省令による改正後の確定拠出年金法施行規則第四条の二の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「次のとおり」とあるのは、「企業型年金加入者掛金の額を事業主掛金の額を超えるように初めて引き上げる場合及び次の各号に掲げる場合」とする。

（石炭鉱業年金基金から企業年金基金へ移行する場合の財政計算）

第四条　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第三十四条第一項の認可を受けようとするときは、承継企業年金基金（同条第六項に規定する承継企業年金基金をいう。）が成立することとなる日（以下この条において「制度施行日」という。）前一年以内のいずれかの日又は制度施行日の前日において設立されていた石炭鉱業年金基金（石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第二条に規定する石炭鉱業年金基金をいう。）の事業年度の末日（制度施行日前一年六月以内の日に限る。）を計算基準日として、確定給付企業年金法施行規則第二十四条の三第一号に規定する財政計算を行って掛金の額を算定するものとする。

○国土交通省令第十九号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び船員法（昭和二十二年法律第百号）を実施するため、船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第十九条　船舶所有者は、前条の届出をしようとするときは、次の書類を提示して、雇入契約が成立又は終了した場合にあつては第六号書式による届出書を、雇入契約を変更又は更新した場合にあつては第八号書式による届出書を提出しなければならない。

一・二　（略）

三　法第五十条第四項ただし書に規定する書面（船員手帳により船員の勤務に関する事項を確認することができる場合を除く。）

四　（略）

②　（略）

第二十一条　船舶所有者は、雇入契約の成立等の届出をする場合において、船員が地方運輸局等の事務所のない港で下船したことその他のやむを得ない事由があるときは、第十九条第一項の規定にかかわらず、船員手帳及び法第五十条第四項ただし書に規定する書面を提示することを要しない。

②　船長は、船舶所有者が、船員が下船する際に雇入契約の終了の届出をすることができないときは、当該船員の受有する船員手帳の該当欄又は法第五十条第四項ただし書に規定する書面にその事由を記載しておかなければならない。

（船員の勤務に関する事項を記載した書面の交付等）

第二十七条の二　法第五十条第四項ただし書に規定する書面の様式は、第十一号の二書式とする。ただし、当該様式に掲げる事項を記載することができる別の様式を使用することができる。

2　法第五十条第四項ただし書の規定による書面の交付については、船員について雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なくこれを行うものとする。

（船員手帳等記載事項の証明）

第三十九条　船員又は船員であつた者は、船員手帳又は法第五十条第四項ただし書に規定する書面に記載されている事項であつて、雇入契約の成立等の届出又は第二十四条第一項の規定による証明を受けたものについて地方運輸局長の証明を申請することができる。

②　前項の証明を申請しようとする者は、地方運輸局の事務所において次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して第十六号の二書式による申請書を提出しなければならない。

一　船員手帳に記載されている事項のみの証明を申請する場合　船員手帳

二　法第五十条第四項ただし書に規定する書面に記載されている事項の証明を申請する場合（船員手帳の記載事項の証明を併せて申請する場合を含む。）　船員手帳及び当該書面

（年少船員の認証）

第五十七条の二十　船舶所有者は、法第八十五条第三項の認証を受けようとするときは、当該船員の雇入契約の成立の届出の際、船員手帳の該当欄又は法第五十条第四項ただし書に規定する書面に年齢十八年に達する年月日を朱書し、これを地方運輸局長等に提示しなければならない。

（就業規則等の掲示等）

第七十五条　法第百十三条第一項の規定により船内及びその他の事業場内に掲示し、又は備え置かなければならない就業規則は、法第九十七条の規定により届出されたものでなければならない。

②　（略）

改正前

第十九条　船舶所有者は、前条の届出をしようとするときは、次の書類を提示して、雇入契約が成立又は終了した場合にあつては第六号書式による届出書を、雇入契約を変更又は更新した場合にあつては第八号書式による届出書を提出しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

②　（略）

第二十一条　雇入契約の成立等の届出をする場合において、船員が地方運輸局等の事務所のない港で下船したことその他のやむを得ない事由があるときは、第十九条第一項の規定にかかわらず、船員手帳を提示することを要しない。

②　船長は、船員が下船する際に雇入契約の終了の届出をすることができないときは、当該船員の受有する船員手帳の該当欄にその事由を記載しておかなければならない。

（船員手帳への記載）

第二十七条の二　船長は、雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なく、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなければならない。

（船員手帳記載事項の証明）

第三十九条　船員又は船員であつた者は、船員手帳に記載されている事項であつて、雇入契約の成立等の届出又は第二十四条第一項の規定による証明を受けたものについて地方運輸局長の証明を申請することができる。

②　前項の証明を申請しようとする者は、地方運輸局の事務所において船員手帳を提示して第十六号の二書式による申請書を提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（年少船員の認証）

第五十七条の二十　船舶所有者は、法第八十五条第三項の認証を受けようとするときは、当該船員の雇入契約の成立の届出の際、船員手帳の該当欄に年齢十八年に達する年月日を朱書し、これを地方運輸局長等に提示しなければならない。

（就業規則等の掲示等）

第七十五条　法第百十三条第一項の規定により船内及びその他の事業場内に掲示し、又は備え置かなければならない就業規則は、所轄地方運輸局長の届出受理証明のある有効なものでなければならない。

②　（略）

（航海当直部員の乗組みに関する基準）

第七十七条　船舶所有者は、甲板部又は機関部の航海当直部員として部員を乗り組ませようとする場合には、それぞれ甲板部航海当直部員又は機関部航海当直部員の資格の認定を受けている者を乗り組ませなければならない。

第七十七条の二　船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項から第五項までに規定する基準に適合する船舶に乗り組む甲板部及び機関部の両部の航海当直をすべき職務を有する部員又は乗組み基準外運航士（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第一第三号の表㈠の表から㈣の表までに定める運航士に加えて乗り組む運航士（一号職務）又は運航士（二号職務）（同令別表第一第三号の表㈠の表備考４の運航士（一号職務）又は運航士（二号職務）をいう。）であつて、それぞれ甲板部又は機関部の部員が行うべき作業に相当する作業を併せ行う者をいう。）として部員を乗り組ませようとする場合には、次に掲げる航海当直部員の乗組みに関する基準に従わなければならない。

一　甲種甲板・機関部航海当直部員又は乙種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定を受けている者を乗り組ませること。

二　部員の過半数は甲種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定を受けている者とすること。

（航海当直部員の認定等）

第七十七条の二の三　（略）

②　前項の認定を申請しようとする者は、第二十二号書式による申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

一　船員手帳

二　認定を受けようとする資格に係る第八号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類

三　申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（単独、無帽、かつ、正面のもの。以下「自己の写真」という。）（航海当直部員適任証書の交付を受けようとする者に限る。）

③　法第百十七条の二第二項の規定による証印の様式は第二十二号の二書式、航海当直部員適任証書の様式は第二十二号の二の二書式による。

④　航海当直部員適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、若しくはその写真が本人であることを認め難くなつた場合又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第二十二号の二の三書式による申請書に船員手帳及び自己の写真を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

（危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準）

第七十七条の四　船舶所有者は、前条第一項のタンカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定を受けている者を乗り組ませなければならない。

（表　略）

2　船舶所有者は、前条第二項の液化天然ガス等燃料船には、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定を受けている者を乗り組ませなければならない。

（表　略）

（航海当直部員の乗組みに関する基準）

第七十七条　船舶所有者は、甲板部又は機関部の航海当直部員として部員を乗り組ませようとする場合には、それぞれ甲板部航海当直部員又は機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならない。

第七十七条の二　船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項から第五項までに規定する基準に適合する船舶に乗り組む甲板部及び機関部の両部の航海当直をすべき職務を有する部員又は乗組み基準外運航士（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第一第三号の表㈠の表から㈣の表までに定める運航士に加えて乗り組む運航士（一号職務）又は運航士（二号職務）（同令別表第一第三号の表㈠の表備考４の運航士（一号職務）又は運航士（二号職務）をいう。）であつて、それぞれ甲板部又は機関部の部員が行うべき作業に相当する作業を併せ行う者をいう。）として部員を乗り組ませようとする場合には、次に掲げる航海当直部員の乗組みに関する基準に従わなければならない。

一　甲種甲板・機関部航海当直部員又は乙種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませること。

二　部員の過半数は甲種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者とすること。

（航海当直部員の認定等）

第七十七条の二の三　（略）

②　前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳及び認定を受けようとする資格に係る第八号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類を提示して、第二十二号書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

③　法第百十七条の二第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の二書式による。

（新設）

（危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準）

第七十七条の四　船舶所有者は、前条第一項のタンカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならない。

（表　略）

2　船舶所有者は、前条第二項の液化天然ガス等燃料船には、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならない。

（表　略）

（危険物等取扱責任者の認定等）

第七十七条の六　地方運輸局の事務所の長は、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（第七十七条の十一及び第七十八条の二の五において「船員条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書（次項第二号及び第七十七条の七第一項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百十七条の三第二項の規定による認定を行う。

②　前項の認定を申請しようとする者は、第二十二号の三書式による申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

一　船員手帳

二　認定を受けようとする資格に係る第九号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は締約国危険物等取扱責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類

三　自己の写真（危険物等取扱責任者適任証書の交付を受けようとする者に限る。）

③　（略）

④　法第百十七条の三第二項の規定による証印の様式は第二十二号の四書式、危険物等取扱責任者適任証書の様式は第二十二号の四の二書式による。

⑤　危険物等取扱責任者適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第二十二号の四の三書式による申請書に船員手帳及び自己の写真を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

（認定の有効期間等）

第七十七条の七　（略）

②　前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、第二十二号の五書式による申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

一　船員手帳

二　第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類

三　自己の写真（危険物等取扱責任者適任証書の交付を受けている者に限る。）

③　前二項の規定は、第七十七条の六第三項において準用する同条第一項の規定による第十号表の危険物等取扱責任者の認定について準用する。この場合において、前項第二号中「第四項各号」とあるのは、「第五項各号」と読み替えるものとする。

④～⑥　（略）

⑦　地方運輸局の事務所の長は、第四項又は第五項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の認定がなお効力を有する旨の証印をし、又は新たに危険物等取扱責任者適任証書を交付する。

⑧　（略）

（危険物等取扱責任者の認定等）

第七十七条の六　地方運輸局の事務所の長は、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（第七十七条の十一及び第七十八条の二の五において「船員条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書（次項及び第七十七条の七第一項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百十七条の三第二項の規定による認定を行う。

②　前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳並びに認定を受けようとする資格に係る第九号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は締約国危険物等取扱責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類を提示して、第二十二号の三書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

③　（略）

④　法第百十七条の三第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の四書式による。

（新設）

（認定の有効期間等）

第七十七条の七　（略）

②　前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、船員手帳及び第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の五書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

③　前二項の規定は、第七十七条の六第三項において準用する同条第一項の規定による第十号表の危険物等取扱責任者の認定について準用する。

④～⑥　（略）

⑦　地方運輸局の事務所の長は、第四項又は第五項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の認定がなお効力を有する旨の証印をする。

⑧　（略）

（特定海域運航責任者の乗組みに関する基準）

第七十七条の九　船舶所有者は、前条の特定海域を航行する船舶（以下「特定海域航行船舶」という。）には、次の表の上欄に掲げる特定海域の海氷の状況（海氷が存在しない場合を除く。）に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表の下欄に掲げる特定海域運航責任者の資格の認定を受けている者を乗り組ませなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に適合する場合にあつてはこの限りでない。

一　海氷の密接度が十分の一未満である特定海域	特定海域航行船舶の船長及び甲板部の当直を行う職員	甲種特定海域運航責任者又は乙種特定海域運航責任者
二　一に掲げる特定海域以外の特定海域	（略）	（略）
	特定海域航行船舶の甲板部の当直を行う職員（一等航海士及び運航士（四号職務）を除く。）	甲種特定海域運航責任者又は乙種特定海域運航責任者

（特定海域運航責任者の認定等）

第七十七条の十一　地方運輸局の事務所の長は、第十五号表上欄に掲げる特定海域運航責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する船員条約の締約国が発給した条約に適合する海域の特性に応じた運航に関する資格証明書（次項第二号及び第七十七条の十二第一項において「締約国特定海域運航責任者資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百十七条の四第二項の規定による認定を行う。

②　前項の認定を申請しようとする者は、第二十二号の六書式による申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

一　船員手帳

二　認定を受けようとする資格に係る第十五号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は締約国特定海域運航責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類

三　自己の写真（特定海域運航責任者適任証書の交付を受けようとする者に限る。）

③　法第百十七条の四第二項の規定による証印の様式は第二十二号の七書式、特定海域運航責任者適任証書の様式は第二十二号の七の二書式による。

④　特定海域運航責任者適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第二十二号の七の三書式による申請書に船員手帳及び自己の写真を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

（特定海域運航責任者の乗組みに関する基準）

第七十七条の九　船舶所有者は、前条の特定海域を航行する船舶（以下「特定海域航行船舶」という。）には、次の表の上欄に掲げる特定海域の海氷の状況（海氷が存在しない場合を除く。）に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表の下欄に掲げる特定海域運航責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に適合する場合にあつてはこの限りでない。

一　海氷の密接度が十分の一未満である特定海域	特定海域航行船舶の船長及び甲板部の当直を行う職員	乙種特定海域運航責任者
二　一に掲げる特定海域以外の特定海域	（略）	（略）
	特定海域航行船舶の甲板部の当直を行う職員（一等航海士及び運航士（四号職務）を除く。）	乙種特定海域運航責任者

（特定海域運航責任者の認定等）

第七十七条の十一　地方運輸局の事務所の長は、第十五号表上欄に掲げる特定海域運航責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する船員条約の締約国が発給した条約に適合する海域の特性に応じた運航に関する資格証明書（次項及び第七十七条の十二第一項において「締約国特定海域運航責任者資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百十七条の四第二項の規定による認定を行う。

②　前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳並びに認定を受けようとする資格に係る第十五号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は締約国特定海域運航責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類を提示して、第二十二号の六書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

③　法第百十七条の四第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の七書式による。

（新設）

（認定の有効期間等）

第七十七条の十二　（略）

②　前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、第二十二号の八書式による申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

一　船員手帳

二　次項各号又は第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類

三　自己の写真（特定海域運航責任者適任証書の交付を受けている者に限る。）

③～⑤　（略）

⑥　地方運輸局の事務所の長は、第三項又は第四項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の十一第一項の認定がなお効力を有する旨の証印をし、又は新たに特定海域運航責任者適任証書を交付する。

⑦　（略）

（権限の委任）

第七十八条の三の二　（略）

②　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第百十七条の二第三項（法第百十七条の三第三項及び第百十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印又は航海当直部員適任証書、危険物等取扱責任者適任証書若しくは特定海域運航責任者適任証書（以下この項において「適任証書」と総称する。）の交付の拒否及び法第百十七条の二第四項（法第百十七条の三第三項及び第百十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印の抹消又は適任証書の返納の命令は、地方運輸局長に行わせる。

③～⑤　（略）

（手数料）

第七十九条　次に掲げる証明を申請する者は、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）に対して第一号又は第二号に掲げる証明を申請する場合を除き、証明書一通につき、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一～三　（略）

四　第三十九条第一項の規定による船員手帳等の記載事項の証明　八百七十円

②　（略）

第八号表（第七十七条の二の三関係）

（略）	（略）
三　甲種甲板・機関部航海当直部員	1・2　（略） 3　甲板部又は機関部の勤務に従事した期間（次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定を受けて部員として勤務した期間を除く。）の二分の一の期間及び次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定を受けて部員として勤務した期間が通算して四年以上あること。
（略）	（略）

（認定の有効期間等）

第七十七条の十二　（略）

②　前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、船員手帳及び第三項各号又は第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の八書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

③～⑤　（略）

⑥　地方運輸局の事務所の長は、第三項又は第四項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の十一第一項の認定がなお効力を有する旨の証印をする。

⑦　（略）

（権限の委任）

第七十八条の三の二　（略）

②　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第百十七条の二第三項（法第百十七条の三第三項及び第百十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印の拒否及び法第百十七条の二第四項（法第百十七条の三第三項及び第百十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印の抹消は、地方運輸局長に行わせる。

③～⑤　（略）

（手数料）

第七十九条　次に掲げる証明を申請する者は、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）に対して第一号又は第二号に掲げる証明を申請する場合を除き、証明書一通につき、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一～三　（略）

四　第三十九条第一項の規定による船員手帳の記載事項の証明　八百七十円

②　（略）

第八号表（第七十七条の二の三関係）

（略）	（略）
三　甲種甲板・機関部航海当直部員	1・2　（略） 3　甲板部又は機関部の勤務に従事した期間（次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けて部員として勤務した期間を除く。）の二分の一の期間及び次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けて部員として勤務した期間が通算して四年以上あること。
（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　第三号３の認定を受けて部員として勤務した期間には、船員法施行規則等の一部を改正する省令（平成九年運輸省令第二号）第一条の規定による改正前の第七十七条の五第一項第一号及び第二号の確認を受けて第七十七条の二に規定する船舶において航海当直をすべき職務を有する部員として勤務した期間を含むものとする。

第十号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係）

一　甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定を受けていること。 (2)～(4)　（略） 2　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定を受けていること。 (2)　甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定を受けていること。 (3)・(4)　（略）
二　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　（略） 2　甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）又は乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定を受けていること。

第十五号表（第七十七条の十一、第七十七条の十一の二―第七十七条の十一の四、第七十七条の十二関係）

一　甲種特定海域運航責任者	1　乙種特定海域運航責任者の資格の認定を受けていること。
2・3　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　第三号３の証印を受けて部員として勤務した期間には、船員法施行規則等の一部を改正する省令（平成九年運輸省令第二号）第一条の規定による改正前の第七十七条の五第一項第一号及び第二号の確認を受けて第七十七条の二に規定する船舶において航海当直をすべき職務を有する部員として勤務した期間を含むものとする。

第十号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係）

一　甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (2)～(4)　（略） 2　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (2)　甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (3)・(4)　（略）
二　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　（略） 2　甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）又は乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。

第十五号表（第七十七条の十一、第七十七条の十一の二―第七十七条の十一の四、第七十七条の十二関係）

一　甲種特定海域運航責任者	1　乙種特定海域運航責任者の資格の認定をした旨の証印を受けていること。
2・3　（略）	（略）

第十一号の二書式（第二十七条の二関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第十一号書式の次に次の一書式を加える。

船員の勤務に関する記録
Record Related to Seafarers' Employment Agreement

船舶所有者の住所及び氏名又は名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(Address and name of shipowner)

主たる船員の労務管理を行う事務所 Principal Office for Labor Management			
名　　称 Name of the Principal Office for Labor Management		労務管理責任者 Name of the Labor Management Control Officer	
所 在 地 Address		連 絡 先 Contact Information	

船員手帳番号 Mariner's Pocket Ledger No.		本　　籍 Nationality			
氏　名（旧姓） Name　(Former Surname)		生 年 月 日 Date of Birth		年齢18年に達する日 Date When the Age Will Reach 18 Years Old	
船　　名 Name of Ship		船舶の用途 Type of Ship			
総トン数 Gross Tonnage	G/T	航行区域又は従業制限及び従業区域 Navigation Area or Fishing Restriction and Fishing Areas			
主機の種類 Type of Main Propulsion Machinery		主機の出力 Power of Main Propulsion Machinery		kW	

雇入・雇止・更新・変更 Employment, End of Employment, Change, Renewal			職　　務 Position	雇 入 期 間 Period of the Articles of Agreement	備　　考 Remarks	(官庁受理印) (Official Seal)
区　分 Distinction	年 月 日 Date	場　所 Port				

記載心得

１　本籍欄には、外国人にあつては、国籍を記載すること。

２　年齢18年以上の船員については、年齢18年に達する日欄に斜線を引くこと。

３　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

４　職務欄には、「一等航海士」、「操機手」等と記載し、同一職名の船舶職員が２名以上乗り組むときは、その順位（「首席」、「次席」等）を付記すること。また、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。
　衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨（救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨）を記載すること。

５　本邦外の地域へ赴く航海に従事する船舶に乗り組む船員については、船名及び職務（衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者、船舶料理士、航海当直部員及び危険物等取扱責任者を除く。）に英訳を付すること。

６　区分欄には、雇入、雇止、更新又は変更の別を記載すること。雇止、更新又は変更の場合にあつては、雇入時に交付した書面又はその写しに追記すること。

７　船舶所有者、船員又は船舶の情報の記載事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記すること。また、船名、船舶の用途、総トン数、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、主機の種類若しくは出力、職務又は雇入期間の変更については、変更内容を備考欄に記載すること。

８　妊産婦の船員については、その旨（「妊娠中、何年何月何日申出」、「産後、何年何月何日出産」等）を備考欄に記載すること。

９　船長は、船舶所有者が、船員が下船する際に雇入契約の終了の届出をすることができないときは、その事由及び自らの氏名を備考欄に記載すること。

10　備考欄には、上記のほか、船員が希望したときは、給料その他の労働条件、雇止事由等を記載すること。

How to enter

1　Write the nationality in the column “Nationality” in the case of a foreigner.

2　For a seafarer 18 or more years of age, a slash shall be drawn in the column of “Date When the Age Will Reach 18 Years Old”.

3　In case of a Japanese ship which has an international tonnage certificate or a tonnage certificate, international gross tonnage shall be added in the column of “Gross Tonnage”.

4　In the column of “Position”, “Chief mate” or “Oiler”, etc., shall be entered, and when two or more officers are aboard in the same position, the order （“The head”, “The next”, etc.） shall be added in front of their position.
In the case of a radio operator, the difference between radiotelegraph and radiotelephony shall be added.
In the case of a health supervisor, lifeboatman （or person with designated inflatable liferaft）, safety manager, fire-fighting leader, health manager, ship's cook, rating forming part of a navigational watch/an engine-room watch or person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances, such positions shall be entered.

5　For the seafarer boarding a ship engaged on an international voyage, if the seafarer's language is not English, the “Name of Ship” and “Position” （excluding health supervisor, lifeboatman, safety manager, fire-fighting leader, health manager, ship's cook, rating forming part of a navigational watch/an engine-room watch or person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances） shall include a translation into English.

6　In the column of “Distinction”, indicate whether it is engagement, termination, renewal, or amendment. For termination, renewal, or amendment, make an additional entry on the document or a copy thereof that was issued at the time of engagement.

7　When there is a change in the particulars of the shipowner, seafarer, or ship, the previous entry shall be crossed out and the change shall be entered, together with the date of the change. For changes to the name of ship, type of ship, gross tonnage, navigation area, fishing restriction, fishing area, type or power of main propulsion machinery, position, or period of the articles of agreement, the details of the change shall be noted in the remarks column.

8　For the pregnant seafarer, the event （ex. “Pregnant, notified on dd/mm/yyyy”, “After childbirth, delivered on dd/mm/yyyy”, etc.） shall be entered in the column of ″Remarks″.

9　In case the shipowner cannot submit the notification of termination of the employment contract when the seafarer disembarks, the master shall enter the reason and his own name in the column of “Remarks”.

10　In the column of “Remarks”, when the holder of this pocket ledger requests, wages and other labor conditions or reasons for the termination of the articles of agreement, etc., can be entered.

第十六号の二書式（第三十九条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（一）

第十六号の二書式を次のように改める。

収　入 印　紙

船員手帳等記載事項証明申請書

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

申請者氏名

現住所

別紙の船員手帳等記載事項について証明を受けたいので、船員法施行規則第39条の規定により申請します。

記

1　船員手帳の番号

2　証明書の通数　通

3　証明書の用途

（二）

船員手帳等記載事項証明書

氏　　名　　年　　月　　日生

本　　籍

船員手帳の番号

区別	年月日	船　　名	総トン数	主機の種類及び出力	航行区域又は従業制限及び従業区域	船舶の用途	職務
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			

記載心得

1　船員手帳の第三表に旧姓が併記されている場合は、本様式の第一表の申請者氏名欄及び第二表の氏名欄に当該旧姓と同一の旧姓を併記すること。

2　記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたつて記載することができる。

3　証明を受けようとする事項について、日付順に記載すること。

4　区別欄には、雇入（就職）、雇止（退職）又は変更の別を記載すること。

5　船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途又は職務に変更があるときは、必ず、該当欄に変更後の事項を記載し、変更にならない事項の欄に斜線を引くこと。

6　雇止（退職）の記載をするときは、船名欄、総トン数欄、主機の種類及び出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、船舶の用途欄及び職務欄は、斜線を引くこと。

7　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

第二十二号書式（第七十七条の二の三関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第二十二号書式を次のように改める。

航海当直部員資格認定申請書

（西暦）　　年　　月　　日

殿

航海当直部員の資格の認定を受けたいので、船員法施行規則第77条の２の３第２項の規定により申請します。

１．認定の区分

□　証印	□　航海当直部員適任証書

２．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　　月　　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

３．認定を受けようとする資格の区分

□　甲板部航海当直部員	□　機関部航海当直部員
□　甲種甲板・機関部航海当直部員	□　乙種甲板・機関部航海当直部員

４．能力証明書の種別

□　乗船履歴を証明する書類	□　登録船舶職員養成施設の課程の修了を証する書類
□　その他（　　）	

５．申請者の署名（Signature）

記載心得

1　申請者情報は、次のイからニまでの規定に従つて記載すること。

イ　ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせることができる。

ロ　申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。

ハ　旧姓欄には、認定の区分において、「航海当直部員適任証書」にレ点を付した場合であつて、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。

ニ　本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。

2　認定を受けようとする資格の区分は、該当するものにレ点を付すこと。

3　能力証明書の種別は、該当するものにレ点を付し、その証明書を添付すること。

4　申請者の署名は、自筆によること。

5　船員法第83条の健康証明書の写しを添付すること。

第二十二号の二の二書式（第七十七条の二の三関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第二十二号の二書式の次に次の二書式を加える。

航海当直部員適任証書
Certificate of Proficiency as Rating Forming Part of a Watch

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類		
Proficiency as		
Comply with		of the STCW Convention, as amended
Limitations applying (IF ANY)		
証書番号 Certificate No.		
交付年月日 Issued on		

船員ID／Mariner’s ID

姓／Surname

（旧姓／Former surname）

名／Given name

生年月日／Date of birth

性別／Sex

国籍／Nationality

本籍／Registered

写真

署名／Signature

第二十二号の二の三書式（第七十七条の二の三関係）（日本産業規格Ａ列４番）

航海当直部員適任証書再交付申請書

（西暦）　　年　　月　　日

殿

航海当直部員適任証書の再交付を受けたいので、船員法施行規則第77条の２の３第４項の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		□　旧姓併記を希望する
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　　月　　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．再交付を受けようとする事由

□　氏名の変更	□　国籍又は本籍の変更
□　写真の変更	□　その他（　　）

３．航海当直部員適任証書の番号

４．申請者の署名（Signature）

記載心得

1　申請者情報は、次のイからニまでの規定に従つて記載すること。

イ　ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせることができる。

ロ　申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。

ハ　旧姓欄には、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。

ニ　本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。

2　再交付を受けようとする事由は、該当するものにレ点を付すこと。なお、「その他」にレ点を付す場合は、その事由を記載すること。

3　航海当直部員適任証書の番号は、現に有している航海当直部員適任証書の番号を記載すること。

4　申請者の署名は、自筆によること。

第二十二号の三書式（第七十七条の六関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第二十二号の三書式を次のように改める。

危険物等取扱責任者資格認定申請書

（西暦）　　年　　月　　日

殿

危険物等取扱責任者の資格の認定を受けたいので、船員法施行規則第77条の６第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

１．認定の区分

□　証印	□　危険物等取扱責任者適任証書

２．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　　月　　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

３．認定を受けようとする資格の区分

□　甲種（石油）	□　甲種（液体化学薬品）
□　甲種（液化ガス）	□　甲種（低引火点燃料）
□　乙種（石油・液体化学薬品）	□　乙種（液化ガス）
□　乙種（低引火点燃料）	

４．能力証明書の種別

□　乗船履歴を証明する書類	□　登録講習実施機関の講習の課程の修了を証する書類
□　国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程の修了を証する書類	□　締約国危険物等取扱責任者資格証明書及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類
□　その他（　　）	

５．申請者の署名（Signature）

記載心得

1　申請者情報は、次のイからニまでの規定に従つて記載すること。

イ　ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせることができる。

ロ　申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。

ハ　旧姓欄には、認定の区分において、「危険物等取扱責任者適任証書」にレ点を付した場合であつて、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。

ニ　本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。

2　認定を受けようとする資格の区分は、該当するものにレ点を付すこと。

3　能力証明書の種別は、該当するものにレ点を付し、その証明書を添付すること。

4　申請者の署名は、自筆によること。

第二十二号の四の二書式（第七十七条の六関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第二十二号の四書式の次に次の二書式を加える。

危険物等取扱責任者適任証書

Certificate of Proficiency as Person Responsible for Handling Dangerous and Other Substances

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類			
Proficiency as			
Comply with		of the STCW Convention, as amended	
Limitations applying (IF ANY)			
証書番号 Certificate No.			
交付年月日 Issued on		有効期間 Valid until	

船員ID／Mariner’s ID

姓／Surname

（旧姓／Former surname）

名／Given name

生年月日／Date of birth

性別／Sex

国籍／Nationality

本籍／Registered

写真

署名／Signature

第二十二号の四の三書式（第七十七条の六関係）（日本産業規格Ａ列４番）

危険物等取扱責任者適任証書再交付申請書

（西暦）　　年　　月　　日

殿

危険物等取扱責任者適任証書の再交付を受けたいので、船員法施行規則第77条の６第５項の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　月　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．再交付を受けようとする事由

□　氏名の変更	□　国籍又は本籍の変更
□　その他（　　）	

３．危険物等取扱責任者適任証書の番号

４．申請者の署名（Signature）

記載心得

１　申請者情報は、次のイからニまでの規定に従つて記載すること。

イ　ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせることができる。

ロ　申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。

ハ　旧姓欄には、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。

ニ　本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。

２　再交付を受けようとする事由は、該当するものにレ点を付すこと。なお、「その他」にレ点を付す場合は、その事由を記載すること。

３　危険物等取扱責任者適任証書の番号は、現に有している危険物等取扱責任者適任証書の番号を記載すること。

４　申請者の署名は、自筆によること。

第二十二号の五書式（第七十七条の七関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第二十二号の五書式及び第二十二号の六書式を次のように改める。

危険物等取扱責任者資格認定更新申請書

（西暦）　　年　　月　　日

殿

危険物等取扱責任者の資格の認定の更新を受けたいので、船員法施行規則第77条の７第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

１．認定の更新の区分

□　証印	□　危険物等取扱責任者適任証書

２．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　月　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

３．認定の更新を受けようとする資格の区分

□　甲種（石油）	□　甲種（液体化学薬品）
□　甲種（液化ガス）	□　甲種（低引火点燃料）
□　乙種（石油・液体化学薬品）	□　乙種（液化ガス）
□　乙種（低引火点燃料）	

４．能力証明書の種別

□　乗船履歴を証明する書類	□　国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程の修了を証する書類
□　その他（　　）	

５．証印又は危険物等取扱責任者適任証書の番号

６．申請者の署名（Signature）

記載心得

1　申請者情報は、次のイからニまでの規定に従つて記載すること。

イ　ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせることができる。

ロ　申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。

ハ　旧姓欄には、認定の更新の区分において、「危険物等取扱責任者適任証書」にレ点を付した場合であつて、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。

ニ　本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。

2　認定の更新を受けようとする資格の区分は、該当するものにレ点を付すこと。

3　能力証明書の種別は、該当するものにレ点を付し、その証明書を添付すること。

4　証印又は危険物等取扱責任者適任証書の番号は、現に受けている証印又は現に有している危険物等取扱責任者適任証書の番号を記載すること。

5　申請者の署名は、自筆によること。

第二十二号の六書式（第七十七条の十一関係）（日本産業規格Ａ列４番）

特定海域運航責任者資格認定申請書

（西暦）　　年　　月　　日

殿

特定海域運航責任者の資格の認定を受けたいので、船員法施行規則第 77 条の 11 第２項の規定により申請します。

１．認定の区分

□　証印	□　特定海域運航責任者適任証書

２．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　月　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

３．認定を受けようとする資格の区分

□　甲種	□　乙種

４．能力証明書の種別

□　乗船履歴を証明する書類	□　登録講習実施機関の講習の課程の修了を証する書類
□　国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程の修了を証する書類	□　締約国特定海域運航責任者資格証明書及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類
□　その他（　　）	

５．申請者の署名（Signature）

記載心得

1　申請者情報は、次のイからニまでの規定に従つて記載すること。

イ　ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせることができる。

ロ　申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。

ハ　旧姓欄には、認定の区分において、「特定海域運航責任者適任証書」にレ点を付した場合であつて、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。

ニ　本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。

2　認定を受けようとする資格の区分は、該当するものにレ点を付すこと。なお、「甲種」にレ点を付し、かつ、現に「乙種」の特定海域運航責任者適任証書を有している場合は、その特定海域運航責任者適任証書を添付すること。

3　能力証明書の種別は、該当するものにレ点を付し、その証明書を添付すること。

4　申請者の署名は、自筆によること。

第二十二号の七の二書式（第七十七条の十一関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第二十二号の七書式の次に次の二書式を加える。

特定海域運航責任者適任証書

Certificate of Proficiency as Person Responsible for the Ship Operation in the Specific Sea Areas

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書

Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類			
Proficiency as			
Comply with		of the STCW Convention, as amended	
Limitations applying (IF ANY)			
証書番号 Certificate No.			
交付年月日 Issued on		有効期間 Valid until	

船員ID／Mariner’s ID

姓／Surname

（旧姓／Former surname）

名／Given name

生年月日／Date of birth

性別／Sex

国籍／Nationality

本籍／Registered

写真

署名／Signature

第二十二号の七の三書式（第七十七条の十一関係）（日本産業規格Ａ列４番）

特定海域運航責任者適任証書再交付申請書

（西暦）　　年　　月　　日

殿

特定海域運航責任者適任証書の再交付を受けたいので、船員法施行規則第 77 条の 11 第４項の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　　月　　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．再交付を受けようとする事由

□　氏名の変更	□　国籍又は本籍の変更
□　その他（　　）	

３．特定海域運航責任者適任証書の番号

４．申請者の署名（Signature）

記載心得

1　申請者情報は、次のイからニまでの規定に従つて記載すること。

イ　ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせることができる。

ロ　申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。

ハ　旧姓欄には、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。

ニ　本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。

2　再交付を受けようとする事由は、該当するものにレ点を付すこと。なお、「その他」にレ点を付す場合は、その事由を記載すること。

3　特定海域運航責任者適任証書の番号は、現に有している特定海域運航責任者適任証書の番号を記載すること。

4　申請者の署名は、自筆によること。

第二十二号の八書式（第七十七条の十二関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第二十二号の八書式を次のように改める。

特定海域運航責任者資格認定更新申請書

（西暦）　　年　　月　　日

殿

特定海域運航責任者の資格の認定の更新を受けたいので、船員法施行規則第77条の12第２項の規定により申請します。

１．認定の更新の区分

□　証印	□　特定海域運航責任者適任証書

２．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　　月　　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

３．認定の更新を受けようとする資格の区分

□　甲種	□　乙種

４．能力証明書の種別

□　乗船履歴を証明する書類	□　国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程の修了を証する書類
□　その他（　　）	

５．証印又は特定海域運航責任者適任証書の番号

６．申請者の署名（Signature）

記載心得

1　申請者情報は、次のイからニまでの規定に従つて記載すること。

イ　ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせることができる。

ロ　申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。

ハ　旧姓欄には、認定の更新の区分において、「特定海域運航責任者適任証書」にレ点を付した場合であつて、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。

ニ　本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。

2　認定の更新を受けようとする資格の区分は、該当するものにレ点を付すこと。

3　能力証明書の種別は、該当するものにレ点を付し、その証明書を添付すること。

4　証印又は特定海域運航責任者適任証書の番号は、現に受けている証印又は現に有している特定海域運航責任者適任証書の番号を記載すること。

5　申請者の署名は、自筆によること。

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第二条　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第十三条　衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。 一　船員手帳（船員手帳を添付できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書） 二　前条各号のいずれかに該当することを証する書類 三　申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（単独、無帽、正面のもの。）	**第十三条**　衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、前条各号のいずれかに該当することを証する書類を提示し、かつ、第一号様式による申請書に戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書及び認定に必要な船舶に乗り組んで船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有することを証する書類を添付して、国土交通大臣に申請しなければならない。
第十五条　衛生管理者適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、若しくはその写真が本人であることを認め難くなつた場合又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第三号様式による申請書に第十三条第一号及び第三号に掲げる書類を添付して、最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。 （削る） （権限の委任） **第二十二条**　この省令で地方運輸局長が法第八十二条ただし書又は第八十二条の二第二項ただし書若しくは第三項に規定する国土交通大臣の権限を行うことを定めている場合は、法第百二十一条の四第一項の規定に基づいて国土交通大臣の権限が当該地方運輸局長に委任されたものとする。	**第十五条**　衛生管理者適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しくはき損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、再交付を必要とする事由及び衛生管理者適任証書の番号を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請をしようとする者は、衛生管理者適任証書を失つた場合を除き、これを国土交通大臣に返納しなければならない。 （権限の委任） **第二十二条**　この省令で地方運輸局長が法第八十二条及び第八十二条の二第二項に規定する国土交通大臣の権限を行うことを定めている場合は、法第百二十一条の四第一項の規定に基づいて国土交通大臣の権限が当該地方運輸局長に委任されたものとする。

第１号様式（第13条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

衛生管理者資格認定申請書

（西暦）　　年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

衛生管理者の資格の認定を受けたいので、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第13条の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　月　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．身分証明書の種類

□　船員手帳	□　戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
□　本籍の記載のある住民票の写し	□　旅券
□　その他（　　）	

３．能力証明の区分

□　医師	□　歯科医師、薬剤師又は獣医師
□　保健師、助産師、看護師又は准看護師	□　医学士、歯学士、薬学士又は衛生看護学士
□　医学、歯学その他の保健衛生に関する旧専門学校令に基づく旧専門学校卒業者	□　外国で医師免許を得た者
□　労働安全衛生法の規定による衛生管理者の資格を有する者で、２年以上船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有するもの	□　登録講習を修了した者
□　その他同等以上の能力を有する者（　　）	

４．申請者の署名（Signature）

収入印紙貼付欄

第２号様式（第14条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

衛生管理者適任証書
Certificate of Proficiency as Health Supervisor

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類		
Proficiency as		
Comply with		of the STCW Convention, as amended
Limitations applying (IF ANY)		
証書番号 Certificate No.		
交付年月日 Issued on		

船員ID／Mariner’s ID

姓／Surname

（旧姓／Former surname）

名／Given name

生年月日／Date of birth

性別／Sex

国籍／Nationality

本籍／Registered

写真

署名／Signature

第３号様式（第15条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第二号様式の次に次の一様式を加える。

衛生管理者適任証書再交付申請書

（西暦）　　年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　　殿

衛生管理者適任証書の再交付を受けたいので、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第15条の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　　月　　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．再交付を受けようとする事由

□　氏名の変更	□　国籍又は本籍の変更
□　写真の変更	□　その他（　　）

３．身分証明書の種類

□　船員手帳	□　戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
□　本籍の記載のある住民票の写し	□　旅券
□　その他（　　）	

４．衛生管理者適任証書の番号

５．申請者の署名（Signature）

収入印紙貼付欄

（救命艇手規則の一部改正）

第三条　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第五条　救命艇手試験の受験を申請しようとする者は、第三条第一号の試験の受験の申請にあつては第一号様式、同条第二号の試験の受験の申請にあつては第二号様式による申請書に、船員手帳及び申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（単独、無帽、正面のもの。第八条第一項第三号において「自己の写真」という。）を添付して、最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。ただし、船員手帳を添付できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等。第八条第一項第一号において同じ。）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（同号において「在留カード」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（同号において「特別永住者証明書」という。）並びに前条第二号及び第三号の要件に適合することを証する書類を申請書に添付するものとする。	**第五条**　救命艇手試験の受験を申請しようとする者は、船員手帳を提示して、第三条第一号の試験の受験の申請にあつては第一号様式、同条第二号の試験の受験の申請にあつては第二号様式による申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。ただし、船員手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書並びに前条第二号及び第三号の要件に適合することを証する書類を申請書に添付するものとする。
2　（略）	2　（略）
第八条　救命艇手の資格の認定を申請しようとする者は、限定救命艇手以外の救命艇手に関するものにあつては第三号様式、限定救命艇手に関するものにあつては第四号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。 一　船員手帳（船員手帳を添付できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍の記載のある住民票の写し、旅券、在留カード又は特別永住者証明書並びに前条第二号及び第三号の要件に適合することを証する書類） 二　前条第四号の要件に適合することを証する書類 三　自己の写真 2　前項の場合において、船員手帳により前条第三号の要件に適合することを証することができないときは、これを証する書類を申請書に添付しなければならない。	**第八条**　救命艇手の資格の認定を申請しようとする者は、船員手帳及び前条第四号の要件に適合することを証する書類を提示して、第三号様式（限定救命艇手の資格の認定の申請にあつては、第四号様式）による申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。ただし、船員手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書並びに前条第二号及び第三号の要件に適合することを証する書類を添付するものとする。
第十条　救命艇手適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、若しくはその写真が本人であることを認め難くなつた場合又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、限定救命艇手以外の救命艇手に関するものにあつては第七号様式、限定救命艇手に関するものにあつては第八号様式による申請書に、第八条第一項第一号及び第三号に掲げる書類（第七条第二号及び第三号の要件に適合することを証する書類を除く。）を添付して、最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。	**第十条**　救命艇手適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しくはき損した場合においてその再交付を必要とする事由及び救命艇手適任証書の番号を記載した申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。
（削る）	2　前項の申請をしようとする者は、救命艇手適任証書を失つた場合を除き、これを当該地方運輸局長に返納しなければならない。

第１号様式（第５条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

救命艇手試験受験申請書

（西暦）　　年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　　殿

救命艇手規則第３条第１号の試験を受けたいので、同令第５条の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　月　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．身分証明書の種類

□　船員手帳	□　戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
□　本籍の記載のある住民票の写し	□　旅券
□　その他（　　）	

３．試験番号

収入印紙貼付欄

第２号様式（第５条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

限定救命艇手試験受験申請書

（西暦）　　年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　　殿

救命艇手規則第３条第２号の試験を受けたいので、同令第５条の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		□　旧姓併記を希望する
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　　月　　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．身分証明書の種類

□　船員手帳	□　戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
□　本籍の記載のある住民票の写し	□　旅券
□　その他（　　）	

３．試験番号

収入印紙貼付欄

第３号様式（第８条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

救命艇手資格認定申請書

（西暦）　年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

救命艇手適任証書の資格の認定を受けたいので、救命艇手規則第８条の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		□　旧姓併記を希望する
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　月　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．身分証明書の種類

□　船員手帳	□　戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
□　本籍の記載のある住民票の写し	□　旅券
□　その他（　　）	

３．能力証明の区分

□　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校の後期課程において、救命艇の操作に関する教科課程を修めて卒業した者（当該教科課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	□　海技大学校、独立行政法人海技大学校、海員学校、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技教育機構、海上保安大学校、海上保安学校、水産大学校、独立行政法人水産大学校又は国立研究開発法人水産研究・教育機構を卒業した者
□　海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格に係る海技士	□　その他同等以上の能力を有する者 （　　）

４．申請者の署名（Signature）

収入印紙貼付欄

第４号様式（第８条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

限定救命艇手資格認定申請書

（西暦）　　年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　　殿

限定救命艇手適任証書の資格の認定を受けたいので、救命艇手規則第８条の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　　月　　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．身分証明書の種類

□　船員手帳	□　戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
□　本籍の記載のある住民票の写し	□　旅券
□　その他（　　）	

３．能力証明の区分

□　学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校の後期課程において、救命艇の操作に関する教科課程を修めて卒業した者（当該教科課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	□　海技大学校、独立行政法人海技大学校、海員学校、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技教育機構、海上保安大学校、海上保安学校、水産大学校、独立行政法人水産大学校又は国立研究開発法人水産研究・教育機構を卒業した者
□　海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格に係る海技士	□　登録講習を修了した者
□　その他同等以上の能力を有する者（　　）	

４．申請者の署名（Signature）

収入印紙貼付欄

第５号様式（第９条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

救命艇手適任証書
Certificate of Proficiency as Lifeboatman

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類		
Proficiency as		
Comply with		of the STCW Convention, as amended
Limitations applying (IF ANY)		
証書番号 Certificate No.		
交付年月日 Issued on		

船員ID／Mariner’s ID

姓／Surname

（旧姓／Former surname）

名／Given name

生年月日／Date of birth

性別／Sex

国籍／Nationality

本籍／Registered

写真

署名／Signature

第６号様式（第９条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

限定救命艇手適任証書

Certificate of Proficiency as Person Designated for Inflatable Liferaft Operation

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類		
Proficiency as		
Comply with		of the STCW Convention, as amended
Limitations applying (IF ANY)		
証書番号 Certificate No.		
交付年月日 Issued on		

船員ID／Mariner’s ID

姓／Surname

（旧姓／Former surname）

名／Given name

生年月日／Date of birth

性別／Sex

国籍／Nationality

本籍／Registered

写真

署名／Signature

第７号様式（第10条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第六号様式の次に次の二様式を加える。

救命艇手適任証書再交付申請書

（西暦）　年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

救命艇手適任証書の再交付を受けたいので、救命艇手規則第10条の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　月　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．再交付を受けようとする事由

□　氏名の変更	□　国籍又は本籍の変更
□　写真の変更	□　その他（　　）

３．身分証明書の種類

□　船員手帳	□　戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
□　本籍の記載のある住民票の写し	□　旅券
□　その他（　　）	

４．救命艇手適任証書の番号

５．申請者の署名（Signature）

収入印紙貼付欄

第８号様式（第10条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

限定救命艇手適任証書再交付申請書

（西暦）　　年　　月　　日

地方運輸局長
運輸監理部長　　殿

限定救命艇手適任証書の再交付を受けたいので、救命艇手規則第10条の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　　月　　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．再交付を受けようとする事由

□　氏名の変更	□　国籍又は本籍の変更
□　写真の変更	□　その他（　　）

３．身分証明書の種類

□　船員手帳	□　戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
□　本籍の記載のある住民票の写し	□　旅券
□　その他（　　）	

４．限定救命艇手適任証書の番号

５．申請者の署名（Signature）

収入印紙貼付欄

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第四条　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四条　前条の規定により船舶料理士資格証明書の交付を申請しようとする者は、第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。 一　船員手帳（船員手帳を添付できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は氏名、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの） 二・三　（略） 四　申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（単独、無帽、正面のもの） 2　（略） **第六条**　船舶料理士資格証明書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、若しくはその写真が本人であることを認め難くなつた場合又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第三号様式による申請書に第四条第一項第一号及び第四号に掲げる書類を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。 （削る） （権限の委任） **第二十四条**　第三条の規定による交付及び第六条に規定する再交付は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。	**第四条**　前条の規定により船舶料理士資格証明書の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添付又は提示して第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　船員手帳（船員手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は氏名、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの） 二・三　（略） （新設） 2　（略） **第六条**　船舶料理士資格証明書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しくはき損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第三号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請をしようとする者は、船舶料理士資格証明書を失つた場合を除き、これを国土交通大臣に返納しなければならない。 （経由） **第二十四条**　第四条及び第六条の規定により国土交通大臣に申請をしようとする者は、最寄りの地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を経由してこれを行わなければならない。

第１号様式（第４条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

船舶料理士資格証明書交付申請書

（西暦）　　年　　月　　日

国土交通大臣　　殿

船舶料理士資格証明書の交付を受けたいので、船内における食料の支給を行う者に関する省令第４条の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　　月　　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．身分証明書の種類

□　船員手帳	□　戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
□　本籍の記載のある住民票の写し	□　旅券
□　その他（　　）	

３．能力証明の区分

□　船舶料理士試験に合格した者	□　独立行政法人海員学校の司ちゆう・事務科を卒業した者
□　調理師、栄養士又は管理栄養士	□　その他同等以上の能力を有する者（　　）

４．申請者の署名（Signature）

収入印紙貼付欄

第２号様式（第５条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

船舶料理士資格証明書
Certificate of Qualification as Ship's Cook

2006年の海上の労働に関する条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the Maritime Labour Convention, 2006, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類		
Qualification as		
Comply with		of the Maritime Labour Convention, as amended
Limitations applying (IF ANY)		
証書番号 Certificate No.		
交付年月日 Issued on		

船員ID／Mariner’s ID

姓／Surname

（旧姓／Former surname）

名／Given name

生年月日／Date of birth

性別／Sex

国籍／Nationality

本籍／Registered

写真

署名／Signature

第３号様式（第６条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

船舶料理士資格証明書再交付申請書

（西暦）　　年　　月　　日

国土交通大臣　　殿

船舶料理士資格証明書の再交付を受けたいので、船内における食料の支給を行う者に関する省令第６条の規定により申請します。

１．申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
	□　旧姓併記を希望する	
	旧姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年　　月　　日	
性別	□　男	□　女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

２．再交付を受けようとする事由

□　氏名の変更	□　国籍又は本籍の変更
□　写真の変更	□　その他（　　）

３．身分証明書の種類

□　船員手帳	□　戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
□　本籍の記載のある住民票の写し	□　旅券
□　その他（　　）	

４．船舶料理士資格証明書の番号

５．申請者の署名（Signature）

収入印紙貼付欄

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第五条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第六条に関する事項） **第一条**　船員職業安定法（以下「法」という。）第六条第九項第一号の国土交通省令で定める者は、同条第四項に規定する特定地方公共団体、同条第九項の規定による船員募集情報提供事業を行う者又は同条第十二項に規定する無料船員労務供給事業者とする。 2　法第六条第十二項の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第一号において準用する場合を含む。）に規定する職員団体、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二第一項に規定する国会職員の組合 二　前号に掲げる団体又は労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に該当する労働組合が主体となつて構成され、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体（団体に準ずる組織を含む。） （法第十五条に関する事項） **第三条**　（略） 2　求職者は、求職の申込みをするときは、履歴書を提出し、又は履歴に関する事項を申し述べなければならない。この場合において、船員手帳又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十条第四項ただし書に規定する書面を受有している者は、これを提示しなければならない。 3～6　（略） （法第十六条に関する事項） **第四条**　（略） 2　（略） 3　法第十六条第三項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第七号に掲げる事項にあつては、求職者を派遣船員として雇用しようとする者に限るものとする。 一　賃金（船員法第五十三条第二項に規定する報酬に限る。）の額に関する事項 二～七　（略） 4　法第十六条第三項の国土交通省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（第二号において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめこれらの方法によることができない場合において、これらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。 一　書面の交付の方法 二　次のいずれかの方法によることを書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合における当該方法 イ　ファクシミリを利用してする送信の方法	（法第六条に関する事項） **第一条**　船員職業安定法（以下「法」という。）第六条第十項の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。 一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第一号において準用する場合を含む。）に規定する職員団体、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二第一項に規定する国会職員の組合 二　前号に掲げる団体又は労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に該当する労働組合が主体となつて構成され、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体（団体に準ずる組織を含む。） （法第十五条に関する事項） **第三条**　（略） 2　求職者は、求職の申込みをするときは、履歴書を提出し、又は履歴に関する事項を申し述べなければならない。この場合において船員手帳を受有している者は、これを提示しなければならない。 3～6　（略） （法第十六条に関する事項） **第四条**　（略） 2　（略） 3　法第十六条第三項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第七号に掲げる事項にあつては、求職者を派遣船員として雇用しようとする者に限るものとする。 一　賃金（船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十三条第二項に規定する報酬に限る。）の額に関する事項 二～七　（略） 4　法第十六条第三項の国土交通省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめこれらの方法によることができない場合において、これらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。 一　書面の交付の方法 二　電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接

ロ　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法（当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（削る）

（法第十八条に関する事項）

第五条　法第十八条第一項の国土交通省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メール等の送信の方法又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送、同項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置を用いる方法その他これらに類する方法とする。

2　法第十八条第一項の国土交通省令で定める情報は、次のとおりとする。

一　自ら又は求人者に関する情報

二　法に基づく業務の実績に関する情報

3　地方運輸局長は、法第十八条第二項の規定により求人等に関する情報を提供するに当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該求人等に関する情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあつたときは、速やかに、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

二　当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、速やかに、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

三　求人者又は求職者に対し、定期的に求人又は求職者に関する情報が最新かどうかを確認すること。

四　求人又は求職者に関する情報の時点を明らかにすること。

（法第十九条に関する事項）

第五条の二　法第十九条第一項の規定により業務の目的を明らかにするに当たつては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（法第二十条に関する事項）

第五条の三　法第二十条の規定による通知は、船員職業紹介に係るあつせんに際し、あらかじめ、書面の交付、ファクシミリを利用してする送信又は電子メール等の送信（以下「書面の交付等」という。）により行わなければならない。

2　法第二十条第八号の国土交通省令で定める事項は、前項のあつせんに係る求職者の次に掲げる証明書の受有の有無とする。

一　船員法第八十二条の二第三項の衛生管理者適任証書

二　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）第三条の船舶料理士資格証明書

（法第二十一条に関する事項）

第六条　法第二十一条第三項の国土交通省令で定める者は、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）のみを卒業した者（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒を除く。）とする。

続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

5　前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該書面被交付者に到達したものとみなす。

第五条　削除

（新設）

（新設）

（法第二十条に関する事項）

第六条　法第二十条第三項の国土交通省令で定める者は、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）のみを卒業した者（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒を除く。）とする。

（法第二十二条に関する事項）

第七条　地方運輸局長は、労働委員会から法第二十二条第二項の通報を受けたときは、関係求人者に求職者を紹介できない旨を通報しなければならない。

（法第三十二条に関する事項）

第十二条の二　法第三十二条第二項の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を国土交通大臣に対し書面により通知しなければならない。

一　特定地方公共団体の名称

二　無料の船員職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地

三　無料の船員職業紹介事業の開始年月日又は開始予定年月日

四　担当者の職名、氏名及び電話番号

五　地方公務員法第三十八条の六第一項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十条の二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として無料の船員職業紹介事業を行う場合は、その旨

六　法第三十二条第三項の規定により取扱職務等の範囲を定める場合における当該取扱職務等の範囲

2　特定地方公共団体は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び変更した年月日を国土交通大臣に対し書面により通知しなければならない。

（法第三十二条の二に関する事項）

第十二条の三　法第三十二条の二の規定による通知をしようとする特定地方公共団体は、次に掲げる事項を国土交通大臣に対し書面により通知しなければならない。

一　無料の船員職業紹介事業を廃止した年月日

二　無料の船員職業紹介事業を廃止した理由

（法第三十二条の四に関する事項）

第十二条の四　法第三十二条の四の規定による明示は、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、次のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、やむを得ない事由によりこれらの方法によることができない場合において、同条に規定する事項（第三号において「明示事項」という。）をこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一　書面の交付の方法

二　ファクシミリを利用してする送信の方法

三　電子メール等の送信の方法（書面被交付者（明示事項を第一号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。）が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（法第三十二条の五に関する事項）

第十二条の五　第三条から第五条の三まで、第七条及び第五十条（同条の表第四号から第六号までを除く。）の規定は、特定地方公共団体が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、第三条第五項中「法第十五条第一項第三号」とあるのは「法第三十二条の五において準用する法第十五条第一項第三号」と、同項第一号中「法第十五条第二項」とあるのは「法第三十二条の五において準用する法第十五条第二項」と、同条第六項中「法第十五条第一項ただし書」とあるのは「法第三十二条の五において準用する法第十五条第一項ただし書」と、第四条第一項及び第二項中「法第十六条第二項」とあるのは「法第三十二条の五に

（法第二十一条に関する事項）

第七条　地方運輸局長は、労働委員会から法第二十一条第二項の通報を受けたときは、関係求人者に求職者を紹介できない旨を通報しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

おいて準用する法第十六条第二項」と、同条第一項第一号及び第二号中「法第十六条第一項」とあるのは「法第三十二条の五において準用する法第十六条第一項」と、同条第三項及び第四項中「法第十六条第三項」とあるのは「法第三十二条の五において準用する法第十六条第三項」と、第五条第一項及び第二項中「法第十八条第一項」とあるのは「法第三十二条の五において準用する法第十八条第一項」と、同条第三項中「法第十八条第二項」とあるのは「法第三十二条の五において準用する法第十八条第二項」と、第五条の二中「法第十九条第一項」とあるのは「法第三十二条の五において準用する法第十九条第一項」と、第五条の三第一項中「法第二十条」とあるのは「法第三十二条の五において準用する法第二十条」と、同条第二項中「法第二十条第八号」とあるのは「法第三十二条の五において準用する法第二十条第八号」と、第七条中「労働委員会」とあるのは「地方運輸局長」と、「法第二十二条第二項」とあるのは「法第三十二条の五において読み替えて準用する法第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

（法第三十六条に関する事項）

第十五条　法第三十六条に規定する届出は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、若しくは船員職業紹介所を増設し、又は船員職業紹介所の取扱職務等の範囲を変更しようとする地を管轄する地方運輸局長にしなければならない。

（法第四十二条に関する事項）

第十九条　第三条から第五条の三まで、第七条及び第五十条（同条の表第四号から第六号までを除く。）の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、第三条第一項中「地方運輸局」とあるのは「無料の船員職業紹介事業を行う事業所又は施設」と、同条第五項中「法第十五条第一項第三号」とあるのは「法第四十二条第一項において読み替えて準用する法第十五条第一項第三号」と、同項第一号中「法第十五条第二項」とあるのは「法第四十二条第一項において準用する法第十五条第二項」と、同条第六項中「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第四条第一項第一号、第五条第三項、第七条及び第五十条（同条の表第四号から第六号までを除く。）中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、第三条第六項中「法第十五条第一項ただし書」とあるのは「法第四十二条第一項において読み替えて準用する法第十五条第一項ただし書」と、第四条第一項及び第二項中「法第十六条第二項」とあるのは「法第四十二条第一項において読み替えて準用する法第十六条第二項」と、同条第一項第一号及び第二号中「法第十六条第一項」とあるのは「法第四十二条第一項において読み替えて準用する法第十六条第一項」と、同条第三項及び第四項中「法第十六条第三項」とあるのは「法第四十二条第一項において準用する法第十六条第三項」と、第五条第一項及び第二項中「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十二条第一項において読み替えて準用する法第十八条第一項」と、同条第三項中「法第十八条第二項」とあるのは「法第四十二条第一項において読み替えて準用する法第十八条第二項」と、第五条の二中「法第十九条第一項」とあるのは「法第四十二条第一項」と、第五条の三第一項中「法第二十条」とあるのは「法第四十二条第一項において読み替えて準用する法第二十条」と、同条第二項中「法第二十条第八号」とあるのは「法第四十二条第一項において読み替えて準用する法第二十条第八号」と、第七条中「労働委員会」とあるのは「地方運輸局長」と、「法第二十二条第二項」とあるのは「法第四十二条第一項において読み替えて準用する法第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

（法第三十六条に関する事項）

第十五条　法第三十六条に規定する届出は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、若しくは船員職業紹介所を増設し、又は船員職業紹介所の取扱職種の範囲等を変更しようとする地を管轄する地方運輸局長にしなければならない。

（法第四十二条に関する事項）

第十九条　第二条から第四条まで、第七条及び第五十条（同条の表第四号から第六号までを除く。）の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。

（法第四十八条に関する事項）

第二十一条　船員の募集を行う者は、法第四十八条において読み替えて準用する法第十八条第二項の規定により船員の募集に関する情報を提供するときは、次に掲げるところにより、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

一　船員の募集を終了したとき又はその内容を変更したときは、速やかに当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

二　船員募集情報提供事業を行う者に船員の募集に関する情報を提供して船員の募集を行つている場合において、当該船員の募集を終了したとき又はその内容を変更したときは、速やかに当該情報の提供の中止又は内容の訂正を当該者に依頼すること。

三　船員募集情報提供事業を行う者から、船員の募集に関する情報の内容の訂正の有無の確認があつたときは、速やかに対応すること。

四　船員の募集に関する情報の時点を明らかにすること。

2　法第四十八条において読み替えて準用する法第二十二条第一項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一　船舶所有者

二　船舶所有者の被用者のうち船員の募集に従事するものであつて、労働組合法第二条第一号の役員、監督的地位にある労働者その他船舶所有者の利益を代表する者に該当するもの

3　第四条から第五条の二まで（第五条第三項を除く。）の規定は、船員の募集について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「法第十六条第二項」とあるのは「法第四十八条において読み替えて準用する法第十六条第二項」と、同条第一項第一号中「求人の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者（次号において「紹介求職者」という。）」とあり、同項第二号中「紹介求職者」とあり、及び同条第三項中「求職者」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者」と、同条第一項第一号及び第二号中「法第十六条第一項」とあるのは「法第四十八条において読み替えて準用する法第十六条第一項」と、同条第三項及び第四項中「法第十六条第三項」とあるのは「法第四十八条において準用する法第十六条第三項」と、第五条第一項及び第二項中「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十八条において読み替えて準用する法第十八条第一項」と、同項第一号中「求人者」とあるのは「船員の募集を行う者」と、第五条の二中「法第十九条第一項」とあるのは「法第四十八条において読み替えて準用する法第十九条第一項」と読み替えるものとする。

（法第四十九条に関する事項）

第二十一条の二　第五条第一項及び第二項の規定は、船員募集情報提供事業を行う者について準用する。この場合において、これらの規定中「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十九条において読み替えて準用する法第十八条第一項」と、同項第一号中「求人者」とあるのは「船員の募集を行う者」と読み替えるものとする。

2　船員募集情報提供事業を行う者は、法第四十九条において読み替えて準用する法第十八条第二項の規定により船員の募集等に関する情報を提供するに当たつては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該船員の募集等に関する情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあつたときは、速やかに、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

二　当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、速やかに、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

（新設）

（法第四十八条に関する事項）

第二十一条　法第四十八条第一項において準用する法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一　船舶所有者

二　船舶所有者の被用者のうち船員の募集に従事するものであつて、労働組合法第二条第一号の役員、監督的地位にある労働者その他船舶所有者の利益を代表する者に該当するもの

2　第四条の規定は、船員の募集について準用する。

3　法第四十八条第二項の国土交通省令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

三　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ　法第六条第九項第一号に掲げる行為を業として行う者　次に掲げるいずれかの措置

(1)　船員の募集に関する情報の提供を依頼した者に対し、当該船員の募集が終了したとき又はその内容が変更されたときは、速やかにその旨を自らに通知するよう依頼すること。

(2)　船員の募集に関する情報の時点を明らかにすること。

ロ　法第六条第九項第二号に掲げる行為を業として行う者　次に掲げるいずれかの措置

(1)　船員の募集に関する情報を定期的に収集し、及び更新し、並びに当該収集及び更新の頻度を明らかにすること。

(2)　船員の募集に関する情報を収集した時点を明らかにすること。

（法第五十二条に関する事項）

第二十四条　第四条から第五条の二までの規定は、無料船員労務供給事業者が無料の船員労務供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「法第十六条第二項」とあるのは「法第五十二条において読み替えて準用する法第十六条第二項」と、同条第一項第一号中「求人の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者（次号において「紹介求職者」という。）」とあり、同項第二号中「紹介求職者」とあり、並びに同条第三項並びに第五条第三項第三号及び第四号中「求職者」とあるのは「供給される船員」と、第四条第一項第一号及び第二号中「法第十六条第一項」とあるのは「法第五十二条において読み替えて準用する法第十六条第一項」と、同条第三項及び第四項中「法第十六条第三項」とあるのは「法第五十二条において準用する法第十六条第三項」と、第五条第一項及び第二項中「法第十八条第一項」とあるのは「法第五十二条において読み替えて準用する法第十八条第一項」と、同項第一号及び同条第三項第三号中「求人者」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者」と、同項中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員労務供給事業者」と、「法第十八条第二項」とあるのは「法第五十二条において読み替えて準用する法第十八条第二項」と、「求人等に関する情報」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者等に関する情報」と、同項第三号及び第四号中「求人又は」とあるのは「船員労務供給又は」と、第五条の二中「法第十九条第一項」とあるのは「法第五十二条において読み替えて準用する法第十九条第一項」と読み替えるものとする。

（法第六十六条に関する事項）

第三十一条　（略）

2～4　（略）

5　船員派遣元事業主は、外国船舶派遣に係る船員派遣契約の締結に際し、法第六十六条第二項の規定により定めた事項を書面に記載して、当該外国船舶派遣に係る派遣先に書面の交付等をしなければならない。

6・7　（略）

（法第七十四条に関する事項）

第三十四条　（略）

2～5　（略）

6　法第七十四条第九号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　派遣船員の第五条の三第二項各号に掲げる証明書の受有の有無

（法第五十二条に関する事項）

第二十四条　第四条の規定は、無料船員労務供給事業者が無料の船員労務供給事業を行う場合について準用する。

（法第六十六条に関する事項）

第三十一条　（略）

2～4　（略）

5　船員派遣元事業主は、外国船舶派遣に係る船員派遣契約の締結に際し、法第六十六条第二項の規定により定めた事項を書面に記載して、当該外国船舶派遣に係る派遣先に書面の交付等（以下「書面の交付等」という。）をしなければならない。

6・7　（略）

（法第七十四条に関する事項）

第三十四条　（略）

2～5　（略）

6　法第七十四条第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（新設）

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第六条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（乗船履歴の証明） **第三十二条**　乗船履歴は、次の各号のいずれかに掲げるものにより証明されなければならない。 一　船員手帳、船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十条第四項ただし書に規定する書面又は船員法施行規則第三十九条第一項の規定による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の船員手帳等記載事項証明 二・三　（略） 2・3　（略）	（乗船履歴の証明） **第三十二条**　乗船履歴は、次の各号のいずれかに掲げるものにより証明されなければならない。 一　船員手帳又は船員法施行規則第三十九条第一項の規定による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の船員手帳記載事項証明 二・三　（略） 2・3　（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第一（第三条及び第四条関係）

改正後	改正前
（略）	（略）
船員法（昭和二十二年法律第百号）	船員法（昭和二十二年法律第百号）
第十八条第一項（同項第一号から第三号までに掲げる書類（同項第一号に掲げる書類にあつては、船舶国籍証書並びに船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九条第一項第一号及び第二号イに掲げるものに限る。）の備置きに限る。）、第三十六条第三項、第五十八条の二、第六十七条第一項並びに第八十三条の八及び第八十三条の九第一項（これらの規定を第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第百条の八、第百条の十九第一項、第百条の二十七並びに第百十三条第一項及び第二項	第十八条第一項（同項第一号及び第三号に掲げる書類（同項第一号に掲げる書類にあつては、船舶国籍証書及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九条第一項第一号に掲げるものに限る。）の備置きに限る。）、第五十八条の二、第六十七条第一項、第八十三条の八（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第八十三条の九第一項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第百条の八、第百条の十九第一項及び第百条の二十七
（略）	（略）
第三条の二十第一項、第十条第四項及び第五項、第十六条の四第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三項、第四十二条、第四十五条第二項並びに第五十二条の二（第五十二条の五において準用する場合を含む。）並びに第七十七条の六の九第一項並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項（これらの規定を第七十七条の六の	船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号） 第七十七条の六の九第一項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項（これらの規定を第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）

二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）、第七十八条の二の二の四並びに第七十八条の二の二の六	
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）	
第十条の三第二項第一号（第十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十条の六第四項、第十三条、第二十四条の二、第三十一条の三、第三十一条の四第二項、第三十二条の三第一項、第三十二条の十第一項及び第三十二条の十三並びに第八十四条第一項並びに第八十九条第一項及び第二項（これらの規定を第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）	
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法	
第五十八条の二、第六十七条第一項、第八十三条の八（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第九十七条第一項及び第三項並びに第百条の二十七	
（略）	（略）
船員法施行規則	
第三条の二十第一項、第六条第二項、第十条第二項及び第三項、第十一条第二項及び第三項、第十六条の四第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十二条第一項、第四十五条第一項、第五十二条の二（第五十二条の五において準用する場合を含む。）、第七十七条の六の十四第一項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）、第七十八条の二の二の四並びに第七十八条の二の二の六	
（略）	（略）

（略）	（略）
船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）	
第八十四条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）並びに第八十九条第一項及び第二項（これらの規定を第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）	
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法	
第五十八条の二、第六十七条第一項、第八十三条の八（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百条の二十七	
（略）	（略）
船員法施行規則	
第七十七条の六の十四第一項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）	
（略）	（略）

船員労働安全衛生規則

第十条の六第四項、第十三条、第三十一条の四第二項、第三十二条の三第一項、第三十二条の十第一項、第三十二条の十三及び第八十九条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）	第八十九条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船員法	船員法
（略）	（略）
第三十六条第一項及び第二項、第五十三条第三項、第六十七条第二項、第八十一条の二第二項、第八十一条の三第二項、第八十三条の六第二項及び第八十三条の九第二項（これらの規定を第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第百条の十九第二項並びに第百十八条の六第二項	第八十一条の二第二項、第八十一条の三第二項、第八十三条の六第二項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百条の十九第二項
（略）	（略）
船員法施行規則	船員法施行規則
（略）	（略）
第十六条の四第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十五条第三項、第五十二条第二項、第五十二条の四第二項（第五十二条の五において準用する場合を含む。）及び第七十七条の六の九第二項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）	第七十七条の六の九第二項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

第八条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第四（第十条及び第十一条関係）	別表第四（第十条及び第十一条関係）
（略）	（略）
船員法	船員法
（略）	（略）
第三十六条第一項及び第二項、第五十条第四項ただし書、第五十三条第三項、第六十七条第二項、第八十一条の二第二項、第八十一条の三第二項、第八十三条の六第二項及び第八	第三十六条第一項及び第二項、第五十三条第三項、第六十七条第二項、第八十一条の二第二項、第八十一条の三第二項、第八十三条の六第二項及び第八十三条の九第二項（これら

（船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。	2　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。
一　当該求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをした地方運輸局（運輸監理部を含む。）、特定地方公共団体（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する特定地方公共団体をいう。）又は無料船員職業紹介事業者（同条第五項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。）　前条第二項第三号に掲げる事項	一　当該求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをした地方運輸局（運輸監理部を含む。）又は無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。）　前条第二項第三号に掲げる事項
二　（略）	二　（略）
3　（略）	3　（略）

十三条の九第二項（これらの規定を第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第百条の十九第二項並びに第百十八条の六第二項	の規定を第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第百条の十九第二項並びに第百十八条の六第二項
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、船員法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条の規定　公布の日

二　第一条の規定（船員法施行規則第十九条第一項、第二十一条、第二十七条の二、第三十九条、第五十七条の二十、第七十五条第一項及び第七十九条第一項の改正規定、同令第十一号書式の次に一書式を加える改正規定並びに同令第十六号の二書式の改正規定を除く。）及び第二条から第四条までの規定並びに次条から附則第八条までの規定　令和八年四月一日

（船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号の二書式による申請は、同条の規定による改正後の同令第十六号の二書式による申請とみなす。

2　前条第二号に規定する規定の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の船員法施行規則第二十二号書式、第二十二号の三書式、第二十二号の五書式、第二十二号の六書式又は第二十二号の八書式による申請は、それぞれ同条の規定による改正後の同令第二十二号書式、第二十二号の三書式、第二十二号の五書式、第二十二号の六書式又は第二十二号の八書式による申請とみなす。

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（次条において「旧衛生管理者省令」という。）第一号様式による申請は、第二条の規定による改正後の同令（次条において「新衛生管理者省令」という。）第一号様式による申請とみなす。

第四条　第二条の規定の施行の際現に交付されている旧衛生管理者省令第二号様式による衛生管理者適任証書は、新衛生管理者省令第二号様式によるものとみなす。

（救命艇手規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の救命艇手規則（次条において「旧救命艇手規則」という。）第一号様式から第四号様式までによる申請は、それぞれ第三条の規定による改正後の同令（次条において「新救命艇手規則」という。）第一号様式から第四号様式までによる申請とみなす。

第六条　第三条の規定の施行の際現に交付されている旧救命艇手規則第五号様式又は第六号様式による救命艇手適任証書は、それぞれ新救命艇手規則第五号様式又は第六号様式によるものとみなす。

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第四条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の船内における食料の支給を行う者に関する省令（次条において「旧食料支給省令」という。）第一号様式又は第三号様式による申請は、それぞれ第四条の規定による改正後の同令（次条において「新食料支給省令」という。）第一号様式又は第三号様式による申請とみなす。

第八条　第四条の規定の施行の際現に交付されている旧食料支給省令第二号様式による船舶料理士資格証明書は、新食料支給省令第二号様式によるものとみなす。

○国土交通省令第二十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成十五年国土交通省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（補助金等の会計処理） **第六条**　機構は、機構法第十二条第一項第一号から第三号までの業務の実施に際し、機構法第二十一条第一項及び第二十二条第一項の交付金、機構法第二十三条、第二十五条各項、第二十六条第一項及び第二十七条の負担金並びに機構法第三十五条の補助金（以下この条において「補助金等」という。）をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産（独立行政法人会計基準において建設仮勘定に属する資産を除く。）の価額のうち当該補助金等の額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産に係る繰延収益として計上するものとする。 ２　機構は、機構法第十二条第一項第一号から第三号までの業務の実施に際し、機構法第三十一条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けた金額をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産の価額のうち当該承認を受けた金額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産に係る繰延収益として計上するものとする。	（補助金等の会計処理） **第六条**　機構は、機構法第十二条第一項第一号から第三号までの業務の実施に際し、機構法第二十一条第一項及び第二十二条第一項の交付金、機構法第二十三条、第二十五条各項、第二十六条第一項及び第二十七条の負担金並びに機構法第三十五条の補助金（以下この条において「補助金等」という。）をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産（独立行政法人会計基準において建設仮勘定に属する資産を除く。）の価額のうち当該補助金等の額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。 ２　機構は、機構法第十二条第一項第一号から第三号までの業務の実施に際し、機構法第三十一条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けた金額をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産の価額のうち当該承認を受けた金額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○環境省令第七号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十一条第一項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

環境大臣　石原　宏高

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（健康診断） **第十六条**　法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね一年ごとに、病体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。 ２～４　（略）	（健康診断） **第十六条**　法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。 ２～４　（略）

（準用）

第五十二条　第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条（第一項第三号ニ及び第四号ロを除く。）から第十七条の三（第三項第一号ロを除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十五条第一項第二号	（略）	（略）
第十五条第二項	第二十条第一項	第三十一条において準用する法第二十条第一項
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第五十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

○環境省令第八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第一項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第一号ロの規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

環境大臣　石原　宏高

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		
別表第四（第七条の二の四関係）		
一	（略）	（略）
（削る）	（削る）	
二～四十三	（略）	（略）
備考　十九の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。		

改正前		
別表第四（第七条の二の四関係）		
一	（略）	（略）
二	空気亜鉛電池	
三～四十四	（略）	（略）
備考　二十の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（準用）

第五十二条　第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条（第一項第三号ニ及び第四号ロを除く。）から第十七条の三（第三項第一号ロを除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十五条第一項第二号	（略）	（略）
（新規）	（新規）	（新規）
（略）	（略）	（略）

規　則

○個人情報保護委員会規則第一号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第六十八号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように定める。

令和八年三月二十七日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号） **第三条**　削除	**第三条**　令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。
備考　表中の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第三号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）
目次 ［略］ 【凡例】 ［略］	目次 ［同左］ 【凡例】 ［同左］
※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和８年４月１日時点の条番号を示すものとする。	※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、令和７年６月１日時点の条番号を示すものとする。
１　［略］	１　［同左］

2　定義	2　定義
2－1　［略］	2－1　［同左］
2－2　個人識別符号（法第２条第２項関係）	2－2　個人識別符号（法第２条第２項関係）
法第２条（第２項） 2　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 ⑴　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの ⑵　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの 政令第１条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第２条第２項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 ⑴　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列 ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌 ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様 ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 ト　指紋又は掌紋 ⑵　旅券法（昭和26年法律第267号）第６条第１項第１号の旅券の番号 ⑶　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等 ⑷　国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号 ⑸　道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第１項第１号の免許証の番号又は同法第95条の２第２項第１号の免許情報記録の番号 ⑹　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第13号に規定する住民票コード ⑺　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の２第１項に規定する被保険者番号等	法第２条（第２項） 2　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 ⑴　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの ⑵　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの 政令第１条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第２条第２項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 ⑴　次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの イ　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列 ロ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌 ハ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様 ニ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化 ホ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様 ヘ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状 ト　指紋又は掌紋 ⑵　旅券法（昭和26年法律第267号）第６条第１項第１号の旅券の番号 ⑶　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の２第１項に規定する被保険者記号・番号等 ⑷　国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号 ⑸　道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第１項第１号の免許証の番号又は同法第95条の２第２項第１号の免許情報記録の番号 ⑹　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第13号に規定する住民票コード ⑺　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の２第１項に規定する被保険者番号等

⑻　介護保険法（平成９年法律第123号）第201条の２第１項に規定する被保険者番号等
⑼　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号
⑽　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第２条

個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条第１号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

規則第３条

削除

規則第４条

令第１条第10号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

⑴　健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
⑵　船員保険法（昭和14年法律第73号）第２条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
⑶　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
⑷　出入国管理及び難民認定法第19条の４第１項第５号の在留カードの番号
⑸　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第１項に規定する加入者等記号・番号等
⑹　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等
⑺　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の２第１項に規定する組合員等記号・番号等
⑻　雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第10条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
⑼　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（２－１（個人情報）参照）(※)。

具体的な内容は、政令第１条並びに規則第２条及び第４条に定めるとおりである。

⑻　介護保険法（平成９年法律第123号）第12条第３項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
⑼　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号
⑽　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第２条

個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条第１号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

規則第３条

令第１条第８号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。

規則第４条

令第１条第10号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

⑴　健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
⑵　船員保険法（昭和14年法律第73号）第２条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
⑶　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
⑷　出入国管理及び難民認定法第19条の４第１項第５号の在留カードの番号
⑸　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第１項に規定する加入者等記号・番号等
⑹　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等
⑺　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の２第１項に規定する組合員等記号・番号等
⑻　雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第10条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
⑼　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（２－１（個人情報）参照）(※)。

具体的な内容は、政令第１条及び規則第２条から第４条までに定めるとおりである。

政令第１条第１号においては、同号イからトまでに掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」が個人識別符号に該当するとされている。当該基準は規則第２条において定められているところ、この基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものは次のとおりである。 イ～チ　［略］ ２－３～２－19　［略］ ３～10　［略］ 【付録】　［略］	政令第１条第１号においては、同号イからトまでに掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの」が個人識別符号に該当するとされている。当該基準は規則第２条において定められているところ、この基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものは次のとおりである。 イ～チ　［同左］ ２－３～２－19　［同左］ ３～10　［同左］ 【付録】　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第四号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第六十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （仮名加工情報・匿名加工情報編） 目次 ［略］ 【凡例】 ［略］ １　［略］ ２　仮名加工情報 ２－１　［略］ ２－２　仮名加工情報取扱事業者等の義務 ２－２－１　［略］ ２－２－２　仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者の義務等 ２－２－２－１　仮名加工情報の適正な加工（法第41条第１項関係） ［略］ ２－２－２－１－１　［略］ ２－２－２－１－２　個人識別符号の削除 ［略］	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （仮名加工情報・匿名加工情報編） 目次 ［同左］ 【凡例】 ［同左］ １　［同左］ ２　仮名加工情報 ２－１　［同左］ ２－２　仮名加工情報取扱事業者等の義務 ２－２－１　［同左］ ２－２－２　仮名加工情報を作成する個人情報取扱事業者の義務等 ２－２－２－１　仮名加工情報の適正な加工（法第41条第１項関係） ［同左］ ２－２－２－１－１　［同左］ ２－２－２－１－２　個人識別符号の削除 ［同左］

（参考）個人識別符号の概要 　個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「２－２（個人識別符号）」参照）。 ⑴　［略］ ⑵　対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号 ・　旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第１条第２号から第10号まで及び規則第４条） ２－２－２－１－３　［略］ ２－２－２－２　［略］ ２－２－３・２－２－４　［略］ ３　匿名加工情報 ３－１　［略］ ３－２　匿名加工情報取扱事業者等の義務 ３－２－１　［略］ ３－２－２　匿名加工情報の適正な加工（法第43条第１項関係） ［略］ ３－２－２－１　［略］ ３－２－２－２　個人識別符号の削除 ［略］ （参考）個人識別符号の概要 　個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「２－２（個人識別符号）」参照）。 ⑴　［略］ ⑵　対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号 ・　旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第１条第２号から第10号まで及び規則第４条） ３－２－２－３～３－２－２－５　［略］ ３－２－３～３－２－６　［略］ ［付録］　［略］	（参考）個人識別符号の概要 　個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「２－２（個人識別符号）」参照）。 ⑴　［同左］ ⑵　対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号 ・　旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第１条第２号から第10号まで、規則第３条及び第４条） ２－２－２－１－３　［同左］ ２－２－２－２　［同左］ ２－２－３・２－２－４　［同左］ ３　匿名加工情報 ３－１　［同左］ ３－２　匿名加工情報取扱事業者等の義務 ３－２－１　［同左］ ３－２－２　匿名加工情報の適正な加工（法第43条第１項関係） ［同左］ ３－２－２－１　［同左］ ３－２－２－２　個人識別符号の削除 ［同左］ （参考）個人識別符号の概要 　個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである（個人識別符号の定義の詳細については、通則ガイドライン「２－２（個人識別符号）」参照）。 ⑴　［同左］ ⑵　対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号 ・　旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、医療・介護保険各法に規定する保険者番号・被保険者記号・番号等の公的機関が割り振る番号等（政令第１条第２号から第10号まで、規則第３条及び第４条） ３－２－２－３～３－２－２－５　［同左］ ３－２－３～３－２－６　［同左］ ［付録］　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○個人情報保護委員会告示第五号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関するガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関するガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
（行政機関等編）

目次

［略］

【凡例】

［略］

※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年４月１日）時点の条番号を示すものとする。

１～３　［略］

４　適用の範囲

４－１　法第５章の規律対象となる主体

［略］

４－１－１　行政機関等

(1)　行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。

①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機　関	法　律　の　規　定
［略］	［略］
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第32条
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２の２
［略］	［略］

（※）令和８年４月１日時点において存続するもの

改正前

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
（行政機関等編）

目次

［同左］

【凡例】

［同左］

※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和７年12月12日）時点の条番号を示すものとする。

１～３　［同左］

４　適用の範囲

４－１　法第５章の規律対象となる主体

［同左］

４－１－１　行政機関等

(1)　行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。

①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機　関	法　律　の　規　定
［同左］	［同左］
アイヌ政策推進本部	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第32条
国際博覧会推進本部	令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第２条
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２の２
［同左］	［同左］

（※）令和７年10月１日時点において存続するもの

② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第１項及び第２項に規定する次の機関（法第２条第８項第２号） ・ 公正取引委員会 ・ 国家公安委員会 ・ 個人情報保護委員会 ・ カジノ管理委員会 ・ サイバー通信情報監理委員会 ・ 金融庁 ・ 消費者庁 ・ こども家庭庁 ③～⑥ ［略］ (2)～(6) ［略］ ４－１－２ ［略］ ４－２ ［略］ ５～11 ［略］	② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第１項及び第２項に規定する次の機関（法第２条第８項第２号） ・ 公正取引委員会 ・ 国家公安委員会 ・ 個人情報保護委員会 ・ カジノ管理委員会 ［新設］ ・ 金融庁 ・ 消費者庁 ・ こども家庭庁 ③～⑥ ［同左］ (2)～(6) ［同左］ ４－１－２ ［同左］ ４－２ ［同左］ ５～11 ［同左］
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○金融庁告示第十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～百十六　略］ 百十七　ジェフリーズ日本株式会社 百十八・百十九　［略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～百十六　同上］ ［号を加える。］ 百十七・百十八　［同上］
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	

○こども家庭庁厚生労働省告示第二号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第四条の二第二項の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第四条の二第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十六号）を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和八年三月二十七日

こども家庭庁長官　渡辺由美子
厚生労働大臣　上野賢一郎

様式第三を次のように改める。

様式第三

診療報酬明細書

○　（歯科）　令和　年　月分　都道府県番号　医療機関コード

3 歯科 | 1 社・国 2 公費 | 3 後期 | 1 単独 2 2併 3 3併 | 2 本外 4 六外 6 家外 | 8 高外一 0 高外7

保険者番号　給付割合 1098 7( )

公費負担者番号　公費負担医療の受給者番号

被保険者資格に係る記号・番号　（枝番）

氏名　1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 ・ ・ 生　特記事項　届出 補管 歯初診

職務上の事由　1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

保険医療機関の所在地及び名称

傷病名部位　診療開始日 年 月 日　診療実日数 日（ 日）　転帰 治癒 死亡 中止

| | | |

○こども家庭庁厚生労働省告示第三号

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成四年厚生省令第五号）附則第三条第一項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和八年三月二十七日

こども家庭庁長官　渡辺由美子
厚生労働大臣　上野賢一郎

様式第四の二を次のように改める。

様式第四の二の１

○　訪問看護療養費明細書

都道府県番号　訪問看護ステーションコード

令和　年　月分

6 訪問　1 社・国　1 単独　2 本人　8 高齢一
2 公費　2 2併　4 六歳
3 後期　3 3併　6 家族　0 高齢７

公費負担者番号①　公費負担医療の受給者番号①
公費負担者番号②　公費負担医療の受給者番号②

保険者番号　給付 10 9 8 7（　）

被保険者資格に係る記号・番号　（枝番）

氏名　特記

1男 2女　1明 2大 3昭 4平 5令　・　・　生

訪問した場所　1 自宅　2 施設等（施設等コード：　）　3 その他（　）

職務上の事由　1 職務上　2 下船後３月以内　3 通勤災害

訪問看護ステーションの住所及び名称

主治医　医療機関の名称　氏名　直近報告年月日　年　月　日

主たる傷病名　1.　2.　3.

心身の状態　基準告示第２の１に規定する疾病等の有無　1 別表７　2 別表８　3 無
GAF（コード：　判定した年月日：　年　月　日）
該当する疾病等（全て記載）

訪問開始年月日　年　月　日
訪問終了年月日時刻　年　月　日　午前・午後　時　分
訪問終了の状況　1 軽快　2 施設等　3 医療機関　4 死亡　5 その他（　）
死亡の状況　時刻　年　月　日　午前・午後　時　分　場所　1 自宅　2 施設等（　）　3 病院　4 診療所　5 その他（　）

指示期間

指示期間	年 月 日～ 年 月 日／ 年 月 日～ 年 月 日
（特別指示期間）	年 月 日～ 年 月 日／ 年 月 日～ 年 月 日
精神指示期間	年 月 日～ 年 月 日／ 年 月 日～ 年 月 日
（精神特別指示期間）	年 月 日～ 年 月 日／ 年 月 日～ 年 月 日

実日数　保険　日　①公費　日　②公費　日

訪問日

	○	◎	◇	●	☆	△	□	▽	同一建物	同一緊急
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										

特記事項
1 他①
2 他②
3 従
4 特地
5 介
6 支援
7 同一緊急
8 退支
9 連
10 緊急訪問看護の理由
11 包括型
12 訪看遠診補助
（本欄に記載しきれない場合は、第二様の「特記事項」欄に記載すること。）

	(公費分金額)		
⑩ 基本療養費Ⅰ	① 看護師等	3日まで	円×日 円 円
		4日以降	円×日 円 円
	⑫ 准看護師	3日まで	円×日 円 円
		4日以降	円×日 円 円
	⑬ 専門の研修を受けた看護師		円×日 円 円
	⑭ 理学療法士等	3日まで	円×日 円 円
		4日以降	円×日 円 円
基本療養費Ⅱ	⑮ 看護師等	2人 3日まで	円×日 円 円
		4日以降	円×日 円 円
		3人以上 3日まで	円×日 円 円
		4日以降	円×日 円 円
		10人以上 月20日目まで	円×日 円 円
		月21日目以降	円×日 円 円
		20人以上 月20日目まで	円×日 円 円
		月21日目以降	円×日 円 円
		50人以上 月20日目まで	円×日 円 円
		月21日目以降	円×日 円 円
	⑯ 准看護師	2人 3日まで	円×日 円 円
		4日以降	円×日 円 円
		3人以上 3日まで	円×日 円 円
		4日以降	円×日 円 円
		10人以上 月20日目まで	円×日 円 円
		月21日目以降	円×日 円 円
		20人以上 月20日目まで	円×日 円 円
		月21日目以降	円×日 円 円
		50人以上 月20日目まで	円×日 円 円
		月21日目以降	円×日 円 円
	⑰ 専門の研修を受けた看護師		円×日 円 円
	⑱ 理学療法士等	2人	円×日 円 円
		3人以上	円×日 円 円
		10人以上 月20日目まで	円×日 円 円
		月21日目以降	円×日 円 円
		20人以上 月20日目まで	円×日 円 円
		月21日目以降	円×日 円 円
		50人以上 月20日目まで	円×日 円 円
		月21日目以降	円×日 円 円
基本療養費Ⅲ	㉖ 看護師等		円×回 円 円
	理学療法士等		円×回 円 円
㊿ 管理療養費	管理療養費		
	㊶ 月の初日		円 円
	㊷ 月の２日以降	20人未満 月15日目まで	円×日 円 円
		月16日目以降	円×日 円 円
		月25日目以降	円×日 円 円
		20人以上 月15日目まで	円×日 円 円
		月16日目以降	円×日 円 円
		月25日目以降	円×日 円 円
		50人以上 月15日目まで	円×日 円 円
		月16日目以降	円×日 円 円
		月25日目以降	円×日 円 円
	㊸ 24時間対応体制加算		円 円
	㊹ 特別管理加算		円 円
	㊺ 退院時共同指導加算		円×回 円 円
	特別管理指導加算		円×回 円 円
	㊻ 退院支援指導加算	円×回＋	円×回 円 円
	㊼ 在宅患者連携指導加算		円 円
	㊽ 在宅患者緊急時等ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ加算		円×回 円 円
	㊾ 精神科重症患者支援管理連携加算		円 円
	㊿ 看護・介護職員連携強化加算		円 円
	(61) 専門管理加算		円 円
	(62) 訪問看護医療ＤＸ情報活用加算		円 円
	(63) 訪問看護医療情報連携加算		円 円
専門の研修	基本療養費Ⅰ・Ⅱ	1 緩和ケア　2 褥瘡ケア　3 人工肛門・人工膀胱ケア	
	専門管理加算	1 緩和ケア　2 褥瘡ケア　3 人工肛門・人工膀胱ケア　4 特定行為（　）	
	手順書交付年月日	年 月 日　直近見直し年月日　年 月 日	
(64) 訪問看護情報提供療養費	1 市(区)町村等		円 円
	2 学校等		円 円
	3 保険医療機関等		円 円
情報提供先	1 市(区)町村等	1 市（区）町村等　2 指定特定相談支援事業者等	
	2 学校等	0 年度1回　前回算定　年 月	
		1 入園・入学　2 転園・転学　3 医療的ケアの変更	
	3 保険医療機関等	1 保険医療機関　2 介護老人保健施設　3 介護医療院	
(66) 訪問看護ターミナルケア療養費	(67) ターミナルケア療養費		円 円
	(68) 遠隔死亡診断補助加算		円 円
(69) 訪問看護遠隔診療補助料			円 円
(70) 訪問看護ベースアップ評価料	(71)（Ⅰ）		円 円
	(72)（Ⅱ）		円 円
(73) 訪問看護物価対応料	(74) 物価対応料１	円＋	円×日 円 円
	(75) 物価対応料２		円×日 円 円

(30) 精神科基本療養費Ⅰ	(31) 看護師等	3日まで30分以上	円×日 円 円
		3日まで30分未満	円×日 円 円
		4日以降30分以上	円×日 円 円
		4日以降30分未満	円×日 円 円
	(32) 作業療法士	3日まで30分以上	円×日 円 円
		3日まで30分未満	円×日 円 円
		4日以降30分以上	円×日 円 円
		4日以降30分未満	円×日 円 円
	(33) 准看護師	3日まで30分以上	円×日 円 円
		3日まで30分未満	円×日 円 円
		4日以降30分以上	円×日 円 円
		4日以降30分未満	円×日 円 円
精神科基本療養費Ⅲ	(34) 看護師等	2人 3日まで30分以上	円×日 円 円
		3日まで30分未満	円×日 円 円
		4日以降30分以上	円×日 円 円
		4日以降30分未満	円×日 円 円
		3人以上 3日まで30分以上	円×日 円 円
		3日まで30分未満	円×日 円 円
		4日以降30分以上	円×日 円 円
		4日以降30分未満	円×日 円 円
		10人以上 月20日目まで30分以上	円×日 円 円
		月20日目まで30分未満	円×日 円 円
		月21日目以降30分以上	円×日 円 円
		月21日目以降30分未満	円×日 円 円
		20人以上 月20日目まで30分以上	円×日 円 円
		月20日目まで30分未満	円×日 円 円
		月21日目以降30分以上	円×日 円 円
		月21日目以降30分未満	円×日 円 円
		50人以上 月20日目まで30分以上	円×日 円 円
		月20日目まで30分未満	円×日 円 円
		月21日目以降30分以上	円×日 円 円
		月21日目以降30分未満	円×日 円 円
	(35) 作業療法士	2人 3日まで30分以上	円×日 円 円
		3日まで30分未満	円×日 円 円
		4日以降30分以上	円×日 円 円
		4日以降30分未満	円×日 円 円
		3人以上 3日まで30分以上	円×日 円 円
		3日まで30分未満	円×日 円 円
		4日以降30分以上	円×日 円 円
		4日以降30分未満	円×日 円 円
		10人以上 月20日目まで30分以上	円×日 円 円
		月20日目まで30分未満	円×日 円 円
		月21日目以降30分以上	円×日 円 円
		月21日目以降30分未満	円×日 円 円
		20人以上 月20日目まで30分以上	円×日 円 円
		月20日目まで30分未満	円×日 円 円
		月21日目以降30分以上	円×日 円 円
		月21日目以降30分未満	円×日 円 円
		50人以上 月20日目まで30分以上	円×日 円 円
		月20日目まで30分未満	円×日 円 円
		月21日目以降30分以上	円×日 円 円
		月21日目以降30分未満	円×日 円 円
	(36) 准看護師	2人 3日まで30分以上	円×日 円 円
		3日まで30分未満	円×日 円 円
		4日以降30分以上	円×日 円 円
		4日以降30分未満	円×日 円 円
		3人以上 3日まで30分以上	円×日 円 円
		3日まで30分未満	円×日 円 円
		4日以降30分以上	円×日 円 円
		4日以降30分未満	円×日 円 円
		10人以上 月20日目まで30分以上	円×日 円 円
		月20日目まで30分未満	円×日 円 円
		月21日目以降30分以上	円×日 円 円
		月21日目以降30分未満	円×日 円 円
		20人以上 月20日目まで30分以上	円×日 円 円
		月20日目まで30分未満	円×日 円 円
		月21日目以降30分以上	円×日 円 円
		月21日目以降30分未満	円×日 円 円
		50人以上 月20日目まで30分以上	円×日 円 円
		月20日目まで30分未満	円×日 円 円
		月21日目以降30分以上	円×日 円 円
		月21日目以降30分未満	円×日 円 円
精Ⅳ	(43) 看護師等		円×回 円
	作業療法士		円×回 円
(65) 包括型訪問看護療養費	包括型訪問看護療養費		円
	20人未満	30分以上60分未満	円×日 円 円
		60分以上90分未満	円×日 円 円
		90分以上	円×日 円 円
		90分以上（別に定める場合）	円×日 円 円
	20人以上	30分以上60分未満	円×日 円 円
		60分以上90分未満	円×日 円 円
		90分以上	円×日 円 円
		90分以上（別に定める場合）	円×日 円 円
	50人以上	30分以上60分未満	円×日 円 円
		60分以上90分未満	円×日 円 円
		90分以上	円×日 円 円
		90分以上（別に定める場合）	円×日 円 円

合計

請求　保険　円　①公費　円　②公費　円

決定　保険　※　円　①公費　※　円　②公費　※　円

負担金額　保険　減額　割(円)　免除・支払い猶予　①公費　円　②公費　円

全公費負担　①公費　※　円　②公費　※　円

備考

※高額療養費

備考　１．この用紙は、Ａ列４番とすること。　２．※印の欄は、記入しないこと。

様式第四の二の2

令和　　年　　月分　　訪問看護ステーションコード

1 社・国	2 本　人	8 高齢一			
2 公　費	4 六　歳				
3 後　期	6 家　族	0 高齢七			

公費負担者番号①　　公費負担医療の受給者番号①　　保険者番号　　被保険者資格に係る記号・番号　　（枝番）

氏名

基本療養費Ⅰ及びⅡの加算

							(公費分金額)
⑲ 難病等複数回訪問加算							
２回	１人又は２人			円 × 日	円	円	
	３人以上			円 × 日	円	円	
	10人以上			円 × 日	円	円	
	20人以上			円 × 日	円	円	
	50人以上			円 × 日	円	円	
３回以上	１人又は２人			円 × 日	円	円	
	３人以上	月20日目まで		円 × 日	円	円	
		月21日目以降		円 × 日	円	円	
	10人以上	月20日目まで		円 × 日	円	円	
		月21日目以降		円 × 日	円	円	
	20人以上	月20日目まで		円 × 日	円	円	
		月21日目以降		円 × 日	円	円	
	50人以上	月20日目まで		円 × 日	円	円	
		月21日目以降		円 × 日	円	円	
⑳ 緊急訪問看護加算				円 × 回 ＋	円 × 回	円	円
㉑ 長時間訪問看護加算				円 × 日	円	円	
㉒ 乳幼児加算				円 × 回 ＋	円 × 回	円	円
㉓ 複数名訪問看護加算							
看護師等	１人又は２人			円 × 日	円	円	
	３人以上			円 × 日	円	円	
	10人以上			円 × 日	円	円	
	20人以上			円 × 日	円	円	
	50人以上			円 × 日	円	円	
理学療法士等	１人又は２人			円 × 日	円	円	
	３人以上			円 × 日	円	円	
	10人以上			円 × 日	円	円	
	20人以上			円 × 日	円	円	
	50人以上			円 × 日	円	円	
准看護師	１人又は２人			円 × 日	円	円	
	３人以上			円 × 日	円	円	
	10人以上			円 × 日	円	円	
	20人以上			円 × 日	円	円	
	50人以上			円 × 日	円	円	
その他職員ハ				円 × 日	円	円	
	１人又は２人			円 × 日	円	円	
	３人以上			円 × 日	円	円	
	10人以上			円 × 日	円	円	
	20人以上			円 × 日	円	円	
	50人以上			円 × 日	円	円	
その他職員ニ				円 × 日	円	円	
１回	１人又は２人			円 × 日	円	円	
	３人以上			円 × 日	円	円	
	10人以上			円 × 日	円	円	
	20人以上			円 × 日	円	円	
	50人以上			円 × 日	円	円	
２回	１人又は２人			円 × 日	円	円	
	３人以上			円 × 日	円	円	
	10人以上			円 × 日	円	円	
	20人以上			円 × 日	円	円	
	50人以上			円 × 日	円	円	
３回以上	１人又は２人			円 × 日	円	円	
	３人以上			円 × 日	円	円	
	10人以上			円 × 日	円	円	
	20人以上			円 × 日	円	円	
	50人以上			円 × 日	円	円	
㉔ 夜間・早朝訪問看護加算							
１人又は２人				円 × 日	円	円	
３人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円	
	月16日目以降			円 × 日	円	円	
10人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円	
	月16日目以降			円 × 日	円	円	
20人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円	
	月16日目以降			円 × 日	円	円	
50人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円	
	月16日目以降			円 × 日	円	円	
㉕ 深夜訪問看護加算							
１人又は２人				円 × 日	円	円	
３人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円	
	月16日目以降			円 × 日	円	円	
10人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円	
	月16日目以降			円 × 日	円	円	
20人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円	
	月16日目以降			円 × 日	円	円	
50人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円	
	月16日目以降			円 × 日	円	円	

精神科基本療養費Ⅰ及びⅢの加算

						(公費分金額)
㊲ 精神科緊急訪問看護加算						
			円 × 回 ＋	円 × 回	円	円
㊳ 長時間精神科訪問看護加算				円 × 日	円	円
㊴ 複数名精神科訪問看護加算						
看護師等						
１回	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
２回	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
３回以上	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
作業療法士						
１回	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
２回	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
３回以上	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
准看護師						
１回	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
２回	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
３回以上	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
看護補助者	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
精神保健福祉士	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
㊵ 夜間・早朝訪問看護加算						
１人又は２人				円 × 日	円	円
３人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円
	月16日目以降			円 × 日	円	円
10人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円
	月16日目以降			円 × 日	円	円
20人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円
	月16日目以降			円 × 日	円	円
50人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円
	月16日目以降			円 × 日	円	円
㊶ 深夜訪問看護加算						
１人又は２人				円 × 日	円	円
３人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円
	月16日目以降			円 × 日	円	円
10人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円
	月16日目以降			円 × 日	円	円
20人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円
	月16日目以降			円 × 日	円	円
50人以上	月15日目まで			円 × 日	円	円
	月16日目以降			円 × 日	円	円
㊷ 精神科複数回訪問加算						
２回	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上			円 × 日	円	円
	10人以上			円 × 日	円	円
	20人以上			円 × 日	円	円
	50人以上			円 × 日	円	円
３回以上	１人又は２人			円 × 日	円	円
	３人以上	月20日目まで		円 × 日	円	円
		月21日目以降		円 × 日	円	円
	10人以上	月20日目まで		円 × 日	円	円
		月21日目以降		円 × 日	円	円
	20人以上	月20日目まで		円 × 日	円	円
		月21日目以降		円 × 日	円	円
	50人以上	月20日目まで		円 × 日	円	円
		月21日目以降		円 × 日	円	円

特記事項

備考　１．この用紙は、Ａ列４番とすること。　２．※印の欄は、記入しないこと。

○総務省告示第百八号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十一号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の住民記録システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体を次のように定め、告示する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の住民記録システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市	令和八年総務省告示第九十九号（以下「告示」という。）別表第一の0010007の項、0010010の項、0010013の項、0010014の項、0010015の項、0010073の項、0010094の項、0010101の項、0010165の項、0010289の項、0010290の項、0010291の項、0010294の項、0010321の項、0010387の項、0010388の項及び0010587の項に規定する機能要件の標準
大阪府大阪市	告示別表第一の0010079の項、0010081の項、0010328の項及び0010431の項に規定する機能要件の標準

地方公共団体	機能要件の標準
青森県青森市、宮城県五所川原市、山形県山形市、福島県福島市、茨城県水戸市、栃木県宇都宮市、群馬県前橋市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都千代田区、神奈川県横浜市、新潟県新潟市、富山県富山市、石川県金沢市、福井県福井市、山梨県甲府市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、三重県津市、滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、奈良県奈良市、和歌山県和歌山市、鳥取県鳥取市、島根県松江市、岡山県岡山市、広島県広島市、山口県山口市、徳島県徳島市、香川県高松市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県福岡市、佐賀県佐賀市、長崎県長崎市、熊本県熊本市、大分県大分市、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児島市、沖縄県那覇市、北海道札幌市、青森県青森市、岩手県盛岡市、宮城県仙台市、秋田県秋田

0010172の項、0010173の項、0010182の項、0010290の項、0010321の項、0010431の項、0010471の項、0010526の項、0010537の項、0010547の項、0010549の項、0010550の項、0010565の項、0010574の項及び0010575の項に規定する機能要件の標準	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、旭川市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、相模原市、長野市、松本市、上田市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市、豊川市、津市、四日市市、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、泉大津市、貝塚市、守口市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、加古川市、高砂市、西脇市、三木市、明石市、小野市、加西市、加東市、姫路市、相生市、赤穂市、西尾市、宍粟市、たつの市、龍野市、赤穂市、播磨町、太子町、上郡町、佐用町、姫路市、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、阿南市、徳島市、鳴門市、小松島市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、高松市、新居浜市、西条市、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐世保市、島原市、人吉市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、日出町、九重町、玖珠町、由布市、国東市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、中野市、飯山市、千曲市、大町市、飯綱町、小谷村、白馬村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯山市、富士見町、原村、下諏訪町、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、恵那市、中津川市、瑞浪市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川町、東白川村、御嵩町、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、泉大津市、貝塚市、守口市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、加古川市、高砂市、西脇市、三木市、明石市、小野市、加西市、加東市、姫路市、相生市、赤穂市、西尾市、宍粟市、たつの市、龍野市、赤穂市、播磨町、太子町、上郡町、佐用町、姫路市、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、阿南市、徳島市、鳴門市、小松島市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、高松市、新居浜市、西条市、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐世保市、島原市、人吉市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、日出町、九重町、玖珠町、由布市、国東市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、中野市、飯山市、千曲市、大町市、飯綱町、小谷村、白馬村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯山市、富士見町、原村、下諏訪町、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、恵那市、中津川市、瑞浪市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川町、東白川村、御嵩町、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町	告示別表第一の0010011の項、0010013の項、0010015の項、0010058の項、0010081の項、0010100の項、0010170の項、0010172の項、0010173の項、0010174の項、0010175の項、0010177の項、0010182の項、0010184の項、0010185の項、0010187の項、0010439の項、0010441の項、0010442の項

二　省令附則第二条第一項の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる機能要件の標準については、告示別表第一の適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。

三　省令附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の住民記録システムに係る帳票要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、旭川市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、相模原市、長野市、松本市、上田市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市、豊川市、津市、四日市市、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、泉大津市、貝塚市、守口市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、加古川市、高砂市、西脇市、三木市、明石市、小野市、加西市、加東市、姫路市、相生市、赤穂市、西尾市、宍粟市、たつの市、龍野市、赤穂市、播磨町、太子町、上郡町、佐用町、姫路市、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、阿南市、徳島市、鳴門市、小松島市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、高松市、新居浜市、西条市、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐世保市、島原市、人吉市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、日出町、九重町、玖珠町、由布市、国東市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、中野市、飯山市、千曲市、大町市、飯綱町、小谷村、白馬村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯山市、富士見町、原村、下諏訪町、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、恵那市、中津川市、瑞浪市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川町、東白川村、御嵩町、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町	告示別表第二の0010002の項、0010006の項、0010012の項、0010013の項、0010014の項、0010016の項及び0010018の項に規定する帳票要件の標準
北海道三笠市、北海道ニセコ町、北海道泊村、北海道島牧村、北海道仁木町、北海道寿都町、北海道奈井江町、北海道蘭越町、北海道共和町、北海道倶知安町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道ニセコ

北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川口市、東京都文京区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県宝塚市、岡山県岡山市、広島県広島市、広島県東広島市、福岡県福岡市、広島県福山市、広島県大分市	告示別表第三の00110006の項、00110018の項及び00110019の項に規定する帳票要件の標準

四　省令附則第二条第一項の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる帳票要件の標準については、告示別表第三の適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。

五　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名	市区町村名
北海道	留寿都村、喜茂別町、京極町、古平町、浦幌町
青森県	五所川原市、平内町、横浜町、新郷村
岩手県	大槌町、普代村、野田村
宮城県	塩竈市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村、色麻町
山形県	米沢市、天童市、中山町、西川町、真室川町
福島県	大玉村、下郷町、南会津町、三島町、鮫川村、古殿町、三春町
茨城県	龍ケ崎市、下妻市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、大子町、八千代町、五霞町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	桐生市、太田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼玉県	さいたま市、秩父市、鴻巣市、北本市、三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、神川町、上里町、寄居町、杉戸町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、市原市、君津市、袖ケ浦市、匝瑳市、横芝光町
東京都	中央区、港区、新宿区、品川区、世田谷区、豊島区、足立区、葛飾区、青梅市、町田市、清瀬市、武蔵村山市
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村
新潟県	加茂市
石川県	金沢市
福井県	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
山梨県	道志村、小菅村、丹波山村
長野県	長野市、松本市、飯田市
静岡県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、一宮市、東海市、知多市、みよし市
三重県	いなべ市
滋賀県	大津市、甲良町、多賀町
大阪府	吹田市、八尾市、寝屋川市、泉南市、四條畷市、河南町
兵庫県	姫路市、尼崎市、相生市、丹波市、たつの市
奈良県	奈良市、三宅町、黒滝村、上北山村
和歌山県	海南市、田辺市、新宮市、紀美野町、古座川町
鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
島根県	松江市
岡山県	倉敷市、津山市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、西粟倉村、吉備中央町
広島県	呉市、神石高原町
山口県	下関市、上関町
徳島県	徳島市
香川県	高松市、観音寺市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	福岡市
佐賀県	有田町
長崎県	諫早市、平戸市、松浦市
熊本県	熊本市、玉東町
宮崎県	宮崎市

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○総務省告示第百九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十一号）附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道占冠村、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道大樹町、北海道本別町、北海道礼文町、北海道利尻富士町、北海道幌加内町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道枝幸町、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道福島町、北海道知内町、北海道木古内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道江差町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、北海道南幌町、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道由仁町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道月形町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道留萌市

令和十年四月一日	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、旭川市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、春日井市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東住吉区、西区、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市、苫小牧市、釧路市、帯広市、北見市、室蘭市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、大船渡市、気仙沼市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、秋保町、仙北市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北町、美郷町、羽後町、東成瀬村、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾町、新地町、飯舘村、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、那須町、高根沢町、那須町、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吉野村、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛村、本埜村、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川町、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、吉田町、川根本町、森町、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、和歌山県、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本県、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、ギノワン村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町
令和十一年四月一日	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、旭川市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、春日井市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東住吉区、西区、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市、苫小牧市、釧路市、帯広市、北見市、室蘭市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、大船渡市、気仙沼市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、秋保町、仙北市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北町、美郷町、羽後町、東成瀬村、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾町、新地町、飯舘村、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、那須町、高根沢町、那須町、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吉野村、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛村、本埜村、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川町、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、吉田町、川根本町、森町、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、和歌山県、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本県、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、ギノワン村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町
令和十二年四月一日	北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県大崎市、宮城県栗原市、宮城県富谷市、宮城県蔵王町、宮城県七ヶ宿町、福島県須賀川市、福島県喜多方市、福島県相馬市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県伊達市、福島県本宮市、福島県桑折町、福島県国見町、福島県川俣町、福島県大玉村、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県只見町、福島県南会津町、福島県北塩原村、福島県西会津町、福島県磐梯町、福島県猪苗代町、福島県会津坂下町、福島県湯川村、福島県柳津町、福島県三島町、福島県金山町、福島県昭和村、福島県会津美里町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県棚倉町、福島県矢祭町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県石川町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県浅川町、福島県古殿町、福島県三春町、福島県小野町、福島県広野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県川内村、福島県大熊町、福島県双葉町、福島県浪江町、福島県葛尾町、福島県新地町、福島県飯舘村、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県河内町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、茨城県利根町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、

地方公共団体	秋宮宮宮宮宮宮城手手県和沢市岩岩青森東辺館町青青県鶴岸別尾町町海道爺武町北北海道道町北道雨北北道神倶村北北北北北北北北北北北北田城城城城城城県県県大賀市　手手森県北地村　森森青居町町町　　道新湖町　海海道初増　海愛竜海海余恵知　海海海海海海海海海海海県県県県県県県塩洋普槌町　岩県県県風町町　青県県森村　　　北北新冠町　北道道浜山毛北道別町道道市内安北道道道道道道道道道道男美大松七栗角籠野代町　岩手遠大田間　　青森今む市　北北北海海ひ町　北海訓幌頓別町海中町　新上町村町海黒今七当深千士芦留小鹿里衡島ヶ原田市町村　岩手県野船子浦青青森県別つ　北海海海道道だ　北海道子延別村　道富　北十砂　　道松金飯別川歳別別萌樽市町村町宿市市　　岩手県二市渡町村森森県深町市青海道道道中鹿か北海道滝府町町　北音良北海津川北北北留内町町町市市市市市市、　　町　　宮岩岩手県岩戸　市　　県県板浦　　森道浜足幕札追町海道大上町　　北海威野海道川町海海海寿町　　秋宮宮宮　宮宮城手手県金手市岩　青青お七柳町青青県白中寄別内町　道む空町　北北海道子町道北町　道道道都　北北北北北北北北北田城城城宮城城県県県山ケ町　手岩森森い戸町　森森黒糠町町町村　北浦か町　北海海道小府　上竜　北赤積共村北海海海海海海海海県県県県城県県気一軽田崎　岩県手県県ら町　青県県石町　　　北海河わ　北海道道遠平村北川町北海井丹和　海道道道道道道道道道湯女色七県東多仙戸米町町岩手一県南佐せ　青森蓬つ市　北北北北海道町町北海道斜中別町　海町　海道川町町北道せ鹿新富滝名江苫旭沢川麻ヶ村松賀沼町町　　手県関花部井町青森県田が　北海海海海道音　　海道置里頓町　北道　北道長村　　海蘭た部篠良川寄別小川市町町浜田島城市　　岩岩県八市巻町村　森県藤村る青海道道道道新更北北道興戸町別　北海和北海妹沼　北北道越な町津野市市市牧市、　　町町市市　宮岩手手紫幡　市　　青県鶴崎　市森道標陸池更得町海海豊部町　町北海道寒海道背町北海海喜町町　村市　　　市　秋宮宮　　　宮城手県県波平岩　青青森六田町青　県中茶別田別町　道道浦町　北　海道中町道沼牛　海道道茂　　北　　北北北　北田城城宮宮宮宮城県県岩平町市手岩森森県戸町　森青五標町町町村　北様日町　北海北道苫川　東田町北道古岩別北北海北北海海海北海県県県城城城県仙野泉泉　　県手県県大町　青県森所津　　　北海似高　北海道海天前町北川町　海南平内町海海道海道道道道海道鹿南加県県県県白台田町町岩岩陸県階三間　青森外県川町北北北北海道町町北海道清道塩町　海町　北道幌町町　道道江道道砂三赤道道帯角三美利柴富岩石市村　　手手前北上戸町青森県ヶ平原　海海海海道士　　海道佐里枝町　北道　北海栗町　　北ニ島差松恵川笠平稚広市陸町府田谷沼市　　岩岩県県県高上町町　森県大浜川市北道道道道清幌北北道西呂町幸　北海剣北海道山　北北海セ牧町前庭市市市内市、　町　町町町市市　宮岩手手矢奥田市　　青県中鰐町市　海弟釧豊大水町海海厚興間　町北海道淵海道秩町北海海道コ村　町市　　北　北北北、秋　秋城　宮宮宮宮宮宮城手県県巾州市　青青森横泊町　　青道子路頃樹町　道道真部町町　北え平町村　道海猿幌内北富楽町　道奈木村町北道道道歌根紋美走田田県城城城城城県県県県田住町市　手森森県浜町　青森県屈町町町　北海り取　　北小道豊払町町海良町　浦井町　　海寿尻内狩内市市、県県県県県県県名巻戸畑町岩岩手久新五通　青森県平和十町　北北北海道も町北北海清　　道野　北臼町　北北道都町北海奥知石志室別唄由能谷大川蔵登取市村村　手手県慈郷戸村青森県鯵内田　北海海海道上町　海海道水富村　　北北江　北北道都町北海海尻内狩内市市、利代町郷崎王来市　　岩県県釜村町　森県田ヶ町青海道道道芽土　北道道湧町　北北下町北海町　北北下町北海海町　町市市、本市、町町町市、宮岩岩手西滝石市、　青県野舎沢町市森道厚本広室幌北海洞雄別町、北海海川　海道　、海道道狩　町市市、荘

県県国静静静静岐阜阜輪老上県市岐阜長山馬日曽曽村村町長南曇尻野田山県県市山井県わ浜水石川県県県県滑富湯籠市新新県原川町川神茅小松市岡岡岡岡阜県県之町市市　阜県野ノ村村町町　　　野相野市市市村山甲　梨県池ら市町川県羽小立南川山沢町　潟潟柏町県　県奈ヶ山崎　県県県県県川池内　　　岐県高県内　　　　長長長県木市　　　　中州山県高田市　　県野咋松山砺市市町　新県県崎　開神葉川崎町町静湖藤島熱東辺田町岐岐岐阜美山小町長長長長野野野御村　長長長長湖市梨富浜町　福石志々市市町市　　　新潟糸十市神成奈山県市　　岡西枝田海白町町　阜阜阜県濃市川　野野野野県県県代　長野野野野村　県土町　福井川賀市　　　　富富新潟県魚日　奈町川町伊　静静県市市市市川　　岐県県県土市　村長県県県県喬平松田長野県県県県　山南吉　福井県県町市石石富富山山潟県佐川町新川　県　勢神岡岡東　　　　村岐岐阜垂下瑞岐　岐　野小筑麻木木谷川町野県佐大諏長山梨ア田福井県大能　　川川山山県県県田渡市市潟県神大神原奈県県伊静静静静　阜阜県井呂穂市岐阜長県谷北績祖村村町　県小久町訪野梨県ル市井県越野登石石県県県県黒高津上市　　県愛奈井奈市川吉函豆岡岡岡岡岐県県安町市市　阜県野木村村村村　　　長北海市市市市県中プ　県南前市町川川か輪入射部岡南町　新新新川川町川　県田南町県県県県阜七北八　　　岐県多県島　　　　長長長野相町　　　　富央ス山お越市　　県県ほ島善水市市町　新潟潟発町県　県神逗町町　伊袋磐三県宗方町岐岐岐阜瑞治飯平長長長長野野野県木　長長長長士市市梨お前　福福宝川く市町市　　　新潟県県田　箱神大奈子　　静豆井田島御町町　阜阜阜県浪見綱村野野野野県県県立村長野野野野河　　県い町福井井達北市　　　富富新潟県五見市神根奈磯川市静静岡市市市市嵩　　岐県県県県各市市町　県県県県県豊根高科　野県県県県口山山都町　井県県志町　石富富山山潟県南泉附　奈町川町県　岡岡県　　　町岐岐阜関海飛務　　　長小池生王丘羽森町長県千飯須上湖梨梨留　福県勝福水　石川山山県県県阿魚市市新川　県　南神県県河静静静静　阜阜県ケ津騨原岐岐長野布田坂滝村村町　野川曲山坂田町県県市福井坂山井町石川県県県砺魚刈賀沼　　潟県神松神足奈川清津岡岡岡岐県県掛原市市市阜阜野県施町村村　　　長県上市市市市　道甲　井県井市市　川県珠朝舟波津羽町市新新県清奈田奈柄川根水町県県県県阜八坂斐町　　　県県県野町　　　長長長野佐村　　　山志斐山県越市　　石県白洲日橋市市村　　潟潟小川川町川市県本町　御下焼富県百祝川　岐岐岐恵関栄沢　長長長野野野県久　長長長長梨村市梨若前　福福川津山市町村　　　新新県県千村県　県　三町　静前田津士白津町町岐阜阜阜那市村温長野野野県県県長穂長野野野野県　　県狭町福井井県幡市　　　富富新潟潟上村谷　真神二神浦　静岡崎市市宮川町　　阜県県県市　　泉野県県県上天阿和町野県県県県小山山山町　井県県中町　石石富山山潟県県越上市新鶴奈宮奈市愛岡県市　　市村　岐岐県岐本可　岐岐村県松山大松龍南町　県東茅小岡菅梨梨梨　福県鯖敦能　石川川山県県県出胎市市　潟町川町川知県南　静静　　岐阜阜神南巣児岐阜阜長高川形桑町村町　長野南御野諸谷村県県市山井永江賀登石川県県県小氷関雲内　　新県　県　県奈県長伊静岡岡岡岡静静阜県県戸町市市阜県県長野牧市市市市　忍笛　梨県平市市町川県加七上矢見川崎市新新潟長神山神綾川豊泉豆岡県県県県県富大町　　県中大県村　　長長長長野県軽村　　山野吹山県美寺　　県能賀尾市部市村町　潟潟県岡奈北奈瀬県橋町町県裾掛伊静白加野　岐岐岐美津垣信　長長長野野野県井　長長長長梨村市梨甲浜町福福石内美市市町市　　新県県加市川町川市県市　伊野川東岡町町岐阜阜阜濃川市濃長野野野県県県富沢長野野野野県　　県府町　井井川灘市　　　富富新潟阿燕茂　県　県　大　静静豆市市市市、　阜県県県加市　野県県県南泰阿土　良庫庫宍市　兵兵庫府府畷大阪阪府府和京京綾良野洲津　　、　三三愛県県富　　愛愛愛

徳徳徳県阿生町山市広広広県吉来浦町べ山歌市奈奈奈大太稲市兵庫庫県岬島市阪府貝堺束都田部町町市市滋三三重重知阿大市愛愛知知知島島島勝南町　口　島島島隠賀市町　町県山　良良良和子美　庫県県尼町本　府和塚市町府辺市　　　　賀重重県県県久口　知知県県県県県県浦市　山県山県県県岐町　　和　高県和県県県高町町兵県加宝崎　町大摂泉市　　大市　滋滋滋滋県県県鈴津幸比町愛県県大江安半上松神町　山口柳口熊府竹の　島鳥歌和野岩歌曽三五田　　庫南西塚市大　阪津市　大京山　京賀賀賀賀彦川伊鹿市田町　知愛岩府南城田板茂山　徳口県井県野中原島島根取山歌町出山爾郷條市兵兵県あ市市　阪大府市　大阪都崎京都県県県県根越賀市　町　愛県西倉市市市市町町町徳島県和市宇町市市町根県県県山　市県村町市　庫庫加わ　　兵府阪交　大阪府府町都府多竜湖守市町市　三　愛知み市市　　　　島県阿木　部　　　県江大太県和　橋　　　奈県県東じ兵兵庫太府野大阪府岸精　府城賀王南山　　　三重愛知県よ　　愛愛愛愛徳徳徳県吉武町山市広広広岡海津山地白歌和本奈奈奈良上播市市庫庫県子忠市阪府守和華京京陽町町市市滋三三重県知県大し愛愛知知知知島島島上野町　口　島島島山士市町町浜山歌市良良良県郡磨　　県県相町岡　府柏口田町都丹市　　　　賀重重県四県東治市知知県県県県県県勝川　山県山県県県県町　　町県山　県県県大町町兵兵丹三生　町大藤原市市　府後　京滋滋滋県県県亀日設浦町　県県知稲西豊東北那町市徳口美口大大三瀬　島鳥鳥　湯県和御斑生和　　庫庫波木市大　阪井市　　京久市京都賀賀賀長大木山市楽町　愛清豊多沢尾川み島賀　　島県祢県崎竹原戸島根取取和浅か歌杖鳩駒郡兵兵県県篠市　阪大府寺　大大都御　都府県県県浜台曽市市町　愛知須明市市市市よ町町徳徳県上市山上市市内根県県県歌町つ山村町市山庫庫た朝山　兵府阪大市大阪阪府山京府福愛高栗市町岬　　　愛知県市市　　　　し　　島島鳴関　口島　　市県雲南米山　ら県　　市県県つ来市兵庫千府阪　阪府府南町都向知荘島東　　町三三愛知県あ　　愛愛愛愛町徳徳県県門町山市町広広　西南部子県和ぎ新奈奈奈　香市の市　庫県早熊狭大府泉豊山　府日山町市市滋三　重重知県蟹ま愛愛知知知知　島島佐美市　口　　島島岡ノ市町市す歌町宮良良良奈美川市　兵県加赤取山阪羽佐中城京南市市　　　賀重三県県県南江市知知県県県県香県県那馬　山県山広県県山島　　　さ山　市県県県良町町　兵庫高古阪町市府曳野市村都丹　　滋滋滋県県重い松東知町　県県知新蒲碧川藍美河市徳口周口島廿尾県町島鳥島み県和　王安宇県　　兵庫県砂川村　　東野市　　府市京京賀賀賀近紀県な阪栄多　愛北日立城郡南県住波内　島県南県県日道赤　根取取町広歌和寺堵陀天奈兵庫県養市市　大大大市　大大宇　都都県県県江北菰べ市町町愛知名進市市市市高町町村徳県田市萩世市市磐島県県県　川山歌町町市理良庫県淡父　　兵阪阪阪　大阪阪治京府府豊米甲八町野市　　　知県古市　　　松　　　島小布　市羅市　市根奥江倉和町県山　　　市県県猪路市兵兵庫府府市大阪府府田都八舞郷原賀幡　町　三愛愛県長屋　愛愛愛愛市徳徳徳県松施山　町　広島広知雲町市山和度紀歌良良良良崎川　兵県県姫尻南大府松田阪町木市市　　　重重県県県島手　知県県県県香県県県好市　県県口口山　島県県県夫町　　県歌山の山県県県良市町町兵県小赤路町市阪門原市市　津　　滋滋滋滋県県桑豊武村市愛県尾東常豊川板海石市　山周防口県福広村　島鳥那山町川県三山桜　　庫県野穂市　　府真市　　京川京京賀賀賀御朝志名根豊　　知田張海滑田県野陽井　徳口防府県中市島　島根取智県　市和宅添井奈兵兵県波　　兵阪阪條　大阪阪府　府府甲日野草町町　　知知弥市市　　丸町町徳島県大市関町　市根県県勝み和　歌町村市良庫庫宍市　兵兵庫府府畷大阪府府和京京綾良野洲津　　三三愛県県富　　愛愛愛亀　　島県平島　　根県安琴浦な歌和山　　県県県粟

沖県宜東市沖縄和児村南児佐県島島市県県高県小玖国市分分本熊熊熊彼海戸市町佐賀岡県県小粕志島市福福福高高知知県市町市香香東市、縄町野村　縄県泊島　大島市志市県　美川鏑三林珠東　県県県本本本杵市市　賀県県川大竹屋免市　岡岡岡知知県県県香　、　川川か、県城座　沖県宜町県鹿隅県　布　西鹿郷南町股市町市大津別水県県県町　、長佐県伊上崎木町町町　福県県県県県仁本安美高高愛県県が香渡村村沖縄糸野　徳児町さ鹿志鹿之児町町　町　、　、分久府上和菊人　長長崎賀吉万毛町町　、　、福岡春大飯大椿淀山田市知知媛ま三わ川嘉　、縄県満湾鹿之島　つ児市児表島　、宮　宮宮大県見市村水池吉長崎崎県県野里町　、福福福岡県日川塚月原川町町　県県県ん木市県敷沖沖県宮市市児島県鹿ま島　島市県宮宮崎宮崎崎分宇市　、町市市崎県県佐大ヶ市　福福岡岡岡県宮市市市町町町　、高土室東の町　坂村縄縄今古　、島町瀬児町県鹿県　枕崎崎県崎県県県佐　大熊　、　、県雲対世町里　佐岡岡県県県那若　、　、　、高高知佐戸温う　香出　県県帰島沖沖県　戸島　姶児い鹿崎県県新県串都姫市大分本熊熊熊川仙馬保町町佐賀県県鞍芦須珂市福福福高高高知知県清市市町香川市沖西金仁市縄縄知鹿内県鹿良島ち児市日都富高間城島　分県県本本本棚市市市　、賀県大広手屋恵川　岡岡岡知知知県県東水　、　、川県　、縄原武村　県県名児町中児市県き島　之農町原市市村大県中相県県県町　、　、佐佐県佐任川町町町市福県県県県県県大北洋市高愛愛県三香県町町　沖沖石町島　種島　奄串県鹿影町　町　、　、分竹津良嘉天荒　長長長賀賀武賀町町　、　、　、岡太行田三日中豊川町　知媛媛直豊川座　、沖縄縄垣　県鹿子県鹿美木垂児町　宮　宮宮大県田市村島草尾長崎崎崎県県雄市　、福福福福県宰橘川原高土町村　高県県県島市県間沖沖縄県市市鹿天児町大児市野水島　宮崎宮崎崎分豊市　、町市市崎県県県江基市　福福岡岡岡岡嘉府市市村村佐　、高知安松今町　、善味縄縄県南　、児城島　崎島　市市県鹿崎県崎県県県後　大熊　、　、県長壱諫北山　佐岡岡県県県県麻市　、　、町高高知県芸前治　香通村県県本城沖沖島町県鹿町県鹿　、出児県西県西延日大大分本熊熊熊波与岐早町町佐賀県県桂水新宇市　福福福高高　知知県四市町市香川寺　与伊部市縄縄県　龍児　三児鹿鹿水島諸米国都岡出野分県県本本本佐町市市　、賀県苅香川巻宮美　福岡岡知知高県県県奈万　、　、川県市沖那江町　県県与鹿郷島鹿島島児児市県塚良富市市町市県日球県県県見　、　、佐佐県唐田春町町町町福岡県県県県知大馬半十高愛愛県土　、縄原村　沖豊浦論児町県児村県島島　鹿村村町　、　、　、豊田磨益玉玉町長長長賀賀鹿津町町　、　、　、岡県小八黒津県川路利市知媛媛琴庄香県町　沖縄見添町島　大島　南県県鹿児　、　、宮宮大大後市村城東名　崎崎崎県県島市　、福福福福県古郡女潮野佐村村町　県県県平町川粟　沖縄県城市　県鹿和県鹿九南日児島宮宮宮崎崎分分高　、町町市長県県県白玄市　福福岡岡岡岡み賀市市町町川　、　、高土内大町　県国沖縄県大市　沖伊児村錦児州さ置島市崎崎崎県県県県田大熊　、　、崎時五大石海　佐岡岡県県県県や市　、　、　、町高高高知佐子洲　香川音村縄県恩宜　沖縄仙島　江島市つ市県　県県県え日九由市分本熊熊熊県津島村町町佐賀県県大岡久篠ま　福　福福福知高県県市町市　香観　県読納味沖縄県町県鹿町県　ま　指鹿椎木綾び南重布　県県県本本本新町市市　、賀県み糸刀垣山栗市福岡岡岡県知い芸田南高愛愛多　県小市沖南谷村村縄県那　喜児　十鹿市鹿宿児葉城町の市町市大臼苓県県県上　、　、長佐県鳥や田洗町町町　岡筑県県県四県の西野市知媛媛豆縄風村　、県名覇鹿界島鹿島児　児市島村町　市　、　、分杵北錦長山五長長長崎賀嬉栖こ町町　、　、福県紫筑直万越町村町　、県県県原　沖沖う護市児町県児村島鹿島　県　、宮　宮大大県市町町洲鹿島崎崎崎県県野市町　、福福福岡う野市市、町町、高宿愛伊町川渡町沖縄縄る市　島　宇島　県児県鹿鹿宮宮崎宮崎分分杵　、　町市町県県県長有市　、福福岡岡岡県き市、　、高高高知毛南予町、県名　縄県県ま　沖県鹿検県鹿伊島霧児屋崎崎県崎県県県築大大熊　、　、東西平崎田　佐福岡岡県県県糸は　、　、高高高知毛南予町、県

町縄喜村、県伊村、沖縄是県名縄県与村沖縄国町　南沖大東県村、八　重瀬町村、北沖大縄県村、多　沖縄県村、伊沖縄県村、竹富

二　省令附則第二条第一項の規定により、前号の表の上欄に掲げる機能要件の標準については、告示別表第一の適合基準日が「令和十一年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。

三　省令附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の戸籍附票システムに係る帳票要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道道町北道雨北北道神倶村北北北北北北北北北北北北北北北北海海海

群群群栃栃栃茨茨市市陸茨県崎町町町町福只本市山山山山秋秋か市秋宮宮宮宮宮城手手県和沢市岩岩青森東辺館町青青県鶴岸別尾町町海馬馬馬木木木城城城　、　`大城高市　、　、　、　`島見宮　`形形形形田田ほ　`田城城城城城城県県県大賀市　`手手森県北地村　`森森青居町町町　、　`道県県県県県県県茨茨宮県萩　`福福福福県町市福県県県県県県市秋県県県県県県県塩洋普槌町　`岩県県県風町町　`青県県森村　、　、北北新高甘渋那市栃美大城城市ひ市茨島島島島金　、　`島白大中村羽八　`田男美大松七栗角竈野代町　`岩手遠大田間　、　`青森今む市　`北北北海海ひ山楽川須貝木浦洗県県　`た　`城県県県県山福福県鷹江山山後郎秋県鹿里衡島ヶ原田市町村　`岩手県野船子浦青青森県別つ　`北海海海道道だ村町市町町市村町つ桜茨ち茨県飯大小石町島島い町町町市町潟田潟市町村町宿市市　、　、　`岩手県二市渡町村森森県深町市青海道道道中鹿か　、　、　、　、　、　、　、　、く川城な城下舘熊野川　`県県わ　、　、　、　`町県上　、　、　、　`町　、　`宮岩岩手県岩戸　`市　、　`県県板浦　、　`森道浜足幕札追町群群群栃栃栃茨茨ば市県か県妻村町町町福西国き山山山山秋　`上市秋宮宮宮　`宮宮城手手県金手市岩　`青青お七柳町青青県白中寄別内町　`馬馬馬木木木城城城み　`那市北市　、　、　、　`島会見市形形形形田秋小　`田城城城宮城城県県県山ケ町　`手岩森森い戸町　`森森黒糠町町町村　`北県県県県県県県県ら茨珂　`茨　`茨福福福福県津町　`県県県県県田阿秋県県県県城県県気一軽田崎　`岩県手県県ら町　`青県県石町　、　、　、　`北海片長富那芳日河城い城市茨城茨城島島島会町　`福飯戸河東東県仁田湯女色七県東多仙戸米町町岩手一県南佐せ　`青森蓬つ市　`北北北北海道品野岡珂賀光内里市県　`城市城県県県県津　`福島豊沢北根成井村県沢川麻ヶ村松賀沼町町　、　`手県関花部井町青森県田が　`北海海海海道音村原市川町市町町　`神茨県　`県日双広平美福島県町村町市瀬川　`大市町町浜田島城市　、　`岩岩県八市巻町村　`森県藤村る青海道道道道新更　`町　`町　、　、　、　`茨栖城鹿茨常立葉野田里島県喜　、　、　、　`村町秋仙　、　、　`町町市市　`宮岩手手紫幡　`市　、　`青県鶴崎　`市森道標陸池更得町群　`群　`栃栃茨茨城市県嶋城総市町町村町県大多山山山山　、　`田市秋宮宮　、　、　、　`宮城手県県波平岩　`青青森六田町青　`県中茶別田別町　、馬群馬群木木城城県　`稲市県市　、　、　、　、　`会玉方形形形形山秋県　`田城城宮宮宮宮城県県岩平町市手岩森森県戸町　`森青五標町町町村　`北県馬県馬県県県県小茨敷　`笠　`茨福福福福津村市県県県県形田三秋県県県城城城城城県仙野泉泉　、　`県手県県大町　`青県森所津　、　、　、　`北海川県上県壬矢八東美城市茨間茨城島島島島坂　、　`庄高西尾県県種田鹿南加県県県県白台田町町岩岩陸県階三間　`青森外県川町北北北北海道場嬬野沼生板千海玉県　`城市城県県県県県下福福内畠川花米大町県角三美利柴富岩石市村　、　`手手前北上戸町青森県ヶ平原　`海海海海道士村恋村田町市代村市行茨県　`県石葛楢古西町島島町町町沢沢潟　`北市陸町府田谷沼市　、　`岩岩県県高上町町　`森県大浜川市北道道道道清幌　`村　`市　、　`町　、　`方城潮茨常岡尾葉殿郷　`県県　、　、　`市市村秋秋　`町　`町町市市　`宮岩手手矢奥田市　、　`青県中鰐町市　、青道子路頃樹町　、群　`群群群栃栃木木茨城城　`茨茨市県来城陸市村町町村福鏡伊福山山　、　、　、　`田田秋秋`宮宮宮宮宮城城県県県巾州市`岩青青森横泊町　、　`青青森羅屈町町町　`北馬馬馬馬県県城城県県茨す　`つ田茨福福福福県町市県県県県県県県県五　`県県県県県県県県県石九野田　、　`岩県県県東町　`青森県県臼町　、　、　`北海昭草南館野三五子城城み茨く市城島島島島三　、　`会川朝　`開神大奈子県島　`京留　`東京八荒黒県白芝栄千葉県県山佐県千長嵐み　`埼埼　`玉馬和津牧林木川霞町町鉾う県市茨龍新富三矢町島島若町町町市町　`に荘　、　、　、　、　`宮岩岩手西滝石市　、　`青県野舎沢町市森道厚本広室幌村町　、　、　、　、　`田ら常　`城ケ地岡春祭　`県県松　、　、　、　、　、　、　、　、

岬島市阪府貝堺束都田部町町市市滋三三重重知阿大市愛愛知知知県県国静静静静岐阜阜輪老上県市岐阜長山馬日曽曽村村町長南曇尻野田町本　府和塚市町府辺市　　　賀重重県県県久口　知知県県県県小松市岡岡岡岡阜県県之町市市　阜県野ノ村村町町　　　野相野市市市　町大摂泉市　　大市　滋滋滋滋県県県鈴津幸比町愛県県大江安半山崎　県県県県県川池内　　　岐県高県内　　　長長長県木市　　　大　阪津市　大京山　京賀賀賀賀彦川伊鹿市田町　知愛岩府南城田町町静湖藤島熱東辺田町岐岐岐阜美山小町長長長長野野野御村　長長長阪大府市　大阪都崎京都県県県県根越賀市　町　愛県西倉市市市市　　岡西枝田海白町町　阜阜阜県濃市川　野野野野県県県代　長野野野府阪交　大阪府府町都府多竜湖守市町市　三　愛知み市市　　　静静県市市市市川　　岐県県県土市　村長県県県県喬平松田長野県県太府野大阪府岸精　府城賀王南山　　　三重愛知県よ　　愛愛愛愛岡岡東　　　村岐岐阜垂下瑞岐　岐　野小筑麻木木谷川町野県佐大諏子忠市阪府守和華京京陽町町市市滋三三重県知県大し愛愛知知知知県県伊静静静静　阜阜県井呂穂市岐阜長県谷北績祖村村町　県小久町訪町岡　府柏口田町都丹市　　　賀重重県四県東治市知知県県県県吉函豆岡岡岡岡岐県県安町市市　阜県野木村村村村　　長北海市市市　町大藤原市市　府後　京滋滋滋県県県亀日設浦町　県県知稲西豊田南町県県県県阜七北八　　　岐県多県島　　　長長長野相町　　　大　阪井市　　京久市京都賀賀賀長大木山市楽町　愛清豊多沢尾川町町　伊袋磐三県宗方町岐岐岐阜瑞治飯平長長長長野野野県木　長長長阪大府寺　大大都御　都府県県県浜台曽市市町　愛知須明市市市市　　静豆井田島御町町　阜阜阜県浪見綱村野野野野県県県立村長野野野府阪大市大阪阪府山京府福愛高栗市町岬　　　愛知県市市　　　静静岡市市市市嵩　　岐県県県各市市町　県県県県豊根高科　野県県県千府阪　阪府府南町都向知荘島東　　町三三愛知県あ　　愛愛愛愛岡岡県　　　町岐岐阜関海飛務　　　長小池生王丘羽森町長県千飯須早熊狭大府泉豊山　府日山町市市滋三　重重知県蟹ま愛愛知知知知県県河静静静静　阜阜県ケ津騨原岐岐長野布田坂滝村村町　野川曲山坂赤取山阪羽佐中城京南市市　　　賀重三県県県南江市知知県県県県川清津岡岡岡岡岐県県掛原市市市阜阜野県施町村村　　　長県上市市市阪町市府曳野市村都丹　　滋滋滋県県県重い松東知町　県県知新蒲碧根水町県県県県県阜八坂斐町　　　県県県野町　　　長長長野佐村　　　村　　東野市　　府市京京賀賀賀近紀県な阪栄多　愛北日立城郡南本町　御下焼富県百祝川　岐岐岐恵関栄沢　長長長野野野県久　長長長長　大大大市　大大宇　都都県県県江北菰べ市町町愛知名進市市市市町　静前田津士白津町町岐阜阜阜那市村温長野野野県県県長穂長野野野兵阪阪阪　大阪阪治京府府豊米甲八町野市　　　知県古市　　　　静岡崎市市宮川町　　阜県県県市　　泉野県県県上天阿和町野県県県庫府府市大阪府府田都八舞郷原賀幡　町　三愛愛県長屋　愛愛愛愛愛岡県市　　市村　岐岐県岐本可　岐岐村県松山大松龍南町　県東茅小県田阪　阪府池大原府幡鶴町市市市三　三重知知飛久市愛知知知知県南　静静　　岐阜阜神南巣児岐阜阜　高川形桑町村町　長野南御野諸姫尻南大府松田阪町木市市　　　重重重県県県島手　知県県県県県長伊静岡岡岡岡岡県富大町　　県中大県村　　長長長野軽村　　路町市阪門原市市　津　滋滋滋滋県県県桑豊武村市愛県尾東常豊豊泉豆岡県県県県県富大町　　県中大県村　　長長長野軽村　　市　府真市　京川京京賀賀賀御祭志名根豊　知田張海滑田橋町町県裾掛伊静白加野　岐岐岐美津垣信　長長長野野野県井　長長長　大大四市　大大都市都都県県県浜日市　　摩市村町愛愛県原旭市市市市　伊野川東岡町　町町岐阜阜阜濃川市濃長野野野県県県富沢長野野野兵阪阪阪　大阪府　府府甲日野草町　　知知弥市市　　静静豆市市市　阜県県県加市　野県県県県南秦阿士町野県県県庫府府暖大阪府府和京京綾良野洲津　町　三三愛県県富　愛愛愛愛岡岡の　市市　岐岐県養郡山茂　岐　町県白朝木木阜智見町県安塩中

海戸市町佐賀岡県県小粕志島市福福福高高知知県市町市香香東市徳徳徳県阿生町山市広広広県吉来浦町べ山歌市奈奈奈大太稲市兵庫庫県市市　賀県県川大竹屋免市　岡岡岡知知県県県香　　川川か　島島島島勝南町　口　島島島隠賀市町　町県山　良良良和子美　庫県県県尼　長佐県伊上崎木町町町　福県県県県県仁本安美高高愛県県が香県県県浦市　山県山県県県岐町　　和　高県和県県県高町町兵県加宝崎長長崎賀吉万毛町町　　　福岡春大飯大椿淀山田市知知媛ま三わ川上松神町　山口柳口熊府竹の　島鳥歌和野岩歌曽三五田　　庫南西塚市崎崎県県野里町　　福福福岡県日川塚月原川町町　県県県ん木市県板茂山　徳口県井県野中原島島根取山歌町出山爾郷條市兵兵県あ市市　県県佐大ヶ市　福福岡岡岡岡県宮市市市町町町　　高土室東の町　坂町町町徳島県和市宇町市市町根県県県山　市県村町市　庫庫加わ　　兵雲対世町里　佐岡岡県県県那若　　　　　高高知佐戸温う　香出　　　島県阿木　部　　　県江大太県和　橋　　　奈県県東じ兵兵庫仙馬保町町佐賀県県鞍芦須珂市福福福高高高知知県清市市町香川市徳徳徳県吉武町山市広広広岡海津山地白歌和本奈奈奈良上播市市庫庫県市市市　　賀県大広手屋恵川　岡岡岡知知知県県東水　　　川県　島島島島上野町　口　島島島島士市町町浜山歌市良良良県郡磨　　県県相　　佐佐県佐任川町町町市福県県県県県大北洋市高愛愛愛県三香県県県勝川　山県山県県県県町　　町県山　県県県大町町兵兵丹三生長長長賀賀武賀町町　　　岡太行田三日中豊川町　知媛媛直豊川東北那町市徳口美口大大三瀬　島鳥鳥　湯県和御斑生和　　庫庫波木市崎崎崎県県雄市　　福福福福県宰橋川原高土町村　高県県県島市県み島賀　　島県祢県崎竹原戸島根取取和浅か歌杖鳩駒郡兵兵県県篠市　県県県江基市　福福岡岡岡岡嘉府市市村村佐　　高知安松今町　善よ町町徳徳県上市山上市市内根県県県歌町つ山村町市山庫庫た朝山　兵長壱諫北山　佐岡岡県県県県麻市　　　町高高知県芸前治　香通し　　島島鳴関　口島　　市県雲南米山　ら県　　市県県つ来市兵庫与岐早町町佐賀県県桂水新宇市　福福高高　知知県四市町市香川寺町徳徳県県門町山市町広広　西南部子県和ぎ新奈奈奈　香市の市　庫県町市市　　賀県苅香川巻宮美　福岡岡知知高県県奈万　　　川県市　島島佐美市　口　　島島岡ノ市町市す歌町宮良良良奈美川市　兵県加　　　佐佐県唐田春町町町町福岡県県県県知大馬半十高愛愛県土　香県県那馬　山県山広県県山島　　　さ山　市県県県良町町　兵庫高古長長長賀賀鹿津町町　　　岡県小八黒津県川路利市知媛媛琴庄香川藍美河市徳口周口島廿尾県町島鳥鳥み県和　王安宇県　　兵庫県砂川崎崎崎県県島市　　福福福福県古郡女潮野佐村村町　県県県平町川県住波内　島県南県県日道赤　根取取町広歌和寺堵陀天奈兵庫県養市市県県県白玄市　福福岡岡岡岡み賀市市町町川　　　高土内大町　県高町町村徳県田市萩世市市磐島県県県　川山歌町町市理良庫県淡父　　時五大石海　佐岡岡県県県県や市　　　高　町高高高知佐子洲　香観松　　　島小布　市羅市　市根奥江倉和町県山　　　市県県猪路市兵兵津島村町町佐賀県県大岡久篠ま　岡岡福福知高　知知知県市町市　川県寺　島島島三島町口口山　町　広　広　県出府吉歌　九県和奈奈　奈奈福名市　兵庫庫町市市　賀県み糸刀垣山栗市福　岡岡岡県県県香　　県寺　島島島三島町口口山　広　広知雲町市山和度紀歌良良良崎川　兵県県　　長佐県鳥や田洗町町町　岡筑県県県四県の西野市知媛媛多豆　川板海石市　山周防県口府福広　島鳥那山町川県三山桜　　庫丹野穂長長長崎賀嬉栖こ町町　　福県紫筑直万越町村町　県県県津町川丸町町町徳島県大市下町　市市島根県県勝み和　歌町村　市県県県粟　兵兵崎崎崎県県野市町　　福福福岡う野市市町町　佐方十知　　高宿愛伊町町川丸町町町徳島県大市下町　市市島根県県勝み和　歌町村　市県県県長有市　福福福岡岡岡県き市市町町　高高高知毛南予　県亀　　島県平島　関　　根県安琴浦な歌和山　　県県県粟　兵兵東西平崎田　佐福岡岡県県県糸は　　　　　

彼杵町	熊本県
熊本市	熊本県
玖珠町	大分県
国東市	大分県
小林市	宮崎県
高原町	宮崎県
鹿児島市	鹿児島県
南さつま市	鹿児島県
佐賀市	佐賀県
南島原市	長崎県
和泊町	沖永良部島
知名町	沖永良部島
与論町	与論島
沖縄市	沖縄県
糸満市	沖縄県
豊見城市	沖縄県
南城市	沖縄県
久米島町	沖縄県
八重瀬町	沖縄県
多良間村	宮古島
竹富町	八重山
与那国町	八重山

四　省令附則第二条第一項の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる帳票要件の標準については、告示別表第三の適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。

五　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名	市区町村名
北海道	小樽市、旭川市、帯広市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、石狩市、当別町、新篠津村、松前町、知内町、七飯町、鹿部町、江差町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、東神楽町、愛別町、上川町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、中標津町、羅臼町
青森県	青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
岩手県	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、柴田町、川崎町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
秋田県	能代市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、上小阿仁村、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	米沢市、新庄市、村山市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、戸沢村、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、庄内町
福島県	会津若松市、いわき市、喜多方市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、鏡石町、只見町、西会津町、会津坂下町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、矢祭町、石川町、平田村、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、新地町、飯舘村
茨城県	日立市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、河内町、八千代町、五霞町
栃木県	栃木市、日光市、矢板市、上三川町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、那須町、那珂川町
群馬県	沼田市、館林市、渋川市、富岡市、上野村、南牧村、甘楽町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町
埼玉県	川越市、熊谷市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、朝霞市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、皆野町、長瀞町、美里町、宮代町、杉戸町
千葉県	千葉市、銚子市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、流山市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	中央区、港区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、神津島村、三宅村、八丈町

神奈川県
横浜市、相模原市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

新潟県
長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村

富山県
富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

石川県
七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

福井県
福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

山梨県
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、道志村、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

長野県
長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村

岐阜県
大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村

静岡県
静岡市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町

愛知県
豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、江南市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、大口町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

三重県
津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町、大台町、紀北町、御浜町

滋賀県
彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

京都府
福知山市、舞鶴市、綾部市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、宇治田原町、和束町、精華町、南山城村

大阪府
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、貝塚市、守口市、泉佐野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村

兵庫県
姫路市、尼崎市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、香美町

奈良県
奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、生駒市、宇陀市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、三宅町、曽爾村、御杖村、王寺町

和歌山県
和歌山市、橋本市、新宮市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、米子市、倉吉市、琴浦町、大山町、南部町、江府町

鳥取県
安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

島根県
瀬戸内市、赤磐市

岡山県
広島市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、廿日市市、府中町、熊野町、大崎上島町、世羅町

広島県
下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町

山口県
鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、東みよし町

徳島県
高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、琴平町、多度津町、まんのう町

香川県
今治市、大洲市、伊予市、東温市、松前町、内子町、愛南町

愛媛県
室戸市、安芸市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町

高知県
直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、古賀市、うきは市、宮若市、嘉麻市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、苅田町、みやこ町、上毛町

福岡県
佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、吉野ヶ里町、基山町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町

佐賀県
長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、新上五島町

長崎県
人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市、玉東町、長洲町、和水町、嘉島町、益城町、錦町、水上村、相良村、球磨村、苓北町

熊本県
別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町

大分県
都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町

宮崎県
鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、大崎町、錦江町、南大隅町、中種子町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

鹿児島県

沖縄県　那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○総務省告示第百十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十二号）附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道、青森県六ヶ所村、大田原市、福島県塙町、須賀川市、栃木県高根沢町、所沢市、埼玉県横瀬町、芳賀町、東京都豊島区、神奈川県葉山町、調布市、埼玉県小鹿野町、東京都昭島市、和光市、千葉県船橋市、岐阜県岐南町、静岡県西伊豆町、滋賀県大津市、愛知県大口町、名古屋市、京都府京丹後市、大阪府枚方市、兵庫県洲本市、奈良県大淀町、和歌山県海南市、鳥取県岩美町、島根県飯南町、岡山県奈義町、広島県安芸高田市、福岡県大野城市、佐賀県神埼市、長崎県松浦市、熊本県八代市、鹿児島県薩摩川内市	令和九年四月一日
北海道壮瞥町、青森県八戸市、秋田県秋田市、秋田県大館市、福島県鮫川村、栃木県さくら市、群馬県下仁田町、千葉県市原市、千葉県八千代市、千葉県九十九里町、東京都練馬区、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、京都府京丹後市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、兵庫県洲本市、兵庫県西脇市、長野市、多可町、岡山県美作市、岡山県早島町、広島県鳥取県日吉津村、岡山県津山市、広島県神石高原町、愛媛県宇和島市、愛媛県鬼北町、宮崎県宮崎市	令和十年四月一日
福島県下郷町、福島県南会津町、栃木県足利市、栃木県鹿沼市、千葉県市原市、埼玉県入間市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、山梨県市川三郷町、山梨県富士川町、徳島県藍住町、愛媛県松山市	令和十一年四月一日
福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県上尾市、神奈川県横浜市、山梨県南部町、山梨県身延町	令和十二年四月一日

山形県大石田町、山形県真室川町、福島県檜枝岐村、栃木県佐野市、埼玉県横瀬町、大阪府泉南市、和歌山県紀美野町、鳥取県鳥取市　　令和十三年四月一日

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○総務省告示第百十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十三号）附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の印鑑登録システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体を次のように定め、告示する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の印鑑登録システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市	令和八年総務省告示第百一号（以下「告示」という。）別表第一の0020077の項、0020078の項、0020079の項、0020080の項、0020081の項、0020137の項、0020142の項、0020153の項、0020182の項、0020183の項、0020186の項、0020225の項、0020264の項及び0020265の項に規定する機能要件の標準
大阪府大阪市	告示別表第一の0020222の項、0020223の項及び0020273の項に規定する機能要件の標準

二　省令附則第二条第一項の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる機能要件の標準については、告示別表第一の適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。

三　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名	市区町村名
北海道	留寿都村、喜茂別町、京極町、古平町、浦幌町
青森県	新郷村
岩手県	大槌町、普代村、野田村
宮城県	登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大衡村、色麻町
山形県	天童市、中山町、西川町、真室川町
福島県	大玉村、下郷町、南会津町、三島町、鮫川村、三春町
茨城県	下妻市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、大子町、八千代町、五霞町
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、神川町、上里町、寄居町、杉戸町
埼玉県	袖ケ浦市、匝瑳市、横芝光町
千葉県	青梅市、清瀬市、武蔵村山市
東京都	南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村
神奈川県	加茂市
新潟県	道志村、小菅村、丹波山村
山梨県	飯田市
長野県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
静岡県	泉南市、四條畷市
大阪府	三宅町
奈良県	海南市、新宮市、紀美野町、古座川町
和歌山県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
鳥取県	有田町
佐賀県	諫早市、平戸市、松浦市
長崎県	玉東町
熊本県	

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○総務省告示第百十三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十三号）附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。

地方公共団体	福若県福直知町のう寺県山町新島府取歌県県庫大原市府滋八県三府知静村辺阜岐市県岐関山小富川潟新京並葉県市久若館県森町野牛江北岡市春岡方県、う市美口、庄根町県山橋香県阪町、綾賀幡川重市県岡、町県阜、山阜市梨松山市県潟都区県山、喜松市岩県、町町差海県、日県市香愛町、馬県広村県、琴県本美明府、京部県市越県、蒲県岐、大県岐県県、県市県、関県狛、御武千市市、手八北、、町道小福市大、南媛、香市山島、知島浦日市町石忠大都市野、町鈴愛郡吉阜岐野神阜市恵岐忍、上富川糸江東宿市葉、、秋町戸海北北、滝竹岡、川福市県愛川、口県岡夫根町高、、市岡阪府、洲滋、鹿知市田県阜町戸県、那阜野福市山村魚市京町、県埼福田、市道海海北川町県福市岡、鬼媛県徳市三山村県、川和奈、町府向京市賀三市県、町御県、町下岐市県村井町県、川、都、千東玉島県岩、豊道道海市、久岡、県高北県さ島、原県、出鳥町歌良兵、藤日都、県重、知愛、嵩七岐、呂阜、中、県、黒富市神北東葉金県県湯手青浦占秩道、福山県福飯知町宇ぬ県山市鏡岡雲取、山県庫大井市府滋草県三立知静町宗阜岐市県岐津岐敦富部山、奈区京県市八い沢県森町冠父奥北岡町宗岡塚県、和き勝口、野山市県和県大県阪寺、宇賀津大重市県岡、町県阜、瑞阜川阜賀山市県新川、都大、潮わ市金県、村別尻海県、像県市香高島市浦県広町県、大歌広和西府市京治県市台県、常県岐、池県岐穂県市県市県、高潟県東江網千市き、ケ六北、町町道川福市行、美知市、町田島、井島山山川郡脇熊、都市湖、町木愛滑川阜岐田輪阜市土、岐、立富岡県相京東白葉、市秋崎戸海北、、恵崎岡、橋福市県、香、布県岡原根町県町山市取大府、南滋、曽知市根県阜町之県、岐岐阜福山山市妙模都区里県埼、田町町道海北北庭町県福市岡、室愛川徳施三山市県、串、市、町阪長京市賀三岬県、本白県、内岐岐市阜市井町県、高原板、市旭玉福県、、大道海海市、粕岡、県高戸媛県島町次県、安鳥本和、兵、府岡都、県重町東愛町川八岐町南阜、県、県、小富市市橋東、市県島由宮青樹礼道道、福屋県福田知市県琴県、市奈岡来取町歌奈庫大島京府滋守県、郷知、村百阜、町県岐美岐美富矢山、、区京千、吉県利城森町文雨赤北岡町古岡川県、伊平松山、義山市県、山良県阪本市宮賀山紀三町県愛、津県岐、飛阜濃阜浜山部県新神、都葉千川会本県県、町竜井海県、賀県市佐高予町茂口広町県、南鳥県県三府町、津県市北重、小知静町北阜岐騨県市県町県市魚潟奈東渋県葉市津荘仙六北、町川道苅福市小、川知市、町県島、真島部取日大田田、京市来、町県愛牧県岡、方県阜市各、大、入、津県川京谷九県、美市台ヶ海北、村七田岡、郡福町県、香、平県岡庭根町県高淀市尻大都、原滋、東知市半県岐町安県、務岐垣福善富市阿県都区十勝千里、市所道海北、飯町県福市岡、安愛川香生安山市県、米町町、町阪府京市賀三員県、田御阜、八笠岐原阜市井町山、賀伊練、九浦葉町山、村本道海北町、芦岡、県福芸媛県川町芸県、飯鳥子、、兵、府大都、県重町大愛市殿県岐町松阜市県、県、県富野勢馬東里市県、形秋、別小道海、福屋県福八岡市県多県、高久岡南取市和奈庫大豊山府京栗県、治知、場白阜、町県、瑞岐高富射山市原区京町、銚埼県田青町清北道北岡町う岡女県、西度丸徳田米山町県、歌良県阪能崎亀都東御三町県愛市川県岐、本岐浪阜浜山水県、市、都、千子玉東県森、水竜月海県、き県市久高予津亀島市南県、町美根県、広島岐四日知静岡県東白県、町郡岐市県、島東山市県、島秋村森道道海、み福は筑福岡市紫米県、、、阿、作市境な村山赤能市、西ノ島取市町和、歌兵、市阪府勢町、田陽都、江鳥和山庫兵、咲県、江重市、大愛、川川岐、上阜、県、町、高、山梨町、朝富山、日町、県、舟橋村、滑新、東杉千葉津県津大手青府良背道福岡、宮岡、県高前ん通島、羅美山町、県、近三市、京市、賀、原、日、愛井知市県、原県、原町、原、日、愛井知市県、原県、原町、原、日、愛井知市県、原県、原町

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の選挙人名簿管理システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
岩手県矢巾町、千葉県市原市、東京都千代田区、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都文京区、東京都台東区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都品川区、東京都目黒区、東京都大田区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、富山県、富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、富山県、石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町、福井県、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、長野県、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、青木村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川町、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、和歌山県、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本県、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、ギノワン市、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町	令和八年総務省告示第百二号（以下「告示」という。）別表第一の機能ID００５００３の項、００５００１１の項、００５００２９の項、００５００４１の項、００５００４５の項、００５００５３の項、００５００４９の項、００５００５４の項、００５００６１の項、００５００６３の項、００５００６５の項、００５００６７の項、００５００６９の項、００５００７０の項、００５００７２の項、００５００７４の項、００５００７６の項、００５００７８の項、００５００７７の項、００５００７９の項、００５００８０の項、００５００８８の項、００５００８９の項、００５００９０の項、００５００９１の項、００５００９２の項、００５００９３の項、００５００９４の項、００５００９５の項、００５００９６の項、００５００９７の項、００５００９８の項、００５００９９の項、００５０１００の項、００５０１０１の項、００５０１０２の項、００５０１０３の項、００５０１０４の項、００５０１０５の項、００５０１０６の項、００５０１０７の項、００５０１０８の項、００５０１０９の項、００５０１１０の項、００５０１１１の項、００５０１１２の項、００５０１１３の項、００５０１１４の項、００５０１１５の項、００５０１１６の項、００５０１１７の項、００５０１２０の項、００５０１２１の項、００５０１２２の項、００５０１２３の項、００５０１２４の項、００５０１２５の項及び００５０１２６の項に規定する機能要件の標準
東京都千代田区、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都文京区、東京都台東区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都品川区、東京都目黒区、東京都大田区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、富山県、富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、富山県、石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町、福井県、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、長野県、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、青木村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川町、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、和歌山県、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本県、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、ギノワン市、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町	告示別表第一の機能ID００５００３の項、００５００１１の項、００５００２９の項、００５００４１の項、００５００４５の項、００５００５３の項、００５００４９の項、００５００５４の項、００５００６１の項、００５００６３の項、００５００６５の項、００５００６７の項、００５００６９の項、００５００７０の項、００５００７２の項、００５００７４の項、００５００７６の項、００５００７８の項、００５００７７の項、００５００７９の項、００５００８０の項、００５００８８の項、００５００８９の項、００５００９０の項、００５００９１の項、００５００９２の項、００５００９３の項、００５００９４の項、００５００９５の項、００５００９６の項、００５００９７の項、００５００９８の項、００５００９９の項、００５０１００の項、００５０１０１の項、００５０１０２の項、００５０１０３の項、００５０１０４の項、００５０１０５の項、００５０１０６の項、００５０１０７の項、００５０１０８の項、００５０１０９の項、００５０１１０の項、００５０１１１の項、００５０１１２の項、００５０１１３の項、００５０１１４の項、００５０１１５の項、００５０１１６の項、００５０１１７の項、００５０１２０の項、００５０１２１の項、００５０１２２の項、００５０１２３の項、００５０１２４の項、００５０１２５の項及び００５０１２６の項に規定する機能要件の標準
東京都千代田区、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都文京区、東京都台東区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都品川区、東京都目黒区、東京都大田区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村、新潟県、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村、富山県、富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、富山県、石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町、福井県、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、長野県、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、青木村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川町、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、和歌山県、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市

0060200の項、0060201の項、0060202の項、0060203の項、0060205の項、0060206の項、0060207の項、0060208の項、0060209の項、0060211の項、0060212の項、0060213の項、0060215の項、0060216の項、0060218の項、0060220の項、0060222の項、0060223の項、0060224の項、0060225の項、0060226の項、0060227の項、0060228の項、0060230の項、0060233の項、0060234の項、0060239の項、0060241の項、0060242の項、0060250の項、0060256の項、0060264の項、0060265の項、0060266の項及び0060267の項に規定する機能要件の標準

告示別表第一の機能IDの0060051の項、0060107の項、0060118の項、0060151の項、0060158の項、0060165の項及び0060194の項、0060195の項に規定する機能要件の標準

告示別表第一の機能IDの0060086の項及び0060293の項に規定する機能要件の標準

告示別表第一の機能IDの0060027の項、0060030の項、0060033の項、0060041の項、0060042の項、0060088の項、0060098の項、0060102の項、0060109の項、0060111の項、0060119の項、0060124の項、0060132の項、0060136の項、0060187の項、0060196の項、0060197の項、0060199の項

熊本県 佐賀県 鳥取県 宮崎県 大分県 岡山県 牧之原市 菅野町 川崎町 川越町 東京都 千葉県 埼玉県 玉島町 群馬県 高芳町 三栃県
本賀町 取市 阪県之村 県 県京葉玉玉県県市 馬根賀川木日五
県県県県 府西原 神開神葉都県県県川越 群県沢町町県光霞
玉有北智和四伊市山奈成奈山武匝神横島生埼馬中町 、さ市町、
東田栄頭歌條豆 梨川町川町蔵瑳川瀬町町玉県之 栃栃く 、
町町町町山曝町静県町 県 村市町町 、県高条栃木木ら栃栃
、、県市 岡丹清神大神山 、 埼埼ふ山町木県県市木木
長鳥鳥紀 静県波川奈井奈市千埼埼玉玉じ村 県壬益 県県
崎取取美奈岡河山村川町川 葉玉玉県県み 群那生子栃真栃
県県県野良県津村 県 県京葉玉玉県県吉滑野群町木岡木
諫日八町県清町 新箱神大奈横上皆見川市馬県町 、県市市、
早吉頭 三水 長潟根奈磯川芝里野町町 県長 栃栃那 、
市津町和宅町静野県町川町県光町町 、埼東野栃木木須栃栃
、村 歌町 岡県加 県 埼埼玉吾原木県県烏木木
長 鳥山 静県飯茂神松神足 埼埼玉玉県妻町県野茂山県県
崎鳥取県和岡南田市奈田奈柄東玉玉県県伊町 那木木市大佐
県取県古歌県伊市 川町川市京県県鳩嵐奈、埼玉群珂町町 田野
平県三座山長豆 山県 県 都寄長山山町 馬川 、栃原市、
戸伯朝川県泉町静梨真神二神青居瀞町町 、埼玉県嬬 木木県、栃
市耆町町海町 岡県鶴奈宮奈梅町町、埼玉県坂戸村恋群県県下栃木木
、町 鳥、南 静県道町川町川市 、埼玉玉県毛 市馬塩市野県県
長鳥取 鳥市大岡裾志 県 県東玉県ときが小呂埼群下町町 那沼
崎取県 取 阪県野村神山神綾玉県小わ川山玉馬仁 、栃須市、
県県湯県和府松市 奈北奈瀬川市清都杉戸野町、町町 鶴草町木木塩
松日梨美山南町静梨県 山川町川市 県 瀬市、 鹿野町、町町 原、栃
浦野浜町町、、新 静県小川奈井奈、 中神中海道東京部北 埼埼ヶ津 県県上 市、栃
市町、、 岡県愛神 市 町 道道由 青青 道 北 道 県 名田大間
、、 県市 木木県 、 、 、